○関西大学学則

昭和23年３月25日
制定

第１章　通則

（目的）

第１条　関西大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、外国語学、健康学、情報学、安全学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

（自己点検及び評価）

第１条の２　本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検項目及び実施体制に関する規定は、別に定める。

３　本大学は、第１項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

（教育研究活動等の状況の公表）

第１条の３　本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表する。

（学部及び学科等）

第２条　本大学に次の学部及び学科を置く。

法学部
　法学政治学科
文学部
　総合人文学科
経済学部
　経済学科
商学部
　商学科
社会学部
　社会学科
　　社会学専攻
　　心理学専攻
　　メディア専攻
　　社会システムデザイン専攻
政策創造学部
　政策学科
　国際アジア学科
外国語学部
　外国語学科
人間健康学部
　人間健康学科
総合情報学部
　総合情報学科
社会安全学部
　安全マネジメント学科
システム理工学部
　数学科
　物理・応用物理学科
　機械工学科
　電気電子情報工学科
環境都市工学部
　建築学科

都市システム工学科
エネルギー環境・化学工学科
化学生命工学部
化学・物質工学科
生命・生物工学科
（学部及び学科の教育研究上の目的）
第２条の２　法学部は、法と政治に関わる幅広い知識と判断力を培うことによって、自律的かつ創造的に思考、行動し、複雑多様で変化の激しい現代社会に柔軟に対応できる人材を育成することを目的とする。
２　文学部は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、幅広い教養と深い専門知識を備えた21世紀型市民の育成を目的とする。
３　経済学部は、経済学の基本的原理を学ぶことで国際化と情報化の進展する現代にあって国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。
４　商学部は、経営に対する広い視野と鋭い洞察力を持ち、単なる利益の追求にとどまらず、企業倫理と社会的責任を深く認識した品格ある柔軟なビジネスリーダーを育てることを目的とする。
５　社会学部は、社会学、心理学、メディア及び社会システムデザインに関する理論的・実証的研究教育を行うとともに、人間や社会に関わる専門性と学際性を備えた有能な人材を育成することを目的とする。
６　政策創造学部は、国際関係、政治、経済、経営戦略、法律、地域文化等多様な領域を横断的に学ぶことによって、現代社会の諸問題を、発見する力、解決の方法を見い出す力及びそれを実行・実現する力を養うことを目的とする。
（１）　政策学科は、国際・アジア分野、政治・政策分野、地域・行政分野、組織・経営分野等における社会・人文諸科学を学ぶことにより、現代において複雑に入り組んだ問題を解決するための政策を創造しうる人材を育成することを目的とする。
（２）　国際アジア学科は、多様な歴史と文化を前提とするそれぞれの地域、国家、国際社会の公共政策、法政策及び社会的諸事情を学ぶことにより、国際的通用力を有する人材育成を目的とする。
７　外国語学部は、全学の外国語教育を担うとともに、卓越した外国語力とコミュニケーションスキルを基に、教育界を含む国際社会で活躍できる「外国語のプロフェッショナル」の育成を目的とする。
８　人間健康学部は、人間生活における健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育を行い、人間と健康に関する総合的な専門性を持つ人材を育成することを目的とする。
９　総合情報学部は、情報の理論とその意義や機能及び情報と人間・社会との関係について幅広い知識を培うとともに、情報技術を活用して問題の解決を図ることのできる人材の育成を目的とする。
10　社会安全学部は、現代社会の安全を脅かす様々な問題について、学際融合的・実践的な教育研究を行うとともに、安全・安心な社会の構築に寄与できる、幅広い視野と問題解決能力を備えた人材の育成を目的とする。
11　システム理工学部は、安全で質の高い生活を目指して持続的に発展を続けるための高度で信頼できる「しくみ」と「しかけ」を創造できる力量と論理的な思考能力を養い、産業技術や社会に資する有為な人材の育成を目的とする。
（１）　数学科は、現代における様々な事象を分析し抽象化する能力を養い、各々の直面する問題を解決するための数理的構成力、論理的思考力とそれらを的確に表現する能力を持つ人材の育成を目的とする。
（２）　物理・応用物理学科は、科学技術の基盤となっている物理・応用物理学の基幹分野を体系的に学習し、数理的解析法と実験計測法の修得を通して、幅広い分野に応用できる科学的思考力・分析力・創造力の育成を目的とする。
（３）　機械工学科は、社会を支える機械システムの構築・創造に不可欠な物質的機能、エネルギー的機能、情報処理的機能の基本原理の理解と応用技術を修得するとともに、問

題発見・思考・解決能力をもった人材の育成を目的とする。

（4） 電気電子情報工学科は、現代社会に不可欠の電気電子、情報、通信のハードウェアとソフトウェア技術を中心に、専門的な知識を修得するとともに、問題発見・思考・解決能力をもった人材の育成を目的とする。

12 環境都市工学部は、都市産業社会における住民生活と生産活動が共生する安全・安心かつ環境に配慮した「まち」空間の創生と再生に関する科学技術の知識と豊かな創造性を備えた人材の育成を目的とする。

（1） 建築学科は、耐震・耐久性に関わる構造、熱・光・音など環境を扱う自然科学分野から、設計・計画、歴史・意匠の人文・社会科学分野にわたる幅広い科目の修得により、高度の理解力と問題解決能力、創造的な感性を備えた人材の育成を目的とする。

（2） 都市システム工学科は、自然環境に調和した都市を創造するため、環境、情報、マネジメント等の視点から、都市システムを計画、設計及び維持管理するために必要な知識と技術を修得し、まちづくりを担う技術者・研究者の育成を目的とする。

（3） エネルギー環境・化学工学科は、物理化学、化学工学等の学問を基礎とし、これらに関する演習・実験を通して問題の本質を把握・解決できる能力を養成し、現代の種々のエネルギー・環境問題に工学的に対処できる技術者・研究者の育成を目的とする。

13 化学生命工学部は、「もの」と「いのち」の共生を図る科学技術の開発と創成を目指し、人類と環境に貢献できる新素材・新物質の創出と目的物質の製造プロセスの構築を志す、独創的なものづくり能力を持つ人材の育成を目的とする。

（1） 化学・物質工学科は、分子、高分子、マテリアル及び生体関連物質の合成、反応、製造、加工等に関わる専門的な知識と能力を身に付けるとともに、これら物質の構造・機能に関する学理と技能も修得し、創造性豊かな人材の育成を目的とする。

（2） 生命・生物工学科は、食品・生命・医療・環境に関する諸問題に対応可能な知識と技術を持つ人材を育成するために、講義と実験を通して、生命現象を細胞内反応や生体分子の作用として理解させ、幅広い生命科学・生物工学の技法の修得を目的とする。

（方針）

第２条の３ 本大学は、前条の教育研究上の目的を踏まえて、本大学、学部ごとに次の方針を定める。

（1） 卒業認定・学位授与の方針

（2） 教育課程編成・実施の方針

（3） 入学者受入れの方針

２ 前項各号の方針については、別に定める。

３ 第１項第２号を定めるに当たっては、同項第１号との一貫性の確保に努めるものとする。

４ 本大学は、第１項第１号及び第２号に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

５ 入学者の選抜は、第１項第３号に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（収容定員等）

第３条 本大学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部及び学科名		入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法学政治学科	715名		2,860名
	計	715名		2,860名
文学部	総合人文学科	770名 （初等教育学専修50名を含む。）		3,080名 （初等教育学専修200名を含む。）
	計	770名		3,080名
経済学部	経済学科	726名		2,904名
	計	726名		2,904名
商学部	商学科	726名		2,904名
	計	726名		2,904名
社会学部	社会学科			

	社会学専攻 心理学専攻 メディア専攻 社会システムデザイン専攻	198名 198名 198名 198名		792名 792名 792名 792名
	計	792名		3,168名
政策創造学部	政策学科 国際アジア学科	250名 100名		1,000名 400名
	計	350名		1,400名
外国語学部	外国語学科	165名		660名
	計	165名		660名
人間健康学部	人間健康学科	330名 （福祉と健康コース100名を含む。）		1,320名 （福祉と健康コース400名を含む。）
	計	330名		1,320名
総合情報学部	総合情報学科	500名	30名	2,090名
	計	500名	30名	2,090名
社会安全学部	安全マネジメント学科	275名		1,100名
	計	275名		1,100名
システム理工学部	数学科 物理・応用物理学科 機械工学科 電気電子情報工学科	33名 66名 220名 182名		132名 264名 880名 728名
	計	501名		2,004名
環境都市工学部	建築学科 都市システム工学科 エネルギー環境・化学工学科	105名 132名 88名		420名 528名 352名
	計	325名		1,300名
化学生命工学部	化学・物質工学科 生命・生物工学科	242名 105名		968名 420名
	計	347名		1,388名

（修業年限）

第４条　本大学学部の修業年限は、４年とする。ただし、在学年数８年を超えることはできない。

（外国人留学生）

第５条　本大学は、外国人留学生の入学を許可することができる。

２　外国人学部留学生に関する規定は、第７章に定める。

（委託生、聴講生及び科目等履修生）

第６条　本大学に委託生、聴講生及び科目等履修生の制度を置く。

２　委託生、聴講生及び科目等履修生に関する規定は、第８章に定める。

（大学院）

第７条　本大学に大学院を置く。

２　大学院に関する学則は、関西大学大学院学則に定める。

（留学生別科）

第７条の２　本大学に留学生別科を置く。

２　留学生別科に関する規定は、関西大学留学生別科規程に定める。

（附置機関）

第８条　本大学に次の機関を附置する。

（１）　関西大学図書館

（２）　関西大学博物館

（3） 関西大学インフォメーションテクノロジーセンター
（4） 関西大学経済・政治研究所
（5） 関西大学東西学術研究所
（6） 関西大学先端科学技術推進機構
（7） 関西大学法学研究所
（8） 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構
２　前項各号の機関に関する規定は、第10章に定める。
（附置施設）
第９条　本大学に次の施設を附置する。
（1） 関西大学保健管理センター
（2） 関西大学学生寮
２　前項各号の施設に関する規定は、第11章に定める。
第２章　学年、学期及び休業日
（学年）
第10条　本大学の学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（学期）
第11条　学年は、次の２学期に分ける。
春学期　４月１日から９月20日まで
秋学期　９月21日から翌年３月31日まで
（休業日）
第12条　休業日は、次のとおりとする。
（1） 日曜日
（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（3） 本大学記念日
昇格記念日　６月５日
創立記念日　11月４日
（4） 夏季休業　８月上旬から９月20日まで
（5） 冬季休業　12月下旬から翌年１月上旬まで
（6） 春季休業　２月下旬から３月31日まで
２　必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
３　第１項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。
第３章　教育課程
（授業の種類と方法）
第13条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業に必要な単位のうち60単位を超えないものとする。
（授業科目）
第13条の２　各学部（総合情報学部及び社会安全学部を除く。）の授業科目は、共通教養科目、外国語科目及び専門教育科目に分け、４学年に配当する。
２　総合情報学部の授業科目は、導入科目、基礎科目、共通教養科目、外国語科目、基幹科目、展開科目、実習科目、演習科目及び教職・その他の科目に分け、４学年に配当する。
３　社会安全学部の授業科目は、基礎科目群、専門科目群、統合科目群及び自由科目群に分け、４学年に配当する。
４　学年度によっては、教授会の議に基づき開講しない授業科目又は特別に開講する授業科目がある。
（単位数計算）
第14条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に

必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって１単位とする。
２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（授業期間）
第14条の２　１年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
２　各授業科目の授業は、15週その他の学部が定める適切な期間を単位として行う。
（共通教養科目）
第15条　共通教養科目の授業科目及び単位数等は別表第１に定めるとおりとする。ただし、総合情報学部は別表第10に、社会安全学部は別表第11において定める。
２　共通教養科目については、第18条の規定に基づき、20単位以上を修得しなければならない。ただし、社会学部及び人間健康学部は16単位以上を、政策創造学部は10単位以上を、外国語学部は12単位以上を修得するものとする。
（外国語科目）
第16条　外国語科目の授業科目及び単位数等は別表第１の２に定めるとおりとする。ただし、総合情報学部は別表第10に、社会安全学部は別表第11において定める。
２　外国語科目については、第18条の規定に基づき、16単位以上を修得しなければならない。ただし、総合情報学部は14単位以上、社会学部、社会安全学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部は12単位以上、人間健康学部は８単位以上を修得するものとし、外国語学部においては卒業に必要な単位に含めることができる。
第17条　削除
（授業科目名称及び単位数等）
第18条　各学部の授業科目の名称、単位数及び卒業要件等は、別表第２から別表第14までに定めるとおりとする。
（他学部履修）
第19条　学生が所属以外の他の学部の授業科目の履修を希望するときは、当該学部長の許可を得なければならない。
（教職課程）
第20条　各学部にそれぞれの教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を取得させるための課程を置く。
２　前項の免許状の種類は、別表第15に定めるとおりとする。
３　第１項の授業科目及び単位数等は、第18条に定めるとおりとする。
（司書等の資格及び受験資格課程）
第21条　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格取得並びに社会福祉士受験資格の取得に必要なそれぞれの授業科目及び単位数等は、別表第16に定めるとおりとする。
（履修届）
第22条　学生は履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を所属学部長に提出しなければならない。
（他大学授業科目等の履修及び単位認定）
第22条の２　本大学が協定又は認定する他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り、これを許可することができる。
２　文部科学大臣が定める学修であって教授会が教育上有益と認めた場合については、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。
（入学前の既修得単位等の認定）
第22条の３　学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、本大学において修得したものとして認定することができる。
２　学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、本大学におけ

る授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編・転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、前条第３項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて、60単位を超えないものとする。

第４章　単位の授与、卒業及び学位

（単位の授与）

第23条　授業科目については、試験その他の学部が定める適切な方法により学修の成果を評価して、合格した者には所定の単位を与える。
２　前項の単位の授与は、春学期末又は秋学期末に行う。

（試験の方法）

第24条　試験の方法は、筆記試験による。
２　正当な理由により受験できなかった者には、教授会で認められた限度内において追試験を行うことがある。

（成績評価）

第25条　授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点、評語及び合否は、次のとおり定める。

評点	評語	合否
100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

２　前項の規定にかかわらず、成績を段階表示することになじまない科目については、合格を合と表示する。
３　前２項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、原則として認と表示する。

（学位）

第26条　本大学に８学期以上在学して所定の課程を修了した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。
２　学士の学位は、卒業した学部に応じて、次のとおりとする。

法学部　　学士（法学）
文学部　　学士（文学）
経済学部　　学士（経済学）
商学部　　学士（商学）
社会学部　　学士（社会学）
政策創造学部　　学士（政策学）
外国語学部　　学士（外国語学）
人間健康学部　　学士（健康学）
総合情報学部　　学士（情報学）
社会安全学部　　学士（学術）
システム理工学部　　学士（工学又は理学）
環境都市工学部　　学士（工学）
化学生命工学部　　学士（工学）

３　前項の規定にかかわらず、第48条に規定する特別編入学生としてウェブスター大学との協定に基づく所定の課程を修了した者には、学士（教養）の学位を授与する。
４　学位及びその授与等に関する規定は、関西大学学位規程に定める。

（早期卒業）

第26条の２　前条第１項の規定にかかわらず、本大学に６学期以上在学した者が、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合は、卒業を認め、学士の学位を授与することができる。
２　前項の規定による早期卒業の認定に関する規定は、別に定める。

第５章　入学、編入学、転入学、留学、休学及び退学

（入学時期）

第27条　入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国生徒その他教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

（入学資格）

第28条　本大学の学部第１年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（2）　通常の課程による12年の学校教育を修了した者

（3）　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

（4）　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5）　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

（6）　文部科学大臣の指定した者

（7）　文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

（8）　文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

（9）　本大学において、個別の入学資格審査により、第１号及び第２号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学試験）

第29条　入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

（入学の出願）

第30条　入学を志願する者は、第42条に規定する入学検定料を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

（1）　入学願書

（2）　出身学校長作成の調査書

（3）　最近３カ月以内に撮影した写真

（4）　その他出願に必要な書類

（入学手続）

第31条　第29条の結果に基づき入学を許可された者は、第43条に規定する入学金その他の学費を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

（1）　誓約書

（2）　在学保証書

（3）　その他入学に必要な書類

（保証人）

第32条　保証人は父母又は近親者とし、保証する学生が在学中誓約を守ることについて、責任を負わなければならない。

２　死亡その他の理由によって保証人に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

（編入学及び転入学）

第33条　編入学又は転入学を志願する者があるときは、試験を行い教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）　大学に１年以上在学し、所定の単位を修得した者

（2）　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

（3）　専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

（4）　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第１項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

（5）　本大学において、相当の年齢に達し、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

３　前項の規定にかかわらず、ウェブスター大学との協定に基づく編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て第48条に規定する特別編入学生として入学を許可する。
第34条　削除
（大卒者の編入学）
第35条　第33条の規定にかかわらず、大学を卒業した者が他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願するときは、試験を行い教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。この場合において、同一学部の他の学科の範囲は、教授会の議を経てその都度決定する。
（留学）
第35条の２　本大学は、本大学の協定又は認定する外国又は国内の大学へ留学を希望しようとする者を教授会の議を経て留学させることができる。
２　前項の規定による留学の期間のうち第４条に規定する修業年限に算入することができるのは、原則１年とする。ただし、教授会が特に必要と認めたときは、２年まで算入することができる。
３　外国の大学への留学に関する規定は、関西大学学部学生留学規程に定める。
（休学）
第36条　病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。
２　休学期間は、在学年数に算入しない。
３　休学期間中は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。
４　休学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
（復学）
第37条　休学した者が、復学を希望するときは、保証人連署の復学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て復学することができる。
２　復学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
（退学）
第38条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、所属学部長に提出しなければならない。
２　退学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
（再入学）
第39条　退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て再入学することができる。
２　再入学に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
（処分）
第40条　学生であって本大学の学則及び諸規程に違反し、またその他学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学生を退学、停学又は譴責の処分に付する。
２　懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。
（処分の退学）
第41条　前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）　正当な理由がなくて出席常でない者
（４）　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第６章　入学検定料、入学金及び授業料

（入学検定料）
第42条　本大学に入学を志願する者は、第30条に規定する手続を行うと同時に学費規程に定める入学検定料を納めなければならない。
（学費）
第43条　入学又は編入学若しくは転入学を許可された者は、学費規程に定める入学金及び授業料を所定の期日までに納めなければならない。
（納入期日等）

第44条　学費の納入期日は、学費規程に定める。
２　前項の納入は、所定の手続を経て延納又は分納とすることができる。
３　前項の延納及び分納に関する規定は、学費規程に定める。
（学費の返還）
第45条　既に納めた学費その他は、返還しない。
２　入学許可を得た者で、入学日の前日（４月入学のときは３月31日、９月入学のときは９月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。
（除籍）
第46条　所定の期日までに学費を納入しなかった者が、指定された納入期間内に滞納学費を納入しないときは除籍にする。
２　除籍に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。
３　第１項の納入期間に関する規定は、学費規程に定める。
（復籍）
第46条の２　除籍となった者が、復籍を希望するときは、保証人連署の復籍願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て復籍することができる。
２　復籍に関する規定は、関西大学学部事務取扱規程に定める。

第７章　外国人学部留学生、特別編入学生及び特別聴講学生

（外国人学部留学生）
第47条　外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者又はこれと同等以上の資格ある者が、本大学学部に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書又はこれに準ずる証明書のある者に限り、選考の上、外国人学部留学生として入学を許可することがある。
２　前項の外国人学部留学生に対しては、第13条の２に規定する授業科目のほか、外国人留学生科目を置く。
３　前項のうち、外国人留学生科目の授業科目及び単位数等は、別表第１の３に定めるとおりとする。ただし、総合情報学部は別表第10に、社会安全学部は別表第11において定める。
（特別編入学生）
第48条　ウェブスター大学との協定に基づく編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て特別編入学生として入学を許可する。
（特別聴講学生）
第48条の２　他の大学の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

第８章　委託生、聴講生及び科目等履修生

（委託生の定義）
第49条　本学則において委託生とは、公共団体又はその他の機関からの委託に基づき、第28条、第33条及び第35条の規定によらないで、本大学において学習を許可された者をいう。
（委託生の選考等）
第50条　前条の入学を志願する者があるときは、正規学生の学習に妨げのない限り、学部長は教授会の議を経て許可することができる。
２　委託生の教育課程及びその単位は、委託者の希望を考慮し、教授会においてその都度決定する。
（聴講生及び科目等履修生の定義）
第51条　本学則において聴講生及び科目等履修生とは、第28条、第33条、第35条、第48条、第48条の２及び第49条の規定によらないで、本大学において学習を許可された者をいう。
（聴講生及び科目等履修生の選考等）
第52条　前条の入学を志願する者があるときは、正規学生の学習に妨げのない限り、選考の上、学部長は教授会の議を経て許可することができる。
２　聴講生及び科目等履修生の授業科目は、一学年度について、その都度教授会において決定する。

第53条　削除
（委託生、聴講生及び科目等履修生の取扱い）
第54条　委託生、聴講生及び科目等履修生に関する規定は、それぞれ関西大学委託生取扱規程、関西大学聴講生取扱規程及び関西大学科目等履修生取扱規程に定める。
（学則の準用）
第55条　委託生及び聴講生には第４条、第18条、第24条第２項及び第26条を除き、科目等履修生には第４条、第18条及び第26条を除き、本学則の規定を準用する。
第９章　教育研究実施組織
（職員）
第56条　本大学に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。
２　本大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育職員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。
（教育職員）
第57条　教育職員を分けて、教授、准教授、講師及び助教とする。
（講義担当）
第58条　講義は、原則として教授、准教授、講師及び助教が担任する。
（学長及び学部長）
第59条　本大学に学長及び学部長を置く。
２　学長は、大学の教務を統括し、最終的な決定を行う。
（事務職員）
第60条　学部等の教育・研究を支援し、その事務を処理するため、事務職員を置く。
（教授会）
第61条　各学部に教授会を置く。
２　教授会は、その学部に属する専任教育職員をもって組織する。ただし、教授会の組織には、特別契約教授を加えることができる。
３　教授会は、その学部に関する事項の審議に当たる。
４　教授会に関する規定は、各学部の教授会規程に定める。
第61条の２　削除
（学部長・研究科長会議）
第61条の３　本大学に学部長・研究科長会議を置く。
２　学部長・研究科長会議に関する規定は、関西大学学部長・研究科長会議規程に定める。
（大学協議会）
第62条　本大学に大学協議会を置く。
２　大学協議会に関する規定は、関西大学大学協議会規程に定める。
第63条及び第64条　削除
第10章　図書館、博物館、インフォメーションテクノロジーセンター、研究所、先端科学技術推進機構及びソシオネットワーク戦略研究機構
（図書館）
第65条　本大学に図書館を置く。
２　図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供することを目的とする。
３　図書館に関する規定は、別に定める。
（博物館）
第65条の２　本大学に博物館を置く。
２　博物館は、考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料並びに図書等の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする。
３　博物館に関する規定は、関西大学博物館規程に定める。
（インフォメーションテクノロジーセンター）
第65条の３　本大学にインフォメーションテクノロジーセンターを置く。
２　インフォメーションテクノロジーセンターは、高度な情報通信技術を用いて、教育・研究及び業務（学校法人の業務を含む。）を支援し、教育・研究の充実及び事務能率の向上に資することを目的とする。

３　インフォメーションテクノロジーセンターに関する規定は、関西大学インフォメーションテクノロジーセンター規程に定める。

（経済・政治研究所）

第66条　本大学に経済・政治研究所を置く。

２　経済・政治研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

３　経済・政治研究所に関する規定は、関西大学経済・政治研究所規程に定める。

（東西学術研究所）

第67条　本大学に東西学術研究所を置く。

２　東西学術研究所は、東西両洋文化の学術研究、殊に比較研究を行い、世界文化の融合に貢献することを目的とする。

３　東西学術研究所に関する規定は、関西大学東西学術研究所規程に定める。

（先端科学技術推進機構）

第68条　本大学に先端科学技術推進機構を置く。

２　先端科学技術推進機構は、先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする。

３　先端科学技術推進機構に関する規定は、関西大学先端科学技術推進機構規程に定める。

（法学研究所）

第69条　本大学に法学研究所を置く。

２　法学研究所は、立法、司法、行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的とする。

３　法学研究所に関する規定は、関西大学法学研究所規程に定める。

（ソシオネットワーク戦略研究機構）

第69条の２　本大学にソシオネットワーク戦略研究機構を置く。

２　ソシオネットワーク戦略研究機構は、国公私立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築並びに学術資料等の共同利用の促進等を行うため、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を行い、優れた研究体制の構築と研究基盤を形成し、世界が直面する社会的課題を解決することを目的とする。

３　ソシオネットワーク戦略研究機構に関する規定は、関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構規程に定める。

第11章　保健管理センター及び学生寮

（保健管理センター）

第70条　本大学に教職員及び学生の保健管理並びに診療業務を行うため、保健管理センターを設ける。

２　保健管理センターに関する規定は、保健管理規程（就）に定める。

（学生寮）

第71条　本大学に学生の便宜のため学生寮を設け、一定数の学生を収容する。

２　学生寮に関する規定は、関西大学学生寮規程に定める。

附　則

本学則は、昭和23年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和28年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和29年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和30年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和31年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和32年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和33年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和34年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和35年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和35年11月１日から施行し、昭和35年４月１日から適用する。ただし、第18条及び第44条の規定に関しては、学部４年次、３年次、２年次の在学者はそれぞれ該当する年度の旧学則の規定によるものとする。

附　則

本学則は、昭和36年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和36年10月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和37年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和38年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和38年10月１日から施行し、昭和38年４月１日から適用する。

附　則

本学則は、昭和40年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和46年４月１日から施行する。ただし、第18条別表１の２及び３の規定に関しては、昭和43年４月１日から適用する。

附　則

本学則は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和51年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則

本学則の第２条及び第３条の文学部新聞学科は、昭和53年２月10日をもって廃止する。

附　則

本学則は、昭和53年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、昭和60年４月１日から施行する。ただし、第46条及び第46条の２の規定は、昭和59年度以前の入学生にも適用する。

附　則

本学則は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則

１　本学則は、昭和62年４月１日から施行する。

２　本学則第３条の規定にかかわらず、昭和62年度から平成７年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学部及び学科名		第１部	第２部
法学部	法律学科	500名	80名
	政治学科	160名	50名
	計	660名	130名
文学部	哲学科	50名	10名
	国文学科	100名	10名
	英文学科	130名	10名
	史学・地理学科	130名	10名
	フランス文学科	50名	10名
	ドイツ文学科	50名	10名
	中国文学科	50名	10名
	教育学科	100名	10名
	計	660名	80名
経済学部	経済学科	660名	130名
	計	660名	130名
商学部	商学科	660名	80名
	計	660名	80名
社会学部	社会学科		80名
	社会学専攻	160名	
	産業心理学専攻	165名	
	マス・コミュニケーション学専攻	175名	
	産業社会学専攻	160名	
	計	660名	80名
工学部	機械工学科	90名	
	機械システム工学科	90名	
	電気工学科	90名	
	電子工学科	90名	
	化学工学科	90名	
	応用化学科	90名	
	材料工学科	100名	
	管理工学科	90名	
	土木工学科	90名	
	建築学科	110名	
	生物工学科	80名	
	計	1,010名	

附　則

本学則は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、第43条第１項の規定は、平成元年度以前の入学生にも適用する。

附　則

１　本学則は、平成３年４月１日から施行する。

２　本学則第３条の規定にかかわらず、平成３年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学部及び学科名	期間	平成３年度から平成７年度まで		平成８年度から平成11年度まで	
		第１部	第２部	第１部	第２部
法学部	法律学科	560名	80名	510名	80名
	政治学科	160名	50名	150名	50名
	計	720名	130名	660名	130名
文学部	哲学科	60名	10名	60名	10名
	国文学科	110名	10名	110名	10名
	英文学科	150名	10名	120名	10名
	史学・地理学科	140名	10名	110名	10名
	フランス文学科	60名	10名	60名	10名
	ドイツ文学科	60名	10名	60名	10名
	中国文学科	60名	10名	60名	10名
	教育学科	100名	10名	100名	10名
	計	740名	80名	680名	80名
経済学部	経済学科	720名	130名	660名	130名
	計	720名	130名	660名	130名
商学部	商学科	720名	80名	660名	80名
	計	720名	80名	660名	80名
社会学部	社会学科		80名		80名
	社会学専攻	185名		175名	
	産業心理学専攻	185名		170名	
	マス･コミュニケーション学専攻	225名		200名	
	産業社会学専攻	185名		175名	
	計	780名	80名	720名	80名
工学部	機械工学科	100名		90名	
	機械システム工学科	100名		90名	
	電気工学科	100名		90名	
	電子工学科	100名		90名	
	化学工学科	100名		90名	
	応用化学科	100名		90名	
	材料工学科	110名		110名	
	管理工学科	100名		90名	
	土木工学科	100名		90名	
	建築学科	110名		100名	
	生物工学科	90名		90名	
	計	1,110名		1,020名	

附　則

本学則は、平成３年７月１日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則

本学則は、平成３年７月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、第18条別表１の２及び３の規定は、平成３年度入学生から適用する。

附　則

本学則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

１　本学則は、平成８年４月１日から施行する。

２　本学則第３条の規定にかかわらず、平成８年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

期間		平成８年度から平成11年度まで	
学部及び学科名		第１部	第２部
法学部	法律学科	560名	80名
	政治学科	160名	50名
	計	720名	130名
文学部	哲学科	60名	10名
	国文学科	110名	10名
	英文学科	150名	10名
	史学・地理学科	140名	10名
	フランス文学科	60名	10名
	ドイツ文学科	60名	10名
	中国文学科	60名	10名
	教育学科	100名	10名
	計	740名	80名
経済学部	経済学科	720名	130名
	計	720名	130名
商学部	商学科	720名	80名
	計	720名	80名
社会学部	社会学科		80名
	社会学専攻	185名	
	産業心理学専攻	185名	
	マス・コミュニケーション学専攻	225名	
	産業社会学専攻	185名	
	計	780名	80名
工学部	機械工学科	100名	
	機械システム工学科	100名	
	電気工学科	100名	
	電子工学科	100名	
	化学工学科	100名	
	応用化学科	100名	
	材料工学科	110名	
	管理工学科	100名	
	土木工学科	100名	
	建築学科	110名	
	生物工学科	90名	
	計	1,110名	

附　則

本学則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成10年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項及び第３条の規定は平成７年度入学生から、第12条及び別表第９の規定は平成９年度以前の入学生にも適用する。

附　則

本学則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、別表第９の２の規定は、平成10年度以前の入学生にも適用する。

附　則

１　本学則は、平成12年４月１日から施行する。

２　本学則第３条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

年度		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
学部及び学科名		第１部				
法学部	法律学科	548名	536名	524名	512名	500名
	政治学科	160名	160名	160名	160名	160名
	計	708名	696名	684名	672名	660名
文学部	哲学科	60名	60名	60名	60名	60名
	国語国文学科	108名	106名	104名	102名	100名
	英語英文学科	144名	138名	132名	126名	120名
	史学・地理学科	140名	140名	140名	140名	140名
	フランス語フランス文学科	58名	56名	54名	52名	50名
	ドイツ語ドイツ文学科	58名	56名	54名	52名	50名
	中国語中国文学科	58名	56名	54名	52名	50名
	教育学科	100名	100名	100名	100名	100名
	計	726名	712名	698名	684名	670名
経済学部	経済学科	708名	696名	684名	672名	660名
	計	708名	696名	684名	672名	660名
商学部	商学科	708名	696名	684名	672名	660名
	計	708名	696名	684名	672名	660名
社会学部	社会学科					
	社会学専攻	182名	179名	176名	173名	170名
	産業心理学専攻	182名	179名	176名	173名	170名
	マス・コミュニケーション学専攻	216名	207名	198名	189名	180名
	産業社会学専攻	182名	179名	176名	173名	170名
	計	762名	744名	726名	708名	690名
工学部	機械工学科	99名	96名	94名	92名	90名
	機械システム工学科	99名	96名	94名	92名	90名
	電気工学科	99名	97名	94名	92名	90名
	電子工学科	99名	97名	94名	92名	90名
	化学工学科	99名	97名	95名	92名	90名
	応用化学科	99名	97名	95名	92名	90名
	材料工学科	100名	100名	100名	100名	100名
	管理工学科	99名	97名	95名	93名	90名
	土木工学科	99名	97名	95名	93名	90名
	建築学科	109名	108名	107名	106名	105名
	生物工学科	90名	90名	90名	90名	90名
	計	1,091名	1,072名	1,053名	1,034名	1,015名

附　則

本学則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成12年４月１日から施行する。ただし、第18条別表第２の２、第２の３及

び第２の４の規定は、平成10年度入学生から適用する。

附　則

本学則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成14年４月１日から施行する。ただし、第35条の２第２項の規定は、平成13年度入学生から適用する。

附　則

本学則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成15年４月１日から施行する。ただし、第36条第３項の規定は、平成14年度入学生から適用する。

附　則

本学則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定のうち文学部に係る事項については、平成13年度入学生から適用する。

附　則

本学則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成18年４月１日から施行する。ただし、別表第８（第18条関係）の３の規定は平成17年度入学生から適用し、別表第８（第18条関係）の４の規定は平成17年度の以前の入学生にも適用する。

附　則

本学則は、平成18年11月22日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

附　則

本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、別表第２（第18条関係）の「ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目」の規定は平成18年度以前の入学生にも適用する。
附　則
本学則は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成20年７月24日から施行する。
附　則
本学則は、平成20年10月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成20年10月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成22年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成22年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成23年４月１日から施行する。ただし、別表第12（第18条関係）の３並びに別表第14（第18条関係）の１及び２の規定のうち「医工薬連環科学プログラム」に係る事項については、平成21年度入学生から適用する。
附　則
本学則は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成24年４月１日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成23年度以前の入学生にも適用する。
附　則
本学則は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
本学則は、平成25年４月１日から施行する。
附　則

本学則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表第１（第15条関係）の４の規定は平成26年度入学生から、別表第７（第18条関係）の１の規定は、平成25年度入学生から適用する。

附　則

本学則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2017年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2017年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2017年９月21日から施行し、2016年度以前の入学生にも適用する。

附　則

本学則は、2018年４月１日から施行する。ただし、別表第８（第18条関係）の規定は、2017年度以前の入学生にも適用する。

附　則

本学則は、2018年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2019年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2019年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2019年10月１日から施行する。

附　則

本学則は、2020年４月１日から施行する。ただし、第39条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

附　則

本学則は、2021年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2021年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2022年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2021年４月１日から施行する。ただし、第13条第３項及び別表第11の規定は、2020年度以前の入学生にも適用する。

附　則

本学則は、2022年４月１日から施行する。

附　則

本学則は、2023年４月１日から施行する。

別表第１（第15条関係）

共通教養科目

１　関西大学科目群

授業科目	単位
〔関西大学を知る〕	
日本の近現代史と関西大学―知の群像	2
吹田市と関西大学	2
高槻市と関西大学	2
堺市と関西大学	2
学生生活とリスク	2
〔戦略トピックス〕	
SDGs入門	2
SDGsの実践	2
金融の実務から見るSDGs	2
環境問題と環境政策のルーツ	2
活用法を見聞するAI・データサイエンス	2
活用法を体験するAI・データサイエンス	2
起業に学ぶ「考動力」入門（関大出身起業家と考える未来の自分）	2
起業に学ぶ「考動力」実践（企業と考える未来のデザイン）	2
社会のためのデータサイエンス実践基礎	2
AI・データエンジニアリング実践基礎	2

２　基盤科目群

授業科目	単位
スタディスキルゼミ（各テーマ）	2
プロジェクト学習１	2
プロジェクト学習２	2

３　自己形成科目群

授業科目	単位
人間を知る	
〔日常への洞察〕	
こころとからだを哲学する	2
文化・社会と心理学	2
身体運動の人間学	2
ことばと思考	2
地図の知恵、地図の思想	2
自己と他者	2
自己をみつめる	2
日本人の宗教観	2
美術からみる表現と理解	2
入門・新しい部落問題	2
現代社会とジェンダー	2
現代社会とセクシュアリティ	2
生と死の倫理学	2
食を知る	2
食のリスクマネジメント	2
宗教と現代	2
新しい人権論への招待	2
〔教養を深める（知の見取り図）〕	
哲学を学ぶ	2
論理学を学ぶ	2
心理学を学ぶ	2
宗教学を学ぶ	2
イスラーム世界の歴史を学ぶ	2

考古学を学ぶ	2
日本語を学ぶ	2
日本文学を学ぶ	2
人文地理学を学ぶ	2
地域社会の生活と資源	2
芸術学を学ぶ	2
人類学入門	2
〔教養を深める（知の探求）〕	
日本の古典文学を読む	2
日本の近代文学を読む	2
わかる諸子百家	2
日本の文化と人間を考える	2
子供から大人への過程を考える	2
社会と個人の心理学	2
世界の文学を味わう	2
西洋美術を味わう	2
日本・東洋美術を味わう	2
文化史に親しもう	2
アジアの文化と世界遺産	2
大学教育論～大学の主人公はきみたちだ！～	2
〔チャレンジ科目〕	
各テーマ	2
社会を知る	
〔日常への洞察〕	
今日の道徳的ディレンマ	2
世界の宗教	2
環境の倫理学	2
企業と社会	2
技術と社会	2
生活の中の経済学	2
メディア・リテラシー入門	2
イスラム社会を考える	2
日本の伝統文化	2
方言学入門	2
共生社会のライフデザイン	2
日本の社会と生活の歴史	2
優良企業の見分け方	2
社会学で学ぶ現代社会	2
政治学と21世紀社会	2
法実務入門	2
地域再発見の旅	2
旅から始める知の冒険	2
移動する人々	2
オリンピックの共生思想	2
外来文化と日本の歴史	2
アジアの中の日本歴史	2
世界の中の日本経済	2
日本史の中の平和と戦争	2
世界史の中の平和と戦争	2
読書への誘い	2
〔教養を深める（知の見取り図）〕	
倫理学を学ぶ	2
法学を学ぶ	2

政治学のすすめ	2
民俗学を学ぶ	2
基礎からのマクロ経済学	2
基礎からのミクロ経済学	2
社会学入門	2
日本国憲法	2
基礎からの情報処理	2
ビジネスを学ぶ	2
日本の歴史を学ぶ	2
アジア史を学ぶ	2
西洋の歴史を学ぶ	2
社会思想史を学ぶ	2
〔教養を深める（知の探求）〕	
名作を読む	2
哲学の古典を読み解く	2
聖典と宗教思想	2
近代市民社会思想を知ろう	2
労働と雇用を考える	2
日本の地域史を考える	2
世界の地域文化を知ろう	2
少子高齢化社会を考える	2
法の社会学	2
日本史の中の女性と社会を知ろう	2
日本社会の成熟と変動を知ろう	2
強い会社のマネジメントを知る	2
西洋世界の社会と歴史を考える	2
欧米世界の歴史と文化を知ろう	2
中国と日本の文化交流	2
異文化への理解を深める	2
現代都市の生態とエスニシティ	2
社会的養育を考える	2
〔チャレンジ科目〕	
各テーマ	2
自然と向き合う	
〔日常への洞察〕	
身の回りの化学	2
確率・統計でものを考える	2
自然災害の科学	2
科学と文化	2
生物と環境	2
人類紀の環境変動	2
建築と景観	2
エネルギーと環境	2
科学と技術	2
現代科学の展開	2
統計学を学ぶ	2
〔教養を深める（知の見取り図）〕	
自然地理学を学ぶ	2
自然科学史を学ぶ	2
バイオサイエンス入門	2
数学を学ぶ（各テーマ）	2
物理を学ぶ（各テーマ）	2
物理を学ぶ（演習含）（各テーマ）	2

物理を学ぶ（演習含）（各テーマ）	4
化学を学ぶ（各テーマ）	2
化学を学ぶ（演習含）（各テーマ）	2
化学を学ぶ（演習含）（各テーマ）	4
〔教養を深める（知の探求）〕	
仕組みを形にする科学技術	2
現代社会を支える電気電子情報技術	2
宇宙のすがたと歴史	2
近代科学の系譜	2
気象と気候を学ぶ	2
地球の科学	2
地震と火山のメカニズムと防災	2
〔チャレンジ科目〕	
各テーマ	2

４　健康・スポーツ科目群

授業科目	単位
健康・スポーツ科学実習a（各種目）	1
健康・スポーツ科学実習b（各種目）	1
健康・スポーツ科学実習c（各種目）	1
健康・スポーツ科学論	2
（生涯スポーツ・身体運動文化コース）	
関西大学スポーツ文化論	2
スポーツ運動学概論	2
スポーツ社会学概論	2
スポーツ心理学概論	2
スポーツ栄養学概論	2
コーチングの科学	2
トレーニング科学概論	2
コンディショニング科学概論	2

５　キャリア形成科目群

授業科目	単位
大学生から始めるキャリア形成	2
キャリア形成入門演習	2
理論と実践から探究するキャリア形成	2
現代社会を生き抜くためのキャリア形成	2
キャリア形成実践演習	2
インターンシップ（ビジネス）	2
インターンシップ（学校１）	2
インターンシップ（学校２）	2
インターンシップ（学校３）	2

６　グローバル科目群

授業科目	単位
〔留学準備スキルアップ科目〕	
Foundation for Academic English	2
Academic Writing Practice	2
Academic Discussions & Debates	2
Presentation Skills	2
留学のための英語スキルアップ	2
TOEFL／IELTSを通した英語学習　Ⅰ	2
TOEFL／IELTSを通した英語学習　Ⅱ	2
ASEAN Studies	2
Understanding Cross－Cultural Communication	2
KUGF Independent Study (English Skills Development)	2

KUGF Independent Study (Doing a Research in English)	2
Global Awareness Ⅰ	2
Global Awareness Ⅱ	2
English Communication Skills for Business Contexts	2
〔グローバル・フロンティア科目〕	
Module 1. Engineering Approach to Urban Issues	
Disaster Transport Planning	2
Module 2. Food Science & Biotechnology	
Biotechnology and Bioethics	2
Marketing of Food, Alcohol and Cosmetics	2
Science of Washoku (Japanese Cuisine)	2
Food Safety	2
Polysaccharide Science	2
Module 3. International Business & Entrepreneurship	
International Business for Entrepreneurs	2
Japanese Industries and Companies (The Global Competition)	2
Business & Japanese People	2
Marketing in Japan	2
Business for SDGs (Sustainable Development Goals)	2
Module 4. Japan Studies	
Japanese Philosophy and Thoughts	2
Japanese Religion	2
Japanese Arts	2
Japanese History (The History and Culture of Medieval Japan)	2
Japanese History (Bushido: The Way of the Warrior)	2
Japanese Literature (Survey of Post−1945)	2
Japanese Literature (Intro. to Classical JPN Literature)	2
Japanese Culture (Modern Culture and Post−war History)	2
Japanese Culture (JPN Culture and Contemporary Literature)	2
Comparative Asian Cultures Studies	2
Japanese Law and Politics	2
Japanese Economy (Topics in Japanese Economy and Discussion)	2
Japanese Society	2
Japanese Popular Culture (Postwar Japanese Culture)	2
Seminar in Japanology (Japanese Budo: An Intro .to Kendo)	2
Seminar in Japanology (The Japanese Language and Society)	2
Seminar in Japanology (Japanese Budo: An Intro. to Naginata)	2
Seminar in Japanology (War and Conflict through JPN Film)	2
Module 5. Language Teaching & Communication	
Second Language Acquisition	2
Individual Differences in Language Learning	2
Ed. Tech. & Materials Development in FLT	2

Early Foreign Language Education	2
Structure of Language (discourse and meaning)	2
Linguistic Analysis (English)	2
International Business Communication	2
Module 6. Studies on Foreign Affairs	
International Development	2
Area Studies (Europe Ⅰ)	2
Area Studies (Europe Ⅱ)	2
Area Studies (India)	2
Japan in International Affairs	2
Module 7. Fundamentals for Social Science Studies	
Critical Thinking for Social and Global Issues	2
Research Methods for Social Sciences	2
Global Sociology	2
Japanese Computerization and Society	2
Methods of Comparative Analysis (ENG and JPN Communication)	2
Contemporary Gender Studies	2
Module 8. Applied Science and Engineering	
Japanese Science and Technology	2
Environmental Biology	2
Information and Communication Technologies	2
Introduction to Applied Science	2
〔留学実践科目〕	
KUGF Field Study（各プログラム）	2
海外研修（各セミナー）	1～2
外国語運用実習（各セミナー）	1

7　大学・学部・社会連携科目群

授業科目	単位
〔大学連携科目〕	
（大学コンソーシアム大阪プログラム）	
各授業科目	1～4
〔学部連携科目〕	
（学部オープン科目）	
各授業科目	1～4
〔社会連携科目〕	
（講義科目）	
国際協力の基礎を学ぶ	2
国際協力ボランティアの理論を学ぶ	2
国際協力レディネス	2
国際協力フォローアップ	2
（実習科目）	
国際協力ボランティア実習A	4
国際協力ボランティア実習B	2
国際協力ボランティア実習C	1
サービスラーニング（各テーマ）	2

備考

本表に示す授業科目の履修方法、卒業要件等については、各学部において定める。

別表第１の２（第16条関係）

外国語科目

授業科目	単位
（共通）	
英語Ⅰa	1

英語Ⅰb	1
英語Ⅱa	1
英語Ⅱb	1
英語Ⅲa	1
英語Ⅲb	1
英語Ⅳa	1
英語Ⅳb	1
英語Ⅴa（各テーマ）	1
英語Ⅴb（各テーマ）	1
英語Ⅵa（各テーマ）	1
英語Ⅵb（各テーマ）	1
ドイツ語Ⅰa	1
ドイツ語Ⅰb	1
ドイツ語Ⅱa	1
ドイツ語Ⅱb	1
ドイツ語Ⅲa	1
ドイツ語Ⅲb	1
ドイツ語Ⅳa	1
ドイツ語Ⅳb	1
ドイツ語Ⅴa	1
ドイツ語Ⅴb	1
ドイツ語Ⅵa	1
ドイツ語Ⅵb	1
フランス語Ⅰa	1
フランス語Ⅰb	1
フランス語Ⅱa	1
フランス語Ⅱb	1
フランス語Ⅲa	1
フランス語Ⅲb	1
フランス語Ⅳa	1
フランス語Ⅳb	1
フランス語Ⅴa	1
フランス語Ⅴb	1
フランス語Ⅵa	1
フランス語Ⅵb	1
ロシア語Ⅰa	1
ロシア語Ⅰb	1
ロシア語Ⅱa	1
ロシア語Ⅱb	1
ロシア語Ⅲa	1
ロシア語Ⅲb	1
ロシア語Ⅳa	1
ロシア語Ⅳb	1
ロシア語Ⅴa	1
ロシア語Ⅴb	1
ロシア語Ⅵa	1
ロシア語Ⅵb	1
スペイン語Ⅰa	1
スペイン語Ⅰb	1
スペイン語Ⅱa	1
スペイン語Ⅱb	1
スペイン語Ⅲa	1
スペイン語Ⅲb	1

スペイン語Ⅳa	1
スペイン語Ⅳb	1
スペイン語Ⅴa	1
スペイン語Ⅴb	1
スペイン語Ⅵa	1
スペイン語Ⅵb	1
中国語Ⅰa	1
中国語Ⅰb	1
中国語Ⅱa	1
中国語Ⅱb	1
中国語Ⅲa	1
中国語Ⅲb	1
中国語Ⅳa	1
中国語Ⅳb	1
中国語Ⅴa	1
中国語Ⅴb	1
中国語Ⅵa	1
中国語Ⅵb	1
朝鮮語Ⅰa	1
朝鮮語Ⅰb	1
朝鮮語Ⅱa	1
朝鮮語Ⅱb	1
朝鮮語Ⅲa	1
朝鮮語Ⅲb	1
朝鮮語Ⅳa	1
朝鮮語Ⅳb	1
朝鮮語Ⅴa	1
朝鮮語Ⅴb	1
朝鮮語Ⅵa	1
朝鮮語Ⅵb	1
検定認定１（各検定試験）	2
検定認定２（各検定試験）	2
検定認定３（各検定試験）	2
（経済学部）	
経済学部海外研修（各セミナー）	2
（政策創造学部）	
プロフェッショナル英語Ⅰa	1
プロフェッショナル英語Ⅰb	1
プロフェッショナル英語Ⅱa	1
プロフェッショナル英語Ⅱb	1
プロフェッショナル英語Ⅲa	1
プロフェッショナル英語Ⅲb	1
プロフェッショナル英語Ⅳa	1
プロフェッショナル英語Ⅳb	1
プロフェッショナル英語（各テーマ）	1
政策創造学部海外研修（各セミナー）	2
（システム理工・環境都市工・化学生命工学部）	
海外特別研修（各プログラム）	6

備考

本表に示す授業科目の履修方法、卒業要件等については、各学部において定める。

別表第１の３（第47条の３関係）

外国人留学生科目

授業科目	単位

日本語Ⅰ	2
日本語Ⅱ	2
日本語Ⅲ	2
日本語Ⅳ	2
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
日本語Ⅰa	1
日本語Ⅰb	1
日本語Ⅱa	1
日本語Ⅱb	1
日本語Ⅲa	1
日本語Ⅲb	1
日本語Ⅳa	1
日本語Ⅳb	1
実践ビジネス日本語Ⅰ	2
実践ビジネス日本語Ⅱ	2
キャリアデザインⅠ（日本の社会と企業）	2
キャリアデザインⅡ（日本の就職と働き方）	2
キャリアデザインⅢ（日本の社会で働く）	2
Contemporary Japan （Understanding Japan）	2
Contemporary Japan （Researching Japan）	2
Contemporary Japan （Japan in Mass Media 1）	2
Contemporary Japan （Japan in Mass Media 2）	2
Communication in Japanese Society（Learning Kansai 1）	2
Communication in Japanese Society（Learning Kansai 2）	2
Communication in Japanese Society（Business Japanese）	2
Communication in Japanese Society（JPN Corporate Culture）	2
Field-Based Learning（Society and Workplace Culture in Japan）	2
Japanese （1―a）	2
Japanese （1―b）	2
Japanese （2―a）	2
Japanese （2―b）	2
Japanese （3―a）	2
Japanese （3―b）	2
Japanese （4―a）	2
Japanese （4―b）	2
Japanese （5―a）	2
Japanese （5―b）	2
Japanese （6―a）	2
Japanese （6―b）	2
Japanese （7―a）	2
Japanese （7―b）	2

備考

本表に示す授業科目の履修方法、卒業要件等については、各学部において定める。

別表第２（第18条関係）

法学部

法学政治学科

授業科目	単位

専門教育科目	
〔基幹科目〕	
現代政治論１	2
現代政治論２	2
基礎法学	2
憲法１	2
憲法２	2
民法１	2
民法２	2
刑法各論	2
〔演習科目〕	
導入演習	2
基礎演習	2
発展演習政治学	2
発展演習憲法	2
発展演習民法	2
発展演習刑法	2
発展演習基礎法	2
トピック演習	2
専門演習１a	2
専門演習１b	2
専門演習２a	2
専門演習２b	2
研究論文	2
外国書研究１	2
外国書研究２	2
外国書研究３	2
外国書研究４	2
〔講義科目〕	
法哲学１	2
法哲学２	2
日本法制史１	2
日本法制史２	2
東洋法制史１	2
東洋法制史２	2
西洋法制史１	2
西洋法制史２	2
ローマ法１	2
ローマ法２	2
法思想史１	2
法思想史２	2
法社会学１	2
法社会学２	2
比較法文化学	2
外国法（各テーマ）	2
憲法３	2
憲法４	2
比較憲法	2
行政法１	2
行政法２	2
行政救済法１	2
行政救済法２	2
地方自治法	2

租税法１	2
租税法２	2
事例講義憲法（各テーマ）	2
民法３	2
民法４	2
民法５	2
民法６	2
民法７	2
民法８	2
民法詳論１	2
民法詳論２	2
事例講義民事法（各テーマ）	2
知的財産法１	2
知的財産法２	2
刑事訴訟法１	2
刑事訴訟法２	2
刑事学総論	2
刑事学各論	2
刑法総論	2
事例講義刑事法（各テーマ）	2
商法総則・商行為法	2
会社法１	2
会社法２	2
会社法３	2
有価証券法	2
保険法	2
海商法	2
経済法１	2
経済法２	2
民事訴訟法１	2
民事訴訟法２	2
民事訴訟法３	2
民事執行・保全法１	2
民事執行・保全法２	2
倒産法１	2
倒産法２	2
国際法１	2
国際法２	2
国際法３	2
国際法４	2
国際法５	2
国際法６	2
国際私法１	2
国際私法２	2
国際取引法１	2
国際取引法２	2
労働法１	2
労働法２	2
労働法３	2
労働法４	2
社会保障法１	2
社会保障法２	2
法学入門	2

経済原論１	2
経済原論２	2
日本政治史１	2
日本政治史２	2
西洋政治史１	2
西洋政治史２	2
政治思想史１	2
政治思想史２	2
政治哲学１	2
政治哲学２	2
国際政治学１	2
国際政治学２	2
外交史１	2
外交史２	2
国際政治経済論１	2
国際政治経済論２	2
中国の政治	2
東南アジアの政治	2
アメリカの政治	2
イスラーム圏の政治	2
政治学原論１	2
政治学原論２	2
政治過程論１	2
政治過程論２	2
比較政治学１	2
比較政治学２	2
政治心理学１	2
政治心理学２	2
行政学１	2
行政学２	2
地方政治論１	2
地方政治論２	2
社会学概論１	2
社会学概論２	2
公務員論１	2
公務員論２	2
公共政策学１	2
公共政策学２	2
公共政策学３	2
公共政策学４	2
経済政策１	2
経済政策２	2
社会政策１	2
社会政策２	2
財政学１	2
財政学２	2
展開講義１（各テーマ）	2
展開講義２（各テーマ）	2
〔自由科目〕	
日本史概説a	2
日本史概説b	2
東洋史	2
西洋史	2

地誌学a	2
地誌学b	2
地理学概説a	2
地理学概説b	2
人文地理学概説a	2
人文地理学概説b	2
自然地理学概説a	2
自然地理学概説b	2
哲学概論a	2
哲学概論b	2
倫理学概論a	2
倫理学概論b	2
宗教学概論a	2
宗教学概論b	2
心理学の諸理論	2
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
カリキュラム開発論	2
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
メディア教育論	2
社会科教育法（一）	2
社会科教育法（二）	2
社会科教育法（三）	2
社会科教育法（四）	2
地理歴史科教育法（一）	2
地理歴史科教育法（二）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
生徒・進路指導論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
人権教育論	2
ジェンダーと教育	2
教育と文化の社会学	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

卒業要件

1　法学部所属の学生であって、法学政治学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

2　共通教養科目については、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

また、履修・修得できる共通教養科目は、教授会が適当と認めた科目に限る。

3　外国語科目については、次のとおりとする。

第１選択外国語８単位、第２選択外国語４単位及び第３選択外国語４単位、計16単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

4　法学政治学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について88単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は、これを修得しても卒業単位には含めないものとする。

なお、教授会が定めた他学部開講専門教育科目については、12単位まで卒業単位に算入することができる。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記３に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から８単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち日本語以外の科目の単位を修得した場合等の詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第３（第18条関係）

文学部

1　専門教育科目（初年次導入科目）

授業科目	単位
学びの扉（各専修）	2
知へのパスポートa（各専修）	1
知へのパスポートb（各専修）	1

2　専門教育科目　総合人文学科目

授業科目	単位
（総合人文基礎科目）	
総合人文基礎講義（各テーマ）	2
（総合人文横断科目）	
専修横断講義（各テーマ）	2
専修横断演習（各テーマ）	1
（総合人文スキル科目）	
知のナヴィゲーター	1
ICTベーシックス	2
情報社会と研究倫理	2

3　専門教育科目　文学部外国語科目

授業科目	単位
Intensive English Program Ⅰ	1
Intensive English Program Ⅱ	1
Intensive English Program Ⅲ	1
Intensive English Program Ⅳ	1
外国語演習Ⅰ（ドイツ語）	1
外国語演習Ⅱ（ドイツ語）	1
外国語演習Ⅲ（ドイツ語）	1
外国語演習Ⅳ（ドイツ語）	1
外国語演習Ⅴ（ドイツ語）	1
外国語演習Ⅵ（ドイツ語）	1
外国語演習Ⅰ（フランス語）	1

外国語演習Ⅱ（フランス語）	1
外国語演習Ⅲ（フランス語）	1
外国語演習Ⅳ（フランス語）	1
外国語演習Ⅴ（フランス語）	1
外国語演習Ⅵ（フランス語）	1
外国語演習Ⅰ（中国語）	1
外国語演習Ⅱ（中国語）	1
外国語演習Ⅲ（中国語）	1
外国語演習Ⅳ（中国語）	1
外国語演習Ⅴ（中国語）	1
外国語演習Ⅵ（中国語）	1
ギリシャ語Ⅰ	2
ギリシャ語Ⅱ	2
ラテン語Ⅰ	2
ラテン語Ⅱ	2
西アジアの言語Ⅰ（各テーマ）	2
西アジアの言語Ⅱ（各テーマ）	2
サンスクリット語Ⅰ	2
サンスクリット語Ⅱ	2
古代エジプト語Ⅰ	2
古代エジプト語Ⅱ	2
古文書を読む	2
古記録を読む	2

4　専門教育科目　選択科目

授業科目	単位
第１群	
英米文学講義Ⅰ	2
英米文学講義Ⅱ	2
英米文学講義Ⅲ	2
英米文学講義Ⅳ	2
英米文学英語学講義Ⅰ	2
英米文学英語学講義Ⅱ	2
英語音声学概論Ⅰ	2
英語音声学概論Ⅱ	2
英語学概論	2
英文法原論	2
日英語意味論Ⅰ	2
日英語意味論Ⅱ	2
日英語比較論Ⅰ	2
日英語比較論Ⅱ	2
英米文学研究	2
英語学研究	2
第２群	
カルチュラル・スタディーズa	2
カルチュラル・スタディーズb	2
アメリカン・スタディーズa	2
アメリカン・スタディーズb	2
英語圏文化論a	2
英語圏文化論b	2
比較文化論a	2
比較文化論b	2
英米文化専門英語Ⅰa	1
英米文化専門英語Ⅰb	1

英米文化専門英語Ⅱa	1
英米文化専門英語Ⅱb	1
英米文化ワークショップⅠa	2
英米文化ワークショップⅠb	2
英米文化ワークショップⅡa	2
英米文化ワークショップⅡb	2
第３群	
国文学史概説a	2
国文学史概説b	2
国語学概論a	2
国語学概論b	2
国文学作品研究（一）a	2
国文学作品研究（一）b	2
国文学作品研究（二）a	2
国文学作品研究（二）b	2
国文学作品研究（三）a	2
国文学作品研究（三）b	2
国文学作品研究（四）a	2
国文学作品研究（四）b	2
国文学作品研究（五）a	2
国文学作品研究（五）b	2
国文学特殊講義a	2
国文学特殊講義b	2
日本語学Ⅰa	2
日本語学Ⅰb	2
日本語学Ⅱa	2
日本語学Ⅱb	2
日本語表現論a	2
日本語表現論b	2
日本語教育概論	2
日本語教授法	2
日本語教育方法論	2
日本語教育授業分析	2
日本語教育実習	2
第４群	
倫理学概論a	2
倫理学概論b	2
哲学概論a	2
哲学概論b	2
西洋古代・中世哲学a	2
西洋古代・中世哲学b	2
西洋近代哲学a	2
西洋近代哲学b	2
哲学特殊講義a	2
哲学特殊講義b	2
倫理学特殊講義a	2
倫理学特殊講義b	2
哲学演習a	1
哲学演習b	1
倫理学演習a	1
倫理学演習b	1
第５群	
宗教学概論a	2

宗教学概論b	2
仏教学概論a	2
仏教学概論b	2
イスラーム思想研究a	2
イスラーム思想研究b	2
キリスト教思想研究a	2
キリスト教思想研究b	2
日本思想論a	2
日本思想論b	2
宗教学フィールドワーク入門a	2
宗教学フィールドワーク入門b	2
宗教学各論	2
比較思想研究	2
宗教学演習a	1
宗教学演習b	1
第６群	
演劇学・文芸学a	2
演劇学・文芸学b	2
音楽論a	2
音楽論b	2
美学・芸術学概論a	2
美学・芸術学概論b	2
西洋美術史a	2
西洋美術史b	2
日本及東洋美術史a	2
日本及東洋美術史b	2
二次制作論a	2
二次制作論b	2
現代芸術論a	2
現代芸術論b	2
芸術学・美術史特殊講義a	2
芸術学・美術史特殊講義b	2
第７群	
ヨーロッパの言語と文化（一）	2
ヨーロッパ文学入門	2
フランス文化論a	2
フランス文化論b	2
ドイツ文化論a	2
ドイツ文化論b	2
専修フランス語a	1
専修フランス語b	1
フランス語インテンシブ（一）a	1
フランス語インテンシブ（一）b	1
専修ドイツ語a	1
専修ドイツ語b	1
ドイツ語インテンシブ（一）a	1
ドイツ語インテンシブ（一）b	1
フランス語学研究a	2
フランス語学研究b	2
フランス文学史a	2
フランス文学史b	2
ドイツ語学研究a	2
ドイツ語学研究b	2

ドイツ文学史a	2
ドイツ文学史b	2
フランス語インテンシブ（二）a	1
フランス語インテンシブ（二）b	1
ドイツ語インテンシブ（二）a	1
ドイツ語インテンシブ（二）b	1
フランス言語文化専門研究	2
ドイツ言語文化専門研究	2
日欧比較文化論	2
ヨーロッパの言語と文化（二）	2
第８群	
日本史基礎史料講読a	1
日本史基礎史料講読b	1
日本史資料学研究a	1
日本史資料学研究b	1
日本史史料講読a	1
日本史史料講読b	1
日本史特殊講義（一）a	2
日本史特殊講義（一）b	2
日本史特殊講義（二）a	2
日本史特殊講義（二）b	2
考古学研究a	2
考古学研究b	2
民俗学研究a	2
民俗学研究b	2
第９群	
ユーラシア史a	2
ユーラシア史b	2
世界史研究a	2
世界史研究b	2
世界史史料研究Ⅰ	2
世界史史料研究Ⅱ	2
アジア史研究a	2
アジア史研究b	2
アジア社会史a	2
アジア社会史b	2
西洋史研究a	2
西洋史研究b	2
西洋社会史a	2
西洋社会史b	2
世界史史料研究Ⅲ	2
世界史史料研究Ⅳ	2
第10群	
食の地域論	2
地域学	2
地理情報システムa	2
地理情報システムb	2
地理学・地域環境学文献講読	1
応用地理情報システム	2
観光地理学	2
環境地理学	2
地域生態論	2
歴史地理学	2

地域文化論	2
村落地理学	2
都市地理学	2
地域づくり論	2
経済地理学	2
地域環境システム論	2
第11群	
教育哲学	2
学校教育論	2
生涯学習論	2
教育人類学	2
教育法・行政論	2
教育と文化の社会学	2
ジェンダーと教育	2
教育文化と図書館情報学	2
教育政策と図書館	2
教育とデジタルアーカイブズ	2
情報処理（各テーマ）	2
教育におけるプログラミングa	2
教育におけるプログラミングb	2
教育文化演習Ⅰ	1
教育文化演習Ⅱ	1
第12群	
心理学の諸理論	2
脳と意識の科学	2
リアリティの心理学	2
フィクションの心理学	2
感情と共感の科学	2
性格と個人差の心理学	2
心理・行動データの収集法	2
心理・行動データの分析法	2
個性の記述法	2
文化と自己の心理学	2
芸術と感性の認知神経科学	2
子どもの発達多様性	2
人間発達と教育の心理学	2
心理学英文講読演習	1
スピリチュアリティと宗教性の心理学	2
第13群	
映像文化論基礎研究a	2
映像文化論基礎研究b	2
比較映像文化論a	2
比較映像文化論b	2
映像文化史a	2
映像文化史b	2
映像メディア研究a	2
映像メディア研究b	2
映像メディア制作論a	2
映像メディア制作論b	2
映像文化論専門研究Ⅰa	2
映像文化論専門研究Ⅰb	2
映像文化論専門研究Ⅱa	2
映像文化論専門研究Ⅱb	2

映像文化論特殊講義a	2
映像文化論特殊講義b	2
第14群	
文化共生学基礎研究a	2
文化共生学基礎研究b	2
異文化接触論a	2
異文化接触論b	2
風俗文化史a	2
風俗文化史b	2
文化共生学専門研究a	2
文化共生学専門研究b	2
ジェンダー文化論a	2
ジェンダー文化論b	2
文化共生学特殊講義a	2
文化共生学特殊講義b	2
第15群	
実践中国語（中級）	1
実践中国語（上級）	1
中国語会話a	1
中国語会話b	1
アジアの伝統文化と現代Ⅰ	2
アジアの伝統文化と現代Ⅱ	2
韓国現代文化論Ⅰ	2
韓国現代文化論Ⅱ	2
沖縄・琉球文化論Ⅰ	2
沖縄・琉球文化論Ⅱ	2
中国思想文化論Ⅰ	2
中国思想文化論Ⅱ	2
東南アジア文化論Ⅰ	2
東南アジア文化論Ⅱ	2
南アジア・内陸アジア論Ⅰ	2
南アジア・内陸アジア論Ⅱ	2
漢字・漢文論Ⅰ	2
漢字・漢文論Ⅱ	2
アジアの現代カルチャーⅠ	2
アジアの現代カルチャーⅡ	2
中国文学概論	2
中国文化論	2
現代中国論	2
日中関係論	2
日中対照言語論	2
中国言語文化論	2
中国古典文講読a	1
中国古典文講読b	1
中国現代文講読a	1
中国現代文講読b	1
アカデミック中国語a	1
アカデミック中国語b	1
第16群	
連携講座（各テーマ）	2
寄附講座（各テーマ）	2
スペイン文化論a	2
スペイン文化論b	2

ロシア文化論a	2
ロシア文化論b	2
法思想史１	2
法思想史２	2
国際政治学１	2
国際政治学２	2
政治哲学１	2
政治哲学２	2
西洋法制史１	2
西洋法制史２	2
東洋法制史１	2
東洋法制史２	2
日本法制史１	2
日本法制史２	2
法哲学１	2
法哲学２	2
アジア経済史Ⅰ	2
アジア経済史Ⅱ	2
経済学説史Ⅰ	2
経済学説史Ⅱ	2
経済統計学Ⅰ	2
経済統計学Ⅱ	2
西洋経済史Ⅰ	2
西洋経済史Ⅱ	2
中小企業論Ⅰ	2
中小企業論Ⅱ	2
日本経済史Ⅰ	2
日本経済史Ⅱ	2
環境経済学Ⅰ	2
環境経済学Ⅱ	2
計量経済学Ⅰ	2
計量経済学Ⅱ	2
産業組織論Ⅰ	2
産業組織論Ⅱ	2
アジア経済とビジネス	2
アメリカ経済とビジネス	2
EU経済とビジネス	2
交通論	2
国際開発論	2
国際投資論	2
商業史	2
食と農業	2
新興市場経済論	2
通信論	2
農産物流通論	2
ラテンアメリカ経済とビジネス	2
ロシア経済とビジネス	2
社会学概論Ⅰ	2
社会学概論Ⅱ	2
技術史Ⅰ	2
技術史Ⅱ	2
経済システムデザイン論	2
公共システムⅠ	2

公共システムⅡ	2
産業経済論	2
失敗とテクノロジー	2
ジャーナリズム史	2
大衆文化史	2
テクノロジーのデザイン	2
都市社会学	2
メディア史	2
ことばの世界（中国語）	2
第二言語習得論	2
中国語方言	2
言語教育学（中国語）	2
言語分析研究（中国語）	2
近代建築史	2
都市と住宅の歴史	2
建築スケッチ	2

５　専門教育科目　自由科目

授業科目	単位
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
人権教育論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
カリキュラム開発論	2
国語科教育法（一）	2
国語科教育法（二）	2
国語科教育法（三）	2
国語科教育法（四）	2
社会科教育法（一）	2
社会科教育法（二）	2
社会科教育法（三）	2
社会科教育法（四）	2
地理歴史科教育法（一）	2
地理歴史科教育法（二）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
英語科教育法（一）	2
英語科教育法（二）	2
英語科教育法（三）	2
英語科教育法（四）	2
ドイツ語科教育法（一）	2
ドイツ語科教育法（二）	2
ドイツ語科教育法（三）	2
ドイツ語科教育法（四）	2
フランス語科教育法（一）	2
フランス語科教育法（二）	2
フランス語科教育法（三）	2
フランス語科教育法（四）	2
中国語科教育法（一）	2
中国語科教育法（二）	2
中国語科教育法（三）	2
中国語科教育法（四）	2

道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
メディア教育論	2
教育相談論	2
生徒・進路指導論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
書道（一）	2
書道（二）	2
東洋史	2
西洋史	2
日本史概説a	2
日本史概説b	2
東洋史概説a	2
東洋史概説b	2
西洋史概説a	2
西洋史概説b	2
地理学概説a	2
地理学概説b	2
人文地理学概説a	2
人文地理学概説b	2
自然地理学概説a	2
自然地理学概説b	2
地誌学a	2
地誌学b	2
文化人類学a	2
文化人類学b	2
法学入門	2
政治学原論１	2
政治学原論２	2
経済原論１	2
経済原論２	2
部落史研究（前近代）	2
部落史研究（近現代）	2
経済政策１	2
経済政策２	2
社会政策１	2
社会政策２	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
図書館概論	2
図書館制度・経営論	2
図書館情報技術論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2

児童サービス論	2
情報サービス演習	1
情報検索演習	1
情報資源組織演習（一）	1
情報資源組織演習（二）	1
図書館基礎特論	2
図書館サービス特論	2
図書館情報資源特論	2
図書・図書館史	2
図書館総合演習	1
図書館実習	1
学校図書館サービス論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3
考古学概説a	2
考古学概説b	2
考古学実習a	1
考古学実習b	1
生涯学習概論（一）	2
生涯学習概論（二）	2
生涯学習支援論（一）	2
生涯学習支援論（二）	2
社会教育経営論（一）	2
社会教育経営論（二）	2
社会教育課題研究（一）	2
社会教育課題研究（二）	2
社会教育実習	1
社会教育特殊講義	2
言語学研究	2

６　専門教育科目（専修固有科目）

授業科目	単位
専門教育科目	
〔英米文学英語学専修〕	
（必修科目）	
英米文学英語学専修ゼミⅠ	1
英米文学英語学専修ゼミⅡ	1
英米文学英語学専修研究Ⅰ	2
英米文学英語学専修研究Ⅱ	2
英米文学英語学専修ゼミⅢ	1
英米文学英語学専修ゼミⅣ	1
英米文学英語学専修研究Ⅲ	2
英米文学英語学専修研究Ⅳ	2
英米文学英語学専修ゼミⅤ	1
英米文学英語学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔英米文化専修〕	
（必修科目）	

英米文化専修ゼミⅠ	1
英米文化専修ゼミⅡ	1
英米文化専修研究Ⅰ	2
英米文化専修研究Ⅱ	2
英米文化専修ゼミⅢ	1
英米文化専修ゼミⅣ	1
英米文化専修研究Ⅲ	2
英米文化専修研究Ⅳ	2
英米文化専修ゼミⅤ	1
英米文化専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔国語国文学専修（国文学、国語学）〕	
（必修科目）	
＜国語国文学専修（国文学コース）＞	
国語国文学専修ゼミⅠ（国文学）	1
国語国文学専修ゼミⅡ（国文学）	1
国語国文学専修研究Ⅰ（国文学）	2
国語国文学専修研究Ⅱ（国文学）	2
国語国文学専修ゼミⅢ（国文学）	1
国語国文学専修ゼミⅣ（国文学）	1
国語国文学専修研究Ⅲ（国文学）	2
国語国文学専修研究Ⅳ（国文学）	2
国語国文学専修ゼミⅤ（国文学）	1
国語国文学専修ゼミⅥ（国文学）	1
卒業論文	4
＜国語国文学専修（国語学コース）＞	
国語国文学専修ゼミⅠ（国語学）	1
国語国文学専修ゼミⅡ（国語学）	1
国語国文学専修研究Ⅰ（国語学）	2
国語国文学専修研究Ⅱ（国語学）	2
国語国文学専修ゼミⅢ（国語学）	1
国語国文学専修ゼミⅣ（国語学）	1
国語国文学専修研究Ⅲ（国語学）	2
国語国文学専修研究Ⅳ（国語学）	2
国語国文学専修ゼミⅤ（国語学）	1
国語国文学専修ゼミⅥ（国語学）	1
卒業論文	4
〔哲学倫理学専修〕	
（必修科目）	
哲学倫理学専修ゼミⅠ	1
哲学倫理学専修ゼミⅡ	1
哲学倫理学専修研究Ⅰ	2
哲学倫理学専修研究Ⅱ	2
哲学倫理学専修ゼミⅢ	1
哲学倫理学専修ゼミⅣ	1
哲学倫理学専修研究Ⅲ	2
哲学倫理学専修研究Ⅳ	2
哲学倫理学専修ゼミⅤ	1
哲学倫理学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔比較宗教学専修〕	
（必修科目）	
比較宗教学専修ゼミⅠ	1

比較宗教学専修ゼミⅡ	1
比較宗教学専修研究Ⅰ	2
比較宗教学専修研究Ⅱ	2
比較宗教学専修ゼミⅢ	1
比較宗教学専修ゼミⅣ	1
比較宗教学専修研究Ⅲ	2
比較宗教学専修研究Ⅳ	2
比較宗教学専修ゼミⅤ	1
比較宗教学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔芸術学美術史専修〕	
（必修科目）	
芸術学美術史専修ゼミⅠ	1
芸術学美術史専修ゼミⅡ	1
芸術学美術史専修研究Ⅰ	2
芸術学美術史専修研究Ⅱ	2
芸術学美術史専修ゼミⅢ	1
芸術学美術史専修ゼミⅣ	1
芸術学美術史専修研究Ⅲ	2
芸術学美術史専修研究Ⅳ	2
芸術学美術史専修ゼミⅤ	1
芸術学美術史専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔ヨーロッパ文化専修（フランス言語文化、ドイツ言語文化）〕	
（必修科目）	
＜ヨーロッパ文化専修（フランス言語文化コース）＞	
ヨーロッパ文化専修ゼミⅠ（フランス言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修ゼミⅡ（フランス言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修研究Ⅰ（フランス言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修研究Ⅱ（フランス言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修ゼミⅢ（フランス言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修ゼミⅣ（フランス言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修研究Ⅲ（フランス言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修研究Ⅳ（フランス言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修ゼミⅤ（フランス言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修ゼミⅥ（フランス言語文化）	1
卒業論文	4
＜ヨーロッパ文化専修（ドイツ言語文化コース）＞	
ヨーロッパ文化専修ゼミⅠ（ドイツ言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修ゼミⅡ（ドイツ言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修研究Ⅰ（ドイツ言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修研究Ⅱ（ドイツ言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修ゼミⅢ（ドイツ言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修ゼミⅣ（ドイツ言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修研究Ⅲ（ドイツ言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修研究Ⅳ（ドイツ言語文化）	2
ヨーロッパ文化専修ゼミⅤ（ドイツ言語文化）	1
ヨーロッパ文化専修ゼミⅥ（ドイツ言語文化）	1
卒業論文	4
〔日本史・文化遺産学専修〕	
（必修科目）	
日本史・文化遺産学専修ゼミⅠ	1
日本史・文化遺産学専修ゼミⅡ	1

日本史・文化遺産学専修研究Ⅰ	2
日本史・文化遺産学専修研究Ⅱ	2
日本史・文化遺産学専修ゼミⅢ	1
日本史・文化遺産学専修ゼミⅣ	1
日本史・文化遺産学専修研究Ⅲ	2
日本史・文化遺産学専修研究Ⅳ	2
日本史・文化遺産学専修ゼミⅤ	1
日本史・文化遺産学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔世界史専修〕	
（必修科目）	
世界史専修ゼミⅠ	1
世界史専修ゼミⅡ	1
世界史専修研究Ⅰ	2
世界史専修研究Ⅱ	2
世界史専修ゼミⅢ	1
世界史専修ゼミⅣ	1
世界史専修研究Ⅲ	2
世界史専修研究Ⅳ	2
世界史専修ゼミⅤ	1
世界史専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔地理学・地域環境学専修〕	
（必修科目）	
地理学・地域環境学専修ゼミⅠ	1
地理学・地域環境学専修ゼミⅡ	1
地理学・地域環境学調査研究法a	1
地理学・地域環境学調査研究法b	1
地理学・地域環境学専修ゼミⅢ	1
地理学・地域環境学専修ゼミⅣ	1
地理学・地域環境学実習a	1
地理学・地域環境学実習b	1
地理学・地域環境学専修ゼミⅤ	1
地理学・地域環境学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔教育文化専修〕	
（必修科目）	
教育文化専修ゼミⅠ	1
教育文化専修ゼミⅡ	1
教育文化専修研究Ⅰ	2
教育文化専修研究Ⅱ	2
教育文化専修ゼミⅢ	1
教育文化専修ゼミⅣ	1
教育文化専修研究Ⅲ	2
教育文化専修研究Ⅳ	2
教育文化専修ゼミⅤ	1
教育文化専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔初等教育学専修〕	
（必修科目）	
初等教育学専修ゼミⅠ	1
初等教育学専修ゼミⅡ	1
初等教育学専修ゼミⅢ	1

初等教育学専修ゼミⅣ	1
初等教育学専修ゼミⅤ	1
初等教育学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
（選択科目）	
教職の実際	2
教育原理（初等）	2
学習・発達論（初等）	2
教育政策論	2
教職リサーチⅠ	2
教職リサーチⅡ	2
特別支援教育論（初等）	2
カリキュラム論	2
国語科教育法	2
社会科教育法	2
算数科教育法	2
理科教育法	2
生活科教育法	2
音楽科教育法	2
図画工作科教育法	2
家庭科教育法	2
体育科教育法	2
英語科教育法	2
道徳教育の理論と実践	2
総合的な学習の時間の指導法（初等）	2
特別活動論（初等）	2
教育方法学（初等）	2
ICTを活用した教育に関する理論及び方法	1
国語科教育の内容	2
社会科教育の内容	2
算数科教育の内容	2
理科教育の内容	2
生活科教育の内容	2
音楽科教育の内容	2
図画工作科教育の内容	2
家庭科教育の内容	2
体育科教育の内容	2
英語科教育の内容	2
生徒・進路指導論（初等）	2
教育相談論（初等）	2
小学校教育実習事前指導	1
小学校教育実習（一）	2
小学校教育実習（二）	2
教職実践演習（初等）	2
〔心理学専修〕	
（必修科目）	
心理学専修ゼミⅠ	1
心理学専修ゼミⅡ	1
心理学専修研究Ⅰ	2
心理学専修研究Ⅱ	2
心理学専修ゼミⅢ	1
心理学専修ゼミⅣ	1
心理学専修研究Ⅲ	2

心理学専修研究Ⅳ	2
心理学専修ゼミⅤ	1
心理学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔映像文化専修〕	
（必修科目）	
映像文化専修ゼミⅠ	1
映像文化専修ゼミⅡ	1
映像文化専修研究Ⅰ	2
映像文化専修研究Ⅱ	2
映像文化専修ゼミⅢ	1
映像文化専修ゼミⅣ	1
映像文化専修研究Ⅲ	2
映像文化専修研究Ⅳ	2
映像文化専修ゼミⅤ	1
映像文化専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔文化共生学専修〕	
（必修科目）	
文化共生学専修ゼミⅠ	1
文化共生学専修ゼミⅡ	1
文化共生学専修研究Ⅰ	2
文化共生学専修研究Ⅱ	2
文化共生学専修ゼミⅢ	1
文化共生学専修ゼミⅣ	1
文化共生学専修研究Ⅲ	2
文化共生学専修研究Ⅳ	2
文化共生学専修ゼミⅤ	1
文化共生学専修ゼミⅥ	1
卒業論文	4
〔アジア文化専修〕	
（必修科目）	
＜コース共通＞	
アジア文化専修研究Ⅰ	2
アジア文化専修研究Ⅱ	2
アジア文化専修研究Ⅲ	2
アジア文化専修研究Ⅳ	2
＜アジア文化コース＞	
アジア文化専修ゼミⅠ（アジア文化）	1
アジア文化専修ゼミⅡ（アジア文化）	1
アジア文化専修ゼミⅢ（アジア文化）	1
アジア文化専修ゼミⅣ（アジア文化）	1
アジア文化専修ゼミⅤ（アジア文化）	1
アジア文化専修ゼミⅥ（アジア文化）	1
卒業論文	4
＜中国言語文化コース＞	
アジア文化専修ゼミⅠ（中国言語文化）	1
アジア文化専修ゼミⅡ（中国言語文化）	1
アジア文化専修ゼミⅢ（中国言語文化）	1
アジア文化専修ゼミⅣ（中国言語文化）	1
アジア文化専修ゼミⅤ（中国言語文化）	1
アジア文化専修ゼミⅥ（中国言語文化）	1
卒業論文	4

ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目（日本語・日本研究コース）

授業科目	単位
第１群（日本語）	
日本語（各コース）	2
コンテンポラリー・ジャパン（各コース）	2
日本社会のコミュニケーション（各コース）	2
第２群（日本研究）	
日本の哲学・思想	2
日本の宗教	2
日本の芸術	2
日本の歴史（各テーマ）	2
日本の文学Ⅰ（各テーマ）	2
日本の文学Ⅱ（各テーマ）	2
日本の文化Ⅰ（各テーマ）	2
日本の文化Ⅱ（各テーマ）	2
比較アジア文化論	2
日本の法と政治	2
日本の経済（各テーマ）	2
日本の産業と企業（各テーマ）	2
日本の社会	2
日本の科学・技術	2
日本の情報化と社会	2
日本のポピュラーカルチャー（各テーマ）	2
日本学特別講座Ⅰ（各テーマ）	2
日本学特別講座Ⅱ（各テーマ）	2
第３群（インディペンデント・スタディ）	
インディペンデント・スタディ（各テーマ）	2
第４群（フィールド・スタディ）	
フィールド・スタディ（各テーマ）	2

卒業要件

1　文学部所属の学生であって、総合人文学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

2　共通教養科目については、自己形成科目群の人間を知る、社会を知る及び自然と向き合うの各領域からそれぞれ２単位以上を含めて、関西大学科目群、基盤科目群、自己形成科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群、グローバル科目群及び大学・学部・社会連携科目群から合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

3　外国語科目については、第１選択外国語８単位以上、第２選択外国語８単位以上、計16単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

4　総合人文学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、60単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記３に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から８単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目の選択科目及び自由科目の単位を修得した場合の詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

6　ウェブスター大学との協定に基づく特別編入学生は、次の定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。

（1）　第15条及び第16条に定める授業科目の単位は、免除する。

（2）　専門教育科目については、ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目（日本語・日本研究コース）のうちから、合計64単位以上を修得しなければならない。

なお、合計64単位のうち16単位まで、文学部及び他学部の学則に定める授業科目で代替することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第４（第18条関係）

経済学部

経済学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（導入科目）	
ミクロ経済学入門Ⅰ	2
ミクロ経済学入門Ⅱ	2
マクロ経済学入門Ⅰ	2
マクロ経済学入門Ⅱ	2
経済ツール入門	2
現代経済入門	2
経済学ワークショップⅠ	2
経済学ワークショップⅡ	2
統計学Ⅰ	2
統計学Ⅱ	2
経済史Ⅰ	2
経済史Ⅱ	2
（基本科目）	
ミクロ経済学Ⅰ	2
ミクロ経済学Ⅱ	2
マクロ経済学Ⅰ	2
マクロ経済学Ⅱ	2
経済数学Ⅰ	2
経済数学Ⅱ	2
経済統計学Ⅰ	2
経済統計学Ⅱ	2
経済情報処理論Ⅰ	2
経済情報処理論Ⅱ	2
計量経済学入門Ⅰ	2
計量経済学入門Ⅱ	2
ゲーム理論Ⅰ	2
ゲーム理論Ⅱ	2
行動経済学Ⅰ	2
行動経済学Ⅱ	2
金融経済論Ⅰ	2
金融経済論Ⅱ	2
財政学Ⅰ	2
財政学Ⅱ	2
公共経済学Ⅰ	2
公共経済学Ⅱ	2
労働経済学Ⅰ	2
労働経済学Ⅱ	2
経済政策Ⅰ	2

経済政策Ⅱ	2
日本経済論Ⅰ	2
日本経済論Ⅱ	2
国際経済学Ⅰ	2
国際経済学Ⅱ	2
日本経済史Ⅰ	2
日本経済史Ⅱ	2
社会思想史Ⅰ	2
社会思想史Ⅱ	2
政治経済学Ⅰ	2
政治経済学Ⅱ	2
簿記演習	2
商業簿記	2
工業簿記	2
（展開科目）	
〔経済政策コース科目〕	
データ分析入門（原因と結果の経済学）Ⅰ	2
データ分析入門（原因と結果の経済学）Ⅱ	2
上級ミクロ経済学Ⅰ	2
上級ミクロ経済学Ⅱ	2
金融政策Ⅰ	2
金融政策Ⅱ	2
地方財政論	2
社会保障論Ⅰ	2
社会保障論Ⅱ	2
環境経済学Ⅰ	2
環境経済学Ⅱ	2
公共選択論Ⅰ	2
公共選択論Ⅱ	2
人口学Ⅰ	2
人口学Ⅱ	2
法と経済学Ⅰ	2
法と経済学Ⅱ	2
〔歴史・思想コース科目〕	
アジア経済史Ⅰ	2
アジア経済史Ⅱ	2
西洋経済史Ⅰ	2
西洋経済史Ⅱ	2
近代経済学史Ⅰ	2
近代経済学史Ⅱ	2
経済学説史Ⅰ	2
経済学説史Ⅱ	2
社会経済システム論Ⅰ	2
社会経済システム論Ⅱ	2
〔産業・企業経済コース科目〕	
計量経済学Ⅰ	2
計量経済学Ⅱ	2
組織の経済学Ⅰ	2
組織の経済学Ⅱ	2
産業組織論Ⅰ	2
産業組織論Ⅱ	2
中小企業論Ⅰ	2
中小企業論Ⅱ	2

流通経済論Ⅰ	2
流通経済論Ⅱ	2
地域経済論Ⅰ	2
地域経済論Ⅱ	2
ビジネス・エコノミクスⅠ	2
ビジネス・エコノミクスⅡ	2
人事経済学Ⅰ	2
人事経済学Ⅱ	2
コーポレート・ファイナンスⅠ	2
コーポレート・ファイナンスⅡ	2
会計学原理	2
財務諸表論	2
〔国際経済コース科目〕	
上級マクロ経済学Ⅰ	2
上級マクロ経済学Ⅱ	2
経済成長論Ⅰ	2
経済成長論Ⅱ	2
実証国際経済学Ⅰ	2
実証国際経済学Ⅱ	2
国際金融論Ⅰ	2
国際金融論Ⅱ	2
経済発展論Ⅰ	2
経済発展論Ⅱ	2
中国経済論Ⅰ	2
中国経済論Ⅱ	2
アジア・太平洋経済論Ⅰ	2
アジア・太平洋経済論Ⅱ	2
アメリカ経済論Ⅰ	2
アメリカ経済論Ⅱ	2
EU経済論Ⅰ	2
EU経済論Ⅱ	2
国際政治経済学Ⅰ	2
国際政治経済学Ⅱ	2
〔コース共通科目〕	
外国書研究	2
時事英語Ⅰ	2
時事英語Ⅱ	2
実用英語研究（国際ビジネス英語）	2
経済学特殊講義Ⅰ（各テーマ）	2
経済学特殊講義Ⅱ（各テーマ）	2
経済学特殊講義Ⅲ（各テーマ）	2
経済学特殊講義Ⅳ（各テーマ）	2
経済学特殊講義Ⅴ（各テーマ）	2
経済学特殊講義Ⅵ（各テーマ）	2
寄附講座（各テーマ）	2
経済調査実習（各テーマ）	2
海外経済研究（各セミナー）	2
経済学特別演習（各テーマ）	2
（実践科目）	
経済学演習Ⅰ	2
経済学演習Ⅱ	2
経済学演習Ⅲ	2
経済学演習Ⅳ	2

卒業論文	4
経済学プロジェクト演習Ⅰ（各テーマ）	2
経済学プロジェクト演習Ⅱ（各テーマ）	2
（関連科目）	
〔経営・会計関連科目〕	
現代の企業と社会	2
企業経営の組織と戦略	2
ビジネス・マネジメント	2
企業と経営	2
公益事業論	2
非営利事業論	2
ヒューマン・リソース・マネジメント	2
現代の労務管理	2
交通・通信基礎論	2
交通・通信論	2
保険経済論	2
保険経営論	2
経営情報論	2
データ・マイニング論	2
原価計算論	2
監査論	2
市場と会計	2
財務会計論演習	2
管理会計論演習	2
会計監査論演習	2
会計学演習	2
〔法律・政治関連科目〕	
民法（総則）	2
民法（物権）	2
民法（債権総論）	2
民法（債権各論）	2
商法（商法総則・商行為法）	2
商法（会社法１）	2
商法（会社法２）	2
商法（会社法３）	2
商法（有価証券法）	2
商法（展開講義）	2
経済法a	2
経済法b	2
労働法a	2
労働法b	2
公共政策学Ⅰ	2
公共政策学Ⅱ	2
（自由科目）	
日本史概説a	2
日本史概説b	2
考古学概説a	2
考古学概説b	2
東洋史	2
西洋史	2
東洋史概説a	2
東洋史概説b	2
西洋史概説a	2

西洋史概説b	2
地誌学a	2
地誌学b	2
地理学概説a	2
地理学概説b	2
人文地理学概説a	2
人文地理学概説b	2
自然地理学概説a	2
自然地理学概説b	2
文化人類学Ⅰ	2
文化人類学Ⅱ	2
法学入門	2
政治学原論１	2
政治学原論２	2
ジェンダーと教育	2
教育と文化の社会学	2
哲学概論a	2
哲学概論b	2
倫理学概論a	2
倫理学概論b	2
宗教学概論a	2
宗教学概論b	2
心理学の諸理論	2
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
メディア教育論	2
社会科教育法（一）	2
社会科教育法（二）	2
社会科教育法（三）	2
社会科教育法（四）	2
地理歴史科教育法（一）	2
地理歴史科教育法（二）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
人権教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2

読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

卒業要件

1　経済学部所属の学生であって、経済学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

2　共通教養科目については、自己形成科目群の人間を知る、社会を知る、自然と向き合うの各領域からそれぞれ２単位以上を含めて、関西大学科目群、基盤科目群、自己形成科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群、グローバル科目群及び大学・学部・社会連携科目群から合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

3　外国語科目について、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語８単位又は第１選択外国語12単位及び第２選択外国語４単位の合計16単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

4　経済学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに専門教育科目について、次に定めるところにより88単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位には含めないものとする。なお、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　導入科目　12単位以上
ミクロ経済学入門Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学入門Ⅰ・Ⅱの８単位を含めて12単位以上を修得しなければならない。

（2）　基本科目　12単位以上

（3）　展開科目・実践科目　28単位以上
所属コースの展開科目と実践科目の合計10単位以上を含めて28単位以上修得しなければならない。

（4）　関連科目　任意選択

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記３に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から８単位を修得しなければならない。

（2）（1)に定める外国語以外の１カ国語を履修することができる。ただし、当該外国語は修得しても卒業単位には含めることはできない。

（3）　外国人留学生科目のうち日本語以外の科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第５（第18条関係）

商学部

商学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（第１類　入門科目）＜必修科目＞	
基礎演習	2
流通入門	2
経済入門	2
ビジネス英語入門	2
経営入門	2
簿記入門演習	2
（第２類　共通科目）＜選択科目＞	
〔商学基礎分野〕	
商業史	2
マーケティング論	2

流通論	2
環境と経済	2
現代経済	2
財政学	2
金融論	2
保険経済論	2
国際経済関係論	2
国際貿易論	2
外国為替論	2
国際協力論	2
現代社会と企業	2
ビジネス・マネジメント	2
経営史	2
会計学概論	2
企業財務論	2
ビジネス・エシックス	2
競争戦略論	2
〔会計・情報・統計分野〕	
商業簿記	2
工業簿記	2
現代会計	2
情報処理基礎演習	2
情報処理応用演習	2
eリテイリング	2
金融情報論	2
経営情報論	2
経営統計	2
データ分析論	2
〔ビジネス英語分野〕	
初級ビジネス英語A	2
初級ビジネス英語B	2
中級ビジネス英語A	2
中級ビジネス英語B	2
上級ビジネス英語Ⅰ	2
上級ビジネス英語Ⅱ	2
Discussing Intercultural Issues in Business	2
海外ビジネス英語（各テーマ）	4
英語で学ぶ現代ビジネス（各テーマ）	2
〔法律分野〕	
民法Ⅰ（総則）	2
民法Ⅱ（債権）	2
商法Ⅰ（総則）	2
商法Ⅱ（会社法）	2
経済法Ⅰ	2
経済法Ⅱ	2
労働法Ⅰ	2
労働法Ⅱ	2
国際取引法Ⅰ	2
国際取引法Ⅱ	2
（第３類　応用科目）＜選択科目＞	
〔流通専修〕	
消費論	2
消費者行動論	2

流通システム論	2
流通政策論	2
マーケティング政策論	2
国際マーケティング論	2
国際流通論	2
ロジスティクス論	2
サプライチェーン・マネジメント	2
広告政策論	2
都市と商業	2
食と農業	2
農産物流通論	2
現代産業論	2
協同組合論	2
生活協同組合論	2
交通論	2
通信論	2
サービス産業論	2
観光産業論	2
流通問題特殊講義（各テーマ）	2
〔ファイナンス専修〕	
租税論	2
租税政策論	2
国際課税論	2
財政政策	2
ミクロ金融分析	2
金融システム論	2
国際金融論	2
国際通貨システム論	2
証券市場論	2
証券分析論	2
企業金融論	2
金融政策論	2
保険経営論	2
損害保険論	2
生命保険論	2
リスクマネジメント論	2
実証ファイナンス	2
ファイナンス論	2
社会保障論	2
社会保険論	2
ファイナンス特殊講義（各テーマ）	2
〔国際ビジネス専修〕	
現代世界経済論	2
国際ビジネス・コミュニケーション論	2
国際貿易制度論	2
貿易政策論	2
国際商務論	2
国際商慣習論	2
国際取引契約論	2
国際取引紛争解決論	2
貿易金融論	2
国際交通論	2
国際空運論	2

国際開発論	2
国際投資論	2
EU経済とビジネス	2
アメリカ経済とビジネス	2
ラテンアメリカ経済とビジネス	2
アジア経済とビジネス	2
ロシア経済とビジネス	2
新興市場経済論	2
国際ビジネス特殊講義（各テーマ）	2
〔マネジメント専修〕	
企業と経営	2
経営組織論	2
組織イノベーション論	2
データサイエンス	2
デジタル・マーケティング・マネジメント	2
マーケティング・リサーチ	2
マーケティング・サイエンス	2
ヒューマン・リソース・マネジメント	2
現代の労務管理	2
生産管理論	2
イノベーション・マネジメント	2
データ・マイニング論	2
経営システム論	2
サービス・マネジメント	2
コーポレート・ガバナンス	2
経営科学	2
ビッグ・ビジネス	2
非営利事業論	2
中小企業論	2
ベンチャー論	2
ニュービジネス	2
ケーススタディ	2
経営学特殊講義（各テーマ）	2
〔会計専修〕	
株式会社簿記	2
会計史	2
会計制度論	2
財務諸表論	2
上級財務諸表論	2
連結会計論	2
環境会計論	2
原価計算論	2
コスト・マネジメント	2
管理会計論	2
付加価値会計論	2
税務会計概論	2
税務会計実践	2
監査論	2
内部統制論	2
経営分析論	2
情報会計論	2
公会計論	2
外貨換算会計論	2

国際会計論	2
証券市場会計論	2
実証会計学	2
会計学特殊講義（各テーマ）	2
（第４類　演習科目）＜選択科目＞	
演習	2
専門演習	4
卒業研究	4
研究論文	4
（第５類　実践科目）＜選択科目＞	
〔会計連携特別プログラム関連科目〕	
上級簿記演習Ⅰ	2
上級簿記演習Ⅱ	2
財務諸表論演習Ⅰ	2
財務諸表論演習Ⅱ	2
原価計算論演習Ⅰ	2
原価計算論演習Ⅱ	2
企業法演習Ⅰ	2
企業法演習Ⅱ	2
上級簿記演習Ⅲ	2
上級簿記演習Ⅳ	2
監査論演習Ⅰ	2
監査論演習Ⅱ	2
企業法演習Ⅲ	2
企業法演習Ⅳ	2
原価計算論演習Ⅲ	2
原価計算論演習Ⅳ	2
〔サービス・イノベーション特別プログラム〕	
データハンドリングの基礎	2
統計解析演習	2
産学連携プログラム基礎	2
産学連携プログラム応用	2
サービスサイエンス基礎	2
サービスサイエンス応用	2
〔認定科目〕	
各科目	1・2・3・4
（第６類　産学連携科目）＜選択科目＞	
ビジネス研究（各テーマ）	2
寄附講座（各テーマ）	2
海外現地研修（各テーマ）	2
国際ビジネス研修（各テーマ）	2
（第７類　ビジネスリーダー特別プログラム科目）＜選択科目＞	
〔必修科目群〕	
プレゼンテーション	2
プロジェクト研究１	2
プロジェクト研究２	2
プロジェクト研究３	2
プロジェクト研究４	2
プロジェクト・ペーパー	2
英語コミュニケーション１	2
英語コミュニケーション２	2
〔選択科目群〕	
経営戦略論	2

ビジネスモデル論	2
サービス・イノベーション	2
海外ワークショップ	2
アントレプレナーシップ	2
ビジネスリサーチ	2
（第８類　会計連携特別プログラム科目）＜選択科目＞	
市場と会計	2
会計学演習	2
財務会計論演習	2
管理会計論演習	2
会計監査論演習	2
ワークショップⅠ	2
ワークショップⅡ	2
ワークショップⅢ	2
ワークショップⅣ	2
ワークショップⅤ	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
カリキュラム開発論	2
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
メディア教育論	2
社会科教育法（一）	2
社会科教育法（二）	2
社会科教育法（三）	2
社会科教育法（四）	2
地理歴史科教育法（一）	2
地理歴史科教育法（二）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
商業科教育法（一）	2
商業科教育法（二）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
生徒・進路指導論	2
教職実践演習（中等）	2
人権教育論	2
ジェンダーと教育	2
教育と文化の社会学	2
職業指導（一）	2
職業指導（二）	2
日本史概説a	2
日本史概説b	2
日本法制史１	2
日本法制史２	2
考古学概説a	2
考古学概説b	2
東洋史	2

西洋史	2
東洋法制史１	2
東洋法制史２	2
西洋法制史１	2
西洋法制史２	2
東洋史概説a	2
東洋史概説b	2
西洋史概説a	2
西洋史概説b	2
地誌学a	2
地誌学b	2
地理学概説a	2
地理学概説b	2
人文地理学概説a	2
人文地理学概説b	2
自然地理学概説a	2
自然地理学概説b	2
文化人類学Ⅰ	2
文化人類学Ⅱ	2
法学入門	2
政治学原論１	2
政治学原論２	2
哲学概論a	2
哲学概論b	2
倫理学概論a	2
倫理学概論b	2
宗教学概論a	2
宗教学概論b	2
心理学の諸理論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

卒業要件

１　商学部所属の学生であって、商学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

２　共通教養科目については、自己形成科目群の人間を知る、社会を知る及び自然と向き合うの各領域からそれぞれ２単位以上を含めて、関西大学科目群、基盤科目群、自己形成科目群、キャリア形成科目群、健康・スポーツ科目群、グローバル科目群及び大学・学部・社会連携科目群から合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、グローバル科目群の各科目を修得した場合、２単位を超えて共通教養科目の卒業所要単位に含めることはできない。また、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

３　外国語科目については、英語を含み、次に定めるところのいずれかにより合計16単位を修得しなければならない。

（１）　第１選択外国語８単位及び第２選択外国語８単位

なお、検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）又は検定認定３（各検定試験）を修得した場合は、英語以外の外国語については４単位まで含めること

ができる。

（２）　第１選択外国語12単位及び第２選択外国語４単位

なお、第１選択外国語が英語で、検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）又は検定認定３（各検定試験）を修得した場合は、第１選択外国語及び第２選択外国語それぞれについて４単位まで含めることができる。第１選択外国語が英語以外の外国語で、検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）又は検定認定３（各検定試験）を修得した場合は、英語以外の外国語について４単位まで含めることができる。

（３）　第１選択外国語８単位、第２選択外国語４単位及び第３選択外国語４単位

なお、検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）又は検定認定３（各検定試験）を修得した場合は、英語以外の外国語については４単位まで含めることができる。

４　商学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに専門教育科目について、次に定めるところにより92単位以上修得しなければならない。

（１）　第１類　入門科目（必修科目）　12単位

（２）　第２類　共通科目（選択科目）　26単位以上

商学基礎分野から10単位以上、その他の分野から各４単位以上を含め、合計26単位以上を修得しなければならない。

（３）　第３類　応用科目（選択科目）　30単位以上

所属する専修から20単位以上を含めて、合計30単位以上を修得しなければならない。

（４）　第４類　演習科目（選択科目）

14単位まで卒業所要単位に算入することができる。

（５）　第５類　実践科目（選択科目）

14単位まで卒業所要単位に算入することができる。

（６）　第６類　産学連携科目（選択科目）

６単位まで卒業所要単位に算入することができる。

（７）　第７類　ビジネスリーダー特別プログラム科目（選択科目）

24単位まで卒業所要単位に算入することができる。

（８）　第８類　会計連携特別プログラム科目（選択科目）

14単位まで卒業所要単位に算入することができる。

５　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（１）　上記３に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から８単位を修得しなければならない。

なお、検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）又は検定認定３（各検定試験）を修得した場合は、英語以外の外国語については４単位まで含めることができる。

（２）　外国人留学生科目のうち日本語以外の科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。

備考

１　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

２　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第６（第18条関係）

社会学部

社会学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
〔社会学専攻〕	
基礎研究Ⅰ	2
基礎研究Ⅱ	2

基礎演習	2
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
卒業研究Ⅰ	2
卒業研究Ⅱ	2
社会学総論Ⅰ	2
社会学総論Ⅱ	2
基礎社会学Ⅰ	2
基礎社会学Ⅱ	2
社会調査入門	2
〔心理学専攻〕	
基礎研究Ⅰ	2
基礎研究Ⅱ	2
基礎演習Ⅰ	2
基礎演習Ⅱ	2
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
卒業研究Ⅰ	2
卒業研究Ⅱ	2
心理学総合研究Ⅰ	2
心理学総合研究Ⅱ	2
入門心理学Ⅰ	2
入門心理学Ⅱ	2
初級心理学実験実習	2
中級心理学実験実習	2
〔メディア専攻〕	
基礎研究Ⅰ	2
基礎研究Ⅱ	2
基礎演習	2
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
卒業研究Ⅰ	2
卒業研究Ⅱ	2
メディア総論	2
文章演習	2
〔社会システムデザイン専攻〕	
基礎研究Ⅰ	2
基礎研究Ⅱ	2
基礎演習	2
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
卒業研究Ⅰ	2
卒業研究Ⅱ	2
社会システムデザイン総論Ⅰ	2
社会システムデザイン総論Ⅱ	2
（選択科目）	
〔社会学専攻〕	
現代社会論Ⅰ	2
現代社会論Ⅱ	2
産業社会学	2
社会システム論	2
社会調査論	2
計量社会学	2

情報処理基礎演習	2
情報処理演習Ⅰ	2
理論社会学Ⅰ	2
理論社会学Ⅱ	2
家族社会学Ⅰ	2
家族社会学Ⅱ	2
都市社会学	2
大衆文化史	2
教育社会学Ⅰ	2
教育社会学Ⅱ	2
文化社会学Ⅰ	2
文化社会学Ⅱ	2
社会病理学Ⅰ	2
社会病理学Ⅱ	2
社会福祉概論	2
地域福祉論	2
社会福祉政策論	2
ソーシャルサポート論	2
文化人類学Ⅰ	2
文化人類学Ⅱ	2
国際社会学Ⅰ	2
国際社会学Ⅱ	2
環境社会学Ⅰ	2
環境社会学Ⅱ	2
社会心理学Ⅰ	2
社会心理学Ⅱ	2
社会階層論	2
社会変動論	2
社会学研究法a	2
社会学研究法b	2
社会調査実習	2
社会調査演習	4
差別と社会Ⅰ	2
差別と社会Ⅱ	2
社会学概論Ⅰ	2
社会学概論Ⅱ	2
インターネット・コミュニケーション論	2
情報メディア論	2
情報社会論	2
メディア文化論	2
メディア史	2
ジャーナリズム史	2
コミュニティの比較社会学	2
社会的ネットワークと社会システム	2
組織と社会的ネットワーク	2
社会学テーマ演習	2
専攻横断型講義（各テーマ）	2
情報処理演習Ⅱ	2
情報処理演習Ⅲ	2
福祉社会論	2
社会保障論	2
社会学特殊講義Ⅰ	2
社会学特殊講義Ⅱ	2

社会学特殊講義Ⅲ	2
社会学特殊講義Ⅳ	2
社会学特殊講義Ⅴ	2
社会学特殊講義Ⅵ	2
社会学特殊講義Ⅶ	2
社会学特殊講義Ⅷ	2
社会学外国文献講読	2
〔心理学専攻〕	
基礎社会学Ⅰ	2
基礎社会学Ⅱ	2
心理学統計法	4
情報処理基礎演習	2
情報処理演習Ⅰ	2
心理学実験	2
実験心理学	2
心理学概論	2
知覚・認知心理学	2
社会的認知	2
感情・人格心理学	2
社会心理学Ⅰ	2
社会心理学Ⅱ	2
対人心理学	2
コミュニケーション心理学	2
グループ・ダイナミックス	2
意思決定の心理学	2
心理調査法	2
産業・組織心理学	2
ビジネス心理学	2
キャリア心理学Ⅰ	2
キャリア心理学Ⅱ	2
教育心理学	2
発達心理学	2
臨床心理学概論	2
教育相談（カウンセリング）	2
公認心理師の職責	2
心理学研究法	2
学習・言語心理学	2
司法・犯罪心理学	2
人体の構造と機能及び疾病	2
異常心理学	2
心理測定論	2
専攻横断型講義（各テーマ）	2
情報処理演習Ⅱ	2
情報処理演習Ⅲ	2
差別と社会Ⅰ	2
差別と社会Ⅱ	2
社会学概論Ⅰ	2
社会学概論Ⅱ	2
経済原論Ⅰ	2
経済原論Ⅱ	2
健康・医療心理学	2
健康心理学	2
認知神経科学	2

神経・生理心理学	2
文化心理学	2
環境心理学	2
広告心理学	2
消費心理学	2
心理的アセスメント	2
心理学的支援法	2
精神疾患とその治療	2
社会・集団・家族心理学	2
障害者・障害児心理学	2
福祉心理学	2
教育・学校心理学	2
関係行政論	2
応用心理測定論	2
法と心理学	2
心理学特殊講義Ⅰ	2
心理学特殊講義Ⅱ	2
心理学特殊講義Ⅲ	2
心理学特殊講義Ⅳ	2
心理学特殊講義Ⅴ	2
外国文献研究Ⅰ	2
外国文献研究Ⅱ	2
上級心理学実験実習	2
臨床心理学基礎実習	2
心理学データ解析演習Ⅰ	2
心理学データ解析演習Ⅱ	2
心理演習	4
心理実習	4
〔メディア専攻〕	
メディアと社会	2
メディア研究方法論	2
メディア・リテラシー論	2
映像基礎実習	1
基礎社会学Ⅰ	2
基礎社会学Ⅱ	2
入門心理学Ⅰ	2
入門心理学Ⅱ	2
情報処理基礎演習	2
情報処理演習Ⅰ	2
マス・コミュニケーションの効果	2
メディア史	2
世論とマス・コミュニケーション	2
コミュニケーション論	2
インターネット・コミュニケーション論	2
ジャーナリズム論	2
ジャーナリズム史	2
地域社会とジャーナリズム	2
メディアの法と倫理	2
情報の法と倫理	2
情報メディア論	2
情報社会論	2
メディア産業論	2
放送論	2

広告コミュニケーション論	2
広告クリエイティブ論	2
国際コミュニケーション論	2
メディア文化論	2
メディアと音楽	2
メディアとスポーツ	2
メディアとジェンダー	2
メディア表現論	2
映像コミュニケーション	2
メディアと技術	2
フォトグラフィ・スタディーズ	2
ニュース英語	2
時事問題研究Ⅰ	2
時事問題研究Ⅱ	2
マスコミ・セミナー	2
メディア調査実習Ⅰ	2
メディア調査実習Ⅱ	2
メディア制作実習A	4
メディア制作実習B	2
専攻横断型講義（各テーマ）	2
情報処理演習Ⅱ	2
情報処理演習Ⅲ	2
差別と社会Ⅰ	2
差別と社会Ⅱ	2
社会学概論Ⅰ	2
社会学概論Ⅱ	2
経済原論Ⅰ	2
経済原論Ⅱ	2
広報論	2
広告と社会	2
コミュニケーションと言語	2
メディア外国文献講読	2
マス・コミュニケーション特論A	2
マス・コミュニケーション特論B	2
メディア特論A	2
メディア特論B	2
コミュニケーション特論	2
メディア・セミナーA	2
メディア・セミナーB	2
メディア企画演習（広告）	4
メディア企画演習（音楽）	4
映像応用実習	4
文章応用実習	4
メディア制作実習C	4
寄附・連携講座（各テーマ）	2
〔社会システムデザイン専攻〕	
経営学Ⅰ	2
経営学Ⅱ	2
産業社会学	2
社会システム論	2
技術史Ⅰ	2
技術史Ⅱ	2
ソシオ・エコノミクス	2

社会調査入門	2
計量社会学	2
情報処理基礎演習	2
情報処理演習Ⅰ	2
経済原論Ⅰ	2
経済原論Ⅱ	2
公共システムⅠ	2
公共システムⅡ	2
経済政策Ⅰ	2
経済政策Ⅱ	2
産業経済論	2
経済システムデザイン論	2
失敗とテクノロジー	2
テクノロジーのデザイン	2
産業情報システム論	2
情報ネットワーク経営論	2
人と仕事の経済学	2
人的資源論	2
産業システム創成論	2
産業社会の歴史と経営	2
労使関係論	2
経営管理論Ⅰ	2
経営管理論Ⅱ	2
人的資源管理論Ⅰ	2
人的資源管理論Ⅱ	2
科学社会論Ⅰ	2
科学社会論Ⅱ	2
社会階層論	2
社会変動論	2
社会的ネットワークと社会システム	2
組織と社会的ネットワーク	2
国際開発システム論	2
人間開発論	2
地域再生論	2
コミュニティの比較社会学	2
国際社会とシステムデザイン	2
グローバル化のなかの文化と社会	2
システムデザインリテラシーⅠ	2
システムデザインリテラシーⅡ	2
システムデザインリテラシーⅢ	2
クリティカルシンキングⅠ	2
クリティカルシンキングⅡ	2
差別と社会Ⅰ	2
差別と社会Ⅱ	2
キャリア心理学Ⅰ	2
キャリア心理学Ⅱ	2
メディア史	2
ジャーナリズム史	2
コンピュータ・コンテンツ制作演習	2
コンピュータ・プログラミング演習	2
専攻横断型講義（各テーマ）	2
情報処理演習Ⅱ	2
情報処理演習Ⅲ	2

国際経済システム	2
地域経済システム	2
環境とビジネス	2
法とビジネス	2
環境社会デザインⅠ	2
環境社会デザインⅡ	2
社会保障論	2
社会システムデザイン特論Ⅰ	2
社会システムデザイン特論Ⅱ	2
社会システムデザイン特論Ⅲ	2
社会システムデザイン特論Ⅳ	2
外国文献講読（社会システムデザイン）Ⅰ	2
外国文献講読（社会システムデザイン）Ⅱ	2
社会システムデザイン実習Ⅰ	2
社会システムデザイン実習Ⅱ	2
寄附・連携講座（各テーマ）	2
（自由科目）	
日本史概説a	2
日本史概説b	2
考古学概説a	2
考古学概説b	2
日本経済史Ⅰ	2
日本経済史Ⅱ	2
東洋史	2
西洋史	2
東洋史概説a	2
東洋史概説b	2
西洋史概説a	2
西洋史概説b	2
西洋経済史Ⅰ	2
西洋経済史Ⅱ	2
商業史	2
地誌学a	2
地誌学b	2
地理学概説a	2
地理学概説b	2
人文地理学概説a	2
人文地理学概説b	2
自然地理学概説a	2
自然地理学概説b	2
人口学Ⅰ	2
人口学Ⅱ	2
法学入門	2
政治学原論１	2
政治学原論２	2
哲学概論a	2
哲学概論b	2
倫理学概論a	2
倫理学概論b	2
宗教学概論a	2
宗教学概論b	2
教職概説	2
教育原理	2

教育制度論	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
メディア教育論	2
社会科教育法（一）	2
社会科教育法（二）	2
社会科教育法（三）	2
社会科教育法（四）	2
地理歴史科教育法（一）	2
地理歴史科教育法（二）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
人権教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

卒業要件

1　社会学部所属の学生であって、社会学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、共通教養科目、外国語科目及び専門教育科目をあわせて124単位以上を修得しなければならない。

2　共通教養科目及び外国語科目については、次の定めるところにより32単位以上を修得しなければならない。

（1）　共通教養科目については、別表第１に定める自己形成科目群の人間を知る、社会を知る及び自然と向き合うからそれぞれ２単位以上を含めて、合計16単位以上を修得しなければならない。なお、海外研修（各セミナー）については、２セミナー４単位まで共通教養科目の卒業単位に算入できる。ただし、学部オープン科目、インターンシップ（ビジネス）、インターンシップ（学校１）、インターンシップ（学校２）、インターンシップ（学校３）は修得しても卒業単位には含めないものとする。

（2）　外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位以上、第２選択外国語４単位以上の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

3　社会学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目のほかに、専門教育科目について、次に定めるところにより84単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位には含めないものとする。

（1）　社会学専攻

ア　必修科目

所属専攻から24単位

イ　選択科目

60単位以上（所属専攻から42単位以上を含む。）

なお、他専攻の必修科目を修得した場合は、選択科目の単位に算入することができる。

（2）　心理学専攻

ア　必修科目

所属専攻から28単位

イ　選択科目

56単位以上（所属専攻から42単位以上を含む。）

なお、他専攻の必修科目を修得した場合は、選択科目の単位に算入することができる。

（3）　メディア専攻

ア　必修科目

所属専攻から18単位

イ　選択科目

66単位以上（所属専攻から42単位以上を含む。）

なお、他専攻の必修科目を修得した場合は、選択科目の単位に算入することができる。

（4）　社会システムデザイン専攻

ア　必修科目

所属専攻から18単位

イ　選択科目

66単位以上（所属専攻から42単位以上を含む。）

なお、他専攻の必修科目を修得した場合は、選択科目の単位に算入することができる。

4　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記２―(2)に替えて、外国人留学生科目の日本語を含めて２か国語を選択し、日本語８単位及び選択した外国語科目４単位以上の合計12単位以上を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目の日本事情の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。

（3）　外国人留学生科目のうち、日本語及び日本事情以外の科目の単位は、修得しても卒業単位に含めないものとする。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第７（第18条関係）

政策創造学部

1　政策学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（データ分析科目）	
データ分析	2
（導入科目）	
導入ゼミⅠ（社会科学入門）	2
導入ゼミⅡ	2
政策学の基礎	2
国際アジア研究の基礎	2
国際関係論入門	2
政治学入門Ⅰ	2
政治学入門Ⅱ	2
法律学入門Ⅰ	2
法律学入門Ⅱ（各テーマ）	2

経済学入門	2
ミクロ経済学の基礎	2
マクロ経済学の基礎	2
経営学入門	2
（基幹科目）	
専門導入ゼミⅠ	2
専門導入ゼミⅡ	2
専門導入ゼミⅢ（各テーマ）	2
専門演習Ⅰ	4
専門演習Ⅱ	4
卒業論文研究	2
公共政策論	2
国際法	2
政治学史	2
政治過程論	2
現代日本政治論	2
安全保障論	2
行政学	2
自治体経営論	2
国法学Ⅰ	2
国法学Ⅱ	2
民事法学Ⅰ	2
刑事法学Ⅰ	2
社会人類学	2
経済政策論	2
財政学	2
金融政策	2
国際経済論	2
国際経済政策	2
地域経済論	2
企業と組織Ⅰ	2
ロジスティクス論	2
社会保障論	2
社会政策論	2
リスクマネジメント論	2
（展開科目）	
〔政治経済専修〕	
多文化共生論	2
開発法学	2
国際社会と経済	2
日本経済論	2
政策規範論	2
政策過程論	2
民事法学Ⅱ	2
公共選択論	2
福祉政策論	2
特殊講義（各テーマ）	2
プロジェクト型演習Ⅰ	2
プロジェクト型演習Ⅱ	2
環境政策	2
国際公共政策	2
ヨーロッパ統合論	2
国際協力論	2

国際社会論	2
外交政策	2
政治学史と政策	2
ゲーム理論	2
比較政治学	2
政治参加論	2
法の歴史と思想	2
国際金融論	2
国際環境法	2
国法学Ⅲ	2
計量分析	2
民事法学Ⅲ	2
刑事法学Ⅱ	2
社会と政策Ⅰ（各テーマ）	2
社会と政策Ⅱ（各テーマ）	2
在外社会科学研究（各テーマ）	2
〔地域経営専修〕	
国際社会と経済	2
アジア経済論	2
日本経済論	2
民事法学Ⅱ	2
公共選択論	2
福祉政策論	2
地域社会論	2
会計学	2
企業と組織Ⅱ	2
特殊講義（各テーマ）	2
プロジェクト型演習Ⅰ	2
プロジェクト型演習Ⅱ	2
開発経済学	2
交通論	2
政治社会学	2
政治参加論	2
ゲーム理論	2
計量分析	2
金融工学	2
コーポレートファイナンス	2
損害保険論	2
財務戦略論	2
環境政策	2
組織と法	2
都市計画	2
地域産業戦略論	2
まちづくり論	2
自治体政策論	2
地域システム論	2
社会と政策Ⅰ（各テーマ）	2
社会と政策Ⅱ（各テーマ）	2
在外社会科学研究（各テーマ）	2
（自由科目）	
法学入門	2
教職概説	2
教育原理	2

図書館情報資源概論	2
日本史概説a	2
日本史概説b	2
東洋史概説a	2
東洋史概説b	2
西洋史概説a	2
西洋史概説b	2
人文地理学概説a	2
人文地理学概説b	2
自然地理学概説a	2
自然地理学概説b	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
社会科教育法（一）	2
社会科教育法（二）	2
社会科教育法（三）	2
社会科教育法（四）	2
地理歴史科教育法（一）	2
地理歴史科教育法（二）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
人権教育論	2
東洋史	2
西洋史	2
地理学概説a	2
地理学概説b	2
政治学原論１	2
政治学原論２	2
心理学の諸理論	2
メディア教育論	2
特別活動論	2
教育相談論	2
ジェンダーと教育	2
教育と文化の社会学	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
地誌学a	2
地誌学b	2
哲学概論a	2
哲学概論b	2
倫理学概論a	2
倫理学概論b	2
宗教学概論a	2
宗教学概論b	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2

教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2

卒業要件

1　政策創造学部所属の学生であって、政策学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

2　共通教養科目については、自己形成科目群、キャリア形成科目群（学部が定める科目のみ）及びグローバル科目群（学部が定める科目のみ）から８単位以上を含めて、合計10単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

3　外国語科目については、合計16単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

4　専門教育科目については、次に定めるとおり98単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目はこれを修得しても卒業単位に含めないものとする。

なお、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　導入科目　16単位以上

（2）　基幹科目　32単位以上

（3）　展開科目　24単位以上

（4）　専修関連科目　26単位以上

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　上記３に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から８単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち日本語以外の科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　国際アジア学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（データ分析科目）	
データ分析	2
（導入科目）	
導入ゼミⅠ（社会科学入門）	2
導入ゼミⅡ	2
政策学の基礎	2
国際アジア研究の基礎	2
国際関係論入門	2
政治学入門Ⅰ	2
政治学入門Ⅱ	2
法律学入門Ⅰ	2
法律学入門Ⅱ（各テーマ）	2
経済学入門	2
ミクロ経済学の基礎	2
マクロ経済学の基礎	2
経営学入門	2
（基幹科目）	
専門導入ゼミⅠ	2

専門導入ゼミⅡ	2
専門導入ゼミⅢ（各テーマ）	2
専門演習Ⅰ	4
専門演習Ⅱ	4
卒業論文研究	2
公共政策論	2
国際法	2
政治学史	2
政治過程論	2
現代日本政治論	2
安全保障論	2
行政学	2
自治体経営論	2
国法学Ⅰ	2
国法学Ⅱ	2
民事法学Ⅰ	2
刑事法学Ⅰ	2
社会人類学	2
経済政策論	2
財政学	2
金融政策	2
国際経済論	2
国際経済政策	2
地域経済論	2
企業と組織Ⅰ	2
ロジスティクス論	2
社会保障論	2
社会政策論	2
リスクマネジメント論	2
（展開科目）	
多文化共生論	2
開発法学	2
民事法学Ⅱ	2
コモン・ロー地域と法	2
アジアの法と社会Ⅰ（各テーマ）	2
アジアの法と社会Ⅱ（各テーマ）	2
国際社会と経済	2
アジア経済論	2
地域社会論	2
特殊講義（各テーマ）	2
プロジェクト型演習Ⅰ	2
プロジェクト型演習Ⅱ	2
国際公共政策	2
ヨーロッパ統合論	2
国際協力論	2
国際社会論	2
外交政策	2
政治学史と政策	2
比較法制史	2
開発経済学	2
環境法政策	2
国際金融論	2
国際環境法	2

比較政治学	2
国法学Ⅲ	2
民事法学Ⅲ	2
刑事法学Ⅱ	2
法人・団体法論	2
ドイツの法と社会（各テーマ）	2
フランスの法と社会（各テーマ）	2
アジアの法と社会Ⅲ（各テーマ）	2
アジアの法と社会Ⅳ（各テーマ）	2
アジアの法と社会Ⅴ（各テーマ）	2
アジアの法と社会Ⅵ（各テーマ）	2
在外社会科学研究（各テーマ）	2
各国の政治・経済（各テーマ）	2
グローバル・スタディーズ・セミナー（各テーマ）	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
図書館情報資源概論	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
総合的な学習の時間の指導法	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
道徳教育の理論と方法	2
人権教育論	2
心理学の諸理論	2
メディア教育論	2
特別活動論	2
教育相談論	2
ジェンダーと教育	2
教育と文化の社会学	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
哲学概論a	2
哲学概論b	2
倫理学概論a	2
倫理学概論b	2
宗教学概論a	2
宗教学概論b	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2

卒業要件

1　政策創造学部所属の学生であって、国際アジア学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければ

ならない。

2　共通教養科目については、自己形成科目群、キャリア形成科目群（学部が定める科目のみ）及びグローバル科目群（学部が定める科目のみ）から８単位以上を含めて、合計10単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

3　外国語科目については、合計16単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

4　専門教育科目については、次に定めるとおり98単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目はこれを修得しても卒業単位に含めないものとする。

なお、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　導入科目　16単位以上

（2）　基幹科目　32単位以上

（3）　展開科目　24単位以上

（4）　専門関連科目　26単位以上

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　上記３に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から８単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち日本語以外の科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。

備考

司書、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第８（第18条関係）

外国語学部

外国語学科

授業科目	単位
専門教育科目	
導入科目	
（必修科目）	
基礎演習１	2
データサイエンス入門	2
（選択必修科目）	
基礎演習２	2
データサイエンス発展（各テーマ）	2
ことばの世界（英語）	2
ことばの世界（中国語）	2
スタディ・アブロード地域文化入門	2
日本文化論	2
言語教育学概論	2
異文化コミュニケーション概論	2
通訳翻訳概論	2
英語文学概論	2
中国文学概論	2
専攻言語科目	
（必修科目）	
〔主専攻言語：英語〕	
Academic Listening and Speaking a	1
Academic Listening and Speaking b	1
Academic Writing a	1
Academic Writing b	1
Academic Reading a	1
Academic Reading b	1

Grammar and Vocabulary Development a	1
Grammar and Vocabulary Development b	1
English Communication for Study Abroad	1
Critical Literacy for Study Abroad	1
〔主専攻言語：中国語〕	
中国語総合１a	1
中国語総合１b	1
中国語総合２a	1
中国語総合２b	1
中国語理解１	1
中国語理解２	1
中国語理解３	1
中国語表現１	1
中国語表現２	1
応用中国語	1
〔両言語共通〕	
スタディ・アブロード・プレパレーション	—
スタディ・アブロード（各大学）	
各授業科目	—
（選択必修科目）	
〔主専攻言語：英語〕	
言語技術（英語）１a	1
言語技術（英語）１b	1
言語技術（英語）２a	1
言語技術（英語）２b	1
地域事情（英語）１a	1
地域事情（英語）１b	1
地域事情（英語）２a	1
地域事情（英語）２b	1
Advanced Academic Reading１	2
Advanced Academic Reading２	2
Advanced Academic Communication	2
Advanced Writing１	2
Advanced Writing２	2
Critical Thinking Skills	2
Projects in English１	2
Projects in English２	2
英語資格試験対策１	2
英語資格試験対策２	2
〔主専攻言語：中国語〕	
言語技術（中国語）１a	1
言語技術（中国語）１b	1
言語技術（中国語）２a	1
言語技術（中国語）２b	1
地域事情（中国語）１a	1
地域事情（中国語）１b	1
地域事情（中国語）２a	1
地域事情（中国語）２b	1
中国語講読	2
中国語口頭表現	2
中国語方言	2
中国語プラクティカルライティング	2
中国語アカデミックライティング	2

中国語プロジェクトワーク	2
中国語上級a	2
中国語上級b	2
古典中国語	2
〔主専攻言語：日本語〕	
日本語アカデミックコミュニケーション１	2
日本語アカデミックコミュニケーション２	2
日本語読解作文１	2
日本語読解作文２	2
日本語プロジェクトワーク	2
〔プラスワン外国語科目〕	
（選択必修科目）	
プラスワン外国語（各言語）１a	1
プラスワン外国語（各言語）１b	1
プラスワン外国語（各言語）２a	1
プラスワン外国語（各言語）２b	1
（選択科目）	
プラスワン外国語（各言語）３a	1
プラスワン外国語（各言語）３b	1
プラスワン外国語（各言語）４a	1
プラスワン外国語（各言語）４b	1
副専攻言語（各言語）クロス留学	1
副専攻言語（各言語）１a	1
副専攻言語（各言語）１b	1
副専攻言語（各言語）２a	1
副専攻言語（各言語）２b	1
副専攻言語（各言語）３a	1
副専攻言語（各言語）３b	1
副専攻言語（各言語）４a	1
副専攻言語（各言語）４b	1
副専攻言語（各言語）５a	1
副専攻言語（各言語）５b	1
Intensive English Program Ⅰ	1
Intensive English Program Ⅱ	1
Intensive English Program Ⅲ	1
Intensive English Program Ⅳ	1
実践中国語（中級）	1
実践中国語（上級）	1
中国古典文講読a	1
中国古典文講読b	1
演習科目	
（選択科目）	
専門演習	2
卒業演習１	2
卒業演習２	2
プログラム科目	
（選択必修科目）	
専門基礎（各テーマ）	2
【プログラム共通科目】	
言語の構造（音声・音韻）	2
言語の構造（意味・談話）	2
言語と社会（欧米）	2
言語と社会（アジア）	2

言語分析研究（一般）	2
言語分析研究（英語）	2
言語分析研究（日本語）	2
言語分析研究（中国語）	2
【外国語教育】	
〔基幹科目〕	
言語教育学（英語）	2
言語教育学（中国語）	2
言語教育学（日本語）	2
第二言語習得論	2
心理言語学研究	2
〔発展科目〕	
外国語学習者論	2
外国語テスト・評価論	2
外国語教育メディア・教材論	2
外国語早期教育論	2
日本語教育演習	2
【エリア・スタディーズ】	
〔基幹科目〕	
エリア・スタディーズ（各地域）	2
〔発展科目〕	
カルチュラル・インタラクション１	2
カルチュラル・インタラクション２	2
言語接触研究	2
現代日本文化論	2
アメリカ文化論	2
地域言語文化論（各地域）	2
【異文化コミュニケーション】	
〔基幹科目〕	
文化とコミュニケーション	2
コミュニケーション論	2
多文化共生論	2
非言語コミュニケーション論	2
〔発展科目〕	
比較文化論	2
コミュニケーション研究	2
国際ビジネスコミュニケーション論	2
メディアコミュニケーション論	2
観光コミュニケーション論	2
国際協力・ボランティア論	2
ジャーナリズム・メディア論	2
【通訳翻訳】	
〔基幹科目〕	
通訳翻訳の理論と実技１	2
通訳翻訳の理論と実技２	2
通訳演習１（各テーマ）	2
翻訳演習１（各テーマ）	2
〔発展科目〕	
文化翻訳論	2
通訳演習２（各テーマ）	2
翻訳演習２（各テーマ）	2
【国際協力・地域協力】	
〔基幹科目〕	

国際協力論（各テーマ）	2
地域協力論（各テーマ）	2
〔発展科目〕	
国際協力・地域協力演習（各テーマ）	2
資格・専門関連科目	
（選択科目）	
国際関係論入門	2
会計学入門	2
アジア経済論	2
国際社会と経済	2
国際協力論	2
外交政策	2
ロシア文化論a	2
ロシア文化論b	2
ロシア経済とビジネス	2
寄附講座（各テーマ）	2
特殊講義（各テーマ）	2
教職概説	2
教育原理	2
英語科教育法（一）	2
英語科教育法（二）	2
英語科教育法（三）	2
英語科教育法（四）	2
教育制度論	2
教育心理学	2
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
道徳教育の理論と方法	2
特別活動論	2
教育相談論	2
人権教育論	2
中国語科教育法（一）	2
中国語科教育法（二）	2
中国語科教育法（三）	2
中国語科教育法（四）	2
ドイツ語教育法１	2
ドイツ語教育法２	2
フランス語教育法１	2
フランス語教育法２	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
特別支援教育論	1
総合的な学習の時間の指導法	1
（自由科目）	
メディア教育論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2

情報メディアの活用	2
国語学概論a	2
国語学概論b	2
日本語表現論a	2
日本語表現論b	2
日本語学Ⅰa	2
日本語学Ⅰb	2
日本語学Ⅱa	2
日本語学Ⅱb	2
日本語教育実習	2

卒業要件

1　外国語学部所属の学生であって、外国語学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

2　共通教養科目については、合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、インターンシップ（ビジネス）、インターンシップ（学校１）、インターンシップ（学校２）又はインターンシップ（学校３）を修得した場合、８単位まで専門教育科目の卒業単位とする。詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

3　外国語科目については、６単位まで卒業単位に含めることができる。

4　専門教育科目については、次に定めるところに従って修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　導入科目
　ア　必修科目　４単位
　イ　選択必修科目　８単位以上

（2）　専攻言語科目
　ア　必修科目　10単位以上
　　なお、10単位とは別に、本大学又は本学部と提携する海外の大学に留学し、所定のプログラム（スタディ・アブロード）を履修しなければならない。これにより修得した単位は卒業単位に含めることができる。
　イ　選択必修科目　８単位以上

（3）　プラスワン外国語科目
　ア　選択必修科目　４単位以上
　イ　選択科目　任意（ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。）

（4）　演習科目
　選択科目　任意

（5）　プログラム科目
　選択必修科目　18単位以上

（6）　資格・専門関連科目
　ア　選択科目　任意（ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。）
　イ　自由科目　修得しても卒業単位には含めない。

5　外国人留学生科目の単位を修得した場合等の詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第９（第18条関係）

人間健康学部

人間健康学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（基礎科目）	

人間健康論	2
スポーツと健康	2
健康支援の社会システム	2
身体文化と健康	2
身体表現と健康	2
健康の文化史	2
体育史	2
こころと健康	2
衛生学及び公衆衛生学	2
社会福祉概論	2
医学一般	2
社会調査法	2
当事者福祉論	2
精神保健福祉論	2
臨床心理学	2
スポーツ生理学	2
救急安全法	2
社会福祉政策Ⅰ	2
社会福祉政策Ⅱ	2
ソーシャルワーク論Ⅰ	2
ソーシャルワーク論Ⅱ	2
介護概論	2
ユーモア学入門	2
笑いと健康	2
人間関係学入門	2
地域デザイン学入門	2
（応用科目）	
〔各コース共通〕	
＜からだと健康を考える＞	
スポーツ原理	2
スポーツ教育学	2
スポーツ社会学	2
スポーツ心理学	2
スポーツ栄養学	2
運動処方論	2
グループダイナミクス演習	2
体力科学	2
臨床バイオフィードバック	2
地域スポーツデザイン演習	2
＜こころと健康を考える＞	
身体教育学	2
身体表現論	2
身体文化論	2
武道論	2
身体の文化人類学	2
学びの身体技法	2
人間行動論	2
笑いの文学	2
笑いの民俗学	2
笑いの行動学	2
ユーモアコミュニケーション演習	2
心理学演習	2
＜くらしと健康を考える＞	

リハビリテーション論	2
フィールド調査法	2
福祉レクリエーション論	2
家族福祉論	2
臨床死生学	2
老人・障害者の理解	2
社会福祉調査法	2
コミュニケーション演習	2
〔スポーツと健康コース〕	
スポーツ運動学	2
スポーツ方法学	2
スポーツ経営学	2
スポーツ医学	2
学校保健	2
生涯スポーツ論	2
スポーツ感性学	2
コーチング論	2
地域スポーツデザイン論	2
スポーツ文化論	2
スポーツ動作の仕組みと制御	2
レクリエーション支援論	2
障害者スポーツ論	2
スポーツ統計学	2
トレーニング論	2
〔福祉と健康コース〕	
ソーシャルワーク論Ⅲ	2
ソーシャルワーク論Ⅳ	2
ソーシャルワーク論Ⅴ	2
ソーシャルワーク論Ⅵ	2
高齢者福祉論	2
子ども家庭福祉論	2
社会福祉経営論	2
障害者福祉論	2
公的扶助論	2
地域福祉論Ⅰ	2
地域福祉論Ⅱ	2
医療福祉論	2
司法福祉	2
社会保障論Ⅰ	2
社会保障論Ⅱ	2
権利擁護と成年後見制度	2
社会起業論	2
〔連携科目〕	
テーマ研究Ⅰ（各テーマ）	2
テーマ研究Ⅱ（各テーマ）	2
（選択科目）	
スポーツ方法実習Ⅰ（陸上競技）	1
スポーツ方法実習Ⅱ（水泳）	1
スポーツ方法実習Ⅲ（器械運動）	1
スポーツ方法実習Ⅳ（武道１）	1
スポーツ方法実習Ⅴ（武道２）	1
スポーツ方法実習Ⅶ（ダンス）	1
スポーツ方法実習Ⅷ（球技１）	1

スポーツ方法実習Ⅸ（球技２）	1
スポーツ方法実習Ⅹ（球技３）	1
スポーツ方法実習ⅩⅠ（球技４）	1
野外教育実習（野外活動）	1
トレーニング実習Ⅰ	1
トレーニング実習Ⅱ	1
地域スポーツ演習	2
健康運動実習Ⅰ	1
健康運動実習Ⅱ	1
レクリエーション実技Ⅰ	1
レクリエーション実技Ⅱ	1
身体表現Ⅰ	1
身体表現Ⅱ	1
国際健康福祉実習（各テーマ）	2
人間健康学海外研修（各テーマ）	1～4
国際健康福祉論（各テーマ）	2
実技研究	2
健康運動指導演習	2
野外活動特別演習	2
運動処方実習	2
予防医学	2
増健科学演習	2
寄附講座（各テーマ）	2
ソーシャルワーク演習Ⅰa	1
ソーシャルワーク演習Ⅰb	1
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2
ソーシャルワーク演習Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習指導Ⅰa	1
ソーシャルワーク実習指導Ⅰb	1
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2
ソーシャルワーク実習Ⅱ	6
社会福祉制度研究Ⅰ（各テーマ）	2
社会福祉制度研究Ⅱ（各テーマ）	2
社会福祉制度研究Ⅲ（各テーマ）	2
社会福祉制度研究Ⅳ（各テーマ）	2
（演習科目）	
導入演習	2
基礎演習	2
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
卒業演習Ⅰ	2
卒業演習Ⅱ	2
卒業論文	4
卒業研究	4
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
人権教育論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
カリキュラム開発論	2

特別活動論	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
生徒・進路指導論	2
教育相談論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
保健体育科教育法（一）	2
保健体育科教育法（二）	2
保健体育科教育法（三）	2
保健体育科教育法（四）	2
学校経営と学校図書館	2
情報資源組織論	2
図書館情報資源概論	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

卒業要件

1　人間健康学部所属の学生であって、人間健康学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。なお、各年次に履修できる単位数は、春学期24単位以内、秋学期24単位以内、合計48単位以内とする。

2　共通教養科目については、別表第１に定める関西大学科目群、基盤科目群、自己形成科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群、グローバル科目群及び大学・学部・社会連携科目群から合計16単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

3　外国語科目については、別表第１の２に定める英語８単位を修得しなければならない。なお、英語以外の外国語を修得した場合は卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

4　専門教育科目については、次に定めるとおり62単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　基礎科目　次の単位を含めて、合計22単位以上

ア　スポーツと健康コース

人間健康論２単位及びスポーツ生理学２単位

スポーツと健康２単位又は社会福祉概論２単位

イ　福祉と健康コース

人間健康論２単位、社会福祉政策Ⅰ２単位、社会福祉政策Ⅱ２単位及びソーシャルワーク論Ⅰ２単位

スポーツと健康２単位又は社会福祉概論２単位

（2）　応用科目　次の単位を含めて、合計24単位以上

ア　スポーツと健康コース

所属するコースから12単位以上。ただし、スポーツ運動学２単位を含む。

各コース共通＜からだと健康を考える＞から、スポーツ社会学２単位

イ　福祉と健康コース

所属するコースから６単位以上

（3）　演習科目　卒業論文又は卒業研究のいずれか１科目を含めて合計16単位

（4）　選択科目　修得した単位は、24単位を限度に卒業単位に含めることができる。社会福祉関係実習及び演習科目の履修条件は、別に定める。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記３に替えて、別表第１の３に定める外国人留学生科目の日本語８単位を必

修とする。なお、日本語以外の外国語の単位を修得した場合は卒業単位に算入することができる。

（2） 外国人留学生科目のうち日本語以外の科目の単位を修得した場合は、共通教養科目又は専門教育科目（基礎科目）の卒業単位に算入することができる。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

3　社会福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

4　福祉と健康コースの実習及び演習科目については、毎週２時間15週の授業をもって１単位とする。

別表第10（第18条関係）

総合情報学部

総合情報学科

授業科目	単位
導入科目	
導入ゼミ	2
Enjoy　Computing	2
基礎科目	
哲学	2
言語学	2
心理学	2
社会学	2
情報と職業	2
法学	2
日本国憲法	2
政治学	2
経済学	2
経営学	2
統計学	2
基礎数学（確率・統計）	2
基礎数学（解析）	2
基礎数学（線形代数）	2
基礎数学（代数）	2
基礎数学（幾何）	2
共通教養科目	
美術からみる表現と理解	2
日本の近代文学を読む	2
民俗学を学ぶ	2
旅から始める知の冒険	2
バイオサイエンス入門	2
健康・スポーツ科学実習a（各種目）	1
健康・スポーツ科学実習b（各種目）	1
健康・スポーツ科学実習c（各種目）	1
健康・スポーツ科学論	2
大学生から始めるキャリア形成	2
キャリア形成入門演習	2
現代社会を生き抜くためのキャリア形成	2
高槻市と関西大学	2
SDGs入門	2
SDGsの実践	2

金融の実務から見るSDGs	2
環境問題と環境政策のルーツ	2
活用法を見聞するAI・データサイエンス	2
活用法を体験するAI・データサイエンス	2
起業に学ぶ「考動力」入門（関大出身起業家と考える未来の自分）	2
起業に学ぶ「考動力」実践（企業と考える未来のデザイン）	2
社会のためのデータサイエンス実践基礎	2
AI・データエンジニアリング実践基礎	2
外国語科目	
英語Ⅰa	1
英語Ⅰb	1
英語Ⅱa	1
英語Ⅱb	1
英語Ⅲa	1
英語Ⅲb	1
英語Ⅳa	1
英語Ⅳb	1
英語Ⅴa（各テーマ）	1
英語Ⅴb（各テーマ）	1
英語Ⅵa（各テーマ）	1
英語Ⅵb（各テーマ）	1
実践英語Ⅰa	1
実践英語Ⅰb	1
実践英語Ⅱa	1
実践英語Ⅱb	1
ドイツ語Ⅰa	1
ドイツ語Ⅰb	1
ドイツ語Ⅱa	1
ドイツ語Ⅱb	1
ドイツ語Ⅲa	1
ドイツ語Ⅲb	1
フランス語Ⅰa	1
フランス語Ⅰb	1
フランス語Ⅱa	1
フランス語Ⅱb	1
フランス語Ⅲa	1
フランス語Ⅲb	1
ロシア語Ⅰa	1
ロシア語Ⅰb	1
ロシア語Ⅱa	1
ロシア語Ⅱb	1
ロシア語Ⅲa	1
ロシア語Ⅲb	1
スペイン語Ⅰa	1
スペイン語Ⅰb	1
スペイン語Ⅱa	1
スペイン語Ⅱb	1
スペイン語Ⅲa	1
スペイン語Ⅲb	1
中国語Ⅰa	1
中国語Ⅰb	1
中国語Ⅱa	1
中国語Ⅱb	1

中国語Ⅲa	1
中国語Ⅲb	1
朝鮮語Ⅰa	1
朝鮮語Ⅰb	1
朝鮮語Ⅱa	1
朝鮮語Ⅱb	1
朝鮮語Ⅲa	1
朝鮮語Ⅲb	1
検定認定１（各検定試験）	2
検定認定２（各検定試験）	2
検定認定３（各検定試験）	2
外国人留学生科目	
日本語Ⅰa	1
日本語Ⅰb	1
日本語Ⅱa	1
日本語Ⅱb	1
日本語Ⅲa	1
日本語Ⅲb	1
日本語Ⅳa	1
日本語Ⅳb	1
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
実践ビジネス日本語Ⅰ	2
実践ビジネス日本語Ⅱ	2
キャリアデザインⅠ（日本の社会と企業）	2
キャリアデザインⅡ（日本の就職と働き方）	2
キャリアデザインⅢ（日本の社会で働く）	2
基幹科目	
情報社会論	2
情報と倫理	2
情報処理	2
コンピュータの言語	2
コンピュータネットワークの基礎	2
データサイエンスの基礎	2
コンピュータシステムの基礎	2
情報システムの基礎	2
展開科目	
プログラミング入門	2
認知科学	2
共生と学びのデザイン論	2
メディアカルチャー論	2
行政学	2
ビジネスと情報	2
数理意思決定論	2
インテリジェント・コンピューティング	2
科学倫理・科学哲学	2
認知心理学	2
ヒューマンエージェントインタラクション	2
インターネットと心理	2
行動科学研究法	2
身体とコミュニケーション	2
現代社会論	2
情報・文化・コミュニケーション	2

情報メディア論	2
メディア産業論	2
メディア表現論	2
映像メディアと現代社会	2
ヴィジュアルコミュニケーション・デザイン論	2
メディアアート論	2
デジタルアーカイブ論	2
社会調査入門	2
社会調査方法論	2
調査データ分析	2
質的調査法	2
知的財産法（著作権）	2
知的財産法（産業財産権）	2
情報セキュリティ論	2
Webマーケティング	2
マーケティング・リサーチ	2
ベンチャービジネス論	2
経営戦略と組織	2
経営行動分析	2
会計情報論	2
経営情報システム論	2
非営利組織論	2
政治制度論	2
政治過程論	2
公共政策論	2
ミクロ経済モデル	2
マクロ経済モデル	2
金融論	2
国際経済学	2
環境経済学	2
ゲーム理論	2
社会現象と数理モデル	2
コンピュータ・シミュレーション	2
社会シミュレーション	2
ソフトウェア開発の基礎	2
応用数学（解析）	2
応用数学（幾何）	2
数理計画法	2
数値・数量解析	2
情報理論	2
情報検索	2
アルゴリズム解析・設計	2
プログラミング方法論	2
プログラミング言語(C)	2
オブジェクト指向プログラミング(Java)	2
モバイル・コンピューティング	2
ブレイン・コンピューティング	2
知的情報処理	2
データベース	2
Web情報システム論	2
音声科学	2
認知ロボティクス	2
エンターテインメント・コンピューティング	2

景観デザイン	2
リスク情報論	2
情報デザイン	2
コンピュータ・グラフィックス	2
自然言語処理	2
言語情報論	2
マルチメディア教育論	2
広告実践論	2
デザイン論	2
メディアイベント論	2
ネットジャーナリズム論	2
地域メディア論	2
ビジネス文書管理	2
社会心理学	2
ネットワーク社会論	2
メディア法制と倫理	2
コンピュータ犯罪	2
ビジネス・イノベーション	2
リスクマネジメント論	2
ミクロ政治分析	2
マクロ政治分析	2
経済システム論	2
経済政策シミュレーション	2
地球観測の情報処理	2
画像情報処理	2
音声情報処理	2
感性情報処理	2
人工知能	2
ベクトル解析	2
関数解析	2
情報伝送の物理	2
ハイパフォーマンス・コンピューティング	2
CAD	2
ソフトウェア設計・開発	2
インタフェースデザイン論	2
数学演習（解析）	2
数学演習（線形代数）	2
テーマ別研究（各テーマ）	2
特別講義（各テーマ）	2
寄附講座（各テーマ）	2
実習科目	
ソフトウェア実習	1
プログラミング基礎実習	1
制作実習（映像基礎）	1
グラフィックス基礎実習	1
データリテラシー実習	1
ネットワーク実習	1
科学リテラシー実習	1
制作実習（ヴィジュアルコミュニケーション）	1
制作実習（マルチメディア）	1
制作実習（映像応用）	1
CG実習（制作基礎）	1
デジタルアーカイブ実習	1

データ分析実習	1
質的調査実習	1
シミュレーション実習	1
テキストマイニング実習	1
プログラミング実習(C)	1
プログラミング実習(Python)	1
オブジェクト指向プログラミング実習(Java)	1
制作実習（メディアクリエイティヴ）	1
制作実習（映像プロフェッショナル）	1
制作実習（地域コンテンツ）	1
ネットジャーナリズム実習	1
CG実習（制作応用）	1
CG実習（３Dコンテンツ開発）	1
CG実習(CAD)	1
行動科学実習（心理尺度構成）	1
法情報処理実習	1
ミクロ政治データ分析実習	1
マクロ政治データ分析実習	1
経済情報処理実習	1
経営情報処理実習	1
経営データ分析実習	1
経営分析実習	1
機械学習実習	1
情報通信ネットワークシステム実習	1
システムプログラミング実習	1
モバイルコンピューティング実習	1
フィジカルコンピューティング実習	1
サウンドインタラクション実習	1
ロボットブレインコンピューティング実習	1
アプリケーション開発実習	1
演習科目	
専門演習	4
卒業研究	6
教職・その他の科目	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
人権教育論	2
教育心理学	2
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
情報科教育法（一）	2
情報科教育法（二）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
数学科教育法（一）	2
数学科教育法（二）	2
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
特別支援教育論	1
総合的な学習の時間の指導法	1
教育実習事前指導	1

教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
社会調査実習	2
インターンシップ（各機関）	2

卒業要件

1　総合情報学部所属の学生であって、総合情報学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　総合情報学科においては、次に定めるところにより修得しなければならない。

（1）基礎科目　合計22単位以上

（2）外国語科目

第１外国語を英語とし、第２外国語は英語以外の外国語より選択し、第１外国語10単位以上及び第２外国語４単位を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（3）基幹科目　合計16単位は必修

（4）展開科目　合計58単位以上

（5）実習科目　合計８単位以上

ソフトウェア実習１単位は必修

（6）演習科目　合計10単位は必修

3　導入科目の単位を修得した場合は、基礎科目の単位に算入することができる。

4　共通教養科目の単位を修得した場合は、８単位を限度として基礎科目の単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　別表第１（第15条関係）のグローバル科目群の科目を修得した場合は、共通教養科目として、基礎科目の単位に算入することができる。なお、算入できる単位については、別に定める。

6　外国人学部留学生の履修の特例

（1）外国語科目については、日本語８単位及び実践英語Ⅰの各a・bを第１外国語とし、英語以外の外国語４単位を第２外国語とする。

（2）日本事情Ⅰ及び日本事情Ⅱを修得した場合は、第２外国語４単位に代えることができる。

（3）日本語Ⅰ～Ⅳの各a・b及び日本事情Ⅰ・Ⅱを除く外国人留学生科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の単位に算入することができる。

備考

教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第11（第18条関係）

社会安全学部

安全マネジメント学科

授業科目	単位
基礎科目群	
（必修科目）	
社会安全学総論Ⅰ	2
社会安全学総論Ⅱ	2
IT実習	1
（選択必修科目）	
社会安全のための数学Ⅰ	2
社会安全のための数学Ⅱ	2
社会安全のための統計学	2
（選択科目）	
安全と法制度	2
科学技術史と社会	2
現代の国際社会	2
法学概論	2

行政学	2
経済学概論	2
経営学概論	2
近代史	2
現代史	2
世界地理	2
哲学	2
論理学	2
倫理学	2
心理学	2
社会心理学	2
自然科学概論	2
地球科学概論	2
特殊講義（各テーマ）	2
寄附講座（各テーマ）	2
（共通教養科目）	
日本国憲法	2
健康・スポーツ科学実習a（各種目）	1
健康・スポーツ科学実習b（各種目）	1
健康・スポーツ科学実習c（各種目）	1
健康・スポーツ科学論	2
大学生から始めるキャリア形成	2
キャリア形成入門演習	2
現代社会を生き抜くためのキャリア形成	2
高槻市と関西大学	2
SDGs入門	2
SDGsの実践	2
金融の実務から見るSDGs	2
環境問題と環境政策のルーツ	2
活用法を見聞するAI・データサイエンス	2
活用法を体験するAI・データサイエンス	2
起業に学ぶ「考動力」入門（関大出身起業家と考える未来の自分）	2
起業に学ぶ「考動力」実践（企業と考える未来のデザイン）	2
社会のためのデータサイエンス実践基礎	2
AI・データエンジニアリング実践基礎	2
〔チャレンジ科目〕	
各テーマ	2
（外国語科目）	
英語Ⅰa	1
英語Ⅰb	1
英語Ⅱa	1
英語Ⅱb	1
英語Ⅲa	1
英語Ⅲb	1
英語Ⅳa	1
英語Ⅳb	1
プラクティカル英語Ⅰa	1
プラクティカル英語Ⅰb	1
プラクティカル英語Ⅱa	1
プラクティカル英語Ⅱb	1
ドイツ語Ⅰa	1
ドイツ語Ⅰb	1
ドイツ語Ⅱa	1

ドイツ語Ⅱb	1
フランス語Ⅰa	1
フランス語Ⅰb	1
フランス語Ⅱa	1
フランス語Ⅱb	1
ロシア語Ⅰa	1
ロシア語Ⅰb	1
ロシア語Ⅱa	1
ロシア語Ⅱb	1
スペイン語Ⅰa	1
スペイン語Ⅰb	1
スペイン語Ⅱa	1
スペイン語Ⅱb	1
中国語Ⅰa	1
中国語Ⅰb	1
中国語Ⅱa	1
中国語Ⅱb	1
朝鮮語Ⅰa	1
朝鮮語Ⅰb	1
朝鮮語Ⅱa	1
朝鮮語Ⅱb	1
検定認定１（各検定試験）	2
検定認定２（各検定試験）	2
検定認定３（各検定試験）	2
（外国人留学生科目）	
（必修科目）	
日本語Ⅰa	1
日本語Ⅰb	1
日本語Ⅱa	1
日本語Ⅱb	1
日本語Ⅲa	1
日本語Ⅲb	1
日本語Ⅳa	1
日本語Ⅳb	1
日本語Ⅴa	1
日本語Ⅴb	1
日本語Ⅵa	1
日本語Ⅵb	1
（選択科目）	
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
実践ビジネス日本語Ⅰ	2
実践ビジネス日本語Ⅱ	2
キャリアデザインⅠ（日本の社会と企業）	2
キャリアデザインⅡ（日本の就職と働き方）	2
キャリアデザインⅢ（日本の社会で働く）	2
Contemporary Japan（Understanding Japan）	2
Contemporary Japan（Researching Japan）	2
Contemporary Japan（Japan in Mass Media １）	2
Contemporary Japan（Japan in Mass Media ２）	2
Communication in Japanese Society（Learning Kansai １）	2
Communication in Japanese Society（Learning Kansai ２）	2

Communication in Japanese Society（Business Japanese）	2
Communication in Japanese Society（JPN Corporate Culture）	2
Field-Based Learning（Society and Workplace Culture in Japan）	2
Japanese （１―a）	2
Japanese （１―b）	2
Japanese （２―a）	2
Japanese （２―b）	2
Japanese （３―a）	2
Japanese （３―b）	2
Japanese （４―a）	2
Japanese （４―b）	2
Japanese （５―a）	2
Japanese （５―b）	2
Japanese （６―a）	2
Japanese （６―b）	2
Japanese （７―a）	2
Japanese （７―b）	2
専門科目群	
（共通専門科目）	
災害事例分析	2
化学物質と環境リスク	2
製品安全論	2
安全システム論	2
都市構造物の歴史	2
防災教育	2
社会調査の基礎	2
安全の思想	2
安全・安心の行政法	2
地方自治法	2
社会技術論	2
治安政策論	2
コンプライアンス論	2
公共政策論	2
防災行政論	2
安全・安心の企業法	2
クライシスマネジメント論	2
地方財政論	2
リスクと災害の経済学	2
交通システム安全論	2
保険論	2
交通事故と損害保険	2
リスクマネジメント論	2
危機管理とリーダーシップ	2
リスクと災害の社会学	2
リスク認知論	2
リスクコミュニケーション	2
人間行動実験法	2
リスク評価法	2
気候変動と地球温暖化リスク	2

応用データサイエンス	2
情報セキュリティ論	2
公衆衛生学	2
BCP	2
社会調査法	2
災害ジャーナリズム論	2
（社会災害マネジメント科目）	
消費者安全関連法	2
犯罪論	2
災害心理学	2
ヒューマンエラー	2
メンタルヘルス論	2
群集安全論	2
食の安全学	2
医療と医薬品と安全	2
事故調査制度論	2
プラントの安全	2
労働安全衛生論	2
流行病の制御学	2
（自然災害マネジメント科目）	
防災まちづくり	2
地震災害論	2
環境問題事例研究	2
水災害論	2
地盤災害論	2
耐震工学	2
総合防災・減災論	2
災害復旧・復興論	2
火災論	2
環境政策論	2
災害情報論	2
統合科目群	
（選択実習科目）	
数学実習	1
AI実習	1
社会安全体験実習	1
統計データ解析実習Ⅰ	1
統計データ解析実習Ⅱ	1
GIS実習	1
災害シミュレーション実習	1
災害調査実習	1
事故調査と事例分析実習	1
社会調査実習Ⅰ	1
社会調査実習Ⅱ	1
ものづくり実習	1
人間行動実験実習	1
（必修演習科目）	
入門演習	2
基礎演習	2
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
卒業研究Ⅰ	3
卒業研究Ⅱ	3

（選択演習科目）	
社会安全実践演習（各テーマ）	2
自由科目群	
日本史概説Ⅰ	2
日本史概説Ⅱ	2
東洋史学	2
西洋史学	2
地誌学Ⅰ	2
地誌学Ⅱ	2
地理学概説Ⅰ	2
地理学概説Ⅱ	2
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
人権教育論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
カリキュラム開発論	2
社会科教育法（一）	2
社会科教育法（二）	2
社会科教育法（三）	2
社会科教育法（四）	2
公民科教育法（一）	2
公民科教育法（二）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
教育相談論	2
生徒・進路指導論	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
インターンシップ（各機関）	2

卒業要件

１　社会安全学部所属の学生であって、安全マネジメント学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計124単位以上を修得しなければならない。

２　基礎科目群については、次に定めるところにより合計41単位以上を修得しなければならない。

（１）　必修科目５単位、選択必修科目２単位以上及び選択科目16単位以上、合計29単位以上修得しなければならない。

なお、寄附講座（各テーマ）を修得した場合は、６単位を限度に選択科目の卒業所要単位の中に含めることができる。

また、共通教養科目の単位を修得した場合は、８単位を限度に上記29単位以上の中に算入することができる。

（2） 外国語科目については、英語８単位及びプラクティカル英語４単位を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。
なお、検定認定１（各検定試験）、検定認定２（各検定試験）及び検定認定３（各検定試験）として認定された単位は、卒業所要単位に含めることはできない。
また、英語以外の海外研修（各セミナー）を修得した場合は２単位を限度に、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語を修得した場合は４単位を限度に基礎科目群の単位に算入することができる。
3 専門科目群については、次に定めるところにより合計40単位以上を修得しなければならない。
（1） 共通専門科目 20単位以上
（2） 社会災害マネジメント科目 10単位以上
（3） 自然災害マネジメント科目 10単位以上
4 統合科目群については、次に定めるところにより合計17単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取り扱いについては別に定める。
（1） 選択実習科目 １単位以上
（2） 必修演習科目 14単位
（3） 選択演習科目 ２単位以上
5 別表第１（第15条関係）のうち指定する科目を修得した場合は、８単位を限度に共通教養科目として、卒業所要単位に算入することができる。
なお、単位認定対象科目については、別に定める。
また、英語の海外研修（各セミナー）を取得した場合は２単位を限度に、英語の外国語運用実習（各セミナー）を修得した場合は１単位を限度に外国語（英語）の単位に含めることができる。
6 外国人学部留学生の履修の特例
外国語科目については、原則として日本語12単位を履修するものとする。また、外国人留学生科目の選択科目を修得した場合は、基礎科目群の共通教養科目の単位に算入することができる。
備考
1 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
2 司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第12（第18条関係）
システム理工学部
1 数学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
線形代数Ⅰ	2
線形代数Ⅱ	2
オリエンテーションゼミナール	2
フレッシュマンゼミナール	2
基礎数学演義Ⅰ	2
基礎数学演義Ⅱ	2
集合と位相Ⅰ	2
集合と位相Ⅱ	2
集合と位相Ⅲ	2
線形代数Ⅲ	2
代数学Ⅰ	2
基礎解析学Ⅰ	2
基礎解析学Ⅱ	2
基礎解析学Ⅲ	2
数学基礎ゼミナールⅠ	2

数学基礎ゼミナールⅡ	2
現代数学入門	2
専門ゼミナール	2
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
（選択必修科目）	
コンピューター実験数学Ⅰ	2
集合と位相Ⅳ	2
線形代数Ⅳ	2
代数学Ⅱ	2
微分方程式Ⅰ	2
数学特論Ⅰ	2
基礎統計学	2
基礎数学演義Ⅲ	2
基礎数学演義Ⅳ	2
代数学Ⅲ	2
代数学Ⅳ	2
幾何学Ⅰ	2
幾何学Ⅱ	2
幾何学Ⅲ	2
幾何学Ⅳ	2
関数論Ⅰ	2
関数論Ⅱ	2
解析学Ⅰ	2
解析学Ⅱ	2
解析学Ⅲ	2
解析学Ⅳ	2
関数解析学Ⅰ	2
関数解析学Ⅱ	2
微分方程式Ⅱ	2
確率論Ⅰ	2
確率論Ⅱ	2
統計学Ⅰ	2
統計学Ⅱ	2
数学特論Ⅱ	2
数学特論Ⅲ	2
数学特論Ⅳ	2
数学特論Ⅴ	2
数学特論Ⅵ	2
（選択科目）	
コンピュータ基礎	2
代数学概論	2
数学科教育法（一）	2
数学科教育法（二）	2
数学科教育法（三）	2
数学科教育法（四）	2
コンピューター実験数学Ⅱ	2
応用解析学	2
幾何学概論Ⅰ	2
幾何学概論Ⅱ	2
コンピュータシステム序論	2
海外体験研修（数学Ⅰ）	2
情報セキュリティ	2

データ構造とアルゴリズム	2
データベース工学	2
知的情報工学	2
量子力学基礎	2
海外体験研修（数学Ⅱ）	2
知的財産権法	2
ナノバイオ化学入門	2
情報理論	2
科学技術と法	2
技術者倫理	2
環境と経済	2
安全工学	2
福祉工学概論	2
量子力学Ⅰ	2
寄附講座（各テーマ）	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

卒業要件
1 システム理工学部所属の学生であって、数学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。
2 数学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、必修科目42単位、選択必修科目28単位以上を含めて、合計96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。
3 共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。
（1） 自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。
ア 学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）４単位を含めて12単位

なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、４単位を限度に専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。
イ 人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上
なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。
（2） グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。
（3） 関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。
4 外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。
5 外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。
（1） 上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。
（2） 外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。
備考
1 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
2 司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
2 物理・応用物理学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
フレッシュマン物理学	2
振動・波動の物理学	2
力学Ⅱ（演習含む）	4
物理学実験	1
線形代数Ⅰ	2
電磁気学Ⅱ（演習含む）	4
物理学・応用物理学実験論A	2
物理学・応用物理学実験A	1
数値計算基礎（演習含む）	4
量子力学基礎	2
熱・統計力学	2
物理学・応用物理学実験論B	2
物理学・応用物理学実験B	1
物理学・応用物理学実験論C	2
物理学・応用物理学実験C	1
物理学・応用物理学基礎研究	4
物理学応用物理学演習Ⅰ	2
物理学・応用物理学演習Ⅱ	2
物理学・応用物理学演習Ⅲ	2
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
（選択必修科目）	
〔基礎・計算物理コース、応用物理コース〕	
量子力学Ⅰ	2

統計力学Ⅰ	2
量子力学・統計力学演習Ⅰ	2
シミュレーション物理	2
物性物理C	2
物性物理B	2
〔基礎・計算物理コース〕	
流体力学	2
放射線物理	2
統計力学Ⅱ	2
量子力学Ⅱ	2
量子力学・統計力学演習Ⅱ	2
原子核物理	2
〔応用物理コース〕	
電磁気学Ⅳ	2
超音波・弾性波	2
電子デバイス	2
プラズマ・放射光の物理学	2
光物性	2
(選択科目)	
大学の物理学	2
物理数学Ⅰ	2
線形代数Ⅱ	2
確率・統計	2
基礎幾何学	2
幾何光学	2
情報処理演習	2
電気・電子回路	2
物理数学２	2
解析力学	2
解析力学演習	2
物理の教育	2
計測工学	2
物性物理A	2
電磁気学Ⅲ	2
科学技術表現論A	2
連続体力学	2
現代物理学・応用物理学概論	2
基礎統計学	2
化学実験	1
知的財産権法	2
技術者ビジネス法	2
プログラミング数学	2
科学技術表現論B	2
理数の教育	2
物理数学Ⅲ	2
統計学Ⅰ	2
統計学Ⅱ	2
安全工学	2
技術者倫理	2
量子情報の数学	2
最先端機能物質	2
図学	2
寄附講座（各テーマ）	2

〔医工薬連環科学プログラム〕	
〔大阪医科薬科大学設置科目〕	
各授業科目	1～4
(自由科目)	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
理科教育法（一）	2
理科教育法（二）	2
理科教育法（三）	2
理科教育法（四）	2
数学科教育法（一）	2
数学科教育法（二）	2
数学科教育法（三）	2
数学科教育法（四）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
代数学概論	2
幾何学概論Ⅰ	2
幾何学概論Ⅱ	2
解析学	2
化学概論	2
生物学実験	1
地学実験	1

卒業要件

1　システム理工学部所属の学生であって、物理・応用物理学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　物理・応用物理学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、次に定めるところにより96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。

なお、医工薬連環科学プログラムを修得した場合は、６単位を限度に選択科目の単位に算入することができる。

（1）　基礎・計算物理コース

ア　必修科目　所属するコースから48単位

イ　選択必修科目　所属するコースから２単位以上修得した上で合計４単位以上

ウ　選択科目　任意選択

（2）　応用物理コース

ア　必修科目　所属するコースから48単位

イ　選択必修科目　所属するコースから２単位以上修得した上で合計４単位以上

ウ　選択科目　任意選択

3　共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。

ア　学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）４単位、物理を学ぶ（演習含）（各テーマ）８単位の計12単位

なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。

イ　人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上

なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。

（2）　グローバル科目群ついては、２単位まで卒業単位に含めることができる。

（3）　関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。

4　外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

3　機械工学科

授業科目	単位
専門教育科目	
(必修科目)	
基礎数学演習	2
機械工学入門（講義）	2
機械工学入門（実技）	1
機械物理学実験	1
情報処理演習Ⅰ	2
情報処理演習Ⅱ	2
材料力学Ⅰ	2
機械力学Ⅰ	2
熱力学Ⅰ	2
流体力学Ⅰ	2
機械加工学	2

機械工学基礎実験	1
機械基礎製図	2
機械製図	2
工作実習	3
設計製図	2
機械工学実験	2
機械工学特別講義	2
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
(選択必修科目)	
数学解析	2
ベクトル解析	2
材料力学Ⅱ	2
機械力学Ⅱ	2
熱力学Ⅱ	2
流体力学Ⅱ	2
機械材料	2
制御工学Ⅰ	2
機械要素Ⅰ	2
計測工学Ⅰ	2
電気工学	2
電磁気学	2
人間工学	2
応用数学	2
連続体力学入門	2
機械要素Ⅱ	2
機械製作法	2
メカトロニクス	2
レーザ工学	2
量子力学入門	2
電子工学	2
(選択科目)	
科学技術と法	2
機械工学の実際	1
確率・統計	2
福祉工学概論	2
数値解法入門	2
基礎幾何学	2
機械データサイエンスの基礎と実践	2
図学	2
制御工学Ⅱ	2
幾何学概論Ⅰ	2
幾何学概論Ⅱ	2
基礎統計学	2
早期特別研究	3
材料力学Ⅲ	2
機械力学Ⅲ	2
熱力学Ⅲ	2
流体力学Ⅲ	2
トライボロジー	2
計測工学Ⅱ	2
センサ工学	2
ロボティクス	2

流体機械	2
伝熱工学	2
ヒューマンインタフェース	2
生体計測	2
マイクロマシン	2
モデルベース開発入門	2
CAD演習	2
計算機シミュレーション	2
固体力学	2
材料・構造強度学	2
生産システム工学	2
統計力学	2
超精密加工学	2
音響工学	2
エネルギー変換論	2
実験流体力学	2
物性論	2
光応用計測	2
画像解析	2
バイオメカニクス	2
生体システム論	2
ナノバイオ化学入門	2
応用プログラミング	2
航空宇宙工学	2
固体物性化学概論	2
環境と経済	2
安全工学	2
知的財産権法	2
技術者倫理	2
統計学Ⅰ	2
統計学Ⅱ	2
コンピュータグラフィックス	2
パターン認識	2
量子情報の数学	2
寄附講座（各テーマ）	2
海外体験研修（各プログラム）	2
〔医工薬連環科学プログラム〕	
〔大阪医科薬科大学設置科目〕	
各授業科目	1～4
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
工業科教育法（一）	2
工業科教育法（二）	2
理科教育法（一）	2
理科教育法（二）	2
理科教育法（三）	2
理科教育法（四）	2
数学科教育法（一）	2

数学科教育法（二）	2
数学科教育法（三）	2
数学科教育法（四）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
職業指導（一）	2
職業指導（二）	2
工業技術概論	2
化学実験	1
生物学概論	2
生物学実験	1
地学概論	2
地学実験	1
代数学概論	2
解析学	2

卒業要件

1　システム理工学部所属の学生であって、機械工学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　機械工学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、必修科目40単位、選択必修科目28単位以上を含めて、合計96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。

なお、医工薬連環科学プログラムを修得した場合は、８単位を限度に選択科目の単位に算入することができる。

3　共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。

ア　学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）８単位、物理を学ぶ（各テーマ）４単位の計12単位

なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、２単位を限度に専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。

イ　人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上

なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから

修得したものを含む。

（2）　グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。

（3）　関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。

4　外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

4　電気電子情報工学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
〔電気電子工学コース、情報通信工学コース、応用情報工学コース共通〕	
電気回路Ⅰ	2
電気回路Ⅱ	2
基礎プログラミング	2
電磁気学Ⅰ	2
電磁気学Ⅱ	2
電気電子情報工学実験Ⅰ	2
電気電子情報工学実験Ⅱ	2
電気電子情報工学実験Ⅲ	2
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
〔電気電子工学コース〕	
電気電子工学実験	2
〔情報通信工学コース〕	
情報通信工学実験	2
〔応用情報工学コース〕	
応用情報工学実験	2
（選択必修科目）	
〔電気電子工学コース、情報通信工学コース、応用情報工学コース共通〕	
線形代数Ⅰ	2
コンピュータシステム序論	2
線形代数Ⅱ	2
ディジタル回路基礎	2
応用プログラミング実習	1
数学解析Ⅰ	2
情報数学	2
電気回路Ⅲ	2
アナログ電子回路Ⅰ	2

計測とセンシング	2
電子物性基礎	2
通信方式Ⅰ	2
数学解析Ⅱ	2
アナログ電子回路Ⅱ	2
基礎電力工学	2
電気電子材料	2
情報通信ネットワークⅠ	2
コンピュータアーキテクチャ	2
データ構造とアルゴリズム	2
基礎制御工学	2
信号処理論	2
情報理論	2
〔電気電子工学コース〕	
回路システム理論	2
半導体デバイス工学	2
電気機器	2
高周波電磁気学	2
〔情報通信工学コース〕	
光・電磁波工学	2
情報通信ネットワークⅡ	2
通信方式Ⅱ	2
マルチメディア通信	2
〔応用情報工学コース〕	
画像情報処理	2
オペレーティング・システム	2
音声・音響情報処理	2
パターン認識	2
（選択科目）	
〔電気電子工学コース、情報通信工学コース、応用情報工学コース共通〕	
情報リテラシー実習	1
データサイエンス入門	2
工業製図とCAD	2
物理学実験	1
情報社会と情報倫理	2
情報と職業	2
海外体験研修（電気電子情報工学）	2
データサイエンス基礎PBL	2
プログラミングプロジェクト実習Ⅰ	1
知的財産権法	2
グローバルPBL	2
プログラミングプロジェクト実習Ⅱ	1
応用確率統計	2
ディジタル電子回路	2
情報セキュリティ	2
メカトロニクス	2
海外インターン	2
データサイエンス応用PBL	2
高電圧工学	2
エネルギー工学	2
ロボティクス	2
システム制御工学	2

光エレクトロニクス	2
システム最適化	2
環境工学	2
技術者倫理	2
電気通信及び電波法規	2
電気法規及び施設管理	2
寄附講座（各テーマ）	2
〔電気電子工学コース〕	
電力システム工学	2
LSIプロセス工学	2
パワーエレクトロニクス	2
〔情報通信工学コース〕	
光情報通信工学	2
通信機器	2
ワイヤレス・モバイル通信	2
〔応用情報工学コース〕	
コンピュータグラフィックス	2
データベース工学	2
知的情報工学	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
工業科教育法（一）	2
工業科教育法（二）	2
理科教育法（一）	2
理科教育法（二）	2
理科教育法（三）	2
理科教育法（四）	2
数学科教育法（一）	2
数学科教育法（二）	2
数学科教育法（三）	2
数学科教育法（四）	2
情報科教育法（一）	2
情報科教育法（二）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2

学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
職業指導（一）	2
職業指導（二）	2
工業技術概論	2
化学実験	1
生物学概論	2
生物学実験	1
地学概論	2
地学実験	1
代数学概論	2
幾何学概論Ⅰ	2
幾何学概論Ⅱ	2
解析学	2

卒業要件

1　システム理工学部所属の学生であって、電気電子情報工学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　電気電子情報工学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、次に定めるところにより96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。

なお、他コースの選択必修科目を修得した場合は、選択科目の単位に算入することができる。

（1）　電気電子工学コース

ア　必修科目　所属するコースから24単位

イ　選択必修科目　所属するコースから43単位以上

ウ　選択科目　所属するコース又は他コースから任意選択

（2）　情報通信工学コース

ア　必修科目　所属するコースから24単位

イ　選択必修科目　所属するコースから43単位以上

ウ　選択科目　所属するコース又は他コースから任意選択

（3）　応用情報工学コース

ア　必修科目　所属するコースから24単位

イ　選択必修科目　所属するコースから43単位以上

ウ　選択科目　所属するコース又は他コースから任意選択

3　共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。

ア　学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）８単位、物理を学ぶ（各テーマ）２単位、基礎からの情報処理２単位の計12単位

なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、２単位を限度に専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。

イ　人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上

なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。

（2）　グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。

（3）　関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。

4　外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第13（第18条関係）

環境都市工学部

1　建築学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
図学	2
建築図法	2
建築設計製図Ⅰ	2
建築構造力学基礎	2
建築静定構造力学	2
建築一般構造	2
建築環境工学概論	2
日本建築史	2
建築計画Ⅰ	2
建築計画Ⅱ	2
建築設計製図Ⅱ	3
建築設計製図Ⅲ	3
建築不静定構造力学	2
建築構造材料学	2
鉄筋コンクリート構造学Ⅰ	2
鉄骨構造学Ⅰ	2
建築空気環境学	2
建築光環境学	2
建築音響学	2
都市熱環境学	2
都市計画Ⅰ	2
都市と住宅の歴史	2
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
（選択科目）	
西洋建築史	2
建築スケッチ	2
建築CAD演習Ⅰ	2
環境と建築	2
線形代数	2
数学解析	2
物理学実験	1
情報処理演習	2

建築CAD演習Ⅱ	2
近代建築史	2
住居計画	2
建築構造解析学	2
建築仕上材料学	2
建築数値計算基礎	2
知的財産権法	2
建築計画Ⅲ	2
都市計画Ⅱ	2
ランドスケープデザイン	2
建築法規	2
建築設計製図Ⅳ	3
建築史演習	4
都市・地域調査実習	3
建築設計製図Ⅴ	3
建築保存再生	2
建築生産	2
建築施工法	2
鉄筋コンクリート構造学Ⅱ	2
鉄筋コンクリート構造演習	4
鉄骨構造学Ⅱ	2
鉄骨構造演習	4
構造・材料試験演習	4
建築振動学	2
建築基礎工学	2
木造構造学	2
木造構造実習	2
建築環境・設備デザイン	2
建築設備工学Ⅰ	2
建築設備工学Ⅱ	2
建築環境工学演習Ⅰ	4
建築環境工学演習Ⅱ	4
建築シミュレーション演習	2
測量学実習	2
建築設計製図Ⅵ	3
滞在型交流ワークキャンプ（各テーマ）	2
海外体験研修（各プログラム）	2
寄附講座（各テーマ）	2
地域再生（各テーマ）	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
工業科教育法（一）	2
工業科教育法（二）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2

総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
職業指導（一）	2
職業指導（二）	2
工業技術概論	2

卒業要件

1　環境都市工学部所属の学生であって、建築学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　建築学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、必修科目52単位を含めて、合計96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。

3　共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。

ア　学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）８単位、物理を学ぶ（各テーマ）２単位を含めて12単位

なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。

イ　人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上

なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。

（2）　グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。

（3）　関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。

4　外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　建築学科においては、都市システム工学科又はエネルギー・環境工学科配当の専門教育科目を修得した場合、８単位を限度に専門教育科目の選択科目の単位に算入することができる。

6　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　都市システム工学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
〔都市インフラ設計コース、社会システム計画コース共通〕	
線形代数１	2
都市システム工学概論	2
情報活用実習	2
デザイン実習	2
応用解析学	2
基礎プログラミング実習	2
応用プログラミング実習	2
技術者倫理	2
都市システムモデリング	2
都市システム工学セミナー	2
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
〔都市インフラ設計コース〕	
不静定構造力学	2
応用水理学	2
応用地盤力学	2
メンテナンス工学	2
インフラ工学実験	2
都市インフラ設計実習	2
〔社会システム計画コース〕	
応用社会計画	2
環境計画学	2
都市情報システム	2
信頼性工学	2
システム開発実習	2
社会システム計画実習	2
（選択科目）	
〔都市インフラ設計コース、社会システム計画コース共通〕	
線形代数Ⅱ	2
コンピュータ科学Ⅰ	2
統計モデル分析	2
確率モデル分析	2
数値解析	2
静定構造力学	2
静定構造力学演習	2
インフラ設計学	2
水理学	2
水理学演習	2
地盤力学	2
地盤力学演習	2
社会計画	2
社会計画演習	2
都市地域計画	2
測量学	2

応用測量学	2
測量学実習	3
建設材料学	2
環境工学	2
情報システム学	2
情報ネットワーク論Ⅰ	2
知的財産権法	2
鋼構造学	2
耐震工学	2
河川工学	2
海岸工学	2
地盤設計学	2
都市交通システム	2
都市システム計画	2
景観デザイン	2
社会意思決定論	2
RC構造学	2
プロジェクト・マネジメント	2
アセットマネジメント	2
環境工学演習	2
地球環境システム	2
情報の数理	2
コンピュータ科学Ⅱ	2
データマイニング	2
情報メディアシステム	2
情報ネットワーク論Ⅱ	2
最適化分析	2
技術英語	1
海外体験研修（各プログラム）	2
寄附講座（各テーマ）	2
地域再生（各テーマ）	2
〔都市インフラ設計コース〕	
応用社会計画	2
環境計画学	2
都市情報システム	2
信頼性工学	2
〔社会システム計画コース〕	
不静定構造力学	2
応用水理学	2
応用地盤力学	2
メンテナンス工学	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
工業科教育法（一）	2
工業科教育法（二）	2
数学科教育法（一）	2
数学科教育法（二）	2
数学科教育法（三）	2

数学科教育法（四）	2
情報科教育法（一）	2
情報科教育法（二）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
職業指導（一）	2
職業指導（二）	2
工業技術概論	2
情報と職業	2
情報社会と情報倫理	2
代数学概論	2
幾何学概論Ⅰ	2
幾何学概論Ⅱ	2
解析学	2

卒業要件

1　環境都市工学部所属の学生であって、都市システム工学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　都市システム工学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、次に定めるところにより96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。

（1）　都市インフラ設計コース

ア　必修科目　所属するコースから38単位

イ　選択科目　所属するコースから58単位以上

（2）　社会システム計画コース

ア　必修科目　所属するコースから38単位

イ　選択科目　所属するコースから58単位以上

3　共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。

ア　学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）８単位、物理を学ぶ（各テーマ）２単位を含めて12単位

なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。

イ　人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞ

れ２単位以上
なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。
（2） グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。
（3） 関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。
4 外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。
5 外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。
（1） 上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。
（2） 外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考
1 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
2 司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

3 エネルギー環境・化学工学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
線形代数Ⅰ	2
線形代数Ⅱ	2
化学実験	1
入門化学結合論	2
化学工学量論及び演習	2
プロセス量論及び演習	2
数学解析Ⅰ	2
分析化学実験	2
物理化学実験	2
有機化学	2
応用有機化学	2
ユニットオペレーションⅠ	2
ユニットオペレーションⅡ	2
物理化学Ⅰ	2
物理化学Ⅱ	2
物理化学Ⅲ	2
反応工学	2
プロセス数理	2
工業製図	2
外国書講読Ⅰ	1
外国書講読Ⅱ	1
化学工学実験	4
有機化学実験	4
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
（選択必修科目）	
基礎分析化学	2
物理化学演習	2

ユニットオペレーション演習Ⅰ	2
基礎分離工学	2
応用反応工学	2
粉体工学	2
プロセス最適化工学	2
プロセス制御工学	2
有機化学反応論	2
応用界面工学	2
電気エネルギー化学	2
環境熱工学	2
触媒化学工学	2
大気・水環境化学工学	2
化学プラント設計	2
化学技術の安全と倫理	2
流体工学	2
ユニットオペレーション演習Ⅱ	2
（選択科目）	
情報処理演習	2
入門エネルギー環境学	2
フレッシュマンゼミナール	2
図学	2
無機化学	2
物理学実験	1
基礎化学英語	1
機器分析化学	2
熱・統計力学	2
シミュレーション演習	2
エネルギー工学ディスカッション	2
未来エネルギー工学	2
機能性材料学	2
高度分離工学	2
エネルギー材料学	2
特別講義Ⅰ	2
特別講義Ⅱ	2
知的財産権法	2
品質管理	2
グリーンケミストリー	2
技術者ビジネス法	2
寄附講座（各テーマ）	2
地域再生（各テーマ）	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
工業科教育法（一）	2
工業科教育法（二）	2
理科教育法（一）	2
理科教育法（二）	2
理科教育法（三）	2
理科教育法（四）	2

教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
職業指導（一）	2
職業指導（二）	2
工業技術概論	2
生物学概論	2
生物学実験	1
地学概論	2
地学実験	1

卒業要件
1 環境都市工学部所属の学生であって、エネルギー環境・化学工学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。
2 エネルギー環境・化学工学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、必修科目53単位、選択必修科目30単位以上を含めて、合計96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。
3 共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。
（1） 自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。
ア 学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）８単位、物理を学ぶ（各テーマ）２単位、化学を学ぶ（各テーマ）２単位の計12単位
なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。
イ 人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上
なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。
（2） グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。
（3） 関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。
4 外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5 外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。
（1） 上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。
（2） 外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考
1 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
2 司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第14（第18条関係）
化学生命工学部
1 化学・物質工学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
〔マテリアル科学コース、応用化学コース、バイオ分子化学コース共通〕	
基礎化学Ⅱ	2
基礎化学Ⅲ（演習含）	4
物理化学Ⅰ（演習含）	4
物理化学Ⅱ（演習含）	4
物理化学Ⅲ	2
フレッシュマンゼミナール	2
オリエンテーションゼミナール	2
化学実験	1
安全工学	2
科学技術英語Ⅰ	1
科学技術英語Ⅱ	1
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
〔マテリアル科学コース〕	
材料の強さと変形（演習含）	4
材料熱力学	2
固体の物理的性質	2
結晶構造とX線回折	2
状態図と材料組織	2
速度論と物質移動	2
情報処理演習	2
マテリアル科学実験Ⅰ	2
マテリアル科学実験Ⅱ	2
技術者倫理	2
金属材料	2
マテリアル科学演習Ⅰ	2
マテリアル科学演習Ⅱ	2
マテリアル工学実験Ⅰ	2
マテリアル工学実験Ⅱ	2
〔応用化学コース〕	
有機化学Ⅰ（演習含）	4
有機化学Ⅱ	4
反応速度論	2
無機化学Ⅰ	2

無機化学Ⅱ	2
高分子化学	2
機器分析演習Ⅰ	2
機器分析演習Ⅱ	2
基礎化学実験	2
応用化学実験Ⅰ	4
応用化学実験Ⅱ	4
〔バイオ分子化学コース〕	
生体分子化学Ⅰ	2
生体分子化学Ⅱ	2
生物物理化学	2
有機化学Ⅰ（演習含）	4
有機化学Ⅱ	4
無機化学Ⅰ	2
高分子化学	2
機器分析演習Ⅰ	2
基礎化学実験	2
バイオ分子化学実験Ⅰ	4
バイオ分子化学実験Ⅱ	4
（選択必修科目）	
〔マテリアル科学コース、応用化学コース、バイオ分子化学コース共通〕	
線形代数	2
物理学実験	1
〔マテリアル科学コース〕	
数学解析Ⅰ	2
材料の強さと組織	2
格子欠陥と塑性変形	2
相変態と組織制御	2
核生成・成長と凝固過程	2
材料電気化学	2
工業製図	2
塑性加工学	2
鋳造工学	2
材料精製工学	2
複合化プロセス	2
セラミック材料化学	2
半導体材料	2
社会環境適応材料	2
高分子材料化学	2
材料機器分析	2
マテリアルコロキウム	2
〔応用化学コース〕	
分光物理化学	2
高分子合成化学	2
生物有機化学	2
生体材料化学	2
有機合成論	2
有機反応論	2
有機工業化学	2
機能性高分子	2
高分子材料化学	2
錯体化学	2

無機材料化学	2
電気化学	2
環境化学	2
エネルギー化学	2
量子化学	2
化学工学	2
応用化学コロキウム	2
〔バイオ分子化学コース〕	
分光物理化学	2
高分子合成化学	2
高分子材料化学	2
無機化学Ⅱ	2
反応速度論	2
量子化学	2
電気化学	2
有機合成論	2
生物有機化学	2
生物無機化学	2
生体無機材料	2
分子生物学	2
医用材料化学	2
機能性高分子	2
機器分析演習Ⅱ	2
環境化学	2
化学工学	2
バイオ分子化学コロキウム	2
（選択科目）	
〔マテリアル科学コース、応用化学コース、バイオ分子化学コース共通〕	
統計的品質管理	2
海外体験研修（化学・物質工学）	2
知的財産権法	2
寄附講座（各テーマ）	2
〔医工薬連環科学プログラム〕	
〔大阪医科薬科大学設置科目〕	
各授業科目	1～4
〔マテリアル科学コース〕	
量子化学	2
技術者ビジネス法	2
環境工学	2
〔応用化学コース〕	
情報処理演習	2
技術者倫理	2
〔バイオ分子化学コース〕	
情報処理演習	2
技術者倫理	2
（自由科目）	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2

工業科教育法（一）	2
工業科教育法（二）	2
理科教育法（一）	2
理科教育法（二）	2
理科教育法（三）	2
理科教育法（四）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
職業指導（一）	2
職業指導（二）	2
工業技術概論	2
生物学概論	2
生物学実験	1
地学概論	2
地学実験	1
特別演習	2

卒業要件

1　化学生命工学部所属の学生であって、化学・物質工学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　化学・物質工学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、次に定めるところにより96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。

なお、所属するコースの選択必修科目を所定の単位を超えて修得した場合は、２単位を限度に超過した単位を選択科目の単位に算入することができる。また、次に掲げる所属外コースの授業科目を修得した場合は、選択科目の卒業所要単位に算入することができる。

マテリアル科学コース：結晶構造とX線回折、固体の物理的性質

応用化学コース：有機工業化学、エネルギー化学

バイオ分子化学コース：生体分子化学Ⅰ、生体分子化学Ⅱ

また、医工薬連環科学プログラムを修得した場合は、２単位を限度に選択科目の単位に算入することができる。

（1）　マテリアル科学コース

ア　必修科目　所属するコースから63単位

イ　選択必修科目　所属するコースから29単位以上

ウ　選択科目　所属するコースから４単位以上

（2）　応用化学コース

ア　必修科目　所属するコースから61単位

イ　選択必修科目　所属するコースから29単位以上

ウ　選択科目　所属するコースから６単位以上

（3）　バイオ分子化学コース

ア　必修科目　所属するコースから61単位

イ　選択必修科目　所属するコースから29単位以上

ウ　選択科目　所属するコースから６単位以上

3　共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。

ア　学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）４単位、物理を学ぶ（演習含）（各テーマ）４単位、化学を学ぶ（演習含）（各テーマ）４単位の計12単位

なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、専門教育科目の選択必修科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。

イ　人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上

なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。

（2）　グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。

（3）　関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。

4　外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　生命・生物工学科

授業科目	単位
専門教育科目	
（必修科目）	
〔生命科学コース、生物工学コース共通〕	
生物学Ⅰ	2
生物学Ⅱ	2
生物学実験	2
化学実験	1
フレッシュマンゼミナール	2
オリエンテーションゼミナール	2
有機化学Ⅰ	2
有機化学Ⅱ	2
生化学Ⅰ	2

生化学Ⅱ	2
生化学Ⅲ	2
生化学Ⅳ	2
生命工学基礎実験	4
技術者倫理	2
安全工学	2
科学技術英語Ⅰ	1
科学技術英語Ⅱ	1
特別研究Ⅰ	3
特別研究Ⅱ	3
〔生命科学コース〕	
生命科学実験	4
〔生物工学コース〕	
生物工学実験	4
(選択必修科目)	
〔生命科学コース、生物工学コース共通〕	
微生物学Ⅰ	2
線形代数	2
微生物学Ⅱ	2
微生物学Ⅲ	2
分析化学	2
機器分析	2
物理化学	2
生物化学工学Ⅰ	2
栄養科学	2
食品科学Ⅰ	2
食品衛生学	2
酵素工学	2
遺伝子工学	2
分子生物学	2
生物統計学	2
微生物制御工学	2
〔生命科学コース〕	
発生生物学	2
生物物理化学	2
医薬品薬理学	2
タンパク質工学	2
バイオインフォマティクス論	2
バイオ機器分析	2
植物細胞工学	2
植物生理学	2
生命科学コロキウム	2
〔生物工学コース〕	
微生物学Ⅳ	2
生物化学工学Ⅱ	2
分離・精製工学	2
培養工学	2
食品科学Ⅱ	2
機能性食品	2
公衆衛生学	2
環境科学	2
生物工学コロキウム	2
(選択科目)	

物理学実験	1
知的財産権法	2
情報処理演習	2
生命倫理	2
食品・医薬品等の関連法規	2
臨床検査学	2
健康生命科学	2
海外体験研修（各プログラム）	2
寄附講座（各テーマ）	2
〔医工薬連環科学プログラム〕	
〔大阪医科薬科大学設置科目〕	
各授業科目	1～4
(自由科目)	
教職概説	2
教育原理	2
教育制度論	2
教育心理学	2
特別支援教育論	1
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2
理科教育法（一）	2
理科教育法（二）	2
理科教育法（三）	2
理科教育法（四）	2
教育実習事前指導	1
教育実習（一）	2
教育実習（二）	2
教職実践演習（中等）	2
道徳教育の理論と方法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動論	2
教育相談論	2
カリキュラム開発論	2
生徒・進路指導論	2
人権教育論	2
メディア教育論	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
学校経営と学校図書館	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2
地学概論	2
地学実験	1
特別演習	2

卒業要件

1　化学生命工学部所属の学生であって、生命・生物工学科の課程を修了し、学士の学位を得ようとする者は、次に定めるところに従って、合計128単位以上を修得しなければならない。

2　生命・生物工学科においては、第15条及び第16条に定める授業科目の単位のほかに、専門教育科目について、次に定めるところにより96単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目は修得しても卒業単位に含めないものとする。

　なお、他コースの選択必修科目を修得した場合は、選択科目の単位に算入することができる。また、医工薬連環科学プログラムを修得した場合は、4単位を限度に選択

科目の単位に算入することができる。

（1）　生命科学コース

　ア　必修科目　所属するコースから43単位

　イ　選択必修科目　所属するコースから44単位以上

　ウ　選択科目　任意選択

（2）　生物工学コース

　ア　必修科目　所属するコースから43単位

　イ　選択必修科目　所属するコースから44単位以上

　ウ　選択科目　任意選択

3　共通教養科目については、次に定めるところに従って、合計20単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

（1）　自己形成科目群については、次に定めるところに従って合計16単位以上を修得しなければならない。

　ア　学科が指定するテーマから、数学を学ぶ（各テーマ）２単位、化学を学ぶ（各テーマ）６単位を含めて12単位

　　なお、学科が指定するテーマを12単位を超過して修得した場合は、専門教育科目の選択科目の単位に算入することができるが、共通教養科目の卒業単位に含めることはできない。

　イ　人間を知る、社会を知る、自然と向き合うのうち、２つ以上の領域からそれぞれ２単位以上

　　なお、２つ以上の領域の必要単位については、アで学科が指定するテーマから修得したものを含む。

（2）　グローバル科目群については、２単位まで卒業単位に含めることができる。

（3）　関西大学科目群、基盤科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群及び大学・学部・社会連携科目群については、合計２単位まで卒業単位に含めることができる。

4　外国語科目については、英語を含む２カ国語を選択し、第１選択外国語８単位及び第２選択外国語４単位の合計12単位以上を修得しなければならない。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

5　外国人学部留学生の特例は、次のとおりとする。

（1）　上記４に替えて、外国人留学生科目の日本語８単位及び外国語科目から４単位を修得しなければならない。

（2）　外国人留学生科目のうち指定する科目の単位を修得した場合は、共通教養科目の卒業単位に算入することができる。ただし、詳細な履修上の取扱いについては、別に定める。

備考

1　教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本表に示す授業科目の中から、教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

2　司書、司書教諭、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表第16に掲げる所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

別表第15（第20条関係）

課程を置く学部学科等		免許状の種類	
学部	学科（専攻）	中学校教諭１種免許状の教科	高等学校教諭１種免許状の教科
法学部	法学政治学科	社会	地理歴史・公民
文学部	総合人文学科	国語	国語
		社会	地理歴史・公民
		英語	英語
		ドイツ語	ドイツ語
		フランス語	フランス語
		中国語	中国語
経済学部	経済学科	社会	地理歴史・公民

商学部	商学科	社会	地理歴史・公民
			商業
社会学部	社会学科 社会学専攻	社会	地理歴史・公民
	社会学科 心理学専攻		公民
	社会学科 メディア専攻	社会	公民
	社会学科 社会システムデザイン専攻	社会	地理歴史・公民
政策創造学部	政策学科	社会	地理歴史・公民
	国際アジア学科		公民
外国語学部	外国語学科	英語	英語
		中国語	中国語
人間健康学部	人間健康学科	保健体育	保健体育
総合情報学部	総合情報学科		公民
			数学
			情報
社会安全学部	安全マネジメント学科	社会	公民
システム理工学部	数学科	数学	数学
	物理・応用物理学科	数学	数学
		理科	理科
	機械工学科	数学	数学
		理科	理科
			工業
	電気電子情報工学科	数学	数学
		理科	理科
			情報
			工業
環境都市工学部	建築学科		工業
	都市システム工学科	数学	数学
			情報
			工業
	エネルギー環境・化学工学科	理科	理科
			工業
化学生命工学部	化学・物質工学科	理科	理科
			工業
	生命・生物工学科	理科	理科

課程を置く学部学科等		免許状の種類
学部	学科（専攻）	
文学部	総合人文学科 （初等教育学専修）	小学校教諭１種

備考

1　高等学校教諭１種免許状の教科のうち「地理歴史」及び「公民」は、1990年度入学生から適用する。

2　総合人文学科の中学校１種免許状の教科「国語」、「社会」、「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」及び「中国語」並びに高等学校１種免許状の教科「国語」、「地理歴史」、「公民」、「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」及び「中国語」は、2001年度入学生から適用する。

3　政策学科の中学校教諭１種免許状の教科「社会」並びに高等学校教諭１種免許状の

教科「地理歴史」及び「公民」は、2007年度入学生から適用する。
4　数学科の中学校教諭１種免許状及び高等学校教諭１種免許状の教科「数学」は、2007年度入学生から適用する。
5　物理・応用物理学科の中学校教諭１種免許状及び高等学校教諭１種免許状の教科「数学」及び「理科」は、2007年度入学生から適用する。
6　機械工学科の中学校教諭１種免許状の教科「数学」及び「理科」並びに高等学校教諭１種免許状の教科「数学」、「理科」及び「工業」は、2007年度入学生から適用する。
7　電気電子情報工学科の中学校教諭１種免許状の教科「数学」及び「理科」並びに高等学校教諭１種免許状の教科「数学」、「理科」、「情報」及び「工業」は、2007年度入学生から適用する。
8　建築学科の高等学校教諭１種免許状の教科「工業」は、2007年度入学生から適用する。
9　都市システム工学科の中学校教諭１種免許状の教科「数学」並びに高等学校教諭１種免許状の教科「数学」、「情報」及び「工業」は、2007年度入学生から適用する。
10　エネルギー環境・化学工学科の中学校教諭１種免許状の教科「理科」並びに高等学校教諭１種免許状の教科「理科」及び「工業」は、2007年度入学生から適用する。
11　化学・物質工学科の中学校教諭１種免許状の教科「理科」並びに高等学校教諭１種免許状の教科「理科」及び「工業」は、2007年度入学生から適用する。
12　生命・生物工学科の中学校教諭１種免許状及び高等学校教諭１種免許状の教科「理科」は、2007年度入学生から適用する。
13　総合人文学科初等教育学専修の小学校１種免許状は、2007年度入学生から適用する。
14　法学政治学科の中学校教諭１種免許状の教科「社会」並びに高等学校教諭１種免許状の教科「地理歴史」及び「公民」は、2008年度入学生から適用する。
15　外国語学科の中学校教諭１種免許状の教科「英語」及び「中国語」並びに高等学校教諭１種免許状の教科「英語」及び「中国語」は、2009年度入学生から適用する。
16　人間健康学科の中学校教諭１種免許状の教科「保健体育」及び高等学校教諭１種免許状の教科「保健体育」は、2010年度入学生から適用する。
17　安全マネジメント学科の中学校教諭１種免許状の教科「社会」及び高等学校教諭１種免許状の教科「公民」は、2010年度入学生から適用する。
18　国際アジア学科の高等学校教諭１種免許状の教科「公民」は、2021年度入学生から適用する。

別表第16（第21条関係）

1　博物館学課程専門科目

授業科目	単位
必修科目	
生涯学習概論（一）	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3
選択科目	
（文化史関係）	
日本史概説a	2
日本史概説b	2
西洋史概説a	2
西洋史概説b	2
東洋史概説a	2

東洋史概説b	2
（美術史関係）	
日本及東洋美術史a	2
日本及東洋美術史b	2
西洋美術史a	2
西洋美術史b	2
（考古学関係）	
考古学概説a	2
考古学概説b	2
考古学実習a	1
考古学実習b	1
（民俗学関係）	
民俗学研究a	2
民俗学研究b	2
（物理学関係）	
物理を学ぶ（各テーマ）	2
物理を学ぶ（演習含）（各テーマ）	2
物理を学ぶ（演習含）（各テーマ）	4
（化学関係）	
化学を学ぶ（各テーマ）	2
化学を学ぶ（演習含）（各テーマ）	2
化学を学ぶ（演習含）（各テーマ）	4
（生物学関係）	
生物学概論	2
（地学関係）	
地学概論	2

備考

博物館法（昭和26年法律第285号）による学芸員の資格を得ようとする者は、共通教養科目、文学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部に配当された授業科目の中から、本表に示す区分に従って必修科目は９科目19単位、選択科目は２系列以上にわたり２科目８単位以上計27単位以上を修得しなければならない。

2　図書館情報学課程専門科目

授業科目	単位
生涯学習概論（一）	2
図書館概論	2
図書館制度・経営論	2
図書館情報技術論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
児童サービス論	2
情報サービス演習	1
情報検索演習	1
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習（一）	1
情報資源組織演習（二）	1
図書館基礎特論	2
図書館サービス特論	2
図書館情報資源特論	2
図書・図書館史	2
図書館総合演習	1
図書館実習	1
学校経営と学校図書館	2

学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

備考

1　上記生涯学習概論（一）、図書館概論、図書館制度・経営論、図書館情報技術論、図書館サービス概論、情報サービス論、児童サービス論、情報サービス演習、情報検索演習、図書館情報資源概論、情報資源組織論及び情報資源組織演習（一）～（二）のほかに、図書館基礎特論、図書館サービス特論、図書館情報資源特論、図書・図書館史、図書館総合演習及び図書館実習から２科目以上を修得した者は、図書館法（昭和25年法律第118号）による司書の資格が得られる。

2　教員免許状のほかに上記学校経営と学校図書館、図書館情報資源概論、情報資源組織論、学習指導と学校図書館、読書と豊かな人間性及び情報メディアの活用を修得した者は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）による司書教諭の資格が得られる。

3　上記図書館情報学の講義内容は、次のとおりである。

・生涯学習概論（一）
　生涯学習概論　２単位
・図書館概論
　図書館概論　２単位
・図書館制度・経営論
　図書館制度・経営論　２単位
・図書館情報技術論
　図書館情報技術論　２単位
・図書館サービス概論
　図書館サービス概論　２単位
・情報サービス論
　情報サービス論　２単位
・児童サービス論
　児童サービス論　２単位
・情報サービス演習、情報検索演習
　情報サービス演習　２単位
・図書館情報資源概論
　図書館情報資源概論　２単位
・情報資源組織論
　情報資源組織論　２単位
・情報資源組織演習（一）～（二）
　情報資源組織演習　２単位
・図書館基礎特論
　図書館基礎特論　１単位
・図書館サービス特論
　図書館サービス特論　１単位
・図書館情報資源特論
　図書館情報資源特論　１単位
・図書・図書館史
　図書・図書館史　１単位
・図書館総合演習
　図書館総合演習　１単位
・図書館実習
　図書館実習　１単位
・学校経営と学校図書館
　学校経営と学校図書館　２単位
・学習指導と学校図書館
　学習指導と学校図書館　２単位
・読書と豊かな人間性

　読書と豊かな人間性　２単位
・情報メディアの活用
　情報メディアの活用　２単位

3　社会教育（主事資格取得）課程専門科目

授業科目	単位	［資格取得に必要な法定単位数］
〔生涯学習概論〕		
生涯学習概論（一）	2	4
生涯学習概論（二）	2	
〔生涯学習支援論〕		
生涯学習支援論（一）	2	4
生涯学習支援論（二）	2	
〔社会教育経営論〕		
社会教育経営論（一）	2	4
社会教育経営論（二）	2	
〔社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究〕		
社会教育課題研究（一）	2	4
社会教育課題研究（二）	2	
〔社会教育実習〕		
社会教育実習	1	1
〔社会教育特講〕		
社会教育特殊講義	2	8
人権教育論	2	
グループ・ダイナミックス	2	
リスク認知論	2	
博物館概論	2	
メディア教育論	2	
キャリア心理学Ⅰ	2	
キャリア心理学Ⅱ	2	
職業指導（一）	2	
職業指導（二）	2	
社会福祉概論	2	
社会保障論	2	
社会福祉政策論	2	
ソーシャルサポート論	2	
教育原理	2	
教育制度論	2	
家族社会学Ⅰ	2	
家族社会学Ⅱ	2	
社会心理学Ⅰ	2	
社会心理学Ⅱ	2	

備考

上記に掲げる科目、単位を次により25単位以上修得した者は、「社会教育士（養成課程）」を称することができる。また、都道府県及び市町村の教育委員会に就職した場合、社会教育主事補として１年以上経過すれば、社会教育主事となる資格が得られる。ただし、文学部配当の教育哲学（２単位）は教育原理（２単位）に、教育法・行政論（２単位）は教育制度論（２単位）に、それぞれ対応する授業科目とする。

（1）〔生涯学習概論〕、〔生涯学習支援論〕、〔社会教育経営論〕、〔社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究〕及び〔社会教育実習〕欄に掲げる全科目計17単位を修得しなければならない。

（2）〔社会教育特講〕欄に掲げる科目のうちから、社会教育特殊講義の１科目２単

位を含め、計８単位を修得しなければならない。

４　社会福祉士受験資格課程専門科目

授業科目	単位	授業形態
社会福祉調査法	2	講義
社会福祉政策Ⅰ	2	講義
社会福祉政策Ⅱ	2	講義
社会福祉経営論	2	講義
高齢者福祉論	2	講義
子ども家庭福祉論	2	講義
障害者福祉論	2	講義
公的扶助論	2	講義
医療福祉論	2	講義
ソーシャルワーク論Ⅰ	2	講義
ソーシャルワーク論Ⅱ	2	講義
ソーシャルワーク論Ⅲ	2	講義
ソーシャルワーク論Ⅳ	2	講義
ソーシャルワーク論Ⅴ	2	講義
ソーシャルワーク論Ⅵ	2	講義
地域福祉論Ⅰ	2	講義
地域福祉論Ⅱ	2	講義
社会保障論Ⅰ	2	講義
社会保障論Ⅱ	2	講義
ソーシャルワーク演習Ⅰa	1	演習
ソーシャルワーク演習Ⅰb	1	演習
ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	演習
ソーシャルワーク演習Ⅲ	1	演習
ソーシャルワーク実習指導Ⅰa	1	実習
ソーシャルワーク実習指導Ⅰb	1	実習
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	実習
ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	実習
ソーシャルワーク実習Ⅱ	6	実習
医学一般	2	講義
心理学を学ぶ	2	講義
社会学入門	2	講義
権利擁護と成年後見制度	2	講義
司法福祉	2	講義

備考

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、人間健康学部人間健康学科福祉と健康コースに所属し、上記に掲げる科目、単位を65単位以上修得しなければならない。

○関西大学学部事務取扱規程

平成６年１月28日
制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、学部事務取扱に関する必要な事項を定めるものとする。

（学生証）

第２条　学生に、関西大学（以下「本学」という。）の学生であることを証明する学生証を交付する。

２　学生は、学生規程第３条の規定に基づき、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

３　学生証を紛失したときは、学生規程第５条の規定に基づき、直ちに所管窓口に届け出て、再交付を受けなければならない。

（学籍番号）

第３条　入学と同時に学生に学籍番号を付与する。

２　学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

第２章　休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第１節　休学

（休学手続）

第４条　病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、学則第36条第１項の規定に基づき、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

２　前項の休学願は、休学しようとする学期の５月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき　７月30日
秋学期に休学するとき　１月30日

（休学期間）

第５条　休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

（休学延長の手続期間）

第６条　次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の８月28日から９月10日又は３月１日から３月14日までに第４条第１項に規定する手続を行わなければならない。

（休学の可能期間）

第７条　休学期間は、通算して４学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、休学を許可しない。

２　前項の規定にかかわらず、教授会が相当と認める特段の事情があるときは、在学年数に算入されない学期が通算して６学期を超えない範囲で、休学を許可することがある。

（休学期間と在学年数）

第８条　学則第36条第２項の規定に基づき、休学期間を含む学期は在学年数に含めない。

（休学期間の学費）

第９条　学則第36条第３項の規定に基づき、休学期間中は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める所定の学費を納入しなければならない。

２　前項における所定の学費は、次のとおりとする。

（１）　春学期の休学を希望し、５月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
（２）　秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
（３）　前２号に当てはまらないときは、当該学期の学費

第２節　復学

（復学手続）

第10条　休学した者が復学を希望するときは、学則第37条第１項の規定に基づき、保証人連署の復学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て復学することができる。

（復学の手続期間）

第11条　前条の復学願は、休学期間中の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。
２　病気等によって休学した者が復学を希望するときは、本学保健管理センターが作成する「診断書」を添付しなければならない。
（復学の時期）
第12条　復学の時期は、学期の始めとする。
（復学の制限）
第13条　休学している学期内に復学することはできない。
（復学者の学費）
第14条　復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第３節　退学

（退学手続）
第15条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学則第38条第１項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、所属学部長に提出しなければならない。
（未手続者の退学）
第16条　休学している者が、学則第36条第１項に規定する休学の手続又は学則第37条第１項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。
（在学年数超過者の退学）
第17条　在学年数が８年で卒業できない者は、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。
（処分退学）
第18条　学則第41条に規定する者は、学則第40条の規定に基づき、教授会の議を経て退学処分に付する。
（在学年数との関連）
第19条　退学となった学期は、在学年数に含めない。

第４節　再入学

（再入学手続）
第20条　第15条又は第16条によって退学した者が再入学を希望するときは、学則第39条第１項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て再入学することができる。
（再入学の手続期間）
第21条　前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。
（再入学の時期）
第22条　再入学の時期は、学期の始めとする。
（再入学の制限）
第23条　退学になった学期内の再入学は、許可しない。
２　在学年数に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、再入学を許可しない。
（再入学金の納入）
第24条　再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の９月20日又は３月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。
２　再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第５節　除籍

（除籍）
第25条　所定の期日までに学費を納入しなかった者が、指定された納入期間内に滞納学費を納入しないときは、学則第46条の規定に基づき、除籍にする。
（除籍日）
第26条　前条の除籍日は、春学期を７月31日、秋学期を１月31日とする。
（在学年数との関連）

第27条　除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第６節　復籍

（復籍手続）

第28条　除籍となった者が復籍を希望するときは、学則第46条の２の規定に基づき、保証人連署の復籍願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て復籍することができる。

（復籍の手続期間）

第29条　前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。

（復籍の時期）

第30条　復籍の時期は、学期の始めとする。

（復籍の制限）

第31条　除籍になった学期内の復籍は許可しない。

２　在学年数に算入されない学期が通算して４学期を超えるときは、復籍を許可しない。

（復籍料の納入）

第32条　復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の９月20日又は３月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

２　復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第３章　学費納入と試験の関連

（学費と試験）

第33条　学費を滞納している者は、指定された納入期間内に滞納学費を納入しない限り、受験した科目の単位認定は行わない。

２　前項の納入期間及び学費は、学費規程に定める。

第４章　転学部及び学士入学

第34条及び第35条　削除

（転学部等）

第36条　他の学部、他の学科又は他の専攻へ転学部、転学科又は転専攻を希望する者は、転入学試験を受けなければならない。

２　前項の試験に合格し、所定の手続を完了すれば、転籍したものとする。

３　第１項の試験は、在籍のまま受験することができる。

（学士入学）

第37条　本学の学部を卒業した者が、他の学部又は他の学科へ編入学を志望するときは、その学部が定める編入学試験を受けなければならない。

（修業年限）

第38条　編入学又は転入学をした者の修業年限は、次のとおりとする。

（１）　第２年次に入学した者　３年

（２）　第３年次に入学した者　２年

（３）　第４年次に入学した者　１年

（在学年数）

第39条　編入学又は転入学をした者は、次に規定する年数を超えて在学することができない。

（１）　第２年次に入学した者　７年

（２）　第３年次に入学した者　６年

（３）　第４年次に入学した者　２年

（在学年数超過）

第40条　前条に規定する在学年数で卒業できない者は、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。

第５章　願書、届書及び証明書

（願書）

第41条　本学で定める願書は、次のとおりとする。

（１）　休学願

（２）　復学願

（３）　退学願

（4） 再入学願
（5） 復籍願
（6） 学費延納願
（7） 学費分納願
（8） 学生証再交付願
（9） 追試験受験願
(10) 団体旅行証明願
（届書）
第42条　本学で定める届書は、次のとおりとする。
（1） 履修届
（2） 異動届
（証明書）
第43条　本学で定める証明書は、次のとおりである。
（1） 在学証明書
（2） 在籍証明書
（3） 卒業見込証明書
（4） 卒業証明書
（5） 学位取得証明書
（6） 成績証明書
（7） 単位修得証明書
（8） 学生証
（9） 通学証明書
(10) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

附　則

１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。
２　学部事務取扱内規（昭和35年11月１日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。ただし、総合情報学部において第26条の規定は、平成13年度以前の入学生にも適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項の規定は、平成14年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。ただし、第６条、第11条第１項、第21条及び第29条の規定は、平成22年度以前の入学生にも適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第７条第２項の規定は、平成26年度以前の入学生にも適用する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。ただし、第20条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。

○関西大学学位規程

昭和35年４月１日
制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第26条第４項、関西大学大学院学則第31条、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第３項及び関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第19条第３項の規定に基づき、関西大学（以下「本大学」という。）における学位及びその授与に関する必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第２条　本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

（学士の授与要件）

第２条の２　学士の学位は、関西大学学則第26条第１項の規定に基づき、本大学の教育課程を修了した者に対し、教授会の議を経て、本大学が授与する。

（学士の表記）

第２条の３　学士の学位は、関西大学学則第26条第２項の規定に基づき、その卒業した学部に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第１のとおりとする。

法学部　学士（法学）
文学部　学士（文学）
経済学部　学士（経済学）
商学部　学士（商学）
社会学部　学士（社会学）
政策創造学部　学士（政策学）
外国語学部　学士（外国語学）
人間健康学部　学士（健康学）
総合情報学部　学士（情報学）
社会安全学部　学士（学術）
システム理工学部　学士（工学又は理学）
環境都市工学部　学士（工学）
化学生命工学部　学士（工学）

２　前項の規定にかかわらず、関西大学学則第26条第３項の規定に基づき、ウェブスター大学との協定に基づき特別編入学生として文学部に所属し、特別編入プログラム所定の課程を修了した者には、学士（教養）の学位を授与する。

（修士の授与要件）

第３条　修士の学位は、関西大学大学院学則第26条の規定に基づき、関西大学大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程又は博士課程前期課程を修了した者に対し、研究科委員会の議を経て、本大学が授与する。

（修士の表記）

第４条　修士の学位は、関西大学大学院学則第27条の規定に基づき、その修了した研究科又は専攻に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第２のとおりとする。

法学研究科　修士（法学）
文学研究科　修士（文学）
経済学研究科　修士（経済学）
商学研究科　修士（商学）
社会学研究科　修士（社会学）
総合情報学研究科　修士（情報学）
理工学研究科　修士（理学）
　　修士（工学）
外国語教育学研究科　修士（外国語教育学）
心理学研究科　修士（心理学）
社会安全研究科　修士（学術）
東アジア文化研究科　修士（文化交渉学）

ガバナンス研究科　修士（政策学）
人間健康研究科　修士（健康学）
（博士の授与要件）
第５条　博士の学位は、関西大学大学院学則第28条の規定に基づき、本大学院の博士課程を修了した者に対し、研究科委員会の議を経て、本大学が授与する。
（博士の表記）
第６条　博士の学位は、関西大学大学院学則第29条の規定に基づき、その修了した研究科に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第３のとおりとする。
法学研究科　博士（法学）
文学研究科　博士（文学）
経済学研究科　博士（経済学）
商学研究科　博士（商学）
社会学研究科　博士（社会学）
総合情報学研究科　博士（情報学）
理工学研究科　博士（理学）
博士（工学）
外国語教育学研究科　博士（外国語教育学）
心理学研究科　博士（心理学）
社会安全研究科　博士（学術）
東アジア文化研究科　博士（文化交渉学）
ガバナンス研究科　博士（政策学）
人間健康研究科　博士（健康学）
（論文博士）
第７条　本大学院の博士課程の課程を経ないで博士の学位を得ようとする者は、関西大学大学院学則第30条の規定に基づき、学位論文を提出して審査を請求することができる。
２　前項の場合において、博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対しては、研究科委員会の議を経て、本大学が博士の学位を授与する。
（専門職学位の授与要件）
第７条の２　専門職学位は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第１項及び関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第19条第１項の規定に基づき、本大学院の専門職学位課程を修了した者に対し、研究科教授会の議を経て、本大学が授与する。
（専門職学位の表記）
第７条の３　専門職学位は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第２項及び関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第19条第２項の規定に基づき、その修了した研究科に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については、別表第４のとおりとする。
法務研究科　法務博士（専門職）
会計研究科　会計修士（専門職）
（名称使用）
第８条　学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。
第１章の２　学士の学位
（学士の授与）
第８条の２　学長は、第２条の２に定める者に対し、学士の学位を授与する。
２　学士の卒業証書・学位記の授与は、毎年３月及び９月とする。
（学士の様式）
第８条の３　学士の卒業証書・学位記の様式は、様式第１号に定める。
第２章　修士の学位
（修士論文又は特定の課題についての研究の成果）
第９条　修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、修士課程又は博士課程前期課程に１年以上在学し、所定の授業科目のうち、20単位以上（総合情報学研究科は16単位以

上）を修得した後、学位取得計画を提出し、かつ、研究科委員会の定める所定の要件を満たした後でなければ、これを提出することができない。ただし、在学年数及び修得単位数の要件については、関西大学大学院学則第４条第２項又は第24条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

２　学位取得計画は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出期限の少なくとも３カ月前までに、指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを省略することができる。

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出）

第10条　修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、研究科委員会に提出しなければならない。

２　提出の時期は、関西大学大学院学則第４条に定める修業年限を満たすことになる学期が春学期の時は７月、秋学期の時は１月（総合情報学研究科知識情報学専攻、社会安全研究科及び理工学研究科は２月）、所定の修業年限を超えて在学している者は毎年７月又は１月（総合情報学研究科知識情報学専攻、社会安全研究科及び理工学研究科は２月）とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査）

第11条　修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

２　審査委員は、当該修士論文又は特定の課題についての研究の成果に関連ある研究領域の教員３名以上とし、主査を１名、副査を２名以上とする。ただし、特別の事情がある場合には、副査を１名とすることができる。

３　前項に定める審査委員は、当該研究科委員会以外の者を含めることができる。

４　審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

（修士最終試験）

第12条　修士の学位に関する最終試験は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出者の研究成果を確認する目的をもって、前条の審査委員が修士論文又は特定の課題についての研究の成果を中心とし、試問の方法によって行う。

２　試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。

３　最終試験の日時は、研究科委員会において決定する。

（審査等の期間）

第13条　修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、当該修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出期限後３カ月以内に終了するものとする。

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果の合格要件）

第14条　修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すに足るものをもって合格とする。

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査結果）

第15条　修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならない。

２　前項の研究科委員会の議事は、委員の３分の２以上が出席し、その過半数の同意をもって決する。

（審査結果等の報告）

第16条　研究科長は、合格者の氏名、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

（修士の授与）

第17条　学長は、第３条に定める者に対し、修士の学位を授与する。

２　修士の学位記の授与は、毎年３月及び９月とする。

（修士学位記の様式）

第18条　修士の学位記の様式は、様式第２号に定める。

第３章　博士の学位

第１節　課程修了による学位

（博士論文）
第19条　博士の学位論文（以下「博士論文」という。）は、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得又は修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、研究科委員会の定める所定の要件を満たした後でなければ、これを提出することができない。
２　論文計画については、博士論文提出の少なくとも１年前に指導教員の承認を得た上、提出しなければならない。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを３カ月前とすることができる。
（博士論文の提出）
第20条　博士論文は３部作成し、研究科委員会に提出しなければならない。
（博士論文審査委員）
第21条　博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行う。
２　審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員３名以上とし、主査を１名、副査を２名以上とする。
３　前項に定める審査委員は、当該研究科委員会以外の者を含めることができる。
４　審査委員は、論文の審査及び評価に関する意見を記載した審査要旨を、研究科委員会に報告するものとする。
（博士論文最終試験）
第22条　博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、前条の審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行う。
２　試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。
３　最終試験の日時は、主査委員の意見を徴し、研究科委員会において決定する。
（博士論文審査期間）
第23条　博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後１年以内に終了するものとする。
（博士論文合格要件）
第24条　博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すに足るものをもって合格とする。
（博士論文審査結果）
第25条　博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならない。
（委員会の議決）
第26条　前条の研究科委員会の議事は、委員の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の同意をもって決する。
（審査結果の報告）
第27条　研究科長は、博士論文の審査及び最終試験に合格した者の氏名、審査要旨及び最終試験の結果の要旨を、速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。
（博士の授与）
第28条　学長は、第５条の規定に基づき、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、博士の学位を授与する。
（課程博士学位記の様式）
第29条　課程修了による博士の学位記の様式は、様式第３号に定める。なお、国際共同指導協定による博士の学位記は、協定に基づき、様式第３号に必要事項を追記し授与するものとする。
第２節　論文提出による学位
（論文提出による学位）
第30条　第７条の規定により学位を請求する者は、学位申請書に、博士論文、論文要旨、履歴書、研究業績一覧表及び審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。
２　学位申請書には、第６条に規定する学位を指定するものとする。
３　博士論文は、３部提出しなければならない。ただし、参考論文をこれに添付することができる。
４　学位論文の受理は、研究科委員会において、３名以上の委員を設け、その意見を聴いてこれを決定する。
（論文審査）

第31条　前条の博士論文を受理したときは、当該申請者について、その専攻分野に関する学力及び研究科委員会の定める事項についての確認を行った後、これを審査する。
２　専攻分野に関する学力の確認は、博士課程所定の単位を修得した者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。
３　試問は、当該申請者が指定した学位に関する研究科の授業科目及び関連する研究科の授業科目の中から、少なくとも３科目以上について行うものとする。
４　前項の試問において合格しなかった授業科目については、１年以内に更に１回限り試問を受けることができる。
５　試問は、筆答試問による。
６　この条に規定する学力の確認は、研究科委員会の議を経て他の方法によることができる。
（試問の免除）
第32条　博士課程において所定の単位を修得したのち退学した者が、退学後８年以内に博士論文を提出して審査を請求するときは、前条の専攻分野に関する学力の確認のための試問を免除することができる。
（審査及び試問の準用）
第33条　第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は、博士論文の審査、試問及び判定等の場合について準用する。この場合、第22条及び第25条中の「最終試験」は、「試験」に読み替えるものとする。
２　この条に規定する試験は、研究科委員会の議を経て他の方法をもってこれに代えることができる。
（審査試問期間）
第34条　博士論文の審査試問は、専攻分野に関する学力及び研究科委員会の定める事項についての確認を行った後、１年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て期間を延長することができる。
（報告及び授与の準用）
第35条　第27条及び第28条は、博士の学位の授与の場合について準用する。
（論文博士学位記の様式）
第36条　論文提出による博士の学位記の様式は、様式第４号に定める。
第３節　審査手数料
（審査手数料）
第37条　第30条の規定により学位を請求する者は、審査手数料を納入しなければならない。ただし、博士課程において所定の単位を修得して退学した者が、１年以内に博士論文を提出する場合は、これを免除することができる。
２　審査手数料は、学校法人関西大学学費規程に定める。
第４節　審査要旨の公表等
（審査要旨の公表）
第38条　学長は、学位を授与した日から３カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
（論文の公表）
第39条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。
第３章の２　専門職学位
（専門職学位の授与）
第39条の２　学長は、第７条の２に定める者に対し、専門職学位を授与する。
２　専門職学位の学位記の授与は、毎年３月及び９月とする。
（専門職学位の学位記の様式）

第39条の３　専門職学位の学位記の様式は、様式第７号及び様式第８号に定める。

第４章　学位の取消し

（学位の取消し）

第40条　本大学において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学士の学位については教授会、修士及び博士の学位については研究科委員会、専門職学位については研究科教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学士、修士、博士又は専門職学位の学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

（１）　不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

（２）　栄誉を汚辱する行為があったとき。

２　前項の研究科委員会等の議決については、第26条の規定を準用する。

第５章　その他

（論文の保存）

第41条　審査を終了した博士の学位論文は、本大学のデータベース上に電子ファイルで保存するものとする。

（大学院規則）

第42条　この規程に定めるもののほか、大学院（法務研究科及び会計研究科を除く。）に関する事項は、関西大学大学院規則に定める。

（規程の改正）

第43条　この規程の改正は、学士の学位については教授会、修士及び博士の学位については研究科委員会及び研究科長会議、専門職学位については研究科教授会の議を経て行うものとする。

附　則

この規程は、昭和35年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和37年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和38年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和39年４月１日から施行する。

附　則

この規程第35条による（附表第３）は、昭和40年３月15日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和40年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和42年11月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成元年７月14日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成３年７月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成10年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行し、平成10年度入学生から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成15年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行し、平成13年度入学生から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年３月２日から施行し、平成17年度以前の入学生にも適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。ただし、様式第２号については、平成19年１月25日から施行し、平成17年度入学生から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。
附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。ただし、様式第１号の日本語・日本研究コースの規定については、平成20年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第36条の規定並びに様式第２号から様式第６号まで及び様式第10号については、平成25年２月28日から施行し、平成25年３月期学位被授与者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年５月23日から施行し、平成25年９月期学位被授与者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第４条及び第６条の規定、別表並びに様式第５号、様式第６号及び様式第10号については、平成27年２月26日から施行し、平成27年３月期学位被授与者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年４月１日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年10月５日から施行し、2018年３月期学位被授与者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。ただし、様式第３号については、2019年２月21日から施行し、2019年３月期学位被授与者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年７月７日から施行し、2022年９月期学位被授与者から適用する。

別表第１（第２条の３、様式第１号関係）

１　学士の表記

学部	学位（英語表記）
法学部	Bachelor of Law
文学部	Bachelor of Arts
経済学部	Bachelor of Economics
商学部	Bachelor of Business and Commerce
社会学部	Bachelor of Sociology
政策創造学部	Bachelor of Policy Studies
外国語学部	Bachelor of Arts in Foreign Language Studies
人間健康学部	Bachelor of Health and Well-being
総合情報学部	Bachelor of Informatics
社会安全学部	Bachelor of Arts and Sciences
システム理工学部	Bachelor of Engineering Bachelor of Science
環境都市工学部	Bachelor of Engineering
化学生命工学部	Bachelor of Engineering

２　学科の表記（様式第１号における＜学科＞）

学部	学科	学科（英語表記）
法学部	法学政治	Law and Politics
文学部	総合人文	（注１）　専修名を記載する。
経済学部	経済	Economics
商学部	商	Business and Commerce
社会学部	社会	（注２）　専攻名を記載する。
政策創造学部	政策 国際アジア	Policy Studies Global and Asian Policy Studies
外国語学部	外国語	Foreign Language Studies
人間健康学部	人間健康	Health and Well-being
総合情報学部	総合情報	Informatics
社会安全学部	安全マネジメント	Safety Management
システム理工学部	数 物理・応用物理 機械工 電気電子情報工	Mathematics Pure and Applied Physics Mechanical Engineering Electrical,Electronic and Information Engineering
環境都市工学部	建築 都市システム工 エネルギー環境・化学工	Architecture Civil,Environmental and Applied Systems Engineering Chemical,Energy and Environmental Engineering
化学生命工学部	化学・物質工 生命・生物工	Chemistry and Materials Engineering Life Science and Biotechnology

（注１）文学部　専修の表記（様式第１号における＜専修＞）

専修	専修（英語表記）
英米文学英語学	English Linguistics and Literature
英米文化	American and British Cultural Studies
国語国文学	Japanese Language and Literature
哲学倫理学	Philosophy and Ethics
比較宗教学	Religious Studies
芸術学美術史	Art Theory,Art History and Aesthetics
ヨーロッパ文化	European Cultures
日本史・文化遺産学	Japanese History

世界史	World History
地理学・地域環境学	Geography and Regional Environment
教育文化	Education and Culture
初等教育学	Elementary Education
心理学	Psychology
映像文化	Film and Media Studies
文化共生学	Cultural Symbiotics
アジア文化	Asian Culture Studies

（注２）社会学部　専攻の表記（様式第１号における＜専攻＞）

専攻	専攻（英語表記）
社会学	Sociology
心理学	Psychology
メディア	Media Studies
社会システムデザイン	Social System Design

別表第２（第４条、様式第２号関係）

１　修士の表記

研究科	学位（英語表記）
法学研究科	Master of Arts in Law
文学研究科	Master of Arts in Letters
経済学研究科	Master of Arts in Economics
商学研究科	Master of Arts in Business and Commerce
社会学研究科	Master of Arts in Sociology
総合情報学研究科	Master of Arts in Informatics Master of Science in Informatics
理工学研究科	Master of Science Master of Engineering
外国語教育学研究科	Master of Arts in Foreign Language Education and Research
心理学研究科	Master of Psychology
社会安全研究科	Master of Arts and Sciences
東アジア文化研究科	Master of Arts in Cultural Interaction
ガバナンス研究科	Master of Policy Studies
人間健康研究科	Master of Health and Well-being

２　専攻の表記（様式第２号における＜専攻＞）

研究科	専攻	専攻（英語表記）
法学研究科	法学・政治学	Law and Politics
文学研究科	総合人文学	（注１）　専修名を記載する。
経済学研究科	経済学	Economics
商学研究科	商学	Business and Commerce
社会学研究科	社会学 社会システムデザイン マス・コミュニケーション学	Sociology Social System Design Mass Communication
総合情報学研究科	社会情報学 知識情報学	Social Informatics Intelligent Informatics
理工学研究科	システム理工学 環境都市工学 化学生命工学	（注２）　分野名及びコース名を記載する。
外国語教育学研究科	外国語教育学	Foreign Language Education and Research
心理学研究科	心理学 心理臨床学	Psychology Clinical Psychology
社会安全研究科	防災・減災	Disaster Prevention and Reduction

東アジア文化研究科	文化交渉学	Cultural Interaction
ガバナンス研究科	ガバナンス	Governance
人間健康研究科	人間健康	Health and Well-being

（注１）　文学研究科　専修の表記（様式第２号における＜専修＞）

専修	専修（英語表記）
英米文学英語学	English Linguistics and Literature
英米文化	American and British Cultural Studies
国語国文学	Japanese Language and Literature
哲学	Philosophy
芸術学美術史	Art Theory,Art History and Aesthetics
日本史学	Japanese History
世界史学	World History
ドイツ文学	German Studies
フランス文学	French Studies
地理学	Geography
教育学	Education
文化共生学	Cultural Symbiotics
映像文化	Film and Media Studies

（注２）　理工学研究科　分野及びコースの表記（様式第２号における＜分野及びコース＞）

分野	分野（英語表記）
数学	Mathematics
物理・応用物理学	Pure and Applied Physics
機械工学	Mechanical Engineering
電気電子情報工学	Electrical,Electronic and Information Engineering
建築学	Architecture
都市システム工学	Civil,Environmental and Applied Systems Engineering
エネルギー環境・化学工学	Chemical,Energy and Environmental Engineering
化学・物質工学	Chemistry and Materials Engineering
生命・生物工学	Life Science and Biotechnology

コース	コース（英語表記）
英語基準	International Science and Engineering Course

別表第３（第６条、様式第３号、第４号関係）

１　博士の表記

研究科	学位（英語表記）
法学研究科	Doctor of Philosophy in Law
文学研究科	Doctor of Philosophy in Letters
経済学研究科	Doctor of Philosophy in Economics
商学研究科	Doctor of Philosophy in Business and Commerce
社会学研究科	Doctor of Philosophy in Sociology
総合情報学研究科	Doctor of Informatics
理工学研究科	Doctor of Science Doctor of Engineering
外国語教育学研究科	Doctor of Philosophy in Foreign Language Education and Research
心理学研究科	Doctor of Philosophy in Psychology
社会安全研究科	Doctor of Philosophy
東アジア文化研究科	Doctor of Philosophy in Cultural Interaction
ガバナンス研究科	Doctor of Policy Studies
人間健康研究科	Doctor of Health and Well-being

２　専攻の表記（様式第３号における＜専攻＞）

研究科	専攻	専攻（英語表記）
法学研究科	法学・政治学	Law and Politics
文学研究科	総合人文学	（注１）　専修名を記載する。
経済学研究科	経済学	Economics
商学研究科	商学	Business and Commerce
社会学研究科	社会学 社会システムデザイン マス・コミュニケーション学	Sociology Social System Design Mass Communication
総合情報学研究科	総合情報学	Informatics
理工学研究科	総合理工学	（注２）　分野名及びコース名を記載する。
外国語教育学研究科	外国語教育学	Foreign Language Education and Research
心理学研究科	心理学	Psychology
社会安全研究科	防災・減災 （注３）　Ph.D.of Disaster Management Program修了者はプログラム名を併せて記載する。	Disaster Prevention and Reduction （注３）　Ph.D.of Disaster Management Program修了者はプログラム名を併せて記載する。
東アジア文化研究科	文化交渉学	Cultural Interaction
ガバナンス研究科	ガバナンス	Governance
人間健康研究科	人間健康	Health and Well-being

（注１）　文学研究科　専修の表記（様式第３号における＜専修＞）

専修	専修（英語表記）
英米文学英語学	English Linguistics and Literature
国語国文学	Japanese Language and Literature
哲学	Philosophy
史学	History
ドイツ文学	German Studies
フランス文学	French Studies
地理学	Geography
教育学	Education

（注２）　理工学研究科　分野及びコースの表記（様式第３号における＜分野及びコース＞）

分野	分野（英語表記）
数学	Mathematics
物理・応用物理学	Pure and Applied Physics
機械工学	Mechanical Engineering
電気電子情報工学	Electrical,Electronic and Information Engineering
建築学	Architecture
都市システム工学	Civil,Environmental and Applied Systems Engineering
エネルギー環境・化学工学	Chemical,Energy and Environmental Engineering
化学・物質工学	Chemistry and Materials Engineering
生命・生物工学	Life Science and Biotechnology

コース	コース（英語表記）
英語基準	International Science and Engineering Course

（注３）　社会安全研究科　プログラムの表記（様式第３号における＜プログラム＞）

プログラム	プログラム（英語表記）
Ph.D.of Disaster Management Program	Ph.D.of Disaster Management Program

別表第４（第７条の３関係）

1　専門職学位の表記

研究科	学位（英語表記）
法務研究科	Juris Doctor
会計研究科	Master of Business Administration in Accountancy

2　専攻の表記（様式第７号、様式第８号における＜専攻＞）

研究科	専攻	専攻（英語表記）
法務研究科	法曹養成	Juris
会計研究科	会計人養成	Accountancy

14/20

様式第１号（第８条の３関係）

KANSAI UNIVERSITY
hereby confers upon
＜氏　　名＞
born on＜月＞＜日＞,＜年＞
the Degree of
＜学位(英語表記)＞
together with all the rights, privileges and honors
appertaining thereto in consideration of the
fulfillment of prescribed requirements
of(注2)＜学科＞.
In testimony whereof we have hereunto affixed the
seal of the University and the signatures of
the President and the Dean thereof.
Granted in Osaka, on this＜日＞day of
＜月＞,＜年＞.

＜署名＞　　関西大学校章（ラテン語入り）　＜署名＞

＜学長名＞　　＜学部長名＞

President of the University　　Dean,Faculty of＜学部＞

第　　号

卒業証書・学位記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本学　　学部　　学科（注1）　専攻所定の課程を修めたことを認める

年　　月　　日

関西大学　　学部長　　印

本学　　学部長の認定により卒業したことを認め学士（　　）の学位を授与する

関西大学長　　印

（注1）文学部においては、専修名を記載する。ただし、ウェブスター大学との共同学位プログラムに関する協定に基づく特別編入学生で日本語・日本研究コース所定の課程を修めた者については、専修名に代えてコース名を記載する。

（注2）文学部においては、専修名を記載する。また、社会学部においては、専攻名を記載する。

様式第２号（第 18 条関係）

KANSAI UNIVERSITY
Graduate School
hereby confers upon
＜氏　　名＞
born on＜月＞＜日＞,＜年＞
the Degree of
＜学位(英語表記)＞
together with all the rights, privileges and honors
appertaining thereto in consideration of the
fulfillment of prescribed requirements of
the graduate program of(注2)＜専攻＞.
In testimony whereof we have hereunto affixed the
seal of the University and the signatures of
the President and the Dean thereof.
Granted in Osaka, on this＜日＞day of
＜月＞,＜年＞.

＜署名＞　　関西大学校章（ラテン語入り）　＜署名＞

＜学長名＞　　＜研究科長名＞

President of the University　　Dean, Graduate School of＜研究科＞

修第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

関西大学大学院　　研究科　　課程において

(注1)　　専攻所定の課程を修めたことを認める

年　　月　　日

関西大学大学院

研究科長　　印

本学大学院　　研究科長の証明を認めて茲に

修士（　　）の学位を授与する

関西大学長　　印

(注1)文学研究科においては、専攻名に加えて専修名を記載する。また、理工学研究科においては、専攻名に加えて分野名及びコース名を記載する。

(注2)文学研究科においては、専修名を記載する。また、理工学研究科においては、分野名及びコース名を記載する。

様式第３号（第29条関係）

KANSAI UNIVERSITY
Graduate School
hereby confers upon
＜氏　　名＞
born on＜月＞＜日＞,＜年＞
the Degree of
＜学位(英語表記)＞
together with all the rights, privileges and honors appertaining thereto in consideration of the fulfillment of prescribed requirements of the graduate program of(注2)＜専攻＞.
In testimony whereof we have hereunto affixed the seal of the University and the signatures of the President and the Dean thereof.
Granted in Osaka, on this＜日＞day of
＜月＞,＜年＞.

＜署名＞　関西大学校章（ラテン語入り）　＜署名＞
＜学長名＞　＜研究科長名＞
President of the University　Dean, Graduate School of＜研究科＞

博第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

関西大学大学院　　研究科　　課程において
(注1)　　専攻所定の単位を修得し且つ学位論文の審査及び最終試験に合格したものであることを証明する

学位論文

年　　月　　日

関西大学大学院
研究科長　　印

本学大学院　　研究科長の証明を認めて茲に博士（　　）の学位を授与する

関西大学長　　印

（注1）文学研究科においては、専攻名に加えて専修名を記載する。理工学研究科においては、専攻名に加えて分野名及びコース名を記載する。社会安全研究科においては、Ph.D. of Disaster Management Program修了者は専攻名に加えてプログラム名を記載する。
（注2）文学研究科においては、専修名を記載する。理工学研究科においては、分野名及びコース名を記載する。社会安全研究科においては、Ph.D. of Disaster Management Program修了者は専攻名に加えてプログラム名を記載する。

様式第４号（第 36 条関係）

KANSAI UNIVERSITY
Graduate School
hereby confers upon
＜氏　　名＞
born on＜月＞＜日＞,＜年＞
the Degree of
＜学位(英語表記)＞
together with all the rights, privileges and honors
appertaining thereto in consideration of a submitted
dissertation that fulfilled prescribed
requirements of the Graduate School of＜研究科＞.
In testimony whereof we have hereunto affixed the
seal of the University and the signatures of
the President and the Dean thereof.
Granted in Osaka, on this＜日＞day of
＜月＞,＜年＞.

＜署名＞　　関西大学校章（ラテン語入り）　＜署名＞

＜学長名＞　　＜研究科長名＞

President of the University　　Dean, Graduate School of＜研究科＞

博第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

本大学に学位論文を提出し所定の審査に合格したものであることを証明する

学位論文

年　　月　　日

関西大学大学院

研究科長　　印

本学大学院　　研究科長の証明を認めて茲に博士（　　）の学位を授与する

関西大学長　　印

様式第７号（第 39 条の３関係）

KANSAI UNIVERSITY
Graduate School
hereby confers upon
＜氏　　名＞
born on＜月＞＜日＞,＜年＞
the Degree of
＜学位(英語表記)＞
together with all the rights, privileges and honors
appertaining thereto in consideration of the
fulfillment of prescribed requirements of
the graduate program of＜専攻＞.
In testimony whereof we have hereunto affixed the
seal of the University and the signatures of
the President and the Dean thereof.
Granted in Osaka, on this＜日＞day of
＜月＞,＜年＞.

＜署名＞　　関西大学校章（ラテン語入り）　＜署名＞

＜学長名＞　　＜研究科長名＞

President of the University　　Dean, Graduate School of＜研究科＞

専法第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）所定の課程を修めたことを証明する

年　　月　　日

関西大学大学院
法務研究科長　　印

本学大学院法務研究科長の証明を認めて茲に法務博士（専門職）の学位を授与する

関西大学長　　印

様式第８号（第 39 条の３関係）

KANSAI UNIVERSITY
Graduate School
hereby confers upon
＜氏　　名＞
born on＜月＞＜日＞,＜年＞
the Degree of
＜学位(英語表記)＞
together with all the rights, privileges and honors
appertaining thereto in consideration of the
fulfillment of prescribed requirements of
the graduate program of＜専攻＞.
In testimony whereof we have hereunto affixed the
seal of the University and the signatures of
the President and the Dean thereof.
Granted in Osaka, on this＜日＞day of
＜月＞,＜年＞.

＜署名＞　関西大学校章（ラテン語入り）　＜署名＞

＜学長名＞　＜研究科長名＞

President of the University　Dean, Graduate School of＜研究科＞

専会第　　号

学　　位　　記

大学印

氏　　名

年　　月　　日生

関西大学大学院会計研究科会計人養成専攻専門職学位課程所定の課程を修めたことを証明する

年　　月　　日

関西大学大学院
会計研究科長　　印

本学大学院会計研究科長の証明を認めて茲に会計修士（専門職）の学位を授与する

関西大学長　　印

○関西大学学部学生留学規程

昭和62年３月27日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第35条の２第３項の規定に基づき、関西大学（以下「本大学」という。）学部学生の外国留学について必要な事項を定めるものとする。

（留学の定義）

第２条　この規程において「留学」とは、本大学との間に協定を締結している外国の大学（以下「協定大学」という。）又は教授会が認定した外国の大学等への留学をいう。

（外国の大学）

第３条　外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

（留学の出願資格）

第４条　留学を希望する者は、留学する時点で本大学に１学期以上在学し、所定の単位を修得しておかなければならない。

（派遣留学の決定）

第５条　本大学が協定大学への留学を希望する者を選考の上、留学させるときは、当該学部教授会が決定する。（以下「派遣留学」という。）

（認定留学の許可）

第６条　前条に定めるほか、留学を希望する者があるときは、留学願により当該学部教授会が許可する。（以下「認定留学」という。）

（認定留学の種類）

第７条　認定留学は、留学の目的及び対象により、次に定めるとおりとする。

（１）　外国の大学において所属学部に関係する専門分野の学修をする（専門科目を複数科目履修する）ことを主たる目的とする留学

（２）　大学附属の語学研究機関及び政府公認の語学学校において外国語研修をすることを主たる目的とする留学

（留学の期間）

第８条　留学期間は、原則として１学期間又は２学期間とする。

２　留学期間の始期は４月１日又は９月21日、終期は９月20日又は３月31日とし、これらの日の前後に出国又は帰国する場合は、いずれかの日に読み替えることとする。

３　前項の留学期間の読替えは、当該学部教授会が行う。

（履修届の特別措置）

第９条　留学する学年度に提出した履修届は、その留学期間終了後の学年度に継続させることができる。

２　前項により継続を希望する者は、帰国後、所定の期日までに履修継続願を提出し、所属学部の教授会の承認を得なければならない。

３　留学した学年度の春学期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該学部教授会がその措置を決定する。

（単位の認定）

第10条　留学期間中に修得した授業科目の認定は、単位認定願により所属学部の教授会が行う。

２　当該学部教授会は、単位の認定のため必要がある場合は、単位認定願による審査のほか、面接試験又は学力試験を行うことができる。

（留学の取消し又は期間短縮）

第11条　留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該学部教授会は留学を取り消し、又は留学期間を短縮することができる。

（１）　留学先において成業の見込みがない者

（２）　本大学の学費等の納入を怠った者

（３）　留学生としてふさわしくない行為を行った者

（４）　本人の事情により留学を継続できなくなった者

（留学に対する助成）

第12条　留学に対する助成については、別に定める。

附　則

この規程は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。

２　第８条の規定は、第３項の「春学期」を「前期」と読み替えて平成13年度以前入学生（総合情報学部を除く。）に適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成20年５月22日から施行し、平成20年度秋学期に留学する学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○学校法人関西大学学費規程

昭和47年３月24日
制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人関西大学（以下「法人」という。）が設置する各学校の学費（幼稚園においては保育費）及びその他の納付金について必要な事項を定めるものとする。

（学費及び保育費）

第２条　大学における学費とは、入学金、授業料、休学在籍料、認定留学在籍料、研修料、聴講料、科目等履修料、外国人研究生研究料及び研修員研究料をいう。

２　高等学校、中学校及び小学校における学費とは、入学金、授業料及び施設費をいう。

３　幼稚園における保育費とは、入園料及び保育料をいう。

（その他の納付金）

第３条　大学におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

２　高等学校、中学校及び小学校におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

３　幼稚園におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

（学費等の返還）

第４条　既に納入した学費及び手数料は、返還しない。

２　入学許可を得た者で、入学日の前日（４月入学のときは３月31日、９月入学のときは９月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第２章　大学

（学費等の金額）

第５条　学費の金額は、別表第１、別表第２及び別表第３に定め、別表第１の１、別表第２の１及び別表第３の１に定める学費は１学期を単位とする。

２　編・転入学生の学費は、別表第１に基づき、編・転入学する年度の編・転入学する相当年次の学費を適用し、編・転入学後、４年次を超えて在籍する者は、４年次の学費を適用する。ただし、入学金については、編・転入学する年度の入学金を適用し、関西大学（以下「本学」という。）在学生の転入学に係る入学金は、徴収しない。

３　手数料の金額は、別表第６に定める。

（納入期日）

第６条　別表第１の１、２又は３、別表第２の１、２又は３及び別表第３の１又は２に定める学費は、該当学期の学費を次の期日までに納入しなければならない。ただし、別表第１の１、別表第２の１及び別表第３の１に定める学費は、春学期分納入時に学費年額を一括して納入することができる。

春学期分　５月31日
秋学期分　10月31日

２　新入学生（編・転入学生を含む。）の入学時における学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

３　手数料は、その都度納入しなければならない。

（延納）

第７条　前条第１項の期日までに学費の納入ができない者は、所定の期日までに延納の手続をしなければならない。ただし、別表第１の２又は３、別表第２の２又は３及び別表第３の２に定める学費を納入する者は、延納することができない。

２　延納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分　６月30日
秋学期分　11月30日

（分納）

第８条　第６条第１項による学費の納入ができない者は、所定の期日までに分納の手続をしなければならない。ただし、第15条に規定する修業年限を超えた者並びに別表第１の２

又は３、別表第２の２又は３及び別表第３の２に定める学費を納入する者は、分納することができない。
２　分納の金額は、別に定める。
３　分納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分	第１回	第２回
	５月31日	６月30日
秋学期分	第１回	第２回
	10月31日	11月30日

４　分納の手続を行った者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の手続を取り消す。
（学費を滞納した者）
第９条　所定の期日までに別表第１の１、２又は３、別表第２の１、２又は３及び別表第３の１又は２に定める学費を納入しなかった者は、指定された納入期日までに、滞納学費を納入しなければならない。
２　前項の指定された納入期日とは、次のとおりとする。
春学期分　７月30日
秋学期分　翌年１月30日
３　前項に規定する納入期日までに滞納学費を納入しなかった者は、関西大学学則第46条、関西大学大学院学則第65条若しくは関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第34条若しくは関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第34条又は関西大学留学生別科規程第24条の規定により除籍となる。
（復籍者の学費等）
第10条　復籍を許可された者は、許可された日から春学期の場合は３月31日、秋学期の場合は９月20日までに別表第６の２に定める復籍料を納入しなければならない。
２　復籍を許可された者は、復籍する学期の所定の学費を納入しなければならない。
（復学者の学費）
第11条　復学を許可された者は、復学する学期の所定の学費を納入しなければならない。
（再入学者の学費等）
第12条　再入学を許可された者は、許可された日から春学期の場合は３月31日、秋学期の場合は９月20日までに別表第６の２に定める再入学金を納入しなければならない。
２　再入学を許可された者は、再入学する学期の所定の学費を納入しなければならない。
（休学者の学費）
第13条　次の期日までに休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第１の２、別表第２の２又は別表第３の２に定める学費を納入しなければならない。
春学期　５月31日
秋学期　10月31日
２　前項に規定する期日を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第１の１、別表第２の１又は別表第３の１に定める当該学期の学費を納入しなければならない。
（認定留学生の学費）
第13条の２　関西大学学部学生留学規程第８条及び関西大学大学院学生留学規程第８条に規定する学期に派遣する認定留学生の学費は、授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに別表第１の３又は別表第２の３に定める認定留学在籍料を納入しなければならない。
第14条　削除
（修業年限を超えた者の学費）
第15条　大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため在学するときの１学期の学費は、前期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費（ただし、修業年限が１年又は３年である者については、修業年限が２年である者に適用していた学費）の半額とし、後期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費の４分の１の額とする。
２　前項に該当する者が、当該期間に交換派遣留学するときの１学期の学費は、同項の規定にかかわらず、修業年限の最終学期に適用していた学費の額とする。
第15条の２　削除

（在学期間を短縮して卒業又は修了する者の学費）
第15条の３　関西大学学則第26条の２又は関西大学大学院学則第24条若しくは第25条に基づき、在学期間を短縮して卒業又は修了する場合、卒業又は修了してから修業年限までの短縮した期間の学費は徴収しない。
（委託生）
第16条　委託生の資格検定料は、入学検定料の金額と同額とし、学費は、授業料とする。
２　授業料の金額は、次条に規定する聴講料相当額とする。ただし、実験実習を伴う科目を履修するときの授業料は、その都度定める。
３　授業料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
（聴講生）
第17条　聴講生の選考料の金額は別表第６の１に、聴講料の金額は別表第１の４及び別表第２の４に定める。
２　春学期及び秋学期を通して開講する科目（以下「通年科目」という。）の聴講料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの聴講料も同様とする。
３　聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
（科目等履修生）
第17条の２　科目等履修生の選考料の金額は別表第６の１に、登録料の金額は別表第６の２に、科目等履修料の金額は別表第１の５及び別表第２の５に定める。
２　通年科目の科目等履修料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの科目等履修料も同様とする。
３　科目等履修料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
４　１学年度に２種類以上の登録をした場合は、重複する登録料を免除する。
（私学研修員）
第17条の３　私学研修員研究料の金額は、別表第１の６に定める。
（大学院の研修生、委託学生及び交流研究生）
第18条　大学院における研修生、委託学生及び交流研究生の選考料の金額は、別表第６の１に、研修生の研修料並びに委託学生及び交流研究生の聴講料の金額は、別表第２の４に定める。
２　前項に規定する者が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、別表第２の４に定める所定の金額を納入しなければならない。
３　研修料及び聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
４　研修生は、連続する２学期について、学期を改め継続手続を行う場合（春学期から秋学期に移るときの秋学期又は秋学期から春学期に移るときの春学期）に限り選考料を免除する。
（外国人留学生）
第19条　外国人留学生の学費は、第５条の規定を適用する。
（外国人研究生）
第19条の２　外国人研究生の選考料の金額は、別表第６の１に、外国人研究生研究料の金額は、別表第２の４に定める。
２　通年科目の外国人研究生研究料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの外国人研究生研究料も同様とする。
３　第１項に規定する者が実験実習を伴う科目を受講するときは、別表第２の４に定める所定の金額を納入しなければならない。
４　外国人研究生研究料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
５　関西大学大学院外国人研究生規程第７条に該当する者は、選考料を免除する。

第３章　高等学校、中学校及び小学校

（学費等の金額）
第20条　学費の金額は、別表第４に定める。
２　転入学生の学費は、別表第４に基づき、転入学する年度の転入学する相当学年の学費を適用する。ただし、入学金については、転入学する年度の入学金を適用する。
３　高等部においては、別表第４に定める学費のうち、在学中に留学する場合、留学期間中の授業料及び施設費は半額に減免する。

４　手数料の金額は、別表第７に定める。
（納入期日）
第21条　学費は、関西大学第一高等学校、関西大学北陽高等学校、関西大学第一中学校及び関西大学北陽中学校については毎年５回に分け、４月、６月、９月、11月及び翌年１月の各月末日までに、関西大学高等部、関西大学中等部及び関西大学初等部については毎年４回に分け、４月、７月、10月及び翌年１月の各月末日までに納入しなければならない。
２　新入学生（転入学生を含む。）の入学金は、別に定める期日までに納入しなければならない。
３　手数料は、その都度納入しなければならない。
（督促）
第22条　学費の納入を怠った者に対しては、保護者又は保証人に督促するものとする。
２　前項の督促後２週間以内に納入しないときは、除籍することがある。
（休学中の学費）
第23条　休学中の学費は、徴収しない。
（復学及び再入学者の学費）
第24条　復学及び再入学する者の学費は、復学及び再入学をした年度の学費とする。
２　再入学を許可された者は、許可された日から再入学する学期の前学期の末日までに別表第７の３に定める再入学金を納入しなければならない。
３　再入学を許可された者は、別表第４に定める学費のうち、再入学する学期の開始月以降の学費を納入しなければならない。
第４章　幼稚園
（保育費等の金額）
第25条　保育費の金額は、別表第５に定める。
２　手数料の金額は、別表第８に定める。
（納入期日）
第26条　保育費は、毎年12回に分け、４月から翌年３月までの各月末日までに納入しなければならない。ただし、４月分及び３月分の納入期日については、別に定める。
２　新入園児の入園料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
３　手数料は、その都度納入しなければならない。
第５章　補則
（学費の取扱特例）
第27条　法人の設置する大学の学部を卒業して他学部又は同学部他学科へ編入学する者は、入学金を半額とする。
２　法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院学則第46条第１項第11号に規定する者が、大学院（法務研究科及び会計研究科を除く。）へ進学する場合は、入学金を徴収しない。
３　法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第26条第11号に規定する者が、法務研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。
４　法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第26条第11号に規定する者が、会計研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。
５　法人の設置する大学の留学生別科を修了した者が学部若しくは大学院へ進学する場合又は留学生別科に在学する学生が修了を待たずに引き続き学部若しくは大学院へ進学する場合は、入学金を半額とする。
６　法人の設置する幼稚園の教育課程を修了した者が、関西大学初等部へ進学する場合は、入学金を200,000円とする。
第27条の２　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの１学期の学費は、別表第１の１に定める。
２　法務研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の学費は、別表第２の１に定める。
３　会計研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単

位以内であるときの１学期の学費は、別表第２の１に定める。
（再入学金の取扱特例）
第28条　本学の大学院において、所定の期間在学して所定の単位を修得した者が退学し、学位論文提出のため再入学するときは、再入学金を免除する。
（別に定める手数料等）
第29条　この規程に定める以外の手数料等については、別に定める。
第30条　削除
（高等学校における授業料及び施設費の減免措置）
第31条　高等学校において、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に基づき、授業料及び施設費を減免する場合の取扱いについては、別に定める。

附　則

１　この規程は、昭和47年４月１日から施行する。
２　削　除
３　この規程施行の日をもって、学費納入規程はこれを廃止する。

附　則

この規程（改正）は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和51年４月１日から施行し、検定料については、昭和51年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和52年４月１日から施行し、検定料については、昭和52年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和53年４月１日から施行し、検定料については、昭和53年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和54年４月１日から施行し、第５条第２項別表３の検定料のうち学部の規定は、昭和54年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和57年４月１日から施行し、第５条第２項別表３の入学検定料のうち学部の規定及び第18条第２項別表５の入学検定料の規定は、昭和57年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和59年４月１日から施行し、第５条第２項別表３の入学検定料のうち学部の規定は、昭和59年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和61年４月１日から施行し、入園検定料については、昭和61年度入園志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和63年４月１日から施行し、第５条第２項別表３の(１)の入学検定料のうち学部の規定は、昭和63年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成元年７月14日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成３年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成５年４月１日から施行し、第５条第２項別表３の入学検定料のうち学部の規定及び第20条第２項別表５の入学検定料の規定は平成５年度入学志願者から、第５条第２項別表３の転部料及び第17条第１項別表３の選考料の規定は平成５年度転部及び聴講出願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行し、第５条第２項別表第３の(１)の選考料のうち科目等履修生については平成６年度手続者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成７年４月１日から施行し、第５条第２項別表第３の(１)の選考料のうち外国人研究生及び大学院の科目等履修生については平成７年度手続者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成８年４月１日から施行し、第27条第１項第３号については平成８年度入学者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成８年７月18日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成10年10月15日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成11年５月７日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成13年７月12日から施行し、平成13年４月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行し、平成14年度入学者から適用する。ただし、第９条第２項の規定については、総合情報学部における平成13年度以前の入学者にも適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年６月７日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

２　第５条第２項に規定する入学金のうち、学部（第１部・第２部）に編・転入学する者の入学金については、第１部は当該年度の昼間主の入学金を適用し、第２部は当該年度の昼間主の入学金の半額を適用する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

２　学部において、平成14年度入学者が第13条第１項に規定する期日を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された場合は、別表第１の２に定める学費を適用する。

３　学部（第１部・第２部）において、平成13年度以前の入学者の相当年次に編・転入学する者が休学する場合は、第13条の規定にかかわらず、学費を徴収しない。

附　則

この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行し、第５条第３項別表第５の学部における大学入試センター試験利用に伴う入学検定料の規定は、平成16年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行し、第５条第３項別表第５の学部における入学検定料の規定は、平成17年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行し、第27条第２項及び第３項については平成17年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行し、第５条第３項別表第５の学部における入学検定料の規定は、平成18年度入学志願者から、第27条第２項及び第４項については平成18年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年８月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行し、第５条第３項別表第５の学部における入学検定料の規定は、平成19年度入学志願者から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行し、第27条の３については、平成18年度以前の工学部入学者にも適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年６月20日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行し、第５条第３項別表第５の学部における入学検定料の規定は、平成20年度入学志願者から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行し、関西大学北陽高等学校の平成19年度及び平成18年度入学生の学費については、次の表により徴収する。

平成19～18年度入学生学費　　単位　円

区分 種別	４月	６月	８月	10月	12月	計
授業料	85,000	127,500	85,000	85,000	127,500	510,000

附　則
この規程（改正）は、平成20年５月22日から施行し、認定留学生の学費に関する規定については、平成20年度秋学期から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年９月21日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行し、第27条第２項及び第５項については平成21年度入学生から適用する。
附　則

1　この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。
2　本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成21年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。
3　前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成21年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年５月15日から施行し、平成21年度春学期試験から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年５月22日から施行し、平成22年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行し、第20条第２項別表第６の高等学校及び中学校並びに別表第７の小学校における入学検定料の規定は、平成22年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。
2　本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成22年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。
3　前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成22年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年６月24日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。
2　本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成23年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。
3　前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成23年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年５月25日から施行し、平成24年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年６月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行し、第５条第４項別表第６の留学生別科における入学検定料の規定は、平成24年度入学志願者から適用する。

２　本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成24年度又は平成25年度に引き続き後期課程に進学する者（平成14年度以前の大学院文科系研究科前期課程入学生及び平成14年度の大学院外国語教育学研究科前期課程入学生を除く。）については、第14条の規定を適用しない。

３　前項の規定にかかわらず、平成14年度以前の大学院社会学研究科前期課程入学生で、平成24年度又は平成25年度に引き続き後期課程に進学する者の実験実習料は徴収しない。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年７月12日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年２月５日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行し、第27条第６項については平成25年度入学生から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行し、平成26年度入学志願者から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。

２　本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成26年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。

附　則
この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行し、平成27年度入学志願者から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行し、第20条第３項の規定については、平成26年度入学生から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成26年10月30日から施行する。
附　則
１　この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。
２　本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成27年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。
附　則
この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
１　この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。
２　本学の修士課程又は前期課程を修了し、平成28年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。
附　則
１　この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行し、平成29年度入学志願者から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。
附　則
１　この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行し、第27条の２第１項については、平成28年度入学生から適用する。
２　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の平成27年度以前入学生が、修業年限を超えて在学するときは､別表第１の１に定める当該学期の実験実習料を徴収しない。
附　則
この規程（改正）は、平成28年５月30日から施行し、平成29年度入学志願者から適用する。
附　則
１　この規程（改正）は、2017年４月１日から施行し、第27条の２第２項から第４項については、2017年度入学生から適用する。
２　第２条第１項の規定にかかわらず、平成27年度以前の学部入学生並びに平成28年度以前の大学院入学生及び留学生別科入学生の学費は、なお従前の例による。

3　本学の修士課程又は前期課程を修了し、2017年度又は2018年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。
4　法務研究科の平成28年度以前入学生が、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料（ただし、修業年限が４年である者が、修業年限を超えて在学する場合の１学期の授業料は、修業年限が３年である者に適用していた修業年限の最終学期の授業料）の半額とする。
5　会計研究科の平成28年度以前入学生が、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料（ただし、修業年限が３年である者が、修業年限を超えて在学する場合の１学期の授業料は、修業年限が２年である者に適用していた修業年限の最終学期の授業料）の半額とする。
6　心理学研究科心理臨床学専攻の平成28年度以前入学生が、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料の半額とする。

附　則
この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行し、2020年度入学志願者から適用する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行し、2021年度入学志願者から適用する。
附　則
この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2023年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2023年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2023年４月１日から施行する。

別表第１　大学（学部）学費

１　入学金・授業料　（第５条、第６条、第９条、第13条、第27条の２関係）

2023年度

2023年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
学部別	種別 ＼ 年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
	春学期入学	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2023年度	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000
政策創造学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500
人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
総合情報・社会安全学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの１学期の学費は、762,000円とする。

2022年度

2022年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
学部別	種　別	年　次	1年次		2年次		3年次		4年次	
		春学期入学	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	2026年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000
政策創造学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
外国語学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500
人間健康学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
総合情報・社会安全学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000

備考

システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、762,000円とする。

2021年度

2021年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
学部別	種別	年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
		春学期入学	2021年度		2022年度		2023年度		2024年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2021年度	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000
政策創造学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
外国語学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500
人間健康学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
総合情報・社会安全学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、762,000円とする。

2020 年度

2020 年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
学部別	種 別	年　次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		春学期入学	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	535,000	535,000	535,000	535,000
政策創造学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		475,000	475,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
外国語学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		628,000	628,000	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500	693,500
人間健康学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		485,000	485,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
総合情報・社会安全学　部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		651,000	651,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000	716,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学　部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		746,500	746,500	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000	812,000

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの 1 学期の学費は、762,000 円とする。

2019 年度

2019 年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
学部別	種 別	年 次	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		春学期入学	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		445,000	445,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000	510,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		445,000	445,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		445,000	445,000	510,000	510,000	515,000	515,000	515,000	515,000
政策創造学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465,000	465,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
外国語学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		608,000	608,000	673,500	673,500	673,500	673,500	673,500	673,500
人間健康学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		470,000	470,000	535,000	535,000	535,000	535,000	535,000	535,000
総合情報・社会安全学　部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		631,000	631,000	696,000	696,000	696,000	696,000	696,000	696,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学　部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		726,500	726,500	792,000	792,000	792,000	792,000	792,000	792,000

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの 1 学期の学費は、742,000 円とする。

2018年度

2018年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
年　次		1年次		2年次		3年次		4年次	
春学期入学		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2018年度	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度以　降
学部別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	495,000	495,000	495,000	495,000
政策創造・人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	455,000	455,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	605,000	605,000	629,000	629,000	645,000	645,000	645,000	645,000
総合情報・社会安全学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	606,500	606,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	687,000	687,000	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、728,500円とする。

2017年度

2017年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
年　次		1年次		2年次		3年次		4年次	
春学期入学		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2017年度	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度以　降
学部別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	490,000	490,000	495,000	495,000	495,000	495,000
政策創造・人間健康学　部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	455,000	455,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	605,000	605,000	629,000	629,000	645,000	645,000	645,000	645,000
総合情報・社会安全学　部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	606,500	606,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500
システム理工・環境都市工・化学生命工学　部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	687,000	687,000	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、728,500円とする。

2016年度

2016年度入学生　大学(学部)学費									単位　円
学部別	種　別	年　次	1年次		2年次		3年次		4年次	
		春学期入学	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2016年度	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文(総合人文学科初等教育学専修及び心理学専修以外)・経済・商・社会学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		425,000	425,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000	490,000
文学部(総合人文学科初等教育学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		425,000	425,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000
文学部(総合人文学科心理学専修のみ)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		425,000	425,000	490,000	490,000	495,000	495,000	495,000	495,000
政策創造・人間健康学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		455,000	455,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000
外国語学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		605,000	605,000	629,000	629,000	645,000	645,000	645,000	645,000
総合情報・社会安全学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		606,500	606,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500	677,500
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		687,000	687,000	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500	778,500

備考　システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの１学期の学費は、728,500円とする。

2015年度

2015年度入学生　大学（学部）学費									単位　円
学部別	種　別	1年次		2年次		3年次		4年次	
		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2015年度	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度以　降
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文（総合人文学科初等教育学専修以外）・経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	実験実習料（文学部総合人文学科心理学専修のみ）	—	—	—	—	5,000	5,000	5,000	5,000
文学部（総合人文学科初等教育学専修のみ）	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
政策創造・人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	410,500	410,500	420,000	420,000	429,500	429,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	445,000	445,000	473,000	473,000	500,000	500,000	515,000	515,000
	教育充実費	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
総合情報学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	132,000	132,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	177,000	177,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	506,000	506,000	568,000	568,000	585,500	585,500	601,000	601,000
	教育充実費	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000
	実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

2014 年度

2014 年度入学生　大学（学部）学費									単位　円
学部別	種　別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
		2014 年度		2015 年度		2016 年度		2017 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2014 年度	2015 年度		2016 年度		2017 年度		2018 年度以　降
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文（総合人文学科初等教育学専修以外）・経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	実験実習料（文学部総合人文学科心理学専修のみ）	—	—	—	—	5,000	5,000	5,000	5,000
文学部（総合人文学科初等教育学専修のみ）	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	90,000	90,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
政策創造・人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	410,500	410,500	420,000	420,000	429,500	429,500
	教育充実費	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	445,000	445,000	473,000	473,000	500,000	500,000	515,000	515,000
	教育充実費	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
総合情報学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	132,000	132,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	177,000	177,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	506,000	506,000	568,000	568,000	585,500	585,500	601,000	601,000
	教育充実費	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000
	実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

2013 年度

2013 年度入学生　大学（学部）学費　　単位　円

学部別	種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	春学期入学	2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2013 年度		2014 年度		2015 年度		2016 年度	2017 年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法・文（総合人文学科初等教育学専修以外）・経済・商・社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	70,000	70,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	実験実習料（文学部総合人文学科心理学専修のみ）	—	—	—	—	5,000	5,000	5,000	5,000
文学部（総合人文学科初等教育学専修のみ）	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	335,000	335,000	380,500	380,500	390,000	390,000	399,500	399,500
	教育充実費	70,000	70,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
政策創造学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	410,500	410,500	420,000	420,000	429,500	429,500
	教育充実費	70,000	70,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	430,000	430,000	473,000	473,000	500,000	500,000	515,000	515,000
	教育充実費	130,000	130,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
人間健康学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	365,000	365,000	407,500	407,500	423,000	423,000	429,500	429,500
	教育充実費	83,500	83,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500
総合情報学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	475,000	475,000	489,000	489,000	502,500	502,500
	教育充実費	112,000	112,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	425,500	425,500	472,500	472,500	492,500	492,500	502,500	502,500
	教育充実費	172,500	172,500	174,500	174,500	174,500	174,500	174,500	174,500
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	506,000	506,000	568,000	568,000	585,500	585,500	601,000	601,000
	教育充実費	101,000	101,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000	131,000
	実験実習料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

2　休学在籍料　（第５条～第９条、第 13 条関係）

大学（学部）学費	単位　円
１学期につき	60,000

3　認定留学在籍料　（第５条～第９条、第 13 条の２関係）

大学（学部）学費	単位　円
１学期につき	100,000

備考　入学初学期は適用しない。

4　聴講料　（第５条、第 17 条関係）

大学（学部）学費	単位　円
１期１科目につき	30,000

備考

1　１期１科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。

2　外国語・総合情報・社会安全学部は、聴講生制度を実施しない。

5　科目等履修料　（第５条、第 17 条の２関係）

大学（学部）学費		単位　円
学部別	金額	
法・文・経済・商・社会学部	１期１科目につき	30,000
政策創造学部	１期１科目につき	34,000
外国語学部	１期１科目につき	38,000
人間健康学部	１期１科目につき	35,000
総合情報・社会安全学部	１期１科目につき	37,000
システム理工・環境都市工・化学生命工学部	１期１科目につき	42,000

備考

1　１期１科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。

2　政策創造・外国語・人間健康・社会安全・システム理工・環境都市工・化学生命工学部において「共通教養科目」「外国語科目」「教職に関する科目」を履修するときは、法・文・経済・商・社会学部の額と同額とする。

3　総合情報学部において「基礎科目」「共通教養科目」「外国語科目」「教職に関する科目」を履修するときは、法・文・経済・商・社会学部の額と同額とする。

4　コースとして設定した科目等履修料は、開設する科目の科目等履修料総額の 80％とする。

5　実験、実習及び製図を伴う科目等履修料は、別に定める。

6　研修員研究料　（第５条、第 17 条の３関係）

種　別	区　分		金　額
研修員研究料	非実験系	大学院外国語教育学研究科以外	月額　12,000 円
		大学院外国語教育学研究科	月額　13,000 円
	実験系	情報系	月額　14,000 円
		理工系	月額　17,000 円

別表第２　大学(大学院)学費

１　入学金・授業料

（第５条、第６条、第９条、第13条、第27条、第27条の２関係）

2024年度

2024年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
		2024年度		2025年度以降	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2024年度	2025年度		2026年度以　降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	１学期につき
法　務研究科(法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の学費は、380,000円とする。

2024年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)									単位　円
	春学期入学	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2024年度	2025年度		2026年度		2027年度		2028年度
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務研究科(法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の学費は、380,000円とする。

2024年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
		2024年度		2025年度以降	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2024年度	2025年度		2026年度以降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	１学期につき
会　計研究科(専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が４単位以内であるときの１学期の学費は、375,000円とする。

2024年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度3年コース)							単位　円
研究科別	種　別	春学期入学	2024年度		2025年度		2026年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2024年度	2025年度		2026年度		2027年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—
	授業料		470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2024年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度4年コース)									単位　円
研究科別	種別	春学期入学	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2024年度	2025年度		2026年度		2027年度		2028年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2024年度入学生　大学(大学院)学費　　単位　円

研究科別	種別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2024年度		2025年度以降		2024年度		2025年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2024年度	2025年度		2026年度以降	2024年度	2025年度		2026年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
心理学研究科(心理臨床学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—
人間健康研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2024年度入学生　大学(大学院)学費(1年コース)　　単位　円

区分		前期課程		
春学期入学		2024年度		2025年度以降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
秋学期入学		2024年度	2025年度以降	
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期
文学・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	534,500	534,500	534,500

2024年度入学生　大学(大学院)学費(3年コース)　　単位　円

区分		前期課程					
春学期入学		2024年度		2025年度		2026年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2024年度	2025年度		2026年度		2027年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2023年度

2023年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
春学期入学		2023年度		2024年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2023年度	2024年度		2025年度以　降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　務研究科(法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2023年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)									単位　円
春学期入学		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2023年度	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務研究科(法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2023年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
春学期入学		2023年度		2024年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2023年度	2024年度		2025年度以降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
会　計研究科(専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2023年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度3年コース)							単位　円
春学期入学		2023年度		2024年度		2025年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2023年度	2024年度		2025年度		2026年度
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—
	授業料	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2023年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度4年コース)								単位　円	
春学期入学		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2023年度	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2023年度入学生　大学(大学院)学費　　単位　円

研究科別	区分 / 春学期入学 / 秋学期入学 / 種別	前期課程				後期課程			
		2023年度		2024年度以降		2023年度		2024年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		2023年度	2024年度度		2025年度以降	2023年度	2024年度		2025年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
心理学研究科(心理臨床学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2023年度入学生　大学(大学院)学費(1年コース)　　単位　円

区分		前期課程		
春学期入学		2023年度		2024年度以降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
秋学期入学		2023年度	2024年度以降	
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期
文学・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	534,500	534,500	534,500

2023年度入学生　大学(大学院)学費(3年コース)　　単位　円

区分		前期課程					
春学期入学		2023年度		2024年度		2025年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2023年度	2024年度		2025年度		2026年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2022 年度

2022 年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
研究科別	種　別	春学期入学	2022 年度		2023 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　務研究科(法科大学院)	入学金		260, 000	—	—	—
	授業料		605, 000	605, 000	680, 000	680, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380, 000 円とする。

2022 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)									単位　円
研究科別	種 別	春学期入学	2022 年度		2023 年度		2024 年度		2025 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務研究科(法科大学院)	入学金		260, 000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465, 000	465, 000	527, 000	527, 000	526, 500	526, 500	526, 500	526, 500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380, 000 円とする。

2022 年度入学生　大学(大学院)学費						単位　円
研究科別	種　別	春学期入学	2022 年度		2023 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会　計研究科(専門職大学院)	入学金		260, 000	—	—	—
	授業料		660, 000	660, 000	675, 000	675, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375, 000 円とする。

2022 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)							単位　円
研究科別	種 別	春学期入学	2022 年度		2023 年度		2024 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022 年度	2023 年度		2024 年度		2025 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計研究科(専門職大学院)	入学金		260, 000	—	—	—	—	—
	授業料		470, 000	470, 000	470, 000	470, 000	470, 000	470, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375, 000 円とする。

2022年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度4年コース)　単位　円

研究科別	種別	春学期入学							
		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学							
		2022年度	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会計研究科(専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2022年度入学生　大学(大学院)学費　単位　円

研究科別	種別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2022年度		2023年度以降		2022年度		2023年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022年度	2023年度		2024年度以降	2022年度	2023年度		2024年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
心理学研究科(心理臨床学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—
人間健康研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2022年度入学生　大学(大学院)学費(1年コース)　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程		
		春学期入学	2022年度		2023年度以　降
			入学初学期	秋学期	1学期につき
		秋学期入学	2022年度	2023年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期
文　学・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		534,500	534,500	534,500

2022年度入学生　大学(大学院)学費(3年コース)　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程					
		春学期入学	2022年度		2023年度		2024年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2022年度	2023年度		2024年度		2025年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
人　間健　康研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500
総　合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2021 年度

2021 年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
研究科別	種　別	春学期入学	2021 年度		2022 年度以降
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2021 年度	2022 年度	2023 年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　務研究科(法科大学院)	入学金		260, 000	—	—	—
	授業料		605, 000	605, 000	680, 000	680, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380, 000 円とする。

2021 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)									単位　円
研究科別	種 別	春学期入学	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2021 年度	2022 年度		2023 年度		2024 年度		2025 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務研究科(法科大学院)	入学金		260, 000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		465, 000	465, 000	527, 000	527, 000	526, 500	526, 500	526, 500	526, 500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380, 000 円とする。

2021 年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
研究科別	種　別	春学期入学	2021 年度		2022 年度以降
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2021 年度	2022 年度	2023 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会　計研究科(専門職大学院)	入学金		260, 000	—	—	—
	授業料		660, 000	660, 000	675, 000	675, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375, 000 円とする。

2021 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)							単位　円
研究科別	種 別	春学期入学	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2021 年度	2022 年度		2023 年度		2024 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計研究科(専門職大学院)	入学金		260, 000	—	—	—	—	—
	授業料		470, 000	470, 000	470, 000	470, 000	470, 000	470, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375, 000 円とする。

2021年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度4年コース)　単位　円

研究科別	種別	春学期入学							
		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学							
		2021年度	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会計研究科(専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2021年度入学生　大学(大学院)学費　単位　円

研究科別	種別	区分	前期課程				後期課程			
		春学期入学	2021年度		2022年度以降		2021年度		2022年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2021年度	2022年度		2023年度以降	2021年度	2022年度		2023年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
心理学研究科(心理臨床学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—
人間健康研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学研究科	入学金		130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料		569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2021年度入学生　大学(大学院)学費(1年コース)　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程		
		春学期入学	2021年度		2022年度以　降
			入学初学期	秋学期	1学期につき
		秋学期入学	2021年度	2022年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期
文　学・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		534,500	534,500	534,500

2021年度入学生　大学(大学院)学費(3年コース)　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程					
		春学期入学	2021年度		2022年度		2023年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2021年度	2022年度		2023年度		2024年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
人　間健　康研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500
総　合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2020 年度

2020 年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
研究科別	種　別	2020 年度		2021 年度以降	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度以　降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　務研究科(法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2020 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)									単位　円
研究科別	種 別	2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務研究科(法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2020 年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
研究科別	種　別	2020 年度		2021 年度以降	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会　計研究科(専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2020 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)							単位　円
研究科別	種 別	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計研究科(専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—
	授業料	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2020 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)　単位　円

研究科別	種 別	春学期入学							
		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学							
		2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職 大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2020 年度入学生　大学(大学院)学費　単位　円

研究科別	種　別	区分							
		前期課程				後期課程			
		春学期入学							
		2020 年度		2021 年度以降		2020 年度		2021 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学							
		2020 年度	2021 年度		2022 年度以　降	2020 年度	2021 年度		2022 年度以　降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　学・ 文　学・ 経済学・ 商　学・ 社会学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
心理学 研究科 (心理臨床学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—
人間健康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総　合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2020 年度入学生　大学(大学院)学費　(1 年コース)　　単位　円

区分		前期課程			
春学期入学		2020 年度		2021 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2020 年度	2021 年度		2022 年度
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期
文　学・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	480,500	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	534,500	534,500	534,500	534,500

2020 年度入学生　大学(大学院)学費　(3 年コース)　　単位　円

区分		前期課程					
春学期入学		2020 年度		2021 年度		2022 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年 度 以　　降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
人　間健　康研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500
総　合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2019 年度

2019 年度入学生　大学(大学院)学費　　単位　円

研究科別	種　別	春学期入学				秋学期入学			
		2019 年度		2020 年度以降		2019 年度	2020 年度		2021 年度以降
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—				
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000				

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2019 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)　　単位　円

研究科別	種 別	春学期入学							
		2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学							
		2019 年度	2020 年度	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380,000 円とする。

2019 年度入学生　大学(大学院)学費　　単位　円

研究科別	種　別	春学期入学				秋学期入学			
		2019 年度		2020 年度以降		2019 年度	2020 年度		2021 年度以降
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—				
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000				

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2019 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)　　単位　円

研究科別	種 別	春学期入学					
		2019 年度		2020 年度		2021 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学					
		2019 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—
	授業料	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375,000 円とする。

2019 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)　単位　円

研究科別	種別	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2019年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計研究科(専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2019 年度入学生　大学(大学院)学費　単位　円

研究科別	種　別	前期課程				後期課程			
	区分	2019年度		2020年度以降		2019年度		2020年度以降	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2019年度	2020年度		2021年度以降	2019年度	2020年度		2021年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総　合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2019 年度入学生　大学(大学院)学費　(1 年コース)　　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程			
		春学期入学	2019 年度		2020 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期
文学・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		480,500	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		534,500	534,500	534,500	534,500

2019 年度入学生　大学(大学院)学費　(3 年コース)　　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程					
		春学期入学	2019 年度		2020 年度		2021 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2019 年度	2020 年度		2021 年度		2022 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法学・文学・経済学・商学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2018年度

2018年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
研究科別	種　別	2018年度		2019年度以降	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2018年度	2019年度		2020年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2018年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)									単位　円
研究科別	種別	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2018年度	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465,000	465,000	527,000	527,000	526,500	526,500	526,500	526,500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、380,000円とする。

2018 年度入学生　大学(大学院)学費　　単位　円

研究科別	種　別	春学期入学	2018 年度		2019 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260, 000	—	—	—
	授業料		660, 000	660, 000	675, 000	675, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375, 000 円とする。

2018 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 3 年コース)　　単位　円

研究科別	種 別	春学期入学	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度		2021 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260, 000	—	—	—	—	—
	授業料		470, 000	470, 000	470, 000	470, 000	470, 000	470, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、375, 000 円とする。

2018 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度 4 年コース)　　単位　円

研究科別	種 別	春学期入学	2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2018 年度	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会　計 研究科 (専門職大学院)	入学金		260, 000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料		372, 000	372, 000	371, 000	371, 000	371, 000	371, 000	371, 000	371, 000

2018年度入学生　大学(大学院)学費　　単位　円

区分		前期課程				後期課程			
春学期入学		2018年度		2019年度以降		2018年度		2019年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2018年度	2019年度		2020年度以降	2018年度	2019年度		2020年度以降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総　合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2018年度入学生　大学(大学院)学費(1年コース)　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程			
		春学期入学	2018年度		2019年度	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2018年度	2019年度		2020年度
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期
文　学・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		480,500	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—
	授業料		534,500	534,500	534,500	534,500

2018年度入学生　大学(大学院)学費(3年コース)　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程					
		春学期入学	2018年度		2019年度		2020年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2018年度	2019年度		2020年度		2021年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
総　合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2017 年度

2017 年度入学生　大学(大学院)学費					単位　円
春学期入学		2017 年度		2018 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2017 年度	2018 年度		2019 年度以降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　務 研究科 (法科大学院)	入学金	260, 000	—	—	—
	授業料	605, 000	605, 000	680, 000	680, 000

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380, 000 円とする。

2017 年度入学生　大学(大学院)学費(長期履修学生制度)									単位　円
春学期入学		2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2017 年度	2018 年度		2019 年度		2020 年度		2021 年度
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務 研究科 (法科大学院)	入学金	260, 000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	465, 000	465, 000	527, 000	527, 000	526, 500	526, 500	526, 500	526, 500

備考　修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、380, 000 円とする。

2017年度入学生　大学(大学院)学費　　単位　円

区分		前期課程				後期課程			
春学期入学		2017年度		2018年度以降		2017年度		2018年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2017年度	2018年度		2019年度以降	2017年度	2018年度		2019年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500

2017年度入学生　大学(大学院)学費(1年コース)　単位　円

区分		前期課程			
春学期入学		2017年度		2018年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2017年度	2018年度		2019年度
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期
文　学・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	480,500	480,500	480,500	480,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	534,500	534,500	534,500	534,500

2017年度入学生　大学(大学院)学費(3年コース)　単位　円

区分		前期課程					
春学期入学		2017年度		2018年度		2019年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2017年度	2018年度		2019年度		2020年度以降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000
心理学研究科(心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500
総　合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000

2016 年度

2016 年度入学生　大学（大学院）学費（春学期入学）					単位　円
研究科別	種　別 ＼ 区分	2016 年度		2017 年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
法　務 研究科 （法科大学院）	入学金	260, 000	—	—	—
	授業料	525, 000	525, 000	600, 000	600, 000
	教育充実費	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000

2016 年度入学生　大学（大学院）学費（秋学期入学）					単位　円
研究科別	種　別 ＼ 区分	2016 年度	2017 年度		2018 年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法　務 研究科 （法科大学院）	入学金	260, 000	—	—	—
	授業料	525, 000	525, 000	600, 000	600, 000
	教育充実費	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000

2016 年度入学生　大学（大学院）学費　（長期履修学生制度　春学期入学）									単位　円
研究科別	種　別 ＼ 区分	2016 年度		2017 年度		2018 年度		2019 年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
法　務 研究科 （法科大学院）	入学金	260, 000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	385, 000	385, 000	447, 000	447, 000	446, 500	446, 500	446, 500	446, 500
	教育充実費	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000

2016 年度入学生　大学（大学院）学費　（長期履修学生制度　秋学期入学）									単位　円
研究科別	種　別 ＼ 区分	2016 年度	2017 年度		2018 年度		2019 年度		2020 年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法　務 研究科 （法科大学院）	入学金	260, 000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	385, 000	385, 000	447, 000	447, 000	446, 500	446, 500	446, 500	446, 500
	教育充実費	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000	80, 000

2016年度入学生　大学（大学院）学費　　単位　円

研究科別	種　別	前期課程				後期課程			
	春学期入学	2016年度		2017年度以降		2016年度		2017年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2016年度	2017年度		2018年度以降	2016年度	2017年度		2018年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学（心理学専攻）・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科心理学専攻）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	300,000	300,000	300,000	300,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	84,500	84,500	84,500	84,500	74,500	74,500	74,500	74,500
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2016年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程		
		春学期入学	2016年度		2017年度以　降
			入学初学期	秋学期	1学期につき
		秋学期入学	2016年度	2017年度以降	
			入学初学期	春学期	秋学期
文　学・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		406,000	406,000	406,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—
	授業料		455,000	455,000	455,000
	教育充実費		79,500	79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000	30,000

2016年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

研究科別	種　別	区分	前期課程					
		春学期入学	2016年度		2017年度		2018年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2016年度	2017年度		2018年度		2019年度以　降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・心理学（心理学専攻）・東アジア文　化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科心理学専攻）		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500
	教育充実費		79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総　合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500
	教育充実費		89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500
	実験実習料		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2015年度

2015年度入学生　大学（大学院）学費									単位　円
区分		前期課程				後期課程			
春学期入学		2015年度		2016年度以降		2015年度		2016年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2015年度	2016年度		2017年度以降	2015年度	2016年度		2017年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2015年度入学生　大学（大学院）学費　　単位　円

研究科別	種　別 ＼ 区分	修士課程			
	春学期入学	2015年度		2016年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2015年度	2016年度		2017年度以　降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	300,000	300,000	300,000	300,000
	教育充実費	84,500	84,500	84,500	84,500

2015年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　　単位　円

研究科別	種　別 ＼ 区分	前期課程		
	春学期入学	2015年度		2016年度以　降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
	秋学期入学	2015年度	2016年度以降	
		入学初学期	春学期	秋学期
文　学・ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	406,000	406,000	406,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	455,000	455,000	455,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000

2015年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

研究科別	種別	区分	前期課程					
		春学期入学	2015年度		2016年度		2017年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2015年度	2016年度		2017年度		2018年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻）・東アジア文化・ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻のみ）		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500
	教育充実費		79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500
	教育充実費		89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500
	実験実習料		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2014年度

2014年度入学生　大学（大学院）学費　　単位　円

研究科別	種　別	前期課程				後期課程			
区分		2014年度		2015年度以降		2014年度		2015年度以降	
春学期入学		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2014年度	2015年度		2016年度以降	2014年度	2015年度		2016年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）・東アジア文化研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2014年度入学生　大学（大学院）学費　　単位　円

研究科別	種　別 ＼ 区分	修士課程			
	春学期入学	2014年度		2015年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2014年度	2015年度		2016年度以　降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500
人間健康研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	300,000	300,000	300,000	300,000
	教育充実費	84,500	84,500	84,500	84,500

2014年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　　単位　円

研究科別	種　別 ＼ 区分	前期課程		
	春学期入学	2014年度		2015年度以　降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
	秋学期入学	2014年度	2015年度以降	
		入学初学期	春学期	秋学期
文　学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	406,000	406,000	406,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	455,000	455,000	455,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000

2014年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　　単位　円

研究科別	種　別 ＼ 区分	修士課程		
	春学期入学	2014年度		2015年度以　降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
	秋学期入学	2014年度	2015年度以降	
		入学初学期	春学期	秋学期
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	406,000	406,000	406,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500

2014年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

研究科別	種別 ＼ 区分	前期課程					
	春学期入学	2014年度		2015年度		2016年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2014年度	2015年度		2016年度		2017年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻）・東アジア文化研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻のみ）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2014年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

研究科別	種別 ＼ 区分	修士課程					
	春学期入学	2014年度		2015年度		2016年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2014年度	2015年度		2016年度		2017年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500

2013年度

2013年度入学生　大学（大学院）学費									単位　円
区分		前期課程				後期課程			
春学期入学		2013年度		2014年度以降		2013年度		2014年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2013年度	2014年度		2015年度以降	2013年度	2014年度		2015年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）・東アジア文化研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2013年度入学生　大学（大学院）学費					単位　円
区分		修士課程			
春学期入学		2013年度		2014年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2013年度	2014年度		2015年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500

2013年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　単位　円

区分		前期課程		
春学期入学		2013年度		2014年度以降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
秋学期入学		2013年度	2014年度以降	
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期
文学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	406,000	406,000	406,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	455,000	455,000	455,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000

2013年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　単位　円

区分		修士課程		
春学期入学		2013年度		2014年度以降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
秋学期入学		2013年度	2014年度以降	
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	406,000	406,000	406,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500

2013年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

研究科別	種別	区分	前期課程					
			2013年度		2014年度		2015年度以降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2013年度	2014年度		2015年度		2016年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻）・東アジア文化研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻のみ）		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500
	教育充実費		79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総合情報学研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500
	教育充実費		89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500
	実験実習料		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2013年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

研究科別	種別	区分	修士課程					
			2013年度		2014年度		2015年度以降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	2013年度	2014年度		2015年度		2016年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
ガバナンス研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500

2012年度

2012年度入学生　大学（大学院）学費									単位　円
区分		前期課程				後期課程			
春学期入学		2012年度		2013年度以降		2012年度		2013年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2012年度	2013年度		2014年度以　降	2012年度	2013年度		2014年度以　降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法　学・文　学・経済学・商　学・社会学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）・東アジア文　化研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総　合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
社会安全研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500
理工学研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2012年度入学生　大学（大学院）学費					単位　円
区分		修士課程			
春学期入学		2012年度		2013年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2012年度	2013年度		2014年度以　降
研究科別	種　別	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500

2012年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　単位　円

区分		前期課程		
春学期入学		2012年度		2013年度以降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
秋学期入学		2012年度	2013年度以降	
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期
文学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	406,000	406,000	406,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	455,000	455,000	455,000
	教育充実費	79,500	79,500	79,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000

2012年度入学生　大学（大学院）学費　（1年コース）　単位　円

区分		修士課程		
春学期入学		2012年度		2013年度以降
		入学初学期	秋学期	1学期につき
秋学期入学		2012年度	2013年度以降	
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	406,000	406,000	406,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500

2012年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

区分		前期課程					
		2012年度		2013年度		2014年度以降	
春学期入学		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2012年度	2013年度		2014年度		2015年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法学・文学・経済学・商学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻）・東アジア文化研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料（心理学研究科博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻のみ）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語教育学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総合情報学研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2012年度入学生　大学（大学院）学費　（3年コース）　単位　円

区分		修士課程					
		2012年度		2013年度		2014年度以降	
春学期入学		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
秋学期入学		2012年度	2013年度		2014年度		2015年度以降
研究科別	種別	入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
ガバナンス研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—
	授業料	193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500

2　休学在籍料　（第５条～第９条、第13条関係）

大学（大学院）学費	単位　円
１学期につき	60,000

3　認定留学在籍料　（第５条～第９条、第13条の２関係）

大学（大学院）学費	単位　円
１学期につき	100,000

備考　入学初学期は適用しない。

4　研修料・聴講料・外国人研究生研究料（第５条、第17条、第18条、第19条の２、第30条関係）

大学（大学院）学費　単位　円

研究科別	種別	金額
法学・文学・経済学・商学・社会学・総合情報学・理工学・外国語教育学・心理学・社会安全・東アジア文化・ガバナンス・人間健康研究科・会計研究科（専門職大学院）	研修料	後期課程の修業年限の最終学期に適用していた学費の金額の４分の１相当額（千円未満切捨）
	聴講料	１期１科目につき　30,000
	外国人研究生研究料	１期１科目につき　聴講料の額

備考

1　１期１科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。

2　会計研究科（専門職大学院）は、聴講料のみ適用する。

3　以下の研究科の研修生、委託学生、交流研究生及び外国人研究生が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、次の学費を合わせて納入しなければならない。

心理学研究科(心理学専攻)：１期につき　10,000円

心理学研究科(心理臨床学専攻)：１期につき　35,000円

総合情報学研究科・理工学研究科：１期につき　45,000円

5　科目等履修料　（第５条、第17条の２関係）

大学（大学院）学費		単位　円
研究科別	金額	
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学・東アジア文化研究科	１期１科目につき	30,000
外国語教育学研究科	１期１科目につき	38,000
ガバナンス研究科	１期１科目につき	34,000
人間健康研究科	１期１科目につき	35,000
総合情報学・社会安全研究科	１期１科目につき	37,000
理工学研究科	１期１科目につき	42,000
法務研究科（法科大学院）	１期１科目につき	54,000
会計研究科（専門職大学院）	１期１科目につき	59,000

備考

１　１期１科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。

２　コースとして設定した科目等履修料は、開設する科目の科目等履修料総額の80％とする。

３　実験、実習及び製図を伴う科目等履修料は、別に定める。

別表第３　大学（留学生別科）学費

１　入学金・授業料（第５条、第６条、第９条、第13条関係）

2024～2021年度

2024～2021年度入学生　大学（留学生別科）学費　単位　円

種別 ＼ 春学期入学		入学初年度		次年度以降
		入学初学期	秋学期	１学期につき
種別 ＼ 秋学期入学		入学初年度	次年度以降	
		入学初学期	春学期	秋学期
留学生別科	入学金	100,000	—	—
	授業料	365,000	365,000	365,000

2020年度

2020年度入学生　大学（留学生別科）学費　単位　円

種別 ＼ 春学期入学		入学初年度		次年度以降
		入学初学期	秋学期	１学期につき
種別 ＼ 秋学期入学		入学初年度	次年度以降	
		入学初学期	春学期	秋学期
留学生別科	入学金	100,000	—	—
	授業料	345,000	345,000	345,000

２　休学在籍料　（第５条～第９条、第13条関係）

大学（留学生別科）学費	単位　円
１学期につき	60,000

別表第４　高等学校、中学校及び小学校学費（第20条、第24条、第27条関係）

2023～2018年度

2023～2018年度入学生　関西大学第一高等学校、関西大学北陽高等学校、関西大学第一中学校及び関西大学北陽中学校学費　単位　円

種別 ＼ 区分		入学時	４月	６月	９月	11月	１月	計
関西大学第一高等学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000
関西大学北陽高等学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000
関西大学第一中学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000
関西大学北陽中学校	入学金	200,000	—	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	107,000	159,500	107,000	107,000	159,500	640,000
	施設費	—	8,000	13,000	8,000	8,000	13,000	50,000

2023～2018年度入学生　関西大学高等部、関西大学中等部及び関西大学初等部学費　単位　円

種別 ＼ 区分		入学時	４月	７月	10月	１月	計
関西大学高等部	入学金	200,000	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	173,500	175,500	175,500	175,500	700,000
	施設費	—	51,500	49,500	49,500	49,500	200,000
関西大学中等部	入学金	200,000	—	—	—	—	200,000
	授業料	—	173,500	175,500	175,500	175,500	700,000
	施設費	—	51,500	49,500	49,500	49,500	200,000
関西大学初等部	入学金	300,000	—	—	—	—	300,000
	授業料	—	201,500	199,500	199,500	199,500	800,000
	施設費	—	51,500	49,500	49,500	49,500	200,000

備考

１　本法人の設置する幼稚園の教育課程を修了した者が、関西大学初等部へ進学する場合は、入学金を200,000円とする。

２　高等部において、在学中に留学する場合、留学期間中の授業料及び施設費は、半額に減免する。

別表第５　幼稚園保育費（第25条関係）

幼稚園保育費　単位　円

保育別	種別	金額
３歳児	入園料	120,000
	保育料（月額）	372,000（31,000）
４歳児	入園料	80,000
	保育料（月額）	372,000（31,000）
５歳児	入園料	40,000
	保育料（月額）	372,000（31,000）

別表第６　大学手数料

１　入学検定料・選考料・各種証明書等（第５条、第17条、第17条の２、第18条、第19条の２関係）

大学手数料　単位　円

種別				金額	種別	金額 在学生・在籍者	金額 左記以外
入学検定料	学部	一般入学試験・多様な入学試験	同一試験併願方式	50,000	卒業（修了）証明書	100	300
					在籍証明書	—	300
			上記以外	35,000	学位取得証明書	—	300
		大学入学共通テスト利用入学試験	共通テスト利用方式	18,000	卒業見込証明書	100	—
			共通テスト併用方式	35,000	在学証明書	100	—
					成績証明書	100	300
	大学院	法科大学院入学試験		10,000	成績優秀者証明書（法科大学院）	100	300
		上記以外		35,000	単位修得証明書	100	300
	留学生別科			20,000	単位修得証明書	300	300
選考料	（外国人研究生）			14,000	（社会教育主事資格用）		
	（科目等履修生及び聴講生）			5,000	司書資格証明書	300	300
	（上記以外）			7,000	学芸員資格証明書	300	300
学位論文審査手数料				120,000	各種資格取得見込証明書	100	300
教員免許申請				500	各種試験受験資格証明書	100	300
司書教諭免許申請				500	同（成績・単位記載のもの）	100	300
調査書				300	各種外国文の証明書	300	300
学生証・在籍確認票再交付				900	健康診断証明書（本学指定のもの）	200	—
（学生証）				(700)	（本学指定のもの以外）	500	—
（在籍確認票）				(200)	（外国文の証明書）	1,000	—
					その他和文の証明書　※２	0	100
					就職調査書　※３	200	200
					発行不能理由書（調査書・成績証明書）※３	—	100
					診断書（学内提出用）	200	—
					診断書（学外提出用）	500	—
					その他の証明書	300	300

備考

※１　在籍証明書については、北陽高等学校・北陽中学校、高等部・中等部・初等部においてのみ徴収する。

※２　その他和文の証明書については、北陽高等学校（2010年度以降入学生）・北陽中学校、高等部・中等部・初等部においてのみ徴収する。

※３　就職調査書及び発行不能理由書（調査書・成績証明書）については、北陽高等学校においてのみ徴収する。

３　再入学金（第20条、第24条関係）

高等学校、中学校及び小学校手数料　単位　円

種別	区分	金額
再入学金	高等学校・中学校	100,000
	小学校	150,000

別表第８　幼稚園手数料（第25条関係）

幼稚園手数料　単位　円

種別	金額
入園検定料	3,000

２　再入学金・復籍料・登録料（第５条、第10条、第12条、第17条の２関係）

大学手数料　単位　円

種別	区分	金額
再入学金	学部入学生及び大学院入学生	130,000
復籍料	学部入学生及び大学院入学生並びに留学生別科入学生	65,000
登録料	—	科目等履修生が履修する学期又は年度の学部入学金の25分の１相当額

別表第７　高等学校、中学校及び小学校手数料

１　入学検定料（第20条関係）

高等学校、中学校及び小学校手数料　単位　円

種別	金額
入学検定料	20,000

２　各種証明書等（第20条関係）

高等学校、中学校及び小学校手数料　単位　円

種別	金額 在校生・在籍者	金額 左記以外
調査書	0	100
成績証明書	0	100
単位修得証明書	0	100
在学証明書	0	—
卒業見込証明書	0	—
卒業証明書	—	100
各種外国文の証明書	0	500
在籍証明書　※１	—	100
生徒証再交付	700	—
在籍確認票再交付	200	—

○関西大学委託生取扱規程

昭和36年４月１日
制定

（趣旨）
第１条　この規程は、関西大学学則第54条の規定に基づき、委託生に関する必要な事項を定めるものとする。
（資格）
第２条　委託生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）　高等学校を卒業した者
（２）　前号に規定する者と同等以上の学力があると認められる者
（手続）
第３条　委託生として入学を志願する者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める資格検定料を添えて、次の書類を志望する学部の学部長へ提出しなければならない。
（１）　公共団体又はその他の機関の委託願書
（２）　履歴書
（３）　健康診断証明書
（４）　最近３カ月以内に撮影した写真
（就学期間等）
第４条　委託生の就学期間は１年以上とし、入学の時期は原則として学年度の始めとする。
（学費）
第５条　委託生として入学を許可された者は、学費規程に定める学費を所定の期日までに納めなければならない。
（取消し）
第６条　所定の期日までに学費を納めない者は、就学許可を取り消す。
２　既に納めた学費その他は、返還しない。
（証明書）
第７条　履修した科目の試験に合格した場合、委託者の請求により証明書を交付することができる。
（受講生証）
第８条　委託生には、委託生であることを証明する受講生証を交付する。

附　則
この規程は、昭和36年４月１日から施行する。

諒解事項
この規程の施行に際しては、学則第50条の趣旨を尊重する。

附　則
この規程（改正）は、昭和40年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学聴講生取扱規程

昭和36年４月１日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第54条に基づき、聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第２条　聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　高等学校を卒業した者

（２）　前号に規定する者と同等以上の学力があると認められる者

（手続）

第３条　聴講生として入学を志願する者は、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める選考料を添えて、別に定める書類を所定の期日までに志望する学部の学部長へ提出しなければならない。

（就学期間）

第４条　聴講生の就学期間は、原則として学年又は学期の始めから当該年度又は学期末までとする。

２　年度又は学期を改め引き続き聴講生となることを希望する者は、改めて前条の手続を行わなければならない。

（聴講の条件）

第５条　聴講生として履修を許可する授業科目は、各学部の定めるところによる。

２　聴講生が１学年度又は１学期間で履修できる授業科目数は、各学部の定めるところによる。

（聴講料）

第６条　聴講を許可された者は、学費規程に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

（取消し等）

第７条　所定の期日までに聴講料を納めない者は、聴講の許可を取り消す。

２　既に納めた聴講料その他は、返還しない。

（証明書）

第８条　聴講した科目の試験に合格した場合は、本人の請求により証明書を交付することができる。

（受講生証）

第９条　聴講生に、聴講生であることを証明する受講生証を交付する。

附　則

この規程は、昭和36年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成２年４月１日から施行する。

２　教育職員免許法の改正（平成元年４月１日施行）に伴い、平成２年度から平成５年度までの間、同法に基づき本学が新たに修得する必要があると定めた授業科目について、本学出身者が聴講を願い出た場合は、この規程第５条第１項に定める科目数のほか、14単位の範囲内で許可することができる。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学科目等履修生取扱規程

平成６年１月14日
制定

（趣旨）

第１条　関西大学学則第54条に基づく科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（出願資格）

第２条　科目登録者の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

（２）　短期大学卒業者

（３）　高等専門学校卒業者

（４）　大学に２年以上在学し、62単位以上修得した者（在学中の者は除く。）

（５）　大学卒業者

２　教育職員免許状取得のための登録者の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　短期大学卒業者

（２）　高等専門学校卒業者

（３）　大学に２年以上在学し、62単位以上修得した者（在学中の者は除く。）

（４）　大学卒業者

３　学芸員、司書及び司書教諭資格取得のための登録者の出願資格は、大学卒業者とし、司書教諭資格取得については、教育職員免許状取得済みの者に限る。

４　社会教育主事資格取得のための登録者の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　大学に２年以上在学し、62単位以上修得した者（在学中の者は除く。）

（２）　大学卒業者

５　コース登録者の出願資格は、各コース別に学部の定めるところによる。

６　出願区分にかかわらず、関西大学大学院学則第55条により在学する者は出願を認める。

（出願手続及び選考）

第３条　科目等履修生の志願者は、別に定める出願書類に選考料を添えて、志望する学部の学部長に提出しなければならない。

２　科目等履修生は、各学部において出願者の中から書類審査の上許可する。ただし、学部によっては面接又は口述試問、小論文若しくは試験を課すことができる。

３　コース登録者の選考方法は、各コース別に学部の定めるところによる。

（履修制限）

第４条　科目等履修生が１学年度又は１学期間で履修できる授業科目数は、各学部の定めるところによる。

２　科目登録と１種類の資格取得のための登録又は２種類の資格取得のための登録は、これを認める。

（履修許可人数及び募集定員）

第５条　学芸員、司書、司書教諭及び社会教育主事資格取得のための登録者の履修許可人数は、それぞれ若干名とする。

２　コースの募集定員は、各コース別に学部の定めるところによる。

（履修許可科目）

第６条　科目等履修生として履修を許可する授業科目は、各学部の定めるところによる。

２　教育実習及び教職実践演習の履修資格は、関西大学出身者で、当該年度に教育職員免許状取得見込者に限る。

（就学手続）

第７条　科目等履修生として許可された者は、所定の期限内に科目等履修料等を納入しなければならない。

２　科目等履修生の選考料、登録料及び科目等履修料については、学校法人関西大学学費規程に定める。

（就学取消し）

第８条　所定の期限までに科目等履修料等を納入しない者は、科目等履修生の許可を取り消

す。
２　既に納入した科目等履修料等は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。
（就学期間）
第９条　科目等履修生の就学期間は、原則として学年又は学期の始めから当該年度又は学期末までとする。
２　年度又は学期を改め引き続き科目等履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。
（試験及び単位）
第10条　科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。
２　試験に合格した場合は単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。
（科目等履修生証）
第11条　科目等履修生に身分を証明するものとして科目等履修生証を交付する。
（準用規定）
第12条　科目等履修生には、この規程に定めるもののほか、関西大学学則（第４条、第18条及び第26条を除く。）を準用する。
附　則
１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。
２　別表第１の本学大学院在学者については、関西大学大学院規則第９条に基づく従前の取扱いによる。
附　則
この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
１　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。
２　関西大学科目等履修生取扱細則（平成６年１月14日制定）は、廃止する。
附　則
この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学学生懲戒処分規程

平成19年５月10日
制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条及び関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「学生」とは、関西大学（以下「本学」という。）に在籍する学部学生、大学院学生、留学生別科の学生及び科目等履修生等をいう。

２　この規程において「学部等」とは、学部及び研究科をいう。

３　この規程において「学部長等」とは、学部長及び研究科長をいう。

４　この規程において「教授会等」とは、学部、法務研究科及び会計研究科の教授会並びに研究科委員会をいう。

５　前３項の規定にかかわらず、関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分の場合は、「学部等」を「留学生別科」と、「学部長等」を「国際教育センター長」と、「教授会等」を「国際教育センター委員会」と読み替える。

第２章　懲戒事由及び懲戒処分の種類

（懲戒事由）

第３条　懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する学生の本分に反する行為をなした者（以下「処分対象者」という。）について行うことができる。

（１）　犯罪行為

（２）　著しく人権を侵害する行為

（３）　本学の規程に反する行為

（４）　その他著しく社会的に非難されるべき行為

（懲戒処分の種類）

第４条　懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

（１）　譴責　大学の教育的意思表示として書面により戒めるもの

（２）　停学　登校を停止し、自宅での謹慎を命じるもの

（３）　退学　本学学生としての身分を剥奪するもの

（譴責）

第５条　譴責は、学部長等が行う。

（停学）

第６条　停学は、無期停学又は６カ月未満の有期停学とする。

２　停学期間は、在学期間に含め、修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が２カ月未満の短期の場合は、この間の教育指導に基づき修業年限に算入することができる。

３　停学期間の開始日は、教授会等が決定した日とする。

４　停学期間中は、授業等への出席を停止するほか、課外活動等への参加、大学施設の使用を禁止する。ただし、学部長等が教育指導上必要と認めたときは、この限りでない。

５　学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認めるときは、学長と協議の上、教授会等の議を経て、処分を解除できる。

６　無期停学の解除は、処分の開始日から６カ月以上経過しなければ行うことができない。

（退学）

第７条　退学は、関西大学学則第41条、関西大学大学院学則第85条第３項、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条第３項、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条第３項及び関西大学留学生別科第27条に掲げる者について行う。

２　学部長等は、処分対象者から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合、懲戒処分が決定するまでこの申出を受理してはならない。

３　懲戒処分の決定後に自主退学の申出があった場合でも、懲戒処分の内容が退学であったときは、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条第２項、関西大学法務研究科

（法科大学院）学則第51条第２項、関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第51条第２項及び関西大学留学生別科規程第26条の規定による退学とし、本学の全ての学部等への再入学を認めないものとする。

（謹慎の措置）

第８条　学部長等は、学生の行為が明らかに懲戒処分に該当すると判断した場合は、懲戒処分決定前に、２カ月を超えない範囲で、当該学生に対し、謹慎を命ずることができる。

２　前項の謹慎期間中は、第６条第４項の規定を準用する。

３　謹慎期間は、停学期間に算入することができるものとする。

第３章　懲戒処分手続

（懲戒処分手続）

第９条　学部長等は、懲戒事由に当たる行為があったことを知り得たときは、遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合は、学長と協議の上、次項に従って、懲戒処分手続を選択する。

２　懲戒処分手続は、単独の学部等の学生が関与する懲戒処分対象行為については、当該学生の所属学部等の教授会等が事案を調査の上、審議、決定し、複数の学部等の学生が関与している事案については、第11条の懲戒調査委員会が事案を調査し、処分に理由及び必要性があると判断した場合には、処分内容を提案し、その後、関係学部等の教授会等において処分を審議、決定する。

３　学部等における事実確認、事情聴取に基づく懲戒対象行為の認定手続は、当該学部等で定める手続に従い、学部長等の責任において適正に行う。

４　学部等が懲戒対象行為に関する事実認定及び事情聴取を行うに当たっては、事前に当該学生に被疑事実の要旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が心身の故障、身柄の拘束、長期の旅行その他の事由により口頭による弁明ができないときは、文書をもって代えることができる。

５　調査に際し、学生に事情聴取を行う場合は、学生の要請があれば、学生を補佐する教員等を同席させることができる。

６　第３条に定める懲戒事由のうちハラスメントに該当する懲戒処分手続に係る事実関係の調査等は、関西大学ハラスメント防止に関する規程に定める手続によるものとする。

（逮捕・勾留された場合等の処分手続）

第10条　学部長等は、次の各号のいずれかに当たり、迅速な処分が必要と判断される場合には、事情聴取の手続を経ずに、懲戒処分手続を進めることができる。

（１）　学生が逮捕・勾留され、学生の身柄拘束が長期に及び接見不可能な場合

（２）　学生が逃走中又は所在不明の場合

（３）　被疑事実が重大かつ明白であり、当該学生が罪状を認めている場合

第４章　複数の学部等に係る処分手続

（懲戒調査委員会の設置）

第11条　複数の学部等の学生が関与している懲戒対象行為については、当該学部長等からの要請により、学長は、速やかに懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　副学長のうち１名

（２）　学生センター所長

（３）　学長が指名する教育職員５名（両性で構成する。）

３　委員会に委員長を置き、前項第１号に規定する者をもって充てる。

４　委員に欠員が生じたときは、学長は、速やかに後任の委員を補充しなければならない。

５　委員会は、委員長が招集し、議長となる。

６　委員会は、全委員の出席をもって成立し、議事は５名以上の委員の賛同をもって決する。

７　委員長は、必要がある場合には、委員会の承認を得た上で、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

８　委員会は、懲戒事由に該当する行為の内容、結果、影響等を総合的に検討し、１カ月以内に調査を完了し、その調査内容を処分の提案を添えて学長に文書で報告しなければならない。ただし、特段の事由が生じた場合は、更に１カ月延長することができる。

９　その他懲戒処分手続については、第９条第４項及び第５項の規定を準用する。この場合において、「学部等」は「委員会」に読み替える。

（懲戒処分の決定）
第12条　学長は、委員会から調査結果の報告を受けたときは、直ちに当該学部長等に、報告書を添付の上、文書で伝達するものとする。
２　学長からの伝達を受けた学部長等は、委員会から必要な資料を引き継いだ上、教授会等における審議に付し、教授会等は、報告書に基づき、懲戒処分を決定する。この場合において、学部等の教授会等における審議の際には、第９条第４項及び第５項の手続を省略することができる。

第５章　不服申立手続

（不服申立手続）
第13条　懲戒処分を受けた学生は、処分の通知を受けた日から30日以内にその処分に対する不服申立てをすることができる。
２　不服申立書には、不服理由を記載して、処分をした教授会等に提出する。
３　教授会等は、処分の理由を示す資料、教授会議事録とともに、不服申立書を不服審査委員会に送付する。
４　不服審査委員会は、次の者をもって構成する。
（１）　副学長（第11条第２項第１号に規定する副学長を除く。）
（２）　学長が指名する弁護士１名
（３）　学長が指名する教育職員で、懲戒処分を受けた学生の所属する学部等に属しない者２名（両性で構成する。）
５　不服審査委員会は副学長が委員長を務め、議事は多数決で決する。
６　不服審査委員会は、教授会等から提出された資料のほか、必要に応じ事実を調査することができる。
７　不服申立てをした学生は、自ら意見を述べ、又は資料を提出することができる。ただし、本人が出席できないなど特別の事情がある場合は、代理人をたてることができる。
８　不服審査委員会は、処分を相当とする場合は、不服申立てを却下し、処分が相当でないとする場合は処分を取り消し、又は変更する。この場合において、不服審査委員会は、懲戒処分を重く変更することができない。
９　前項の決定は、不服申立人に通知したときに効力を生じる。

第６章　処分の通知及び告示

（懲戒処分の通知及び告示）
第14条　学部長等は、懲戒処分を決定したときは、原則として、懲戒の原因たる事実、決定された処分の内容及びその理由を記載した文書を作成し、被処分者に通知し、これを告示する。
２　成績証明書その他の学生の修学状況に関する文書には、原則として懲戒処分を受けた旨の記載は行わないものとする。

第７章　守秘義務

（守秘義務）
第15条　懲戒処分手続に関与した者は、任期中及び退任後、学生の名誉とプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、任務において知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

第８章　雑則

（事務）
第16条　この規程に関する事務は、学部等に関しては学部・大学院事務グループ、高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパス事務室及び国際プラザグループが、委員会及び不服審査委員会に関しては学長課が行う。
（補則）
第17条　この規程に定めるもののほか、懲戒処分の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成19年５月10日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則
この規程（改正）は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月１日から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月１日から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

○関西大学法学部教授会規程

平成４年７月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、法学部教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、法学部の専任教育職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙に関する規程は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第４条　学部長は、教授会を招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

２　定例教授会は、休業期間中を除き、原則として月２回開催する。

３　臨時教授会は、必要に応じて随時開催する。

４　前２項の規定にかかわらず、構成員の３分の１以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、学部長は、請求の日から14日以内に教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第５条　教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、原則として、出席者の過半数をもって議決する。

２　前項の構成員の数には、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員の数を含めない。

３　学部長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（議決事項）

第６条　教授会は、法学部に関する次の事項の審議に当たる。

（１）　学部長の選出
（２）　副学部長の承認
（３）　学長となる者の承認
（４）　構成員の任用及び昇任その他人事に関する事項
（５）　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
（６）　学則に関する事項
（７）　教育課程に関する事項
（８）　学生の賞罰及び補導に関する事項
（９）　入学試験に関する事項
(10)　学生の試験、学籍及び卒業に関する事項
(11)　称号の授与に関する事項
(12)　自己点検・評価に関する事項
(13)　その他教育及び研究に関する事項

（人事）

第７条　前条第５号の人事に関する規程は、別に定める。

（議事録）

第８条　学部長は、教授会の議事を記録し、保管しなければならない。

２　学部長は、これを適切な場所に備えておかなければならない。

（改正）

第９条　この規程の改正は、構成員の過半数の議決を必要とする。

附　則

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年11月28日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年11月28日から施行し、平成18年10月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年11月17日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

2　この規程（改正）施行後の在外研究員は、学術研究員とみなす。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学文学部教授会規程

平成４年７月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、文学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　教授会は、文学部における研究及び教育に関する重要な事項を審議する。

（構成）

第３条　教授会は、文学部の専任教育職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長の選出）

第４条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙の方法については、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第５条　教授会は、学部長が招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長が議長となる。

２　教授会は、休業期間を除き、原則として月２回又は学部長が必要と認めたとき開催するものとする。

３　教授会構成員の３分の１以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、学部長は、教授会を招集しなければならない。

（成立及び議決）

第６条　教授会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員は、構成員の員数から除外する。

２　教授会は、第10条の場合を除き、原則として、出席者の過半数の同意をもって議決する。

３　議長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について議決を行うときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（議決事項）

第７条　教授会は、文学部における次の事項を審議する。

（１）　学部長の選出に関する事項
（２）　構成員の人事に関する事項
（３）　教育課程に関する事項
（４）　学科目担任に関する事項
（５）　学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項
（６）　学生の試験に関する事項
（７）　委託生及び聴講生に関する事項
（８）　学則に関する事項
（９）　その他重要な事項

（各種委員会の設置）

第８条　教授会は、前条に関する議事運営を円滑に行うために、教授会の議によって各種委員会を置くことができる。

２　各種委員会の運営の方法については、別に定める。

（議事録）

第９条　学部長は、教授会の議事録を作成しなければならない。

（改正）

第10条　この規程の改正は、構成員の３分の２以上の同意を必要とする。

附　則

この規程は、平成４年５月27日開催の教授会において確認し、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学経済学部教授会規程

平成４年７月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、経済学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　教授会は、経済学部における研究及び教育に関する重要な事項を審議する。

（構成）

第３条　教授会は、別に定めがある場合を除き、経済学部の専任教育職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（開催及び招集）

第４条　教授会は、休業期間を除き原則として月２回又は経済学部長（以下「学部長」という。）が必要と認めたとき、開催するものとする。

２　教授会構成員の３分の１以上の連名をもって要求があったときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

（運営）

第５条　教授会は、学部長が招集し、議長となる。

２　学部長に事故がある場合は、副学部長が議長となる。

（審議事項）

第６条　教授会に付議する事項は、学部長からあらかじめ議決権を有する構成員に通知しなければならない。

２　教授会は、経済学部における次の事項を審議する。

（１）　学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項
（２）　委託生、聴講生及び科目等履修生に関する事項
（３）　教育課程に関する事項
（４）　学生の試験に関する事項
（５）　学科目担任に関する事項
（６）　構成員の人事に関する事項
（７）　学部長の選出に関する事項
（８）　学則に関する事項
（９）　自己点検・評価に関する事項
(10)　その他重要な事項

３　構成員は、学部長の事前了承を得て、発議することができる。

（定足数及び議決）

第７条　教授会は、別に定めがある場合を除き、議決権を有する構成員の２分の１以上の出席をもって成立し、その出席者の過半数の同意をもって議決する。ただし、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員は、議決権を有しないものとする。

２　学部長は、必要に応じて投票により採決することができる。採決に関する事項は、別に定める。

３　学部長が必要と認めた場合、教授会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（学部長の選出）

第８条　学部長の選出に関する事項は、別に定める。

（人事事項）

第９条　構成員の任用、昇任等の人事に関する事項は、別に定める。

（議事録）

第10条　学部長は、教授会の議事録を作成しなければならない。

（改正）

第11条　この規程の改正は、第７条の規定にかかわらず、議決権を有する構成員の３分の２以上の同意を必要とする。

附　則

1　この規程は、平成４年４月８日開催の教授会において確認し、平成４年４月１日から施行する。
2　第６条第２項第１号の規定にかかわらず、通常の学籍異動事項については、その権限を学部長に委任するものとする。

附　則

この規程（改正）は、平成５年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。
2　この規程（改正）施行後の在外研究員は、学術研究員とみなす。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学商学部教授会規程

平成４年７月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、商学部教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、商学部の専任教育職員をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によって商学部長（以下「学部長」という。）を選出する。

２　学部長選挙に関する規程は、別にこれを定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集及び運営）

第４条　学部長は、教授会を招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

２　定例教授会は、原則として休業期間中を除き、月２回開催とする。

３　臨時教授会は、学部長が必要と認めたとき、随時これを開催することができる。

４　前２項の規定にかかわらず、教授会構成員の３分の１以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、学部長は、速やかに教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第５条　教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、休職者、療養休務者、産前・産後休暇者、育児・介護休業者、学術研究員及び研修員は、構成員の員数から除外する。

２　教授会は、第９条の場合を除き、原則として、出席者の過半数の同意をもって議決する。

３　学部長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員に退席を求めることができる。

（議決事項）

第６条　教授会は、商学部に関する次の事項を審議する。

（１）　学部長の選出
（２）　副学部長の承認
（３）　学長の承認
（４）　商学部教育職員の任用及び昇任その他人事に関する事項
（５）　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
（６）　学則に関する事項
（７）　教育課程に関する事項
（８）　学生の入学、学籍、卒業、賞罰及び補導に関する事項
（９）　学生の試験に関する事項
(10)　商学部の自己点検・評価に関する事項
(11)　その他教育・研究に関する事項

（人事）

第７条　前条第５号の人事に関する教授会についての規定は、別に定める。

（議事録）

第８条　学部長は、教授会の議事録を作成し、保管しなければならない。

（改正）

第９条　この規程の改正は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附　則

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成５年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）施行後の在外研究員は、学術研究員とみなす。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学社会学部教授会規程

平成４年７月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、社会学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関して必要事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　教授会は、社会学部における教育及び研究に関する重要な事項を審議する。

（構成）

第３条　教授会は、社会学部の専任教育職員及び特別契約教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第４条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙に関する規程は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦し、承認を得るものとする。

４　学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

（招集）

第５条　教授会は、学部長が招集し、議長となる。

（開催）

第６条　教授会は、休業期間を除き原則として月２回又は学部長が必要と認めたとき、開催するものとする。

２　構成員の３分の１以上の連名をもって審議すべき事項を示して請求があったとき、学部長は教授会を招集しなければならない。

（審議事項）

第７条　教授会は、社会学部における次の事項を審議する。

（１）　学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項

（２）　科目等履修生及び聴講生に関する事項

（３）　教育課程に関する事項

（４）　学生の試験に関する事項

（５）　学科目担任に関する事項

（６）　構成員の人事に関する事項

（７）　学部長の選出に関する事項

（８）　学則に関する事項

（９）　その他必要と認められる事項

（定足数及び議決）

第８条　教授会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立し、原則としてその出席者の過半数の同意をもって議決する。この場合において、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、産前産後休暇者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員は、原則として構成員の員数から除外する。

２　学部長は、必要に応じて投票により採決することができる。

３　学部長は、構成員に直接利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

４　学部長が必要と認めた場合、教授会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（人事事項）

第９条　構成員の任用、昇任等の人事に関する事項は、別に定める。

（議事録）

第10条　学部長は、教授会の議事録を作成しなければならない。

（改正）

第11条　この規程の改正は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附　則

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成５年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）施行後の在外研究員は、学術研究員とみなす。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学政策創造学部教授会規程

平成19年５月10日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、政策創造学部教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、専任の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙に関する規程は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第４条　学部長は、教授会を招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

２　定例教授会は、休業期間中を除き、原則として月２回開催する。

３　臨時教授会は、必要に応じて随時開催する。

４　前２項の規定にかかわらず、教授会構成員の３分の１以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、学部長は、請求の日から14日以内に教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第５条　教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし、次条第４号の人事に関する議決方法は、別にこれを定める。

２　前項の構成員の数には、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員の数を含めない。

３　学部長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（議決事項）

第６条　教授会は、政策創造学部に関する次の事項の審議に当たる。

（１）　学部長の選出
（２）　副学部長の承認
（３）　学長となる者の承認
（４）　政策創造学部教員の任用及び昇任その他人事に関する事項
（５）　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
（６）　学則に関する事項
（７）　教育課程に関する事項
（８）　学生の賞罰及び補導に関する事項
（９）　入学試験に関する事項
(10)　学生の試験、学籍及び卒業に関する事項
(11)　称号の授与に関する事項
(12)　自己点検・評価に関する事項
(13)　その他教育及び研究に関する事項

（議事録）

第７条　学部長は、教授会の議事録を作成し、保管しなければならない。

（改正）

第８条　この規程の改正は、全構成員の過半数の議決を必要とする。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）施行後の在外研究員は、学術研究員とみなす。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学外国語学部教授会規程

平成20年５月22日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則（以下「学則」という。）第61条第４項の規定に基づき、外国語学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　教授会は、外国語学部における教育及び研究に関する重要な事項を審議する。

（構成）

第３条　教授会は、外国語学部の専任教育職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第４条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙に関する規程については、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第５条　教授会は、学部長が招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

２　教授会は、休業期間中を除き、原則として月２回又は学部長が必要と認めたとき開催するものとする。

３　教授会構成員の３分の１以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、学部長は、教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第６条　教授会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。この場合において、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員は、構成員の員数から除外する。

２　前項の規定にかかわらず、学部長選出における教授会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立するものとする。

３　教授会は、別に定めがある場合を除き、出席者の過半数の同意をもって議決する。

４　議長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議を行うときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（審議事項）

第７条　教授会は、外国語学部における次の事項を審議する。

（１）　学部長の選出
（２）　副学部長の承認
（３）　学長となる者の承認
（４）　構成員の人事に関する事項
（５）　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
（６）　学則に関する事項
（７）　教育課程に関する事項
（８）　学科目担任に関する事項
（９）　学則第16条に規定する外国語科目に関して諮問された事項
(10)　学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項
(11)　委託生、聴講生及び科目等履修生に関する事項
(12)　学生の試験に関する事項
(13)　称号の授与に関する事項
(14)　自己点検・評価に関する事項
(15)　その他重要な事項

（各種委員会）

第８条　教授会は、前条に関する議事運営を円滑に行うために、教授会の議によって各種委員会を置くことができる。

２　各種委員会の運営方法については、別に定める。

（人事）
第９条　構成員の任用、昇任等の人事に関する事項は、別に定める。
（議事録）
第10条　学部長は、教授会の議事録を作成しなければならない。
（改正）
第11条　この規程の改正は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附　則

１　この規程は、平成21年４月１日から施行する。
２　関西大学外国語教育研究機構教授会規程（平成12年２月25日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学人間健康学部教授会規程

平成21年２月26日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、人間健康学部教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、人間健康学部の専任教育職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙に関する内規は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第４条　学部長は、教授会を招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

２　定例教授会は、休業期間中を除き、原則として月２回開催する。

３　臨時教授会は、必要に応じて随時開催する。

４　前２項の規定にかかわらず､教授会構成員の３分の１以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、学部長は、請求の日から14日以内に教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第５条　教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、原則として、出席者の過半数をもって議決する。

２　前項の構成員の数には、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員の数を含めない。

３　学部長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（議決事項）

第６条　教授会は、人間健康学部に関する次の事項の審議に当たる。

（１）　学部長の選出に関する事項
（２）　副学部長の承認に関する事項
（３）　学長となる者の承認に関する事項
（４）　人間健康学部教員の任用及び昇任その他人事に関する事項
（５）　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出に関する事項
（６）　学則に関する事項
（７）　教育課程に関する事項
（８）　学生の賞罰及び補導に関する事項
（９）　学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
(10)　学生の試験に関する事項
(11)　称号の授与に関する事項
(12)　自己点検・評価に関する事項
(13)　その他教育及び研究に関する事項

（人事）

第７条　前条第５号の人事に関する事項は、別にこれを定める。

（議事録）

第８条　学部長は、教授会の議事録を作成しなければならない。

（改正）

第９条　この規程の改正は、第５条の規定にかかわらず、構成員の３分の２以上の議決を必要とする。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学総合情報学部教授会規程

平成６年４月22日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、総合情報学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関して定めるものとする。

（任務）

第２条　教授会は、総合情報学部における教育・研究に関する重要な事項を審議する。

（構成）

第３条　教授会は、教授、准教授、助教及び特別契約教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長の選出）

第４条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙に関する規程は、別にこれを定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦し、承認を得るものとする。

（招集）

第５条　教授会は、学部長が招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

（開催）

第６条　教授会は、休業期間を除き原則として月２回又は学部長が必要と認めたとき、開催するものとする。

２　構成員の３分の１以上の連名をもって審議すべき事項を示して請求があったとき、学部長は、教授会を招集しなければならない。

（審議事項）

第７条　教授会は、総合情報学部における次の事項を審議する。

（１）　学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項
（２）　委託生及び科目等履修生に関する事項
（３）　教育課程に関する事項
（４）　学生の試験に関する事項
（５）　学科目担任に関する事項
（６）　構成員の人事に関する事項
（７）　学部長の選出に関する事項
（８）　学則に関する事項
（９）　自己点検・評価に関する事項
(10)　その他必要と認められる事項

（定足数・議決）

第８条　教授会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立し、原則としてその出席者の過半数の同意をもって議決する。ただし、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員は、原則として構成員の員数から除外する。

２　学部長は、必要に応じて投票により採決することができる。

３　学部長は、構成員に直接利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

４　学部長が必要と認めた場合、教授会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（人事事項）

第９条　構成員の任用、昇任等の人事に関する事項は、別にこれを定める。

（議事録）

第10条　学部長は、教授会の議事録を作成しなければならない。

（改正）

第11条　この規程の改正に関しては、構成員の過半数の同意を必要とする。

附　則

この規程は、平成６年４月５日開催の教授会において確認し、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学社会安全学部教授会規程

平成21年２月26日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、社会安全学部教授会（以下「教授会」という。）の構成、権限及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、社会安全学部の専任教育職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によって学部長を選出する。

２　学部長選挙に関する内規は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第４条　学部長は、教授会を招集し、議長となる。学部長に支障があるときは、副学部長がその任務を代行する。

２　定例教授会は、休業期間中を除き、原則として月２回開催する。

３　臨時教授会は、必要に応じて随時開催する。

４　前２項の規定にかかわらず､教授会構成員の３分の１以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、学部長は、請求の日から14日以内に教授会を招集しなければならない。

（定足数及び議決）

第５条　教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、原則として、出席者の過半数をもって議決する。

２　前項の構成員の数には、休職者、療養休務者、育児・介護休業者、学術研究員、研修員、外国留学者及び出張期間が３カ月以上にわたる外国出張者の数を含めない。

３　学部長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（議決事項）

第６条　教授会は、社会安全学部に関する次の事項の審議に当たる。

（１）　学部長の選出に関する事項
（２）　副学部長の承認に関する事項
（３）　学長となる者の承認に関する事項
（４）　社会安全学部教員の任用及び昇任その他人事に関する事項
（５）　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出に関する事項
（６）　学則に関する事項
（７）　教育課程に関する事項
（８）　学生の賞罰及び補導に関する事項
（９）　学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
(10)　学生の試験に関する事項
(11)　称号の授与に関する事項
(12)　自己点検・評価に関する事項
(13)　その他教育及び研究に関する事項

（人事）

第７条　前条第４号の人事に関する事項は、別にこれを定める。

（議事録）

第８条　学部長は、教授会の議事録を作成しなければならない。

（改正）

第９条　この規程の改正は、第５条の規定にかかわらず、構成員の３分の２以上の議決を必要とする。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。
2　この規程（改正）施行後の在外研究員は、学術研究員とみなす。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学システム理工学部教授会規程

平成19年３月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、システム理工学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によってシステム理工学部長（以下「学部長」という。）を選出する。

２　学部長選挙に関する内規は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第４条　教授会は、学部長が必要と認めたとき、又は構成員の３分の１以上の要求があったとき、学部長が招集し、議長となる。

２　学部長に支障があるときは、副学部長が議長となる。

（付議事項）

第５条　教授会に付議する事項は、学部長があらかじめ構成員に通知する。

（定足数及び議決）

第６条　教授会は、特に定める場合を除き、構成員の２分の１以上の出席をもって成立し、その出席者の過半数の同意をもって議決する。

２　前項の構成員の数には、療養休務者、休職者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員を含めない。

３　議長は、構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（審議事項）

第７条　教授会は、システム理工学部における次の事項を審議する。

（１）　学部長の選出に関する事項
（２）　副学部長の承認に関する事項
（３）　システム理工学部教員の任用、昇任その他人事に関する事項
（４）　全学及び学部の各種委員会委員の選出に関する事項
（５）　学則に関する事項
（６）　教育課程に関する事項
（７）　学生の賞罰及び補導に関する事項
（８）　学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
（９）　学生の試験に関する事項
(10)　称号の授与に関する事項
(11)　自己点検・評価に関する事項
(12)　学外研究員の推薦に関する事項
(13)　予算に関し学部長の必要と認めた事項
(14)　教育及び研究に関する事項
(15)　その他重要な事項

（人事教授会）

第８条　前条第３号の人事に関する事項は、人事教授会を置き、これを審議する。

２　人事教授会の規則は、別に定める。

（議事録）

第９条　学部長は、教授会の議事録を作成し、保管しなければならない。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附　則

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

２　関西大学工学部教授会規程（昭和33年11月26日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）の施行の際現に在外研究員である者は、学術研究員とみなす。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学環境都市工学部教授会規程

平成19年３月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、環境都市工学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によって環境都市工学部長（以下「学部長」という。）を選出する。

２　学部長選挙に関する内規は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第４条　教授会は、学部長が必要と認めたとき、又は構成員の３分の１以上の要求があったとき、学部長が招集し、議長となる。

２　学部長に支障があるときは、副学部長が議長となる。

（付議事項）

第５条　教授会に付議する事項は、学部長があらかじめ構成員に通知する。

（定足数及び議決）

第６条　教授会は、特に定める場合を除き、構成員の２分の１以上の出席をもって成立し、その出席者の過半数の同意をもって議決する。

２　前項の構成員の数には、療養休務者、休職者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員を含めない。

３　議長は、構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（審議事項）

第７条　教授会は、環境都市工学部における次の事項を審議する。

（１）　学部長の選出に関する事項
（２）　副学部長の承認に関する事項
（３）　環境都市工学部教員の任用、昇任その他人事に関する事項
（４）　全学及び学部の各種委員会委員の選出に関する事項
（５）　学則に関する事項
（６）　教育課程に関する事項
（７）　学生の賞罰及び補導に関する事項
（８）　学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
（９）　学生の試験に関する事項
(10)　称号の授与に関する事項
(11)　自己点検・評価に関する事項
(12)　学外研究員の推薦に関する事項
(13)　予算に関し学部長の必要と認めた事項
(14)　教育及び研究に関する事項
(15)　その他重要な事項

（人事教授会）

第８条　前条第３号の人事に関する事項は、人事教授会を置き、これを審議する。

２　人事教授会の規則は、別に定める。

（議事録）

第９条　学部長は、教授会の議事録を作成し、保管しなければならない。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附　則

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

２　関西大学工学部教授会規程（昭和33年11月26日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○関西大学化学生命工学部教授会規程

平成19年３月８日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条第４項の規定に基づき、化学生命工学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について定めるものとする。

（構成）

第２条　教授会は、教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（学部長）

第３条　教授会は、選挙によって化学生命工学部長（以下「学部長」という。）を選出する。

２　学部長選挙に関する内規は、別に定める。

３　学部長は、副学部長を教授会に推薦する。

（招集）

第４条　教授会は、学部長が必要と認めたとき、又は構成員の３分の１以上の要求があったとき、学部長が招集し、議長となる。

２　学部長に支障があるときは、副学部長が議長となる。

（付議事項）

第５条　教授会に付議する事項は、学部長があらかじめ構成員に通知する。

（定足数及び議決）

第６条　教授会は、特に定める場合を除き、構成員の２分の１以上の出席をもって成立し、その出席者の過半数の同意をもって議決する。

２　前項の構成員の数には、療養休務者、休職者、育児・介護休業者、学術研究員（外国留学者等を含む。）及び研修員を含めない。

３　議長は、構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（審議事項）

第７条　教授会は、化学生命工学部における次の事項を審議する。

（１）　学部長の選出に関する事項
（２）　副学部長の承認に関する事項
（３）　化学生命工学部教員の任用、昇任その他人事に関する事項
（４）　全学及び学部の各種委員会委員の選出に関する事項
（５）　学則に関する事項
（６）　教育課程に関する事項
（７）　学生の賞罰及び補導に関する事項
（８）　学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
（９）　学生の試験に関する事項
(10)　称号の授与に関する事項
(11)　自己点検・評価に関する事項
(12)　学外研究員の推薦に関する事項
(13)　予算に関し学部長の必要と認めた事項
(14)　教育及び研究に関する事項
(15)　その他重要な事項

（人事教授会）

第８条　前条第３号の人事に関する事項は、人事教授会を置き、これを審議する。

２　人事教授会の規則は、別に定める。

（議事録）

第９条　学部長は、教授会の議事録を作成し、保管しなければならない。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、構成員の過半数の同意を必要とする。

附　則

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

２　関西大学工学部教授会規程（昭和33年11月26日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年10月１日から施行する。

○学校法人関西大学自己点検・評価委員会規程

平成21年１月29日
制定

（設置）

第１条　学校法人関西大学（以下「本学」という。）に、本学の教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、学校法人関西大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、これまでの自己点検・評価活動の趣旨を尊重し、本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表に際して総括し、自己点検・評価活動の推進・発展を図る。

２　委員会は、前項の活動に関する客観性・公平性を担保するため、外部評価委員会の意見を聴取し、その意見を自己点検・評価活動に反映させるものとする。

３　前項の外部評価委員会に関する委員構成、職務等については、別に定める。

（構成）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　学長
（２）　常任理事会が指名する常勤の役員
（３）　関西大学第一高等学校長
（４）　関西大学北陽高等学校長
（５）　関西大学高等部校長
（６）　関西大学第一中学校長
（７）　関西大学北陽中学校長
（８）　関西大学中等部校長
（９）　関西大学初等部校長
(10)　関西大学幼稚園長
(11)　副学長のうち　１名
(12)　学長補佐のうち　１名
(13)　本部長
(14)　総合企画室長
(15)　初等中等教育事務局長

２　委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

（委員長及び副委員長の選任）

第５条　委員長は、第３条第１項第２号に規定する常勤の役員のうちから委員会において選出する。

２　副委員長は、第３条第１項第１号に規定する委員をもって充てる。

（委員の任期）

第６条　第３条第１項に規定する委員の任期は、役職在任中とする。

２　第３条第２項に規定する委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の運営）

第７条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

４　委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（職掌事項）

第８条　委員会は、第２条に規定する任務を遂行するため、大学部門委員会及び併設校部門委員会の自己点検・評価を総括するとともに、次の事項について審議決定する。

（１）　自己点検・評価に関する評価目標、評価項目、評価指標等の設定
（２）　資料の収集及び分析

（3） 大学部門委員会及び併設校部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果の集約
（4） 大学部門委員会及び併設校部門委員会が取りまとめた自己点検・評価結果に対する助言・勧奨
（5） 理事会への総括結果の報告
（6） 総括結果の公表
（7） 大学機関別認証評価を受ける際の認証評価機関の決定及び対応
（8） 自己点検・評価のための調査研究
（9） その他自己点検・評価に必要な事項

（自己点検・評価結果への対応）

第９条　法人、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園及びその部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究活動等について、改善が必要と認められた場合は、その改善に努めなければならない。

（大学部門委員会）

第10条　委員会の下に、法人及び大学の自己点検・評価に関する事項を統括する大学部門委員会を置く。

２　大学部門委員会は、大学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、管理運営及び財政の状況について、各学部、研究科及び各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、その結果について報告書を作成し、学長に報告する。

３　前項の報告書は、学長が意見を付し、大学部門委員会の議を経たのち、委員会へ報告する。

（構成）

第11条　大学部門委員会は、次の者をもって構成する。

（1） 第３条第１項第11号に規定する副学長　１名
（2） 第３条第１項第12号に規定する学長補佐　１名
（3） 教育推進部長、研究推進部長、社会連携部長及び国際部長
（4） 学部長及び研究科長
（5） 経済・政治研究所長、東西学術研究所長、先端科学技術推進機構長、法学研究所長、ソシオネットワーク戦略研究機構長及び人権問題研究室長
（6） 入試センター所長、学生センター所長、キャリアセンター所長、図書館長、博物館長、インフォメーションテクノロジーセンター所長及び保健管理センター所長
（7） 総合企画室長、学長室長及び学事局長

２　大学部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。

（大学部門委員長等）

第12条　大学部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　大学部門委員会の委員長は、大学部門委員会を代表し、その業務を統括する。

３　大学部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

４　大学部門委員会の委員長は、前条第１項第１号の委員をもって充てる。

５　大学部門委員会の副委員長は、前条第１項第２号の委員をもって充てる。

６　前条第２項の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（大学部門委員会の運営）

第13条　大学部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　大学部門委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

３　大学部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

４　大学部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委任）

第14条　この規程に定めるもののほか、大学部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（併設校部門委員会）

第15条　委員会の下に、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の自己点検・評価に関する事項を統括する併設校部門委員会を置く。
２　併設校部門委員会は、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園が作成した報告をもとに、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園全体としての自己点検・評価を行い、報告書として取りまとめ、委員会に報告する。
（構成）
第16条　併設校部門委員会は、次の者をもって構成する。
（１）　関西大学第一高等学校長
（２）　関西大学北陽高等学校長
（３）　関西大学高等部校長
（４）　関西大学第一中学校長
（５）　関西大学北陽中学校長
（６）　関西大学中等部校長
（７）　関西大学初等部校長
（８）　関西大学幼稚園長
（９）　初等中等教育事務局長
２　併設校部門委員会は、前項のほか、委員長が必要と認める者若干名を委員に加えることができる。
（併設校部門委員長等）
第17条　併設校部門委員会に、委員長及び副委員長を置く。
２　併設校部門委員会の委員長は、併設校部門委員会を代表し、その業務を統括する。
３　併設校部門委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。
４　併設校部門委員会の委員長は、前条第１項第１号から第３号までの委員のうちから併設校部門委員会において選出する。
５　併設校部門委員会の副委員長は、前条第１項第１号から第３号までの委員のうち、前項の規定により委員長に選出された者を除く委員のうちから併設校部門委員会において選出する。
６　前条第２項の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
（併設校部門委員会の運営）
第18条　併設校部門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
２　併設校部門委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。
３　併設校部門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
４　併設校部門委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
（委任）
第19条　この規程に定めるもののほか、併設校部門委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
（事務）
第20条　この規程に関する事務は、企画管理課が行う。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年９月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年９月12日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

○関西大学大学協議会規程

昭和33年６月１日
制定

（設置）
第１条　関西大学に学長の教務統括を補佐するため、大学協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　協議会は、次に掲げる協議員で組織する。
（１）　学長
（２）　副学長
（３）　学部長及び研究科長
（４）　各学部から選出された教授　各２名
（５）　法務研究科及び会計研究科から選出された教授　各１名
（任期）
第３条　前条第１号から第３号までに規定する協議員の任期は、当該役職の任期中とする。
２　協議員のうち、前項以外の者は、任期４年とする。ただし、再任を妨げない。
３　前条第４号及び第５号による協議員に欠員を生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。
（審議事項等）
第４条　協議会の審議事項は、次のとおりとする。
（１）　副学長の推薦に関する事項
（２）　教育職員の懲戒に関する事項
２　協議会の協議事項は、次のとおりとする。
（１）　学長が、教務統括上必要と認めた事項
（２）　学則上学部教授会、法務研究科教授会、会計研究科教授会及び研究科委員会の審議事項と定めたものであっても、学長が教務統括上特に必要と認めた事項
（招集）
第５条　協議会は、学長が必要と認めたとき、又は協議員３名以上の要求があったとき学長が招集する。
（議長）
第６条　協議会の議長は、学長が当たり、議長に事故があったときは学長の指名する協議員が代行する。
（議決）
第７条　協議会は、協議員の３分の２以上の出席をもって成立し、審議事項は、協議員全員の過半数の同意をもって決する。
（協議案）
第８条　協議案は、学長から協議会へ付議する。
（協議員以外の出席）
第９条　議長が必要と認めたときは、協議員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
（議事録）
第10条　協議会においては、議事録を作成し、学長課において保管しなければならない。
（補則）
第11条　この規程の改正は、必要の生じた場合、学長が協議会に付議して（第７条を準用）決定する。

附　則

この規程は、昭和33年６月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）施行の際、新たに就任する外国語教育研究機構選出の協議員２名のうち１名の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、平成13年５月31日までとする。

附　則

この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）施行の際、新たに就任する会計研究科選出の協議員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、平成18年５月31日までとする。

附　則

この規程（改正）は、平成20年10月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

２　この規程（改正）施行の際、新たに就任する外国語学部及び心理学研究科選出の協議員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、平成24年９月30日までとする。

附　則

この規程（改正）は、平成28年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年11月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2023年４月１日から施行する。

○関西大学学部長・研究科長会議規程

平成20年４月24日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学則第61条の３第２項の規定に基づき、関西大学学部長・研究科長会議（以下「本会議」という。）の任務及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　本会議は、関西大学の教学における全学的意思決定機関とし、教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び大学全般にわたる重要な事項を審議する。

（組織）

第３条　本会議は、次の構成員をもって組織する。

（１）　学長

（２）　副学長

（３）　学部長及び研究科長（専門職大学院の研究科長を除く。）

（４）　専門職大学院の研究科長

（５）　大学本部長及び学長室長

２　前項の構成員の任期は、役職在任中とする。

３　学長が必要と認めたときは、構成員以外の者に出席を求めて、意見を聴くことができる。

（運営）

第４条　本会議は、学長が招集し、議長となる。

２　学長に事故があるときは、副学長が輪番により議長となる。

３　本会議の運営に関する詳細は、別に定める。

（審議事項）

第５条　本会議の審議事項は、次のとおりとする。

（１）　大学学則、大学院学則、専門職大学院に係る学則その他重要な諸規程の制定及び改廃に関する事項

（２）　教育、研究、国際交流、社会連携、入試等における制度の導入、変更及び廃止に関する事項

（３）　学部・学科及び研究科・専攻その他の重要な組織の設置、変更又は廃止及び学生の定員に関する事項

（４）　教員人事制度に関する事項

（５）　諸規程において本会議に付議するよう規定されている事項

（６）　その他教学の運営に関する重要な事項

（議決）

第６条　本会議は、第３条第１項第３号及び第４号に規定する構成員全員の出席をもって成立する。

２　第３条第１項第３号及び第４号に規定する構成員が出席できないときは、当該学部等の副学部長又は副研究科長の代理出席を認める。この場合、代理出席者は議決権を有する。

３　議事は、第３条第１項第３号及び第４号に規定する構成員全員の一致を原則とし、必要に応じて３分の２以上をもって決する。

（再議）

第７条　教育推進部、研究推進部、国際部及び社会連携部において議決された事項及び本会議の場で審議・了承された事項については、教授会又は研究科委員会は本会議に再議を請求することができる。

２　再議を行う場合の議事運営に関する詳細は、別に定める。

（議事録）

第８条　本会議においては、議事録を作成し、学長課において保管しなければならない。

（事務）

第９条　本会議の事務は、学長課が行う。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、本会議の議を経るものとする。

附　則

この規程は、平成20年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学図書館規程

平成13年７月12日
制定

（設置）

第１条　関西大学学則第65条の規定に基づき、関西大学（以下「本学」という。）に次に定める図書館（以下「図書館」という。）を置く。

（１）　総合図書館

（２）　高槻キャンパス図書館

（３）　ミューズ大学図書館

（４）　堺キャンパス図書館

２　前項第２号から第４号までに規定する図書館は、総合図書館の分館とする。

（目的）

第２条　図書館は、学術情報の中枢機能を担い、本学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供することを目的とする。

（構成）

第３条　図書館に次の職員を置く。

（１）　図書館長

（２）　事務職員

（図書館長）

第４条　図書館長は図書館を代表し、図書館の業務を統括する。

２　図書館長は、学長が教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。

３　図書館長の任期は４年とし、再任を妨げない。

４　図書館長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務組織と事務分掌）

第５条　図書館の事務組織と事務分掌は、学校法人関西大学事務組織規程に定めるところによる。

（図書委員会）

第６条　図書館の管理運営について必要な事項を審議するため、関西大学図書委員会（以下「図書委員会」という。）を置く。

２　図書委員会に関して必要な事項は、関西大学図書委員会規程に定める。

（自己点検・評価委員会）

第７条　図書館における活動及び管理運営について点検及び評価を行うために、図書館自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

２　自己点検・評価委員会に関して必要な事項は、図書館自己点検・評価委員会規程に定める。

（図書の管理）

第８条　図書館は、図書の調達及び管理を行う。

２　前項に規定する図書の調達及び管理に関して必要な事項は、関西大学図書館図書管理規程に定める。

（図書館の利用）

第９条　図書館は、図書館資料と図書館施設を利用に供する。

２　前項に規定する図書館の利用に関して必要な事項は、関西大学図書館利用規程に定める。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営に関して必要な事項は、図書委員会の議を経て定める。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、図書委員会の議を経て行う。

附　則

１　この規程は、平成13年10月１日から施行する。

２　図書館長の任命及び任期に関する規程（昭和36年９月19日制定）は、廃止する。

３　この規程施行後最初に第３条第３項により選出される図書館長の任期は、同条第４項の規定にかかわらず、平成15年９月30日までとする。

４　第５条に規定する図書委員会については、関西大学図書委員会規程が改正されるまでの間、現行の関西大学図書委員会規程（昭和31年６月21日制定）を適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学図書委員会規程

昭和31年６月21日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学図書館規程第６条第２項の規定に基づき、関西大学図書委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第２条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　図書館長

（２）　各学部から選出された専任教育職員　各１名

（３）　心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科から選出された専任教育職員　各１名

（４）　教育推進部又は国際部から選出された専任教育職員　１名

（５）　学術情報事務局長

（６）　学術情報事務局次長（図書館担当）

２　前項第２号から第４号までに規定する委員は、学長が委嘱する。

（任期）

第３条　前条第１項第２号から第４号までに規定する委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第４条　委員会は、図書館長が招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

４　図書館長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見を聴くことができる。

（審議事項）

第５条　次に掲げる事項は、委員会に付すべきものとする。

（１）　図書館運営の大綱に関すること。

（２）　分館の設置、分割、統合及び廃止に関すること。

（３）　関西大学図書館規程第１条第１項に定める図書館相互間の調整に関すること。

（４）　図書館の事業計画並びに図書費予算及び決算に関すること。

（５）　図書館利用サービス並びに図書館運営に関する規則の制定及び改廃に関すること。

（６）　図書の購入方針に関すること。

（７）　基本図書の購入に関すること。

（８）　逐次刊行物等（電子ジャーナル、外部データベースを含む。）の購読（利用）契約に関すること。

（９）　その他図書館長が必要と認める事項

（委員会への報告）

第６条　前条の規定により議決された事項の実施結果は、委員会に報告するものとする。

（専門部会）

第７条　委員会の審議に係る専門的な課題及び将来構想等を検討するために図書館長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員会の下に専門部会を置くことができる。

２　専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（記録）

第８条　図書館長は、委員会の記録を作成し、保管しなければならない。

（事務）

第９条　委員会に関する事務は、図書館事務室が行う。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、昭和31年６月21日から施行する。
附　則
この規程（改正は、昭和34年９月15日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和42年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和44年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和49年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和52年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成20年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成22年７月８日から施行し、平成22年４月１日から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2023年４月１日から施行する。

○関西大学図書館利用規程

昭和60年２月８日
制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、関西大学図書館規程第９条第２項の規定に基づき、図書館の所蔵する図書館資料（以下「図書」という。）及び図書館施設の利用について必要な事項を定め、もって図書館の円滑な運用を図ることを目的とする。

（休館日）

第２条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

（１）　関西大学記念日（授業日を除く。）

（２）　図書の整備、現物照合等に必要な期間

（３）　その他別に定める日

２　図書館長は、前項の休館日のほか、臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第３条　図書館の開館時間は、別に定める。

２　図書館長は、開館時間を臨時に変更することができる。

（利用者）

第４条　図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

（１）　職員

（２）　学生

（３）　関西大学の卒業者

（４）　図書館間相互利用協定等に基づく者

（５）　図書館長の許可を受けた者

２　前項の範囲及び取扱いについては、図書館長が定めるものとする。

（入館手続）

第５条　図書館に入館するときは、所定の手続をしなければならない。

（利用券の交付）

第６条　第４条第１項第３号から第５号までに規定する利用者には、次の区分により利用券を交付する。

（１）　第４条第１項第３号に規定する者　校友利用券

（２）　第４条第１項第４号に規定する者　協定利用券

（３）　第４条第１項第５号に規定する者　優待利用券又は特別利用券

２　前項の手続については、別に定める。

（利用の種類）

第７条　教職員証、学生証、利用券又は入退出カード（以下「利用券等」という。）を持参した者には、図書の閲覧、貸出しその他の図書館サービスを行う。

（図書の区分）

第８条　図書は、次の７種に区分する。

（１）　第１種　普通図書

（２）　第２種　雑誌類

（３）　第３種　参考図書類

（４）　第４種　特別コレクション

（５）　第５種　貴重図書及び準貴重図書

（６）　第６種　AV・マイクロ資料類

（７）　第７種　電子資料類

第２章　閲覧

（閲覧サービス）

第９条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の閲覧サービスを行う。

２　閉架式書庫内図書の閲覧を希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、第13条に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。

３　開架式閲覧室に備付けの図書は、自由に閲覧することができる。

（閲覧冊数）
第10条　一時に閲覧できる書庫内図書の冊数は、５冊以内とする。
（特別閲覧手続）
第11条　第８条第５号に規定する図書の閲覧を希望する者は、所定の願書により、あらかじめ図書館長の許可を受けなければならない。
２　学生が前項の図書の閲覧を希望するときは、願書に指導教育職員の認印を受けなければならない。
（閲覧場所）
第12条　図書の閲覧は、所定の閲覧室で行わなければならない。
（入庫検索）
第13条　書庫内で図書を検索することができる者は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて制限をすることがある。
（１）　大学の教育職員
（２）　大学院学生
（３）　図書館長の許可を受けた者
２　前項の入庫検索を希望する者は、所定の手続をしなければならない。
３　貴重書庫への入庫検索は、原則として認めない。

第３章　貸出し

（貸出サービス）
第14条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の貸出サービスを行う。
２　閉架式書庫内図書の貸出しを希望する者は、所定の申込書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、前条第１項に定める入庫検索者については、申込書の提出を省略することができる。
３　開架式閲覧室備付図書の貸出しを希望する者は、当該図書に利用券等を添えて係に提出しなければならない。ただし、貸出冊数及び期限は、次条第１項に規定するところによる。
（貸出冊数及び期限）
第15条　貸出図書の冊数及び期限は、次のとおりとする。
（１）　大学の専任教育職員　60冊以内、６カ月以内
（２）　大学の非常勤講師、大学院学生、前号以外の専任職員及び優待利用券を交付した者　20冊以内、３カ月以内
（３）　学部学生　10冊以内、２週間以内
（４）　校友利用券を交付した者　５冊以内、２週間以内
（５）　協定利用券を交付した者については、別に定める。
（６）　特別利用券を交付した者については、別に定める。
２　図書館長は、必要に応じて制限をし、又は一時返還を求めることができる。
３　第１項の規定にかかわらず、学習用図書については、貸出冊数を10冊以内、期限を２週間以内とする。
４　貸出期限が学部の授業及び試験が行われていない期間内に及ぶときは、第４条第１項第１号及び第２号に規定する者並びに優待利用券を交付した者については、その期間の終了日の翌日までの貸出しを認めることができる。
５　研究又は教育上の理由により、図書館長が必要と認めた場合は、第１項に規定する冊数及び期限を超える貸出しを認めることができる。
（貸出制限）
第16条　第８条第２号から第７号までに規定する図書は、貸出しすることができない。ただし、同条第２号から第６号までに規定する図書については、図書館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
２　図書館長は、次の各号のいずれかに該当する図書について、当該期間中貸出期間を制限すること又は貸出しを禁止することができる。
（１）　科目担当教育職員が、授業の必要上、期間を定めて貸出サービスの制限を申し出た図書　指定の期間
（２）　特に需要の多い図書　その需要期間
（教育職員公用貸出し）
第17条　大学の教育職員が、授業又は試験に使用するため、第８条第５号及び第７号に規

定するものを除く図書の公用貸出しを希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、これを認めることができる。

（共同研究室貸出し）

第18条　学部の共同研究室管理者が、当該共同研究室に所属する教育職員の研究に使用するため、第８条第１号から第３号までに規定する図書の貸出しを希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、これを認める。ただし、この場合においては、原則として複本のみをその対象とする。

２　前項に規定する図書は、１学科につき貸出冊数は500冊以内とし、期限は１年以内とする。

３　第１項に規定する図書の貸出しを受けるときは、所定の申込書により、あらかじめ願い出なければならない。

４　前項に規定する貸出図書は、当該共同研究室管理者が保管し、当該共同研究室外に持ち出すことはできない。

（事務職員公用貸出し）

第19条　事務職員が業務上使用するため、第８条第２号、第４号及び第５号に規定するもの以外の図書の公用貸出しを希望するときは、図書館の運営に支障のない限り、認めることができる。

２　前項に規定する図書は、当該部署の長が保管し、貸出冊数は20冊以内とし、期限は３カ月以内とする。

（学外団体貸出し）

第20条　官公庁、学校、会社及びその他諸団体が図書の貸出しを希望するときは、図書館長の許可を受けた場合に限り、認めることができる。

２　前項に規定する図書は、原則として１団体につき貸出冊数は５冊以内とし、期限は２週間以内とする。

（返還義務）

第21条　貸出図書は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその全部を返還しなければならない。

（１）　職員が退職するとき。

（２）　学生が卒業・修了又は退学等により学籍を失ったとき。

（３）　校友利用券、優待利用券又は特別利用券の交付を受けた者は、有効期限の満了するとき。

第４章　複写

（複写サービス）

第22条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、図書の複写サービスを行う。

２　前項に規定する複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定により図書の一部分を１人につき１部行うことができる。ただし、発行後相当期間を経過した逐次刊行物に掲載された個々の著作物を複写するときは、その全部について行うことができる。

３　前項に規定する複写を希望する者は、所定の手続をしなければならない。

（複写の制限）

第23条　次の各号のいずれかに該当する場合は、複写を許可しない。

（１）　第８条第５号に規定する図書

（２）　複写により図書の原形を損傷するおそれのあるとき。

（３）　図書館長が特別の理由があると認めたとき。

２　前項第１号に規定する複写について、図書館長が必要と認めた場合は、一定の条件を付して許可することができる。

（複写の料金）

第24条　複写の許可を受けた者は、所定の複写料金を出納課に納入しなければならない。

２　前項の複写料金の徴収については、別に定める。

（複写物の利用）

第25条　複写物の利用を希望する者は、所定の手続により許可を受けなければならない。

第５章　レファレンス

（レファレンスサービス）

第26条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、レファレンスサービスを行う。

２　利用者からの質問、相談等に対しては、主として文献に基づいて調査し、回答するものとする。
３　第４条第１項第３号から第５号までに定める利用者に対しては、次条のレファレンスサービスの範囲を制限することができる。
（レファレンスサービスの範囲）
第27条　依頼事項に関するレファレンスサービスの範囲は、原則として次のとおりとする。
（1）　書誌的事項の調査
（2）　参考文献の紹介
（3）　参考文献の所在及び利用手段の提示
（4）　専門的調査機関等についての情報の提供
（レファレンスサービスを行わない事項）
第28条　レファレンスサービスを行わない事項は、次のとおりとする。
（1）　プライバシーに関わる事項の調査
（2）　古書、古文書、美術品等の鑑定及び市場価格の調査
（3）　学習課題及び懸賞問題に関する調査並びに解答
（4）　医療・健康相談、法律相談、人生案内又は身上相談
（5）　仮定又は将来の予想に属する事項の調査
（6）　当該サービスのために、多大な時間と経費又は労力を費やす等、業務上支障を来すと判断される調査
（レファレンスサービスの申込手続）
第29条　レファレンスサービスを希望する者は、所定の申込書により、レファレンスカウンターに申し込まなければならない。
２　レファレンスサービスの受付時間は、原則としてレファレンスカウンターのサービス時間内とする。
（情報検索サービス）
第30条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、オンライン情報検索サービスを行う。
２　前項の利用については、別に定める。
（情報検索の利用料金）
第31条　オンライン情報検索の利用に伴う外部データベースの検索料金等は、利用者の負担とする場合がある。
２　前項に規定する情報検索の利用料金の徴収については、別に定める。
第６章　図書館間相互利用
（相互利用サービス）
第32条　図書館は、利用者の教育及び研究に資するため、他大学図書館等との図書館間相互利用サービスを行う。
２　前項の図書館間相互利用サービスを希望する者は、所定の手続をしなければならない。
（相互利用の範囲）
第33条　図書館間相互利用については、大学が加入する図書館間相互利用に関する協定等のある場合は、当該協定等の定めるところによる。
２　前項に該当しない他の大学図書館等に対しては、教育及び研究上支障のない場合に限り、サービスを行うことができる。
（相互利用の料金）
第34条　図書館間相互利用に要する経費は、利用者の負担とする。
第７章　雑則
（貸出しの停止）
第35条　貸出期限を超過した図書がある者には、図書の貸出しを停止する。
（弁償）
第36条　図書を紛失、破損又は汚損した者は、弁償しなければならない。
２　弁償の方法は、相当の金額をもって行うものとする。ただし、同一の図書による弁償も認めることができる。
（その他の利用サービス）
第37条　その他の利用サービスについては、別に定める。

（規程の改廃）
第38条　この規程の改廃は、図書委員会の議を経て行う。

附　則

1　この規程は、昭和60年４月１日から施行する。
2　関西大学図書館閲覧及び帯出規程（昭和29年１月16日施行）、関西大学図書館分室規程（昭和31年６月21日施行）、関西大学共同研究室図書帯出規程（昭和34年９月15日施行）及び関西大学図書館図書複写規程（昭和47年４月15日施行）は、廃止する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。
2　高槻キャンパスに設置の高槻図書室の利用に関しては、この規程を準用するものとする。
3　この規程の第６条第１項第１号及び第２号により交付する利用券は、平成６年度から職員証及び学生証をもってこれに代える。

附　則

この規程（改正）は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成13年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年12月３日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。
2　高槻ミューズキャンパスに設置のミューズ大学図書館及び堺キャンパスに設置の堺キャンパス図書館の利用に関しては、この規程を準用するものとする。

附　則

この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

○関西大学博物館規程

平成６年１月28日
制定

（設置）

第１条　関西大学学則第65条の２の規定に基づき、関西大学に関西大学博物館（以下「博物館」という。）を置く。

（目的）

第２条　博物館は、考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料並びに図書等（以下「資料等」という。）の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　博物館は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　資料等の収集、整理及び保管に関すること。

（２）　資料等の展示及び公開に関すること。

（３）　調査研究活動に関すること。

（４）　調査研究の成果発表及び出版に関すること。

（５）　講演会、講習会、研究会及び展示会の開催に関すること。

（６）　その他必要な事業に関すること。

（職員）

第４条　博物館に次の職員を置く。

（１）　館長

（２）　学芸員

（３）　研究員

（４）　事務職員

２　学芸員は、専任職員（特任嘱託を含む。）をもって充てる。

３　博物館に若干名の非常勤研究員を置くことができる。

（館長）

第５条　館長は、博物館を代表し、博物館の業務を統括する。

２　館長は、学長の推薦により理事会が任命する。

３　館長の任期は４年とし、再任を妨げない。

４　館長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

（学芸員）

第６条　学芸員は、博物館資料の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動その他これらに関連する業務を行う。

（研究班）

第７条　館長は、博物館の調査研究活動上、必要と判断した場合は、第11条に規定する博物館運営委員会の議を経て、特定の調査研究テーマに係る研究班を置くことができる。

２　研究班は、次の者をもって構成する。

（１）　研究代表者

（２）　研究員

（３）　学芸員

３　前項のほか、研究班には次の者を加えることができる。

（１）　第９条に規定する客員研究員　２名以内

（２）　第10条に規定する非常勤研究員　若干名

４　研究班に、準研究員として、大学院博士課程後期課程に在籍する院生を受け入れることができる。

５　研究代表者は、所定の期日までに、研究員の一覧、研究概要及び計画書（期間及び予算を含む。）を館長に提出しなければならない。

６　研究班による研究期間は２年とし、４年を限度として延長することができる。ただし、年度途中から開始した場合は、当該年度末までを１年とみなす。

７　研究班は、研究期間の最終年度の末日までに博物館の事業として研究成果を公表しなければならない。

８　研究代表者は、研究概要及び計画に重要な変更が生じたときは、直ちに館長に報告しなければならない。この場合において、研究の継続可否については、博物館運営委員会の議を経て決定する。

（研究員）

第８条　研究員は、博物館における調査研究等を行う。

２　研究員は、専任教育職員又は特別契約教授のうちから、博物館運営委員会の議を経て館長が委嘱する。

３　研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき調査研究等を行う。

４　研究員の任期は、所属する研究班の研究期間とする。ただし、再任を妨げない。

５　研究員は、毎年度末までに、研究成果を館長に報告しなければならない。

（客員研究員）

第９条　客員研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき調査研究等を行う。

２　客員研究員は、博物館の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学、国公私立の研究機関等に所属している者又はそれに相当する研究実績を有すると認められる者のうちから、研究代表者からの申請に基づき、博物館運営委員会の議を経て館長が委嘱する。

３　客員研究員の任期は、１年とする。ただし、所属する研究班の研究期間内で再任することができる。

４　その他客員研究員に関する事項については、別に定める。

（非常勤研究員）

第10条　非常勤研究員は、博物館における調査研究等を行う。

２　非常勤研究員は、博物館の研究活動に関連する研究実績を有する研究者のうちから博物館運営委員会の議を経て、館長が委嘱する。

３　非常勤研究員の任期は、１年とする。ただし、館長が認める場合は、再任することができる。

４　その他非常勤研究員に関する事項については、別に定める。

（運営委員会）

第11条　博物館の管理運営に必要な事項を審議するため、博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

第12条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　館長

（２）　各学部から選出された専任教育職員　各１名

（３）　学術情報事務局長、学術情報事務局次長（博物館・出版担当）及び博物館事務長

２　委員会は、前項に規定する委員のほか、学識経験者若干名を加えることができる。学識経験者の委嘱は、学長が行う。

３　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員の任期）

第13条　委員（館長を除く。）の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　前条第１項第１号及び第３号に規定する委員の任期は、その在任中とする。

３　前条第１項第２号に規定する委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第14条　委員会に委員長を置き、館長が当たる。

２　委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

３　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって決する。

（委員会の審議事項）

第15条　委員会は、次の事項を審議する。

（１）　資料等の収集、整理及び保管に関する事項

（２）　博物館の管理運営に関する事項

（３）　調査研究活動に関する事項

（４）　博物館実習に関する事項

（5） 博物館の予算に関する事項
（6） その他必要な事業に関する事項
（自己点検・評価委員会）
第16条　博物館に博物館自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。
２　自己点検・評価委員会は、博物館に関する事業の管理運営について自己点検・評価を行う。
３　自己点検・評価委員会に関する規程は、別に定める。
（事務）
第17条　博物館に関する事務は、博物館事務室が行う。
（細則）
第18条　この規程に定めるもののほか、博物館の管理運営上必要な事項は、関西大学博物館規程細則において規定する。

附　則

１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。
２　関西大学考古学等資料室規程（昭和50年10月１日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。
２　この規程(改正)施行後最初に第５条第２項の規定により選出される博物館長の任期は、第５条第３項の規定にかかわらず、平成18年９月30日までとする。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年５月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

○関西大学インフォメーションテクノロジーセンター規程

昭和57年３月12日
制定

（設置）

第１条　関西大学に、インフォメーションテクノロジーセンター（以下「センター」という。）を置く。

（センターの目的）

第２条　センターは、高度な情報通信技術を用いて、教育・研究及び業務（学校法人の業務を含む。）を支援し、教育・研究の充実及び事務能率の向上に資することを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）　情報通信ネットワークの管理・運用
（２）　教育・研究を支援する情報システムの開発・運営
（３）　センターが設置する情報機器の管理・運用
（４）　教育・研究における情報端末利用者のための技術指導
（５）　情報教育に係る技術支援
（６）　eラーニングを目的としたコンテンツ制作に関わる技術支援
（７）　マルチメディア教育研究の実施支援
（８）　法人業務に関わる情報システムの開発・運用支援
（９）　その他センターの目的達成に必要な業務

（センター委員会）

第４条　センターの適正な管理運営を図るために、センター委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（委員会の構成）

第５条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　センター所長（以下「所長」という。）
（２）　センター副所長（以下「副所長」という。）
（３）　各学部から選出された者　各１名
（４）　学長補佐　１名
（５）　学長室長
（６）　学術情報事務局長
（７）　学術情報事務局次長（以下「次長」という。）　１名

２　前項第３号に規定する委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

３　前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

４　第１項第３号に規定する委員は、学長の推薦により、理事会が任命する。

５　所長が必要と認めたときは、委員以外の者の同席を求め、意見を聴くことができる。

（委員会の審議事項）

第６条　委員会は、次の事項を審議する。

（１）　第３条に規定する業務の基本方針に関すること。
（２）　その他センター業務の重要事項に関すること。

（委員会の会議）

第７条　委員会は、所長が招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

（職員）

第８条　センターに次の職員を置く。

（１）　所長
（２）　副所長
（３）　所員
（４）　事務職員

２　センターの事務組織及び事務分掌は、学校法人関西大学事務組織規程に定めるところによる。

（所長）
第９条　所長は、所務を統括する。
２　所長は、学長が専任教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
３　所長の任期は４年とする。ただし、再任を妨げない。
４　所長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（副所長）
第10条　副所長は、所長を補佐する。
２　副所長は、学長が教授又は准教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
３　副所長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
４　所長に事故があるときは、副所長が所長の職務を代行する。
（所員）
第11条　所員は、所長の命を受け、情報通信技術の専門的見地からセンター業務の円滑な遂行を支援する。
２　所員は､所長が専任職員のうちから委員会の議を経て学長に推薦し､理事会が任命する。
３　所員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
４　所長が、特に必要があると判断した場合は、第２項に規定する資格を有しない者のうちから、委嘱による所員を置くことができる。
５　前項の所員は、所長が委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が委嘱する。
（自己点検・評価委員会）
第12条　委員会の基本方針に基づき、センターの業務を自己点検及び評価するためにインフォメーションテクノロジーセンター自己点検・評価委員会を置く。
２　前項に規定する委員会の構成、運営等については、別に定める。
（事務）
第13条　委員会の事務は、情報推進グループが行う。
（補則）
第14条　この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。
附　則
１　この規程は、昭和57年４月１日から施行する。
２　関西大学電子計算機室規程は、廃止する。
３　当分の間、センター所員の数は第11条第４項による所員を含めて約10名とする。
附　則
この規程（改正）は、昭和60年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成８年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成９年11月28日から施行する。
附　則
１　この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。
２　第５条第１項第５号に規定する外国語教育研究機構選出の委員の数は、当分の間、１名とする。
附　則
この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。
附　則

この規程（改正）は、平成15年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

2　第５条第１項第４号に規定する委員のうち、政策創造学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部選出の委員の数は、当分の間、１名とする。

3　この規程施行の際、新たに就任する政策創造学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部選出の委員の任期は、第５条第２項の規定にかかわらず、平成20年３月31日までとする。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。

2　平成20年４月１日付けで学長が推薦する所長、副所長の任期は、第９条第３項及び第10条第３項の規定にかかわらず、平成21年９月30日までとする。

3　平成20年４月選出のセンター委員会委員の任期は、第５条第２項の規定にかかわらず、平成21年９月30日までとする。

4　平成20年４月選出の所員の任期は、第11条第３項の規定にかかわらず、平成21年９月30日までとする。

5　インフォメーションテクノロジーセンタージョイント･サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会規程（平成９年11月28日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2020年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

○関西大学経済・政治研究所規程

昭和32年10月１日
制定

（設置）

第１条　関西大学学則第66条の規定に基づき、関西大学経済・政治研究所（以下「研究所」という。）を置く。

（目的）

第２条　研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

（事業）

第３条　研究所は、その目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　共同研究プロジェクトによる理論的研究、実態調査及びその成果の発表
（２）　研究会、講演会等の開催
（３）　海外の大学又は内外の専門機関若しくは研究者との人的交流及び共同事業
（４）　文部科学省等の補助金等を得て行う事業
（５）　外部機関との共同研究プロジェクトの推進
（６）　研究及び調査の受託
（７）　資料の収集、整理及び利用サービス
（８）　外国人研究者の受入れ
（９）　その他前条に規定する目的達成に必要と認められる事業

（センターの設置）

第３条の２　研究所の下に前条第４号に基づくセンターを設置し、センター長を置くことができる。

２　センターの運営については、別に定める。

（構成）

第４条　研究所に次の職員を置く。

（１）　所長　１名
（２）　幹事　６名
（３）　主幹　各研究班の研究代表者
（４）　研究員　１研究班５名程度の専任教育職員及び特別契約教授（主幹を含む。）
（５）　事務職員　若干名

２　研究班に若干名の委嘱研究員を置くことができる。

３　研究班に若干名の非常勤研究員を置くことができる。

４　研究班に、準研究員として、大学院博士課程後期課程に在籍する学生を受け入れることができる。

５　前項の募集については、別に定める。

６　研究所に若干名の顧問を置くことができる。

（所長）

第５条　所長は、所務を統括し、研究所を代表する。

２　所長は、関西大学（以下「本学」という。）専任教授のうちから、研究所会議の議を経て、学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。

３　所長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。

４　所長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。

（幹事）

第６条　幹事は、所務について所長を補佐する。

２　幹事は、本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから、運営委員会で選出し、研究所会議の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が任命する。

３　幹事は、研究員を兼ねることはできない。

４　幹事の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。

５　幹事に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任

期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。

（研究班及び主幹）

第７条　研究所に第２条に規定する目的を達成するために、研究班を置く。

２　研究班は学内から公募する。研究期間は２年とし、運営委員会の議を経て延長することはできるが、４年を限度とする。

３　研究班に研究代表者である主幹を置き、主幹はその運営に当たる。

４　研究班の公募及び研究期間の延長を含む選考手続については、別に定める。

（研究員及び委嘱研究員）

第８条　研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき、研究及び調査を行う。

２　研究員は、所長が本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから、運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が任命する。ただし、研究員は幹事を兼ねることができない。

３　研究員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。

４　委嘱研究員は、所長が本学専任教育職員及び特別契約教授以外の者から、運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が委嘱する。

５　委嘱研究員の任期は、２年又は１年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。

６　研究員及び委嘱研究員は、退任後１年間は再任できない。

（非常勤研究員）

第９条　非常勤研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき、研究及び調査を行う。

２　非常勤研究員は、研究所の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学等の研究機関に所属していない者のうちから、研究代表者からの申請に基づき、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。

３　非常勤研究員は、第３条に規定する事業を推進するに当たり、協力しなければならない。

４　非常勤研究員の任期は、１年とする。ただし、所長が認める場合は、再任することができる。

５　非常勤研究員は、その研究活動を推進するために、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に努めなければならない。

６　その他非常勤研究員に関する事項については、別に定める。

（顧問）

第10条　顧問は、研究所会議の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が委嘱する。

２　顧問は、所長の諮問に答え、意見を述べることができる。

３　顧問の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（幹事会）

第11条　研究所に幹事会を置く。

２　幹事会は、所長及び幹事をもって構成する。

第12条　幹事会は、所長が招集し、議長となる。

２　幹事会は、次の事項を協議する。

（１）　研究所の将来構想及び戦略策定等に関する事項

（２）　所長推薦候補者の選出に関する事項

（３）　研究班の編成等に関する事項

（４）　その他所長が必要と認める事項

（運営委員会）

第13条　研究所に運営委員会を置く。

２　運営委員会は、所長、幹事及び主幹をもって構成する。

３　第３条の２に基づくセンター長を構成員とすることができる。

第14条　運営委員会は、所長が招集し、議長となる。

２　運営委員会は、次の事項を審議する。

（１）　研究班の構成及び選定に関する事項

（２）　研究所の公開事業に関する事項

（３）　研究及び調査の成果発表に関する事項

（４）　研究所の人事に関する事項

（５）　研究所の予算及び決算に関する事項

（6） 研究所の自己点検・評価に関する事項
（7） 第３条の２に基づくセンターの運営に関する重要な事項
（8） その他研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項
（研究所会議）
第15条　研究所に研究所会議を置く。
２　研究所会議は、第４条第１項第１号から第４号までに規定する者をもって構成する。
第16条　研究所会議は、所長が招集し、議長となる。
２　研究所会議は、次の事項を審議決定する。
（1） 所長の選出に関する事項
（2） 幹事の選出に関する事項
（3） 研究所の規程制定・改廃に関する事項
（4） その他研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項
（研究成果の公表）
第17条　研究班は、２年間の研究期間終了後１年以内に研究員全員の執筆による『研究双書』を刊行しなければならない。
加えて、『調査と資料』を刊行することもできる。
（自己点検・評価委員会）
第18条　研究所に経済・政治研究所自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会に関する規程は、別に定める。
（規程の改廃）
第19条　この規程の改廃は、研究所会議の議を経て行う。
附　則
この規程は、昭和32年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和39年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和49年６月７日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和52年10月３日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和56年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成７年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成13年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成14年７月11日から施行し、平成14年４月１日から適用する。
附　則
この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成17年４月25日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成17年９月27日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年10月11日から施行する。
附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2018年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年６月１日から施行し、2022年４月１日から適用する。

○関西大学東西学術研究所規程

昭和40年２月19日
制定

（設置）
第１条　関西大学学則第67条の規定に基づき、関西大学東西学術研究所（以下「研究所」という。）を置く。
（目的）
第２条　研究所は、東西両洋文化の学術研究、殊に比較研究を行い、世界文化の融合に貢献することを目的とする。
（事業）
第３条　研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）　研究、調査及びその成果の発表
（２）　研究会、講演会等の開催
（３）　文部科学省等の補助金等を得て行う事業
（４）　研究及び調査の受託
（５）　資料の収集、整理及び保管
（６）　外国人研究者の受入れ
（７）　その他前条に規定する目的達成に必要と認められる事業
２　前項に規定する事項のほか、泊園記念会から委託された業務を行う。
（拠点の設置）
第４条　研究所の下に次の拠点を置く。
（１）　関西大学アジア・オープン・リサーチセンター
（２）　関西大学文化交渉学研究拠点
（３）　前条第１項第３号の事業によるセンター
２　拠点には代表者を置き、その運営については、別に定める。
（構成）
第５条　研究所は、次に掲げる者をもって構成する。
（１）　所長　１名
（２）　幹事　４名
（３）　アジア・オープン・リサーチセンター長　１名
（４）　文化交渉学研究拠点リーダー　１名
（５）　前条第１項第３号に規定するセンターの代表者　１名
（６）　研究員（前条第１項に規定にする拠点研究員を含む。）
（７）　事務職員　若干名
２　所長は、関西大学（以下「本学」という。）専任教授のうちから、研究所会議の議を経て、学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。
３　幹事は、本学専任教育職員のうちから、運営委員会で選出し、研究所会議の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が任命する。
４　アジア・オープン・リサーチセンター長は、当該センターの選出により、運営委員会の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が任命する。
５　文化交渉学研究拠点リーダーは、当該拠点の選出により、運営委員会の議を経て、所長が任命する。
６　前条第１項第３号に規定するセンターの代表者は、当該センターの選出により、運営委員会の議を経て、所長が任命する。
（所長）
第６条　所長は、所務を統括し、研究所を代表する。
２　所長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。
３　所長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。
（幹事）
第７条　幹事は、所務について所長を補佐する。
２　幹事は、研究員を兼ねることはできない。

３　幹事の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。
４　幹事に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。
（研究班）
第８条　研究所に第２条に規定する目的を達成するために、研究班を置く。
２　研究班（第４条第１項第１号のセンターにおける研究班を除く。以下「研究班」という。）は、１研究班につき研究代表者を含め４名程度の本学専任教育職員を中心とした研究員で構成する。
３　研究班の研究代表者を主幹とし、主幹はその運営に当たる。
４　研究班に次の者を加えることができる。
（１）　委嘱研究員
（２）　客員研究員
（３）　非常勤研究員
（４）　準研究員
５　研究班は、運営委員会で承認された研究分野又はテーマを指定して、学内の専任教育職員から公募する。
６　第４条第１項第２号の研究活動には、文化交渉学に関連する研究班をもって充てる。
７　研究班の応募については、主幹１名を定め、研究員（委嘱研究員を含む。）の一覧、研究概要及び計画書（期間及び予算を含む。）を所長に提出するものとする。
８　研究期間は３年とする。ただし、運営委員会の議を経て延長することができる。
９　研究期間の延長については、主幹が、その理由及び３年以内の延長期間を明示して所長に申請しなければならない。なお、再延長は認めない。
10　研究班の公募及び研究期間の延長を含む選考手続については、別に定める。
（研究員）
第９条　研究員は、研究計画に基づき、研究及び調査を行う。
２　研究班に所属する研究員は、所長が本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから、運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が任命する。ただし、幹事を兼ねることはできない。
３　研究班に所属する研究員の任期は、その研究班の研究期間とし、再任を妨げない。
（委嘱研究員）
第10条　研究班に研究活動分野を補完するために、他大学等の研究者を委嘱研究員として、受け入れることができる。ただし、原則として研究班の総員数の３分の１を超えないものとする。
２　委嘱研究員は、主幹からの申請に基づき、所長が運営委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が委嘱する。
３　委嘱研究員の任期は１年とし、研究班の研究期間内で再任を妨げない。ただし、所属する大学等又は資格の変更があった場合は直ちに所長に報告し、委嘱研究員としての継続可否について運営委員会の議を経なければならない。
（客員研究員）
第11条　研究班に若干名の客員研究員を置くことができる。
２　客員研究員は、研究所の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学、国公私立の研究機関等に所属しているもの又はそれに相当する研究実績を有すると認められるもののうちから、主幹からの申請に基づき、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。
３　客員研究員は、第３条に規定する事業を推進するに当たり、協力しなければならない。
４　客員研究員の任期は、１年とする。ただし、所属する研究班の研究期間内で再任することができる。
５　その他客員研究員に関する事項については、別に定める。
（非常勤研究員）
第12条　研究班に若干名の非常勤研究員を置くことができる。
２　非常勤研究員は、研究所の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学等の研究機関に所属していないもののうちから、主幹からの申請に基づき、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。

３　非常勤研究員は、第３条に規定する事業を推進するに当たり、協力しなければならない。
４　非常勤研究員の任期は、１年とする。ただし、所属する研究班の研究期間内で再任することができる。
５　非常勤研究員は、その研究活動を推進するために、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に努めなければならない。
６　その他非常勤研究員に関する事項については、別に定める。

（準研究員）

第13条　研究班に、準研究員として、大学院博士課程後期課程に在籍する学生を受け入れることができる。
２　準研究員に関する事項については、別に定める。

（訪問研究員の受入れ）

第14条　国内外の教育・研究機関の研究者で、研究所において研究を志望するものを運営委員会の議を経て、訪問研究員として受け入れることができる。

（幹事会）

第15条　研究所に幹事会を置く。
２　幹事会は、所長、幹事及び拠点の代表者をもって構成する。
３　幹事会は、所長が招集し、議長となる。
４　幹事会は、次の事項を協議する。
（１）　研究所の将来構想及び戦略策定等に関する事項
（２）　所長推薦候補者の選出に関する事項
（３）　研究班の編成等に関する事項
（４）　その他所長が必要と認めた事項

（運営委員会）

第16条　研究所に運営委員会を置く。
２　運営委員会は、所長、幹事、主幹及び拠点の代表者をもって構成する。
３　運営委員会は、所長が招集し、議長となる。
４　運営委員会は、次の事項を審議する。
（１）　研究班の構成及び選定に関する事項
（２）　研究所の公開事業に関する事項
（３）　研究及び調査の成果発表に関する事項
（４）　研究所の人事に関する事項
（５）　研究所の予算及び決算に関する事項
（６）　研究所の自己点検・評価に関する事項
（７）　第４条第１項各号の運営に関する重要な事項
（８）　その他研究所の運営に関して所長が必要と認めた重要な事項

（研究所会議）

第17条　研究所に研究所会議を置く。
２　研究所会議は、第５条第１項第１号から第６号までに規定する者をもって構成する。ただし、会議を構成する研究員は、本学の専任教育職員及び特別契約教授とする。
３　研究所会議は、所長が招集し、議長となる。
４　研究所会議は、次の事項を審議決定する。
（１）　所長の選出に関する事項
（２）　幹事の選出に関する事項
（３）　研究所の規程制定・改廃に関する事項
（４）　その他研究所の運営に関して所長が必要と認めた重要な事項

（研究成果の公表）

第18条　研究班は、その研究活動の成果を出版物等の形式で、研究期間終了後１年以内に公表しなければならない。
２　発表方法等、前項に関する事項については、別に定める。

（外部評価委員会）

第19条　研究所に外部評価委員会を置くことができる。
２　外部評価委員会に関する事項については、別に定める。

（自己点検・評価委員会）

第20条　研究所に東西学術研究所自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会に関する規程は、別に定める。
（規程の改廃）
第21条　この規程の改廃は、研究所会議の議を経て行う。
附　則
１　この規程は、昭和40年４月１日から施行する。
２　現在研究所に在籍する職員は、この規程施行の日に、この規程により任命されたものとする。
附　則
この規程（改正）は、昭和50年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、昭和52年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成16年６月10日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成19年10月１日から施行する。
附　則
１　この規程（改正）は、平成24年４月１日から施行する。
２　この規程（改正）の施行に際し、活動中の研究班については、平成25年３月31日までの間は、なお従前の例による。
附　則
この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、平成28年７月７日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。
附　則
この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

○関西大学先端科学技術推進機構規程

平成13年10月11日
制定

（設置）

第１条　関西大学学則第68条の規定に基づき、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）を置く。

（目的）

第２条　機構は、先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（事業）

第３条　機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　先端科学技術に関する研究、調査及びその成果の発表

（２）　中央省庁、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金等を伴う研究開発事業等の推進

（３）　受託研究、学外共同研究等の産学官連携・協力事業の推進

（４）　シンポジウム及び講演会の開催

（５）　その他機構が必要と認める事業

（研究部門）

第４条　機構に、先端科学技術を研究する次の研究部門を置く。

（１）　新物質・機能素子・生産技術

（２）　情報・通信・電子

（３）　生命・人間・ロボティクス

（４）　環境・エネルギー・社会

（研究センター等）

第５条　機構に、先端科学技術に関するプロジェクト研究を遂行するため、次の研究センター等を置く。

（１）　戦略的研究推進センター

（２）　医工薬連携研究センター

（３）　地域再生センター

（４）　社会空間情報科学研究センター

（５）　関大メディカルポリマー研究センター

（６）　その他中央省庁、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金等を伴う研究プロジェクト

２　前項の研究センター及び研究プロジェクトの運営に関する規定は、別に定める。

（構成）

第６条　機構に次の構成員を置く。

（１）　機構長　１名

（２）　副機構長　１名

（３）　部門長　４名

（４）　各研究センターの長

（５）　前条第１項第６号に規定する研究プロジェクトの長

（６）　研究員

（７）　事務職員　若干名

２　前項第６号に規定する研究員は、第４条に定める研究部門のいずれかに所属する。

３　機構に若干名の顧問を置くことができる。

４　機構にコーディネーターを置くことができる。コーディネーターに関する規定は別に定める。

５　機構に若干名の委託研究員を置くことができる。

（機構長）

第７条　機構長は、機構を代表し、その業務を統括する。

２　機構長は、学長が関西大学（以下「本学」という。）専任教授のうちから、研究員会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命する。

３　機構長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　機構長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副機構長）

第８条　副機構長は、機構長を補佐する。

２　副機構長は、機構長が第10条第２項に規定する研究員のうちから研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

３　副機構長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　副機構長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部門長）

第９条　各研究部門内に１名の部門長を置き、部門長は各研究部門の運営に当たる。

２　部門長は、次条第２項の研究員のうちから機構長が研究員会の議を経て選任する。

３　部門長の任期は２年とし、再任を妨げない。

（研究員）

第10条　研究員は、研究計画に基づき、研究業務に従事する。

２　研究員は、機構長が本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

３　機構長は、特に必要と認めた場合は、前項に規定する資格を有しない者のうちから研究員会の議を経て研究員を学長に推薦し、理事会が委嘱する。

（顧問）

第11条　顧問は、機構長が研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が委嘱する。

２　顧問の任期は２年とし、再任を妨げない。

（委託研究員）

第12条　委託研究員は、運営委員会の議を経て機構長が許可する。

２　委託研究員は、許可された期間及び研究事項の範囲内において、研究員の指導を受け、研究に従事することができる。

（運営委員会）

第13条　機構に運営委員会を置く。

２　運営委員会は、機構長、副機構長、部門長、各研究センターの長及び研究プロジェクトの長若干名をもって構成する。

３　機構長は、必要に応じて、顧問、本学専任教育職員及び学内外学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（運営委員会）

第14条　運営委員会は、機構長が招集し、議長となる。

２　運営委員会は、次の事項を審議する。

（１）　機構の運営に関する事項

（２）　研究及び調査に関する事項

（３）　機構の自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

（４）　産学官連携・協力に関する事項

（５）　機構の人事に関する事項

（６）　機構の予算に関する事項

（７）　その他機構に関する重要事項

（研究員会）

第15条　機構に研究員会を置く。

２　研究員会は、機構長及び第10条第２項に規定する研究員をもって構成する。

第16条　研究員会は、機構長が招集し、議長となる。

２　研究員会は、機構の事業及び運営に関する基本的な事項を審議する。

（安全委員会）

第17条　機構に安全委員会を置く。

２　安全委員会は、機構の安全衛生管理及び運営に関する基本的な事項を協議する。

３　委員会の目的、構成、任務等については、別に定める。

（規程の改廃）

第18条　この規程の改廃は、研究員会の議を経て行う。

附　則

1　この規程は、平成14年４月１日から施行する。

2　関西大学工業技術研究所規程（昭和39年１月１日制定。以下「旧規程」という。）は廃止する。

3　旧規程第７条第２項の規定により任命され、この規程施行の際研究員の職にある者は、この規程施行の日において、第11条第２項の規定により任命されたものとみなす。

4　この規程施行の際工業技術研究所長の職にある者は、この規程施行の日において、第８条の規定による機構長とみなす。この場合において、その任期は、旧規程により工業技術研究所長となった日から起算する。

5　第９条第２項の規定により任命される最初の幹事の任期は、同条第３項の規定にかかわらず、平成15年３月31日までとする。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成17年６月28日から施行する。

2　この規程（改正）施行後最初に第10条第２項の規定により選任された主幹の任期は、同条第３項の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

附　則

この規程（改正）は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程（改正）は、平成21年２月19日から施行する。

2　規程第７条に定める機構長、同第９条に定める部門長、同第５条に定めるセンターの長は、年齢の上限を満67歳とし、満67歳に達した日の属する年度の末日をもって任期を終えるものとする。

附　則

1　この規程（改正）は、平成24年６月１日から施行する。

2　関西大学ハイテク・リサーチ・センター内規（平成10年４月３日制定）、関西大学学術フロンティア・センター内規（平成10年４月３日制定）及び関西大学産学連携研究センター内規（平成16年11月11日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2023年４月１日から施行する。

○関西大学法学研究所規程

昭和61年12月12日
制定

（設置）

第１条　関西大学学則第69条の規定に基づき、関西大学法学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

（目的）

第２条　研究所は、立法、司法、行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　研究所は、その目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　理論及び政策の研究並びに実態調査
（２）　研究及び調査の成果の発表
（３）　研究会、講演会等の開催
（４）　文部科学省等の補助金等を得て行う事業
（５）　研究及び調査の受託
（６）　資料の収集、整理及び保管
（７）　外国人研究者の受入れ
（８）　その他前条に規定する目的達成に必要と認められる事業

（センターの設置）

第３条の２　研究所の下に前条第４号に基づくセンターを設置し、センター長を置くことができる。

２　センターの運営については、別に定める。

（構成）

第４条　研究所に次の職員を置く。

（１）　所長　１名
（２）　幹事　４名
（３）　主幹　各研究班の研究代表者
（４）　研究員　１研究班４名程度の専任教育職員及び特別契約教授（主幹を含む。）
（５）　事務職員　若干名

２　研究班に若干名の委嘱研究員を置くことができる。

３　研究班に若干名の非常勤研究員を置くことができる。

４　研究班に、準研究員として、大学院博士課程後期課程に在籍する学生を受け入れることができる。

５　前項の募集については、別に定める。

６　研究所に若干名の顧問を置くことができる。

（所長）

第５条　所長は、所務を統括し、研究所を代表する。

２　所長は、関西大学（以下「本学」という。）専任教授のうちから、研究所会議の議を経て、学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。

３　所長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。

４　所長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。

（幹事）

第６条　幹事は、所務について所長を補佐する。

２　幹事は、本学専任教育職員のうちから、運営委員会で選出し、研究所会議の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が任命する。

３　幹事は、研究員を兼ねることはできない。

４　幹事の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。

５　幹事に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その期間は前項の年数には算入しない。

（研究班及び主幹）
第７条　研究所に第２条に規定する目的を達成するために、研究班を置く。
２　研究班は学内から公募する。研究期間は２年とし、運営委員会の議を経て延長することはできるが、４年を限度とする。
３　研究班に研究代表者である主幹を置き、主幹はその運営に当たる。
４　研究班の公募及び研究期間の延長を含む選考手続については、別に定める。
（研究員及び委嘱研究員）
第８条　研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき、研究及び調査を行う。
２　研究員は、所長が本学専任教育職員及び特別契約教授のうちから、運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が任命する。ただし、研究員は幹事を兼ねることができない。
３　研究員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。
４　委嘱研究員は、所長が本学専任教育職員及び特別契約教授以外の者から、運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が委嘱する。
５　委嘱研究員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き４年を超えることはできない。
６　研究員及び委嘱研究員は、退任後１年間は再任できない。
（非常勤研究員）
第９条　非常勤研究員は、研究班に所属して、研究計画に基づき、研究及び調査を行う。
２　非常勤研究員は、研究所の研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学等の研究機関に所属していないもののうちから、研究代表者からの申請に基づき、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。
３　非常勤研究員は、第３条に規定する事業を推進するに当たり、協力しなければならない。
４　非常勤研究員の任期は、１年とする。ただし、所長が認める場合は、再任することができる。
５　非常勤研究員は、その研究活動を推進するために、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に努めなければならない。
６　その他非常勤研究員に関する事項については、別に定める。
（顧問）
第10条　顧問は、研究所会議の議を経て、所長が学長に推薦し、理事会が委嘱する。
２　顧問は、所長の諮問に答え、意見を述べることができる。
３　顧問の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
（幹事会）
第11条　研究所に幹事会を置く。
２　幹事会は、所長及び幹事をもって構成する。
第12条　幹事会は、所長が招集し、議長となる。
２　幹事会は、次の事項を協議する。
（１）　研究所の将来構想及び戦略策定等に関する事項
（２）　所長推薦候補者の選出に関する事項
（３）　研究班の編成等に関する事項
（４）　その他所長が必要と認める事項
（運営委員会）
第13条　研究所に運営委員会を置く。
２　運営委員会は、所長、幹事及び主幹をもって構成する。
３　第３条の２に基づくセンター長を構成員とすることができる。
第14条　運営委員会は、所長が招集し、議長となる。
２　運営委員会は、次の事項を審議する。
（１）　研究班の構成及び選定に関する事項
（２）　研究所の公開事業に関する事項
（３）　研究及び調査の成果発表に関する事項
（４）　研究所の人事に関する事項
（５）　研究所の予算及び決算に関する事項
（６）　研究所の自己点検・評価に関する事項

（7） 第３条の２に基づくセンターの運営に関する重要な事項
（8） その他研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項
（研究所会議）
第15条　研究所に研究所会議を置く。
２　研究所会議は、第４条第１項第１号から第４号までに規定する者をもって構成する。
第16条　研究所会議は、所長が招集し、議長となる。
２　研究所会議は、次の事項を審議決定する。
（1） 所長の選出に関する事項
（2） 幹事の選出に関する事項
（3） 研究所の規程制定・改廃に関する事項
（4） その他研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項
（研究成果の公表）
第17条　研究班は、２年間の研究期間終了後１年以内に、研究員全員の執筆による『研究叢書』１冊を刊行しなければならない。
（自己点検・評価委員会）
第18条　研究所に法学研究所自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会に関する規程は、別に定める。
（規程の改廃）
第19条　この規程の改廃は、研究所会議の議を経て行う。

附　則

この規程は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成12年10月26日から施行し、平成12年４月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成19年10月11日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年６月１日から施行し、2022年４月１日から適用する。

○関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構規程

平成20年７月24日
制定

（設置）

第１条　関西大学学則第69条の２の規定に基づきソシオネットワーク戦略研究機構（以下「研究機構」という。）を置く。

（目的）

第２条　研究機構は、国公私立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築並びに学術資料等の共同利用の促進等を行うため、高度な情報通信技術を活用したネットワーク戦略の総合的政策研究を行い、優れた研究体制の構築と研究基盤を形成し、世界が直面する社会的課題を解決することを目的とする。

（事業）

第３条　研究機構は、その目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　共同利用・共同研究拠点としての共同研究の推進
（２）　高度情報通信技術を利用した政策研究の推進
（３）　学会等の研究者コミュニティの意向及び国内外の研究動向の調査及び把握
（４）　研究成果の公開・出版・広報等の活動
（５）　大型の共同研究プロジェクト等の推進
（６）　若手研究者の育成
（７）　その他前条の目的を達成するために必要な活動

（研究組織の設置）

第４条　研究機構の下に研究センター及び研究ユニットを設置し、それぞれ代表者を置くことができる。

２　前項において、研究センターとは、前条第５号に基づき設置されるものをいい、研究ユニットとは運営委員会が認めた研究課題を遂行するものをいう。

３　研究センター及び研究ユニットの運営については、別に定める。

（構成）

第５条　研究機構は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）　運営委員会委員
（２）　機構長
（３）　副機構長
（４）　機構研究員
（５）　機構研究支援者
（６）　事務職員
（７）　その他運営委員会が必要と認めた者

第５条の２　研究機構は、非常勤研究員を置くことができる。

（機構長）

第６条　機構長は研究機構を統括し、代表する。

２　機構長は、関西大学（以下「本学」という。）の専任教育職員のうちから、運営委員会の議を経て学長が推薦し、理事会が任命する。

３　機構長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　機構長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副機構長）

第７条　副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときはその職務を代行する。

２　副機構長は、本学の専任教育職員のうちから、機構長が運営委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

３　副機構長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　副機構長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（機構研究員）

第８条　機構研究員は、第４条に規定する研究組織において研究機構が推進する共同研究を実施する者をいい、機構長が運営委員会の議を経て、学長に推薦し、理事会が任命する。

２　機構研究員の任期は２年とし、再任を妨げない。
（非常勤研究員）
第９条　非常勤研究員は、研究機構が推進する研究を実施する者をいい、機構長が運営委員会の議を経て任命する。
２　非常勤研究員の任期は１年とし、再任を妨げない。
（機構研究支援者）
第10条　第５条第５号に規定する機構研究支援者として、次に掲げる者をそれぞれ若干名置くことができる。
（１）　研究機構助教（RISS助教）
（２）　特別任用教育職員
（３）　研究機構統計分析主幹（RISS統計分析主幹）
（４）　特別任用研究員
（５）　ポスト・ドクトラル・フェロー
（６）　リサーチ・アシスタント
（７）　研究機構ジュニア・アシスタント（RISS―JA）
（運営委員会）
第11条　第２条の目的を達成するため、運営委員会を置く。
２　運営委員会は、次の委員をもって構成し、理事会が任命する。
（１）　常任理事のうち１名
（２）　副学長のうち１名
（３）　機構長
（４）　副機構長
（５）　研究者コミュニティの推薦を受けた学外有識者　若干名
（６）　機構研究員のうちから推薦された者　若干名
（７）　その他運営委員会から推薦された者　若干名
３　委員のうち、過半数は学外有識者とする。
４　委員の任期は、次のとおりとする。
（１）　第２項第１号から第４号までに規定する委員の任期は、役職在任中とする。
（２）　第２項第５号から第７号までに規定する委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
（運営）
第12条　運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
２　運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。
３　運営委員会は、研究者コミュニティの意向や内外の研究動向を踏まえ、次の事項を審議決定する。
（１）　研究機構の長期的な方針及び将来構想に関する事項
（２）　研究機構が遂行する共同研究プロジェクト及び採択した研究課題の下に設置される研究センター及び研究ユニットの構成及び選定に関する事項
（３）　人事に関する事項
（４）　予算及び決算に関する事項
（５）　研究テーマの設定及び研究課題の公募並びに審査に関する事項
（６）　研究活動の研究倫理及び自己点検・評価に関する事項
（７）　その他第２条の目的を達成するために必要な事項
４　運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
５　機構の運営を円滑に進めるため、運営委員会の下に共同利用・共同研究委員会を置くことができる。
（専門委員会）
第13条　運営委員会に、次の専門委員会を置く。
（１）　研究倫理委員会
（２）　外部評価委員会
２　各専門委員会について必要な事項は、別に定める。
（事務）
第14条　研究機構に関する事務は、研究所事務グループが行う。

（その他）
第15条　この規程に定めるもののほか、研究機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、平成20年７月24日から施行する。

２　この規程の制定により、関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター及び関西大学グリッドコンピューティング実験センターは、第４条に基づく研究組織とする。

附　則

この規程（改正）は、平成21年５月20日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月22日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年12月２日から施行し、平成22年12月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年６月１日から施行する。

○保健管理規程（就）

昭和46年３月11日
制定

（目的）

第１条　この規程は、学校法人関西大学（以下「法人」という。）並びに設置学校の職員、学生及び生徒（児童及び園児を含む。以下同じ。）の健康の保持、増進等の保健管理に係る業務の総合的運営並びにその専門的業務の一元化を図ることを目的とする。

２　職員、学生及び生徒の保健管理については、法令に別段の定めがある場合を除き、この規程による。

（管掌）

第２条　前条の目的により保健管理業務を掌るため、大学に保健管理センター（以下「センター」という。）を置く。

２　センターは、診療及び精神保健業務を行わせるために、千里山キャンパスに第一診療所を設ける。

３　第一診療所の診療及び精神保健業務については、別に定める。

（保健室）

第３条　高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパス及び併設校に保健室を置く。

（委員会）

第４条　法人並びに設置学校における保健管理及び診療業務等の全体的運営を円滑に行うため、保健委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（業務）

第５条　センターは、前条に定める委員会の基本方針に基づき、次の業務を行う。

（１）　健康診断に関すること。
（２）　疾病管理に関すること。
（３）　健康相談に関すること。
（４）　環境衛生に関すること。
（５）　診療に関すること。
（６）　保健衛生教育及び保健指導に関すること。
（７）　保健委員会に関すること。
（８）　保健管理の各種調査及び研究に関すること。
（９）　各種健康診断証明書等の発行に関すること。
(10)　その他保健管理に関すること。

２　センターは、前項に規定する業務を達成するため、自ら点検及び評価を行う。

３　前項に規定する点検項目及び実施体制については、別に定める。

（職員）

第６条　センターに次の職員を置く。

（１）　所長
（２）　診療所長
（３）　医師
（４）　事務長
（５）　事務職員
　ア　事務系職員
　イ　技術系職員

２　所長及び診療所長は、医師をもって充てる。

（職員の職務）

第７条　所長は、所務を統括する。

２　診療所長は、診療業務に従事し、診療所の業務を掌理する。

３　医師は、保健管理及び診療業務に従事する。

４　事務長は、事務職員を指揮し、センターの事務を掌理する。

（保健委員会）

第８条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　所長及び診療所長

（2） 総括安全衛生管理者
（3） 副学長のうち１名
（4） 学生センター所長
（5） 併設校の校長及び園長
（6） 人事局長、学事局長、学生サービス事務局長及び保健管理センター事務長
（7） 医師衛生管理者
（8） 大学及び併設校の校医又は校医が指定した教職員
（9） 人間健康学部専任教員から選出された者１名

２　委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は所長をもって充て、副委員長は委員長の指名によって決める。

（審議）

第９条　委員会は、次の事項を審議する。
（1） センター運営の基本方針
（2） 保健管理及び診療についての全体的基本方針
（3） 保健管理及び診療に関する規程
（4） 感染症予防及び環境衛生の対策
（5） その他保健管理及び診療に関する重要事項

（会議）

第10条　委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

３　第８条第１項第５号に規定する委員が出席できないときは、校長については教頭（幼稚園長については幼稚園教諭）の代理出席を認める。

（委員以外の出席）

第11条　委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（委員会の事務）

第12条　委員会の事務は、センター事務室が行う。

附　則

１　この規程は、昭和46年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に関する必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程（改正）は、昭和50年12月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程（改正）は、平成６年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の日をもって、第二診療所は当分の間休止する。

附　則

この規程（改正）は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月１日から適用する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

○関西大学学生寮規程

平成30年１月31日
制定

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学学生国際交流館・秀麗寮、関西大学ドミトリー月が丘、関西大学南千里国際プラザ留学生寮及び関西大学南千里国際学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　学生寮は、関西大学の建学の精神のもとに寮生が共同生活をすることにより、人格向上に努め教養を高めるとともに、文化交流を通して国際感覚を育成し、かつ、学生相互の交流を行うことを目的とする。

（運営委員会）

第３条　学生寮の管理運営について必要な事項を審議するため、学生寮運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

第４条　委員会は、次の者をもって構成する。

（１）　国際部長
（２）　国際教育センター長
（３）　学生センター副所長のうち１名
（４）　国際部所属専任教育職員のうち、国際部長が指名する者１名
（５）　管財局次長
（６）　国際事務局次長
（７）　学生サービス事務局次長
（８）　国際教育グループ長のうち１名
（９）　国際プラザグループ長
(10)　その他委員長が必要と認めた者

２　委員会には、アドバイザーを置くことができる。

３　第１項第１号から第３号まで及び第５号から第９号までに規定する委員の任期は、役職任期中とする。

４　第１項第４号及び第10号に規定する委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

５　委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員会の運営）

第５条　委員会の委員長は国際部長、副委員長は国際教育センター長をもって充てる。

２　委員会は委員長が招集し、その議長となる。

３　委員会は委員総数の２分の１以上の出席で成立し、出席者の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは委員長が決する。

４　前条第１項に規定する委員が出席できないときは、委員が指名する者の代理出席を認める。この場合、代理出席者は議決権を有する。

５　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員会の審議事項）

第６条　委員会は、次の事項を審議する。

（１）　学生寮の管理運営に関する事項
（２）　寮生の入退寮に関する事項
（３）　この規程及び学生寮関連規程の改廃に関する事項
（４）　近隣住民との交流を含む催事の企画及び運営に関する事項
（５）　その他学生寮の管理運営に関し必要な事項

（管理責任者）

第７条　学生寮の管理責任者は、国際部長をもって充てる。

２　国際事務局次長は、学生寮の管理運営に関して国際部長を補佐する。

（寮管理・寮生活）

第８条　学生寮に管理人及びレジデント・アシスタント（以下「RA」という。）を置く。

２　入寮者は、共同生活を行うに際し、本学教職員、管理人及びRAの協力を仰ぎ、第２条の目的を全うしなければならない。

３　管理人は、管理責任者である国際部長の指示に基づき、寮の管理業務を行う。なお、管理人は業務委託によるものとする。
４　RAは、本学教職員及び管理人と協力し、入寮者の自律的な生活を支援しなければならない。なお、RAの取扱いは、別に定める。

（入寮対象者）

第９条　入寮対象者は、次に掲げる者とする。
（１）　学部、大学院又は留学生別科の正規課程生
（２）　交換受入留学生
（３）　その他委員会の議を経て国際部長が認める者

（入寮）

第10条　入寮は、入寮希望者のうちから委員会の議を経て、国際部長が許可する。
２　委員会は、入寮募集に際して、募集要項その他を公告しなければならない。
３　委員会は、入寮選考に際して、次の事項について審査し、入寮者を決定する。
（１）　共同生活に対する積極性
（２）　国際交流及び異文化理解に対する関心度
（３）　その他委員会で必要と認めた事項
４　入寮の許可を得た者は、所定の必要書類を国際部長に提出しなければならない。
５　入寮の許可を得た者は、原則として、本学が指定する日に入寮しなければならない。
６　短期利用の許可を得た者は、所定の期日までに本学が指定する必要書類を国際部長に提出しなければならない。

（在寮期間）

第11条　在寮期間は、原則として、入寮時から起算して２学期までとし、委員会の議を経て国際部長が指定する。
２　委員会の議を経て国際部長が認める者は、更に２学期間を限度として延長することができる。
３　短期利用の許可を得た者は、原則として、学期を超えて利用することはできない。

（退寮）

第12条　退寮を希望する者は、本学が指定する期日までに、国際部長に届け出なければならない。
２　国際部長は、入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議を経て退寮を命ずることができる。
（１）　退学、休学又は除籍になった者
（２）　２カ月以上寮費、その他所定の経費の納入を怠った者
（３）　寮の秩序を著しく乱した者
（４）　その他委員会が不適当と認める者

（寮内規律）

第13条　入寮者は、寮施設及び自室を清潔に保ち、その整理及び整頓に努めなければならない。
２　入寮者は、寮施設及び備品を滅失毀損した場合、その損害を弁償しなければならない。
３　入寮者は、国際部長の許可なく外来者を寮内に入れてはならない。
４　原則として外来者の宿泊は禁止する。
５　寮内において、物品等の販売、暴力行為、金銭の貸借、賭事、騒音を立てる行為、指定場所以外での飲酒及び喫煙、動物飼育、その他寮生活に関わらない諸活動（布教活動、勧誘活動、政治活動等）は禁止する。

（寮費等）

第14条　寮費等とは、入寮費、寮費、寮雑費、食費、寝具リース料、デポジット及び短期利用料金等をいう。
２　入寮者は、所定の寮費等を納入しなければならない。
３　寮費等は、原則として返還しない。
４　寮費等は、寮施設の維持を図るために、委員会の議を経て、見直すことができる。
５　寮費等の取扱いは、別に定める。

（事務）

第15条　学生寮の管理運営に関する事務は、国際教育グループ及び国際プラザグループが

行う。

（補則）

第16条　この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第17条　この規程の改廃は、委員会及び国際委員会の議を経て行う。

附　則

１　この規程は、2018年４月１日から施行する。

２　第11条の規定にかかわらず、2017年度以前入学で、この規程施行の際現に関西大学学生国際交流館･秀麗寮又は関西大学ドミトリー月が丘に在寮している者の在寮年限については、なお従前の例による。

３　第15条の規定にかかわらず、2017年度以前に関西大学学生国際交流館・秀麗寮又は関西大学ドミトリー月が丘に入寮した者の在寮中は、寮の管理運営に関する事務は、学生生活支援グループが協力して行う。

４　関西大学学生寮規程（平成18年３月２日制定）、関西大学南千里国際プラザ留学生寮規程（平成24年１月19日制定）及び関西大学南千里国際学生寮規程（平成24年２月16日制定）は、廃止する。

附　則

この規程（改正）は、2019年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年10月１日から施行する。

○関西大学留学生別科規程

平成23年２月17日
制定

（設置）
第１条　関西大学学則第７条の２第２項の規定に基づき、関西大学留学生別科（以下「別科」という。）を置く。
（定義）
第２条　別科は、関西大学国際教育センター規程第６条に規定する日本語・日本文化教育プログラムのうち、進学コースをいう。
（目的）
第３条　別科は、関西大学（以下「本学」という。）の学部又は研究科を中心に、国内の大学又は大学院に進学を希望する外国人に対し、日本語、日本事情、日本文化等を教授し、学術活動の基礎となる能力を養うことで、国際的視野に立つ有為な人材を育成することを目的とする。
（収容定員等）
第４条　入学定員及び収容定員は、130名とする。
（修業年限）
第５条　修業年限は、１年とする。ただし、修業年限２年を限度として在学期間の延長を認めることがある。
（学年）
第６条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（学期）
第７条　学年は、次の２学期に分ける。
春学期　４月１日から９月20日まで
秋学期　９月21日から翌年３月31日まで
（休業日）
第８条　休業日は、関西大学学則第12条の規定を準用する。
（授業科目及び単位数）
第９条　授業科目及び単位数は、別表に定めるとおりとする。
（単位数計算）
第10条　授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。
（１）　日本語科目は、原則として35時間以上の授業をもって１単位とする。
（２）　講義、演習及び外国語科目（日本語を除く。）は、原則として15時間又は30時間の授業をもって１単位とする。
（履修届）
第11条　学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を国際教育センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。
（試験）
第12条　試験は、履修した科目について春学期末又は秋学期末に行う。ただし、国際教育センター委員会（以下「委員会」という。）において平常成績をもって試験に代えることを認められた授業科目は、この限りでない。
２　前項の定期試験のほか、委員会の議を経て臨時に試験を行うことがある。
３　正当な理由により受験できなかった者には、委員会で認められた限度内において追試験を行うことがある。
（試験の方法）
第13条　試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によっては、レポートの提出又はその他の方法をもって試験に代えることがある。
２　履修した科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。
（成績）
第14条　試験の成績は、100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。
合格　100点～90点　S
89点～80点　A

79点～70点　B
69点～60点　C
不合格　59点以下　F

（修了の認定）

第15条　別科に１年以上在学して所定の課程を履修し、かつ、その試験に合格した者には、別科（日本語・日本文化教育プログラム進学コース）の修了を認める。

（入学時期）

第16条　入学時期は、毎学期の始めとする。

（入学資格）

第17条　別科に入学することのできる者は、次に該当する者とする。

（１）　外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは修了見込みの者又はこれと同等以上の資格を有すると認定された者

（２）　原則として、１年以上の日本語の学習歴を有する者又は同等の能力を有していると委員会が認めた者

（入学の出願）

第18条　入学を志願する者は、所定の書類に学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に規定する入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学の選考）

第19条　前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続）

第20条　前条の結果に基づき入学を許可された者は、所定の書類に学費規程に規定する入学金、授業料その他の学費を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（休学）

第21条　病気その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、休学願をセンター長に提出し、委員会の議を経て休学の許可を得なければならない。

２　休学を許可された者は、学費規程に規定する所定の学費を納入しなければならない。

３　休学期間は学期単位とし、通算して１年を超えることはできない。

４　休学期間は、在学期間には算入しない。

（復学）

第22条　休学した者が復学を希望するときは、復学願を当該学期授業開始日までにセンター長に提出し、委員会の議を経て、復学することができる。

（退学）

第23条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、退学願に学生証を添えて、センター長に提出しなければならない。

（除籍）

第24条　次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の議を経て除籍にする。

（１）　学費を指定された納入期間内に納入しない者

（２）　在学期間が第５条に規定する修業年限を超える者

２　前項第１号は委員会承認の日をもって、同項第２号は委員会の議を経て当該学期末をもって除籍にする。

（復籍）

第25条　除籍となった者が復籍を希望するときは、復籍願を当該学期授業開始日までにセンター長に提出し、委員会の議を経て、復籍することができる。

（懲戒処分）

第26条　この規程及び本学の諸規程に違反し、またその他学生の本分に反する行為があったときは、委員会の議を経て、学生を退学、停学又は譴責の処分に付する。

２　懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

（処分の退学）

第27条　前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）　正当な理由がなくて出席常でない者

（４）　大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（事務）
第28条　この規程に関する事務は、国際プラザグループの所管とする。
（事務取扱）
第29条　この規程に基づく事務取扱に関する必要な事項については、別に定める。
（規程の改廃）
第30条　この規程の改廃は、委員会及び国際委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2021年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

別科（日本語・日本文化教育プログラム進学コース）

授業科目		単位
第１群　日本語科目	日本語Ⅰ（総合）	2
	日本語Ⅱ（総合）	2
	日本語Ⅲ（総合）	2
	日本語Ⅳ（総合）	2
	日本語Ⅴ（総合）	2
	日本語Ⅵ（総合―各テーマ）	2
	日本語Ⅰ（読解）	2
	日本語Ⅱ（読解）	2
	日本語Ⅲ（読解）	2
	日本語Ⅳ（読解）	2
	日本語Ⅴ（読解）	2
	日本語Ⅵ（読解―各テーマ）	2
	日本語Ⅰ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅱ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅲ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅳ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅴ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅵ（文章・口頭表現―各テーマ）	2
第２群　特別演習科目	アカデミック日本語クラスＡⅠ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスＡⅡ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスＡⅢ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスＢⅠ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスＢⅡ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスＢⅢ（各テーマ）	4
	日本語集中演習Ⅰ（各テーマ）	4
	日本語集中演習Ⅱ（各テーマ）	4
	日本語集中演習Ⅲ（各テーマ）	4
第３群　日本事情科目	日本事情	4
第４群　総合科目	総合科目Ⅰ	4

	総合科目Ⅱ	4
第５群　基礎科目	英語Ⅰ	2
	英語Ⅱ	2
	英語Ⅲ	2
	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理	2
	化学	2
	生物	2

＜修了要件＞

日本語・日本文化教育プログラム進学コースを修了しようとする者は、本表に示す授業科目の中から合計32単位以上を修得しなければならない。

○関西大学留学生別科事務取扱規程

平成24年２月16日
制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、関西大学留学生別科規程（以下「留学生別科規程」という。）第29条の規定に基づき、留学生別科事務取扱に関する必要な事項を定めるものとする。

（学生証）

第２条　学生に、関西大学（以下「本学」という。）留学生別科の学生であることを証明する学生証を交付する。

２　学生は、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

３　学生証を紛失したときは、直ちに所管窓口に届け出て、再交付を受けなければならない。

（学籍番号）

第３条　入学と同時に学生に学籍番号を付与する。

２　学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

第２章　休学、復学、退学、除籍及び復籍

第１節　休学

（休学手続）

第４条　病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、留学生別科規程第21条の規定に基づき、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を国際教育センター長（以下「センター長」という。）に提出し、国際教育センター委員会（以下「委員会」という。）の議を経て休学の許可を得なければならない。

２　前項の休学願は、休学しようとする学期の５月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき　７月30日

秋学期に休学するとき　１月30日

（休学期間）

第５条　休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

（休学延長の手続期間）

第６条　次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに第４条第１項に規定する手続を行わなければならない。

（休学の可能期間）

第７条　休学期間は、通算して２学期以内とする。

２　在学年数に算入されない学期が通算して２学期を超えるときは、休学を許可しない。

（休学期間と在学年数）

第８条　留学生別科規程第21条第４項の規定に基づき、休学期間を含む学期を、在学年数に含めない。

（休学期間の学費）

第９条　留学生別科規程第21条第２項の規定に基づき、休学期間中は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

２　前項における所定の学費は、次のとおりとする。

（１）　春学期の休学を希望し、５月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

（２）　秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料

（３）　前２号に当てはまらないときは、当該学期の学費

第２節　復学

（復学手続）

第10条　休学した者が復学を希望するときは、留学生別科規程第22条の規定に基づき、保証人連署の復学願をセンター長に提出し、委員会の議を経て復学することができる。

（復学の手続期間）

第11条　前条の復学願は、休学期間中の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。

２　病気等によって休学した者が復学を希望するときは、本学保健管理センターが作成する「診断書」を添付しなければならない。

（復学の時期）

第12条　復学の時期は、学期の始めとする。

（復学の制限）

第13条　休学している学期内に復学することはできない。

（復学者の学費）

第14条　復学した者は、復学した学期から学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に定める学費を納入しなければならない。

第３節　退学

（退学手続）

第15条　病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、留学生別科規程第23条の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、センター長に提出しなければならない。

（未手続者の退学）

第16条　休学している者が、留学生別科規程第21条に規定する休学の手続又は留学生別科規程第22条に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の９月20日又は３月31日をもって退学にする。

（処分退学）

第17条　留学生別科規程第27条に規定する者は、留学生別科規程第26条の規定に基づき、委員会の議を経て退学処分に付する。

第４節　除籍

（除籍）

第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、留学生別科規程第24条の規定に基づき、除籍にする。

（１）　学費を指定された納入期間内に納入しない者

（２）　在学期間が留学生別科規程第５条に規定する在学期間を超える者

（除籍日）

第19条　前条の除籍日は、春学期を７月31日、秋学期を１月31日とする。

（在学年数との関連）

第20条　除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第５節　復籍

（復籍手続）

第21条　第18条第１号により除籍となった者が復籍を希望するときは、留学生別科規程第25条の規定に基づき、保証人連署の復籍願をセンター長に提出し、委員会の議を経て復籍することができる。

（復籍の手続期間）

第22条　前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の８月28日から９月10日まで又は３月１日から３月14日までに提出しなければならない。

（復籍の時期）

第23条　復籍の時期は、学期の始めとする。

（復籍の制限）

第24条　除籍になった学期内の復籍は、許可しない。

２　在学年数に算入されない学期が通算して２学期を超えるときは、復籍を許可しない。

（復籍料の納入）

第25条　復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の９月20日又は３月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

２　復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第３章　学費納入と試験の関連

（学費と試験）

第26条　学費を滞納している者は、指定された納入期間内に滞納学費を納入しない限り、受験した科目の単位認定は行わない。

２　前項の納入期間及び学費は、学費規程に定める。

第４章　願書、届書及び証明書

（願書）

第27条　本学で定める願書は、次のとおりとする。

（１）　休学願
（２）　復学願
（３）　退学願
（４）　復籍願
（５）　学費延納願
（６）　学費分納願
（７）　学生証再交付願
（８）　追試験受験願
（９）　団体旅行証明願

（届書）

第28条　本学で定める届書は、次のとおりとする。

（１）　履修届
（２）　異動届

（証明書）

第29条　本学で定める証明書は、次のとおりである。

（１）　在学証明書
（２）　在籍証明書
（３）　修了見込証明書
（４）　修了証明書
（５）　成績証明書
（６）　単位修得証明書
（７）　学生証
（８）　通学証明書
（９）　学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

（改廃）

第30条　この規程の改廃は、国際教育センター委員会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。